DA
3016
2002
HG

WTOによる相殺関税の国際的規律

— 国有企業民営化後の相殺関税賦課の適法性 —

International Regulation of Countervailing Duties Under the WTO:
The Legality of Countervailing Duties Imposed on Privatized Companies

2002年10月

筑波大学大学院国際政治経済学研究科

白巴根

寄贈
白巴根氏

03006552

目　次

序章　研究課題と方法　1

第１節　問題の所在　1
1. はじめに　1
2. 補助金・相殺関税の国際的規律　3
3. 国有企業の民営化と民営化企業　9
第２節　研究課題　13
1. 通常の相殺関税　14
2. 民営化企業に賦課する相殺関税　14
3. 問題の焦点　15
4. 主要法的論点　16
5. 研究課題の意義　19
第３節　研究方法　22
1. 判例研究の重要性　21
2. 主要研究対象　22
第４節　論文の構成　23

第１章　民営化の分析　25

第１節　公企業と補助金　25
1. 民営化潮流の起源と現状　25
2. 公企業政策の欧米間相違　27
3. 公企業の定義と特徴　29
4. 公企業の内部改革と経営形態の多様化　31
5. 国有企業と補助金　33
6. 欧州の鉄鋼産業と補助金　34
第２節　民営化と補助金の関係　36
1. 広義の民営化　36
2. 狭義の民営化　37
3. 公共体形態国有企業の民営化　39
4. 株式会社形態国有企業の民営化　42
5. 民営化企業　47
6. 民営化の達成方法　48

第 2 章　補助金残留論の変遷と形成 49

第 1 節　完全返却論と完全残留論 49
1. メキシコ石灰産品相殺関税事件　49
2. スウェーデン鉄鋼産品相殺関税事件　53
3. 無差別完全残留論：1992 年と 1993 年初の動向　55

第 2 節　部分残留論 60
1. 部分残留論の導入　60
2. 国内鉄鋼企業と民営化企業の主張　61
3. 部分残留論の要旨　65
4. 小結　71

第 3 章　補助金残留問題の司法審査 73

第 1 節　ドイツ国有企業 Saarstahl SVK の民営化 74
1. 背景と事実　74
2. CIT の審査経過　77
3. CIT 判決の批判的検討　82
4. CAFC の審査経過　88
5. 小結　92

第 2 節　イギリス国有企業 BSC の民営化 93
1. 背景と事実　93
2. 紛争当事者の主張　94
3. CIT の判決(*British Steel I*)　95
4. CIT の判決（*British Steel II*）　96
5. *British Steel II* の批判的検討　100
6. CAFC の判決（*British Steel III*）103
7. 小結　104

第 3 節　*Delverde* 相殺関税事件 104
1. *Delverde* 事件の背景と事実　105
2. CIT の審査（*Delverde I*）　107
3. CIT の審査（*Delverde II*）　111
4. CAFC の審査（*Delverde III*）117

第 4 節　Delverde III 以降の動向 125
1. *Delverde III* 以降の商務省の動向　125
2. *Delverde III* 以降の CIT の動向　131

第 4 章　GATT と補助金残留問題　138

第 1 節　GATT と相殺関税の法的要件　139
1. 1947 年 GATT 第 6 条　139
2. 1947 年 GATT 第 16 条　141
3. 1979 年補助金協定　143
4. 小結　147
第 2 節　1994 年特殊鋼相殺関税事件　148
1. 相殺関税の法的要件をめぐる論争　149
2. BSC の生産施設の売却と補助金の行方　157
3. 小委員会報告の分析 160
4. 小結　164

第 5 章　補助金の法的定義と解釈論　166

第 1 節　SCM 協定の概要　167
1. SCM 協定の基本構造　167
2. 補助金概念の細分化　167
第 2 節　補助金の定義の解釈論　171
1. 参照条文と本件の争点　172
2.「利益 “benefit”」の解釈に関するカナダの主張　174
3.「利益」の解釈に関するブラジルの主張　177
4. 第三国の主張　180
5. 小委員会報告の分析　181
6. 上級委員会報告の分析　184
7. 小結　186

第 6 章　WTO と補助金残留問題　188

第 1 節　1999 年特殊鋼相殺関税事件　189
1. 前提的諸問題　189
2. SCM 協定と完全返却論　191
3. SCM 協定と部分残留論　199
4. 小委員会報告の分析　204
5. 上級員会報告の分析　214
6. 小結　218

第２節　EC 鉄鋼産品相殺関税事件　221
1. 民営化の事実　222
2. 紛争当事国の主張　228
3. 小委員会の報告　233
4. 主要法的論点の検討　240

終章　民営化企業に賦課する相殺関税の適法性　247

第１節　補助金残留論の総括的評価　247
第２節　完全返却論の総括的評価　255
第３節　補助金残留問題の解決方向　260

序 章　研究課題と方法

第1節　問題の所在

1. はじめに

2002年3月20日、アメリカ政府は国内の鉄鋼産業を保護するために、14品目の輸入鉄鋼産品を対象に最高税率 30%に達する厳しい緊急輸入制限措置[1]の発動に踏み切った。これを受けて、日本、EU、ブラジル及び中国など主要鉄鋼生産国を巻き込んだ大規模な貿易摩擦が発生している[2]。現在、鉄鋼産品の国際貿易は険悪な局面に直面しているだけではなく、鉄鋼紛争によって、WTO のもとで行われている貿易自由化交渉が難航する危険性さえ懸念されている。

ところで、ブッシュ政権による鉄鋼産品をターゲットとした今回のセーフガードの発動は、1970年代から世界の鉄鋼生産と貿易が抱えてきた紛糾と混乱の一端の露呈に過ぎず、実は鉄鋼貿易摩擦の歴史的根源と直結している厄介な紛争が 10 年以上続いているにもかかわらず、現在もその実態が完全に解明されていない。

1980年代の初期から、欧州の資本主義諸国が先行するかたちで国有企業の民営化政策が台頭した。80年代の後半から90年代には民営化の潮流は急速に勢いを拡大し、現在では世界的な規模で民営化が展開されている。この中でも、基幹産業とされてきた鉄鋼分野における国有企業の民営化は、GATT・WTO[3]の問題領域と交錯するかたちで数多くの貿易

1　GATT・WTO は、加盟国の関税譲許など義務履行の結果、輸入の増加によって国内産業が重大な損害を蒙った場合、かかる加盟国が関税譲許など国際法上の義務から一時的に逸脱して、関税の引き上げなど国内産業の保護措置をとることを容認している。こうした法的に容認された一時的、緊急避難的な保護措置を緊急輸入制限措置、またはセーフガードという。参照、国際法学会（1995)、186頁。

2　2002年3月29日、アメリカの緊急輸入制限措置に対抗して、EU は即座に輸入鉄鋼産品に対する暫定的セーフガードを発動し、5月24日、中国も国内鉄鋼産業を保護するための暫定的セーフガードに踏み切った。EU、日本、中国、ブラジル、韓国などは、補償を要求する交渉をしながら米国のセーフガードを WTO に提訴している。と同時に、EU、日本、中国はアメリカに対する報復措置を準備している。参照、『日本経済新聞』3月29日、5月8日、5月15日、5月18日、5月24日、6月3日。

3　本論文では、1948年から1995年の WTO が発足するまでの国際貿易体制を GATT と表現する。1948年の GATT 発足以降現在までの国際貿易体制を GATT・WTO と表現する。1995年以降の国際貿易体制を WTO と表現する。国際貿易体制という用語を、自由貿易協

紛争を誘発した。GATT・WTO の規律対象[4]はきわめて広範にわたるが、鉄鋼産業の民営化と絡む貿易紛争は、主に補助金・相殺関税という領域において生じている。

1990 年代の初期から今日に至るまで、アメリカの相殺関税当局（商務省と国際貿易委員会）は、主に EC 諸国とブラジル、メキシコなど一部の開発途上国を標的に、民営化以前に国有企業に交付された補助金（以下、原補助金と略記する）が国有企業の民営化後も依然として民営化企業に残留していると強く主張して、民営化企業の対米輸出鉄鋼産品を対象に連続的に相殺関税を賦課してきた。

1989 年のメキシコ石灰産品相殺関税事件で、国有企業の民営化と交錯する相殺関税問題が初めて表面化した。1992 年に、アメリカの商務省（以下、商務省と略記する）は民営化企業を対象とした相殺関税調査を大幅に強化し、1993 年から鉄鋼分野の民営化企業に賦課する相殺関税を本格化させた。これに対して、EC 諸国を中心とした相殺関税を賦課される側は、原補助金の民営化企業内の残留を否定して商務省の相殺関税の適法性を厳しく追及し、アメリカの国内司法機関[5]及び GATT・WTO の紛争処理機関による法的救済を求めてきた。現在も WTO の場で民営化企業に賦課する相殺関税の適法性をめぐる紛争処理が行われている[6]。

民営化企業に賦課する相殺関税の是非をめぐる貿易紛争が膠着状態に陥り、その解決に予想以上の時間が費やされているにもかかわらず、この問題は研究課題として注目されて

定、並びに協定の解釈適用をめぐる紛争処理等、協定の円滑な実施を図る国際組織の諸活動を含めた包括的な意味で理解する。1947 年 GATT というとき、『関税及び貿易に関する一般協定（1947 年 10 月 30 日署名）』を意味する。ウルグァイ・ラウンドにおいて、1947 年 GATT を修正、充実した上で作成された法的文書は 1994 年 GATT と呼ばれている。1994 年 GATT も WTO 協定の附属書の一つである。WTO 協定というとき、『世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定』（附属書一、二、三、四を含めて）を意味する。

4　国際的相互依存関係の発展に伴い、GATT・WTO の規律内容が主権国家の国境措置を超えて、国内の経済体制と政策領域のほうに浸透し、拡大してきている。GATT・WTO の伝統的任務であった関税削減の大幅な達成の結果、1970 年代後期から貿易の技術的障害など非関税障壁の削減問題が表面化した。ウルグァイ・ラウンドのときから、金融・保険などサービス産業の市場開放と規制緩和、貿易関連知的所有権の保護、貿易に関連する投資措置の規制、農産品の自由化など GATT・WTO の新しい領域が注目されるようになった。

5　国際貿易裁判所（CIT）と連邦巡回区控訴裁判所（CFAC）。

6　2002 年 7 月 31 日、EC の民営化企業が輸出する鉄鋼産品（14 品目）を対象にアメリカが継続して賦課している相殺関税（12 件）の適法性を審査した WTO の紛争処理小委員会の報告が発表されたが、アメリカは小委員会報告を上級委員会に申立てることは確実である。2000 年 12 月 21 日、ブラジルは、民営化企業の輸出する鉄鋼産品に賦課する相殺関税の是非を追及し、アメリカとの協議が行われている。参照、不公正貿易報告書（2002）〈図表資 II-4〉「WTO 発足後の紛争案件」、581 頁、案件番号 212、218。

こなかった。例えば、国有企業の民営化と補助金・相殺関税の法的問題が交錯する背景と原因、民営化企業に賦課する相殺関税の複雑性と適法性、さらに問題となる相殺関税の適法性を究明するための最適なアプローチなど、これまで、これら一連の問題はほとんど系統的に研究されてこなかった[7]。

本論文では、民営化企業に賦課する相殺関税をめぐる貿易紛争の発生から今日に至る全過程を視野に収めた系統的な研究の必要性を実感し、この複雑な紛争の実態を解明する作業を行った上で、今後、類似の問題の法的解決にとって有益な提案を示すことを目標としている。まず、研究課題を明確にする上で必要なキー概念となる補助金、相殺関税及び民営化と民営化企業について概観しておこう。

2. 補助金・相殺関税の国際的規律

GATT・WTO において、補助金[8]・相殺関税の国際的規律の問題は重要な位置付けがなされている。1947 年 GATT[9]は、補助金・相殺関税を国際的に規律する初めての多国間通商協定である。GATT のもとで、補助金・相殺関税を国際的に規律するルールの改善と強化が図られ、1979 年の東京ラウンドのとき『関税及び貿易に関する一般協定第 6 条、第 16 条及び第 23 条の解釈及び適用に関する協定』(以下、1979 年補助金協定と略記する)

---

7 以下の 4 本の論文は、現時点で検索できる民営化企業に賦課する相殺関税の問題を研究した僅少な業績である。Cornell(1994), pp.1309–1334 ; Codevilla (1995), pp. 435-472 ; Rushford (1999), pp.485-511 ; Dunne (2001), pp.79-130.

8 補助金とは、一般的に、政府が様々な社会的経済的目標を達成する政策手段として、意図的に他の主体(個人、企業、研究教育機関等)に配分した利益のことをいう。補助金は、政府の市場介入を行う政策的手段であり、市場メカニズムによる資源配分と対照的に、資源配分を誘導する機能をもつ政治的権威によって再配分された資源(利益)と理解できよう。補助金の被交付主体としては、企業、個人、研究機関、教育機関、社会福祉団体や文化施設等がある。補助金の形態から見ると、贈与(通常の補助金)、税の減免措置、低利融資、出資等がその主流である。補助金の交付目的は、輸出振興補助金、国内産品優先使用補助金、産業構造調整補助金、環境保護補助金、地域開発補助金、技術開発補助金、文化教育と科学研究事業振興補助金等に分類される。補助金の受益者の範囲に着目した場合、特定性のない補助金(交付を受ける主体を限定しない一般的なもの)、特定性のある補助金(特定の主体しか交付されないもの)と分類できる。補助金の交付方法から見れば、定期的かつ規則的に一定の金額が交付される反復的(recurring)補助金もあれば、不定期的、非規則的に交付される非反復的(non-recurring)補助金もある。参照、不公正貿易報告書(2000)、111 頁。

9 1947 年 GATT の第 6 条は相殺関税を規律する法的要件を規定し、第 16 条は補助金の交付をめぐる権利義務を規定している。

が策定された[10]。

1995 年 1 月、ウルグァイ・ラウンド貿易自由化交渉の成果の一環として、補助金・相殺関税の国際的規律をさらに厳密化した『補助金及び相殺措置に関する協定』(Agreement on Subsidies and Countervailing Measures)(以下、SCM 協定と略記する)が成立した[11]。

(1) 補助金と国際貿易

GATT・WTO による補助金・相殺関税の国際的規律の必要性と理由について、補助金の国際貿易に与える悪影響に着目して論じる学説が最も有力である[12]。補助金が国際貿易にもたらす悪影響として、輸出の促進と輸入の抑止(制限または代替)を挙げることはできる[13]。輸出の促進と輸入の抑止とを可能にする具体的なメカニズムとして、まず、補助金被交付企業が、補助金を一部の生産費用の節約にあてることによって、補助金がない場合における産品の正常価格以下の価格で販売活動を行うことが考えられる[14]。次に、補助金による市場の需要を無視した過剰投資と過剰生産の結果、供給過剰が発生し、同種産品全体の市場価格の下落、あるいは競合産品の市場価格上昇の抑止等の現象を生ずることが意識されている[15]。

GATT・WTO による関税と非関税貿易障壁の撤廃の結果、国際市場(補助金交付国内市場、輸入国内市場と第三国市場)において、補助金被交付企業と直接競争する他の企業が、競争相手の低価格販売と過剰生産の影響を受けて損害を蒙ることは現実的になる。補助金被交付企業が同種の産品(特に鉄鋼のようなブランドを問われない産品)を正常価格より低価格で販売することによって、輸入競合企業の市場占有率が奪われることはその一例である。輸出補助金のようなもっぱら海外市場での販売拡大を狙って交付されるものは強力な輸出促進効果を発揮するため、その国際貿易に与える悪影響も最も大きいと認識されて

---

10 東京ラウンド研究会(1980)、165 - 185 頁。

11 外務省経済局(1996)、387 - 438 頁。

12 いわゆる Trade-Impact Standard に関する詳細な検討として、参照、Hufbauer and Erb (1984) , pp.19-44.

13 Jackson (1997), pp. 280-281.

14 スティグリッツは、環境補助金を例に、補助金被交付企業は補助金の費用節約効果を利用して環境改善のために費用を増加させても生産量を減少させなくて済むと論じている。参照、スティグリッツ(1997)、652 - 654 頁。他に参照、小島(1994)、172 - 174 頁。小寺(1994)、8 頁。

15 参照、補助金の有する悪影響を規定する SCM 協定第 6 条 3 項と、補助金付き輸入の輸入競合企業に与える損害に関する第 15 条 2 項の規定。

いる[16]。国内産品の優先使用を目的とする国内補助金は、補助金交付国内に輸入される産品の販売を制限する効果（輸入代替）を発揮する。特に輸出促進と補助金交付国内の輸入代替とを目的に交付されなかった国内補助金も、補助金交付国においては輸入代替を、輸入国と第三国においてはそれぞれ輸出促進と輸入代替効果を発揮する[17]。

補助金被交付企業と競争する他の企業は、また、場合によってはその企業の本国政府も、補助金付き産品を敵視する。補助金交付行為及び補助金付き産品の輸出は国際貿易を歪曲化する「不公正貿易」と非難され、補助金をめぐる貿易紛争は頻繁に発生してきた[18]。

(2) 補助金の国際的規律

GATT・WTO の研究者はいつも「不公正貿易」という曖昧不明な概念のもとで、ダンピングとアンチダンピング税、補助金と相殺関税の法的問題を研究している[19]が、しかしながら、ダンピングと補助金交付は本質的に異なる。前者は企業の行為であるのに対して、後者は政府の政策的行為である。したがって、GATT・WTO の加盟国は補助金を問題にするときには、常に相手国政府の補助金政策と向かい合うことになる[20]。

1948 年 1 月 GATT 発足当時から補助金に関する権利義務関係を明確化し、補助金紛争が発生した場合（輸入国内における損害、補助金交付国内における輸入代替、第三国における輸入代替）、GATT・WTO の紛争解決制度を利用して問題を解決する（補助金交付の停止、既に交付された補助金の返却など）という直接的規律、あるいは救済制度の構築が意図されてきた[21]。

しかし、補助金の複雑な性格（国内政策手段としての有用性と国際貿易を歪曲する有害

---

16 Barcelo (1980), pp.282-285.

17 Jackson (1997), pp.280 - 281.

18 GATT・WTO の歴史において補助金・相殺関税をめぐる紛争の数はかなり高い比例を占める。GATT 時代の補助金・相殺関税紛争について、参照、岩沢（1995）の「資料 7 紛争処理事例目録」、291 頁。WTO 発足後の補助金・相殺関税紛争の統計について、参照、不公正貿易報告書（2002）、〈図表資 II-4〉「WTO 発足後の紛争案件」、562 - 585 頁。GATT・WTO の紛争解決に付託された補助金・相殺関税紛争の特徴として、GATT 時代は農産品の補助金紛争がほとんどであったのと対照的に、WTO 発足後は工業産品の補助金紛争が多発している。また、GATT 時代は相殺関税紛争がほとんどであったこととは対照的に、WTO のもとでは補助金紛争が多発している。

19 例えば、参照、柳（1990）、35 - 45 頁、39 - 52 頁。Jackson (1997), pp.247-248 ; Rowbotham(1993),pp.145-173 ; Barcelo III(1980),pp.257-287.

20 Jackson (1997), pp.280.

21 参照、1947 年 GATT 第 16 条、1979 年補助金協定第 2 部、SCM 協定第 1、第 2、第 3、第 4 部。

性）をめぐって各国の認識と意見が激しく対立し、補助金交付に関する明確な権利義務関係の構築は難航してきた。GATT の歴史を通して、法概念としての補助金の定義、並びに範囲の確定作業は極めて困難なものであった[22]。また、GATT・WTO の紛争解決制度自体の欠陥により問題解決の有効性も制限されてきた[23]。GATT・WTO は、補助金の直接的規律制度の構築と同時に、補助金付き産品に対する輸入国の一方的な相殺関税の賦課を容認してきた[24]。

(3) 相殺関税の局限性

相殺関税とは、輸出国の補助金被交付企業が生産、輸出する産品を対象に、輸入国が補助金を相殺する[25]目的で賦課する特別関税[26]のことをいう[27]。1947 年 GATT、1979 年補助金協定、SCM 協定のいずれも輸入国の相殺関税を容認している。相殺関税の狙いと効果は、補助金付き輸入産品の輸入価格に補助金に相当する関税を上乗せして、産品の輸入価格を補助金が交付されない場合の正常価格まで引き上げ、結果的に国内産業を保護することにある[28]。つまり、補助金付き産品の輸入価格の上に補助金によって安くなった分を加算し、補助金の発揮する人為的競争優位を相殺するという発想である。

相殺関税は、あくまでも補助金付き産品が輸入国の領域に輸入された時始めて保護機能を発揮する対応策である。補助金付き産品が第三国市場に輸出されている場合、第三国に同種の産品を輸出する企業が、当補助金付き産品と競争して損害を蒙ったとしても、その本国政府が相殺関税を賦課することは不可能である。また、補助金交付国の国内市場において補助金付き産品による輸入代替が発生した場合も、相殺関税は同じく無力な手段である。かかる場合、GATT・WTO に用意された直接的救済制度がなければ、被害を蒙った企業の本国政府としては、自国企業にも補助金を交付する（補助金戦争）以外は対抗策がな

---

22 GATT・WTO の規律対象となる補助金の法的定義に関して加盟国間にコンセンサスが得られにくい原因について、参照、Jackson(1997), pp.293-294.

23 例えば、GATT の紛争処理制度のもとでは、意思決定（小委員会の設置、小委員会決定の採択など）のコンセンサス方式は、不利な法的判断を受ける紛争当事者に事実上拒否権を与えていた。参照、岩沢（1995）、127 - 133 頁。

24 参照、1947 年 GATT 第 6 条、1979 年補助金協定第 1 部、SCM 協定第 5 部。

25 相殺とは、相殺関税調査の対象産品に配賦された補助金額（補助金率）以内に相殺関税を抑えることを意味する。参照、WTO (1995), pp. 239-241.

26 特別関税とは、関税譲許表に約束した関税率を違反して改めて課される関税のことを意味する。参照、WTO (1995), pp. 239-241.

27 国際法学会（1995）、507 頁。Hufbauer and Erb（1984）pp.111-112； Schott (1990), pp.222-223.

い[29]。

相殺関税は、補助金付き産品に対する輸入国の自助的対抗措置として位置付けられる反面、その一方的性格による濫用の弊害も危惧されてきた。相殺関税は関税と全く同様な貿易障壁であり、国内産業の政治的圧力のもとで保護主義の偽装手段になりかねない危険な側面を有する[30]。ちなみに、アメリカは相殺関税の最大の利用国であるが、対照的に、ECと日本の賦課した相殺関税はわずかしかない[31]。

以上の理由によって、補助金の国際的規律と同時に、相殺関税そのものを国際的規律の下に置く必要性が生じた。補助金付き輸入をめぐって紛争が生じた場合、WTO 加盟国は相殺関税ではなく、直接的救済制度を優先的に使用して問題解決に臨む義務を負っていないため、補助金付き輸入問題に相殺関税で対応するかどうかは輸入国の裁量による。逆に輸入国が相殺関税の賦課ではなく、協議と紛争処理機関への提訴など直接的救済制度を選択する場合には、相殺関税の適法性の議論は不要である。

補助金政策の是非をめぐる対立と同じく、補助金付き輸入に賦課する相殺関税の妥当性についても理論的に大きな争いが存在する。例えば、厚生経済学の立場からは、低価格輸入を対象とする相殺関税は輸入国の全体的厚生を減少させるため、輸入国が補助金付き輸入産品に対して相殺関税を賦課することは愚かな政策であり、低廉な補助金付き産品を、「お土産」として歓迎し、相殺関税は廃止されるべきである、という議論もある[32]。しか

---

28 東条（1998)、92 - 93 頁。

29 Jackson (1997), p.280.

30 柳（1990)、36 頁。Green (1981), pp.1-20.

31 1984 年から 1994 年までの主要国の相殺関税調査件数を見ると、アメリカだけで工業産品 201 件と農産品 22 件の相殺関税調査を開始したのに対して、EC の相殺関税調査は工業産品の 2 件にとどまる。日本は 1999 年 6 月までの時点で相殺関税調査開始件数 0 を守っている。また、賦課継続件数から見ると、1985 年 1 月から 1999 年 6 月にかけて、アメリカは 53 件であったのに対して、EC のそれは 7 件にとどまる。参照、不公正貿易報告書（2000)、123 頁。

32 例えば参照、佐竹 (1991)、1 - 3 頁。小宮他 (1972)、127 頁。他に、Sykes (1989), p.199 ; Sykes (1997), p.107 ; Trebilcock (1990), p.723 ; Dixit(1987), pp.16-68 and pp.245-282.
公共選択論は、GATT・WTO による相殺関税の容認と相殺関税の牽制の必要性について、最も有力な説明を示している。それによれば、自由貿易と国際競争による産業構造の再編成と市場撤退から生じるコストを、生産者側が負担することになっている。外国からの輸入と競争する国内の生産者側が国内消費者より遥かに強い政治力を結集するネットワークと政府に保護を求めるインセンティブを有するため、自由貿易制度を自主的に維持しようとする政府側にも国内の政治的圧力に対応する緩衝材料が必要となる。また、国内政治力に利用されやすい相殺関税に一定のはどめをかけることも自然に必要となり、相殺関税の容認と同時にこれを牽制するメカニズムも工夫された。参照、Sykes (1997), pp.114 - 116

し、GATT・WTO は、相殺関税を廃止するのではなく、これを厳密に規律する方向に向けて努力してきた。

(4) 相殺関税の国際的規律

相殺関税の一方的性格及び保護主義に陥る危険性が認識されたため、GATT 発足当時から相殺関税を容認すると同時にこれを牽制する法的規定が必要であった。相殺関税を国際的に規律する主要な方法として、相殺関税の法的要件を厳密に規定することが模索されてきた。理論的に相殺関税の法的要件は手続的要件と実体的要件とから構成される。まず、補助金の存否、補助金付き輸入産品と競合する国内産業の実質的損害の発生、補助金付き輸入と国内産業の蒙る実質的損害両者間の因果関係の成立を、相殺関税を賦課する輸入国が立証することを要求される。つまり、相殺関税を賦課する側が補助金の「存在」、損害の「発生」、因果関係の「成立」について立証義務を負う[33]。これを手続的要件という。

手続的要件だけでは相殺関税の法的要件は成り立たない。相殺関税調査当局が手続的義務を履行して「補助金」の存否、「損害」の発生と「因果関係」の成立を立証するとき、さらに立証活動を拘束する要件が必要となる。これは、立証対象となる補助金、損害と因果関係という概念の法的定義によって解決されるので実体的要件という。

相殺関税の実体的要件の中で、先決的に重要なのは、補助金存否の判断基準となる補助金の定義である。補助金が存在しなければ、論理的に損害の発生と因果関係の成立はあり得ないし、補助金の存在を立証できなければ、他の要件を取り上げる必要はない。補助金存否の判断基準となる補助金の法的定義は、相殺関税の実体的要件の核心を構成するため、相殺関税を規律する上で決定的に重要であることがわかる。

ところで、前述したとおり、GATT・WTO における補助金・相殺関税の国際的規律をめぐって、国際貿易の歪曲化など補助金の有する悪影響を是正したい国（典型はアメリカ）は、補助金の厳格な国際的規律を要求するのに対して、補助金の政策的有用性を主張する EC と開発途上国は、補助金の規律の問題より、補助金付き産品を対象とする相殺関税の濫用防止に力点をおくべきであるとし、両者は対峙してきた[34]。

この意見の対立は、必然的に相殺関税の法的要件の構築作業に反映され、補助金の法的

---

and pp.118-119.

33 参照、1947 年 GATT 第 6 条 6 項(a)、1979 年補助金協定第 2 条、SCM 協定第 19 条 1 項。

34 阿部（1997）、2 - 3 頁。Trebilcock and Howse (1999), pp.190-191.

定義の成立を困難にしたもっとも大きな原因であった。具体的に、補助金の定義をめぐる論争として受益者利益説と財政負担説との対立は焦点として注目されてきた[35]。

本論文で検討する民営化企業に賦課する相殺関税の適法性の問題は、一般的に以上の文脈において理解される。しかし、民営化現象と無縁な相殺関税の法的問題と異なって、国有企業の民営化という特定の事情と絡んで発生する相殺関税の問題はそれなりの複雑性及び特殊性を抱えている。以下では問題の特殊性を決定するいくつかのキー概念について触れておこう。

3. 国有企業の民営化と民営化企業

(1) 国有企業

国有企業は、民営化と民営化企業という二つの概念を理解するための基本である[36]。民間企業は私的資本家によって所有・経営されるのに対して、国有企業は国家（政府）によって所有・経営される。国有企業の抱える致命的な問題は、公的所有と経営制度のもとにおける構造的経営悪化である。これは国有企業が民営化されるための主な原因である。民営化企業に賦課する相殺関税の対象となる補助金は国有企業に交付されたものである。

(2) 民営化

国有企業の抱える経営悪化問題に対処するために、赤字補填など莫大な補助金が投入されてきた。また、経営能率改善のために様々な国有企業の内部改革(経営形態の改革)も試みられたが、成功した例は稀であった。1980 年代の初期から、民営化は国有企業の経営悪化問題の解決策として有力視されてきた。

民営化とは、「国有国営」の縮小と廃止、「私有民営」経営体制の導入過程でもある[37]。民営化企業に賦課する相殺関税の適法性をめぐる紛争において、民営化は原補助金の行方（残留か返却）を決定する主な要因として位置付けられている。

(3) 民営化企業

国有企業の民営化の結果、民間の資本参加と経営・支配が優位を占める企業、いわゆる民営化企業が誕生する[38]。民営化企業として、国有企業の生産施設など財産を吸収してい

---

35 Jackson (1997), p.294 - 296. 外務省経済局（1996)、390 - 391 頁。
36 国有企業に関する詳細な検討は第 1 章に譲ることにする。
37 民営化に関する詳細な検討も第 1 章において展開される。
38 民営化企業の詳細な検討も同じく第 1 章を参照。

るものもあれば、国有企業の所有権が民間に売却されたものもある。この意味で、民営化企業は、国有企業の民営化と全く無関係な他の民間企業と同一視できない側面を持っている。

民営化企業は、市場原理を重視し過剰人員の削減など徹底的な合理化対策を展開する結果、国際的競争力が著しく増強する[39]。1990 年代以来、欧米間で発生した鉄鋼分野における相殺関税紛争の多くが民営化問題と絡んでいる。特に鉄鋼産業の場合、歴史的に欧州諸国と開発途上国は大幅な市場介入を行い、市場の需要を無視して莫大な補助金を国有企業に交付してきたことは、今日の鉄鋼産業が深刻な生産過剰状態に陥った主要原因である、とアメリカ政府と鉄鋼業界が指摘している[40]。これは、鉄鋼分野の民営化企業に対する米国鉄鋼業界の不満及び保護主義的要求を刺激した歴史的要因であった[41]。

(4) 原補助金（pre-privatization subsidy）

基幹産業の国有化を広範に実施した欧州諸国は、国有鉄鋼企業の民営化を実施する直前までに、さまざまな方法で莫大な補助金を交付してきた[42]。欧州諸国の鉄鋼産業は、国有企業の経営体制の下で生産効率が悪化し、政府の補助金に頼って辛うじて価格競争力を維持していた。国有鉄鋼産業の補助金問題は、アメリカと EC とが対立してきた戦後の貿易紛争の中でも厄介な課題であった[43]。国有企業の民営化後、EC 諸国の政府は鉄鋼産業に対する補助金の交付を大幅に打ち切ったため、民営化企業の対米輸出産品に相殺関税を賦課しようとする際、補助金の新規交付を正当な理由にすることは難しくなった[44]。

欧州諸国の国有企業に交付された補助金にも様々な形態があり、全てが問題を引き起こしているわけではない。原補助金のうち、特に問題となっているのは、いわゆる untied, 非反復的（non-recurring）補助金である。Untied 補助金については、明確な定義がないが、本論文では交付される時に用途が具体的に制限されていない補助金と定義する。非反復的

---

39 例えば、イギリスの国有鉄鋼企業 BSC は、民営化後欧州一の競争力ある企業といわれている。参照、中村（1996）、7 頁。

40 McDonough (1993), pp. 822-823.

41 特に 1980 年代後半から本格化された欧州諸国の鉄鋼産業の大規模な民営化の結果、90 年代初頭から顕在化した民営化企業による鉄鋼産品の対米輸出の顕著な増強は、アメリカの鉄鋼産業のような輸入競争産業を強く刺激した。鉄鋼、半導体、木材産業などは、アメリカ議会、並びに商務省等相殺関税当局に働きをかけて保護を求めてきた。参照、野林（1996）、27 - 62 頁。

42 欧州諸国の鉄鋼産業に交付した補助金の問題を第 1 章において詳述する。

43 野林（1996）、220 頁。野林（1988）、227 頁。McDonough (1993), pp. 822 - 825。

44 Dunne (2002), p.81.

（non-recurring）補助金についても明確な定義はないが、本論文では、会計年度を時間的単位とした税金免除のような毎年規則的に交付されるものではなく、不規則的に様々なかたちで莫大の資金を企業に投下するものと定義する。本論文で取り上げる判例において、問題となる原補助金の多くが1970年代後半から1990年代の初期にかけて交付されたものである。それでは、なぜ補助金交付後 10 年以上経過した現在も、アメリカは原補助金の問題を追及しうるのか。非反復的（non-recurring）補助金で具体化された固定資産の特徴を説明する必要がある。

鉄鋼産業の有する製鉄・製鋼施設など固定資産の耐用年数（生産施設の導入から廃棄までの消耗過程）が長期化する（15 年から 18 年)ため、固定資産の減価償却期間も耐用年数に相応して長期化する[45]。固定資産とは、工場設備、機械のような耐久資本財を指し、単位期間（12 ヶ月を単位とする会計年度）を超えて何期間にもわたって生産に使用されながら、その価値が徐々に生産物に移転していく財産のことをいう[46]。固定資産は使用または時の経過とともに次第にその価値が減少していく過程を減価という[47]。

減価償却とは、決算期間ごとに、固定資産の減価した額（消耗された分）を費用として計上することを指す[48]。経済学（特に会計学）のいう通常の減価償却の場合、生産に投入された固定資本の生産過程における減価の分が、産品の販売価格によって、原材料、人件費など他の費用と一緒に回収される[49]。

非反復的（non-recurring）補助金は製鉄施設のような固定資産（生産施設）によって具体化されるため、固定資産の減価償却に必要な耐用年数に伴って、当資産で生産した産品に対する相殺関税の賦課可能な期間も長期化する[50]。これは、補助金残留問題、並びに民

45　坂本・安間（1995)、248 - 350、354 頁。

46　固定資産と対照的に、流動資産とは、1 回あるいは数回の生産によって単位期間中にその価値が完全に生産物に移転していく原材料のような投入物をいう。参照、高橋・増田（1990)、346 頁。

47　佐藤（1985)、1 - 4 頁。

48　坂本・安間（1995)、3 - 4 頁。

49　通常の減価償却と補助金で導入した固定資産の「減価償却」との本質的な相違点は、後者の場合、生産過程に貢献し生産費用として計上されながら産品の価格によって回収されないところにある。被交付企業は補助金を産品の販売価格を通して回収する必要がない（無代価、返却義務の不在)。また回収が不要であるからこそ、補助金で導入した生産施設で生産した産品の価格を低く設定するか、あるいは費用を無視して生産を拡大することが可能となる。

50　国有企業が民営化される時点で、補助金で具体化された固定資産の耐用年数が切れた（完全に減価償却された）場合は、相殺関税の問題は発生しないであろう。

営化企業に賦課する相殺関税の問題が発生しうる客観的な原因である

例えば、1986 年に untied, 非反復的（non-recurring） 補助金（1.5 億ドル）が国有鉄鋼企業に交付され、当国有企業は補助金で製鉄炉など生産施設を導入したと仮定する。鉄鋼産業の生産施設の耐用年数が少なくとも 15 年にわたるため、1986 年から 2001 年にかけて各年度に割り振られた補助金額（1000 万ドル）を根拠に、当鉄鋼企業の輸出産品に相殺関税を賦課することが可能となる。

耐用年数が切れてしまった生産施設はもはや売却の対象にならないため、当然のことではあるが、鉄鋼生産施設の耐用年数の期限が到来する前に民営化（売却）が実施されなければならない。

例えば 1995 年に、民営化が実施され、その結果補助金を交付された国有企業が消滅する（企業法人として消滅するが、補助金で具体化された製鉄工場など生産施設が民営化企業に吸収される）か、あるいは企業の所有権が民間に売却された場合、国有企業の輸出産品に賦課されるはずだった相殺関税の対象となる補助金（1995 年から 2001 年までの残り 6 年分の 6000 千万ドル）は引き続き相殺可能なのであろうか。すなわち、補助金付き産品を生産していた国有企業は民営化の結果、国有企業として消滅し、輸出活動を停止するが、民営化企業が国有企業の生産施設を利用して同じ産品を生産して輸出をする場合、輸入国は民営化企業の輸出産品に相殺関税を賦課することが法的に許されるかどうか、という問題である。

非反復的（non-recurring）補助金を被交付産業の生産施設の耐用年数に割り振って（期間配賦）賦課可能な相殺関税を計算する方法は、商務省の長期的な慣行であった。この慣行自体については明確な国際法規定がないにもかかわらず、GATT・WTO の加盟国は原則的に認めてきた[51]。したがって、原補助金が民営化企業に残留すると主張して、民営化企業の輸出産品に相殺関税を賦課することは妥当である、とアメリカは問題提起するのは自然なことである。しかし問題なのは、要するに何を根拠に原補助金の残留を主張できるのか、そして賦課される相殺関税が法的要件に適合するかどうかである。

---

51 松井（1994）、53 - 87 頁。

第2節　研究課題

以上、本論文の研究課題を説明する上で必要な、補助金・相殺関税と民営化・民営化企業、並びに原補助金といった基本概念について概観した。本論文は単に民営化を研究するものではないし、民営化と無縁な補助金・相殺関税の問題も研究対象に入れない。国有企業の民営化という特定な事情を背景に、民営化企業に賦課する相殺関税の法的問題を考察する。したがって、民営化企業に直接交付された補助金を根拠とする相殺関税の問題も本論文の研究対象から除外される。また、補助金を交付されなかった国有企業の民営化も本論文の課題と無関係である。そもそも原補助金が存在しないため、民営化企業に補助金が残留するという事態が発生しない。したがって、民営化企業に原補助金が残留するという根拠をあげて相殺関税を賦課するという法的問題も発生する理由はない。

補助金は交付されたが民営化されなかった国有企業に直接賦課される通常の相殺関税も本論文の考察範囲ではない。しかし、民営化企業に賦課する相殺関税の法的問題を研究する上で重要な比較の基準を提供する。研究課題を明らかにする上で、この比較の基準を参照して、補助金を交付された国有企業が民営化された場合の民営化企業に賦課する相殺関税の構造的特徴を検証する作業が必要である。本論文では、補助金被交付企業と相殺関税の関係に着目して、具体的に比較の基準を、補助金被交付企業－相殺関税被調査企業－相殺関税、と設定する[52]。

相殺関税の法的要件の立証内容は補助金の存否、実質的損害の発生、因果関係の成立という三つの要素で構成されるが、上記の比較の基準には損害・因果関係要件が含まれていないことは明らかである。本論文では、相殺関税の実体的要件の検討を補助金の存否に限定して行い、実質的損害と因果関係の問題を省略する。

その理由は、先にも言及したとおり、まず、理論的に見て、相殺関税の法的要件の中で補助金の存否の問題が先決的であるからである。民営化企業に補助金が存在するか否かについて立証と決定が欠如している状況下では、損害・因果関係の立証は無意味といえる。補助金は存在しないと決定された場合、立証された損害因・果関係要件も覆される結果となる。次に、本論文で研究する判例において、民営化企業内の原補助金の残留をめぐる論

52　この比較の基準は、補助金被交付企業を相殺関税の調査対象とし、調査対象とされた企業の輸出産品に相殺関税を賦課することを意味する。つまり、補助金被交付企業と相殺関税の直接的連結を強調している。

争は補助金の存否の問題に制限されて展開され、損害・因果関係要件は問題にされていない。

1. 通常の相殺関税

具体的例をあげて見ることにする。B 国政府が国有鉄鋼企業 C に補助金を交付した事実があるとする。C が民営化されることなく、A 国に鉄鋼産品を輸出した場合には、A 国政府はCを相殺関税調査の対象としてCの生産した産品に相殺関税を賦課する事態が発生する。

相殺関税の手続的要件として、A 国の相殺関税当局が C を対象に相殺関税調査を行い、B 国政府が C に補助金を交付したか否かについて確認することが必要である。つまり、A が C について補助金の存否を立証する義務を負う。他方、実体的要件から見て、A 国の相殺関税当局が行った補助金の存否に関する決定が正確であったかどうかは補助金の定義に基づいて判断される。補助金が存在すると正確に決定された場合、B 国政府の補助金を受けた C の輸出産品に相殺関税が賦課されることになる。つまり、補助金被交付企業と相殺関税被調査企業及び相殺関税を賦課される企業は、同じ C である。

補助金を交付された国有企業が民営化されない通常の状況下では、国有企業が相殺関税調査の対象となり、輸入国が被調査国有企業の産品に相殺関税を賦課することは明らかである。つまり、補助金被交付国有企業－相殺関税被調査国有企業－相殺関税という構造である。これは民営化企業に賦課する相殺関税問題が発生するまでの標準的な構造であった。

2. 民営化企業に賦課する相殺関税

以下では、補助金被交付企業－相殺関税被調査企業－相殺関税という比較の基準に即して、補助金を交付された国有企業が民営化されたという状況における、民営化企業に賦課する相殺関税の特徴を説明する。

例えば、B 国政府が、国有鉄鋼企業 C に非反復的（non-recurring）補助金を交付し、その後補助金で導入した生産施設の有効耐用年数が到来する前に C を民営化したとする。さらに、民営化の結果、民営化企業 D が設立されたものとする。C は補助金付き輸出産品の生産を停止し、代わりに、D が C から吸収した生産施設（原補助金で具体化されたもの）を利用して同種の産品を生産して A 国に輸出した場合、A 国の相殺関税当局は、C に交付された過去の原補助金が D に残留しているとして、D を相殺関税調査の対象に、その産品

に相殺関税を賦課するという事態が発生する。

Cに補助金が交付されたが民営化されなかったという通常の状況と大きく異なるのは、Cの民営化の結果、補助金を交付されなかった民営化企業Dが相殺関税の調査と賦課の対象にされる点である。相殺関税の法的要件から見て、Cについて補助金の存否を立証し、Cの産品に相殺関税を賦課するという標準的な構造よりも問題は複雑化している。相殺関税調査当局はCが補助金を受けたことを立証するだけで、Cに交付された原補助金がDに残留すると推定して、Dの輸出産品に相殺関税を賦課してもよいのか。それとも、相殺関税当局がDについて補助金が存在するか否かを立証して初めて相殺関税の賦課が可能となるのであろうか。A国の相殺関税当局は、いかなる手続的、実体的根拠に基づいて、Cの原補助金がDに残留したと論証するのか。

通常の場合と異なる最大のポイントは、国有企業に補助金が交付された後、民営化という現象が発生した結果、補助金被交付企業（国有企業）が相殺関税の対象とされるのではなく、民営化企業（補助金を交付されなかったのに）が相殺関税の賦課対象とされる点にある。

国有企業に対する通常の相殺関税の場合に見られた、補助金被交付国有企業－相殺関税被調査国有企業－相殺関税措置という単純な構造が破壊され、民営化と民営化企業が挟まれるかたちで、補助金被交付国有企業－国有企業の民営化－相殺関税被調査民営化企業－相殺関税のように複雑化している。

3. 問題の焦点

以上のとおり、民営化企業に賦課する相殺関税の場合、相殺関税被調査国有企業という一つの要素の代わりに、国有企業の民営化及び相殺関税被調査民営化企業といった複数の要素が加わることによって相殺関税の標準的な構造が複雑化されたことが明らかにされた。国有企業に交付された補助金と民営化企業の関係を処理する上で、民営化という中間要素の原補助金にもたらす影響（残留か返却）に関する評価が避けられなくなり、この点についてどのような立場をとるかが問題の焦点となる。

(1) 補助金残留論

アメリカは、民営化という客観的な事実を最初から無視するか、あるいは、民営化が原補助金の返却効果を有することを否定し、民営化企業について補助金存否の立証もせずに原補助金が民営化企業に残留すると推定するだけで民営化企業に賦課する相殺関税を原補

助金の残留部分を相殺するものであると正当化している。本論文では、アメリカのこの立場を補助金残留論と名づける。補助金残留論も紆余曲折な変遷過程を経て、原補助金残留を論証するために提示された根拠によって、部分残留論と実体同一論と大別されるが、本論文ではこれらの区別を特に意識しない場合、一般的に補助金残留論と呼ぶことにする。この点についての詳細な議論は第 2 章に譲る。

(2) 完全返却論

EC と一部の開発途上国は、民営化は原補助金の政府への完全返却効果を発揮すると主張して、原補助金が民営化企業に残留することを否定する。民営化の客観的に事実に基づいて民営化企業の補助金存否を立証せずに補助金の残留を反証不可能と推定して相殺関税を賦課することは違法である、という立場をとっている。この立場を完全返却論と名づける。

4. 主要な法的論点

以上の補助金残留論と完全返却論の対立はあくまでも結論的な分岐であり、問題は、どのような事実的根拠と法的議論のプロセスを経てそれぞれの結論が得られるのかということである。以下、事実的側面からは民営化の方法と内容、法的側面からは相殺関税の法的要件に着目して、補助金残留論と完全返却論がそれぞれ展開した主要な論拠を概観する。

(1) 民営化の達成方法と内容

(a) 民営化の達成方法

完全返却論は民営化の有する補助金返却効果を条件付で主張する。つまり、問題となる民営化が独立当事者間取引[53]（arm's length transaction）で達成され、取引対象物（国有企業の生産施設など財産、国有企業自体）の市場価格[54](arm's length price)を民営化企業の投資家が支払ったという事実を、民営化が補助金返却効果を発揮すると論証する上で決

---

53 対等取引とも言われる。一般的に、両当事者がそれぞれ自己の利益に基づき交渉した結果成立する取引を指す。田中（1991）から直接引用。詳細は参照、田中（1991）、arm's length transaction（arms - length transaction）という項目、63 頁。

54 売手と買手が相互に株式所有、役員兼任などによって関係しておらず、また他の形態で支配、従属ないし連携関係にない場合に、両者間の取引によって形成された価格。独立当事者間でないもの相互間の価格は人為的に設定できるものであるので、市場において形成された価格とはいえないが、独立当事者間の価格は当事者が相互に結合したり、支配従属の関係にないので、このような価格は市場価格の一環として見ることができる。田中（1991）から直接引用。参照、田中（1991）、arm's length price と言う項目、63 頁。

定的証拠として位置づけている。

しかし、補助金残留論は、原補助金の行方（残留か返却）を論じる上で民営化を無関係な要素と見て、民営化が独立当事者間取引で達成されても、補助金は残留すると主張する。

(b) 民営化の内容

本論文では民営化の内容を民営化取引の対象物として把握する。つまり、政府と国有企業は何を売却したのか、言い換えれば、民営化に参加した民間投資家は政府と国有企業の手から何を譲り受けたのかに着目している。民営化と原補助金との関係を論じるとき、補助金残留論と完全返却論のいずれも民営化の内容（例えば企業財産の売却か、それとも企業所有権の売却か）を明確に意識して分析することなく、各自の立場に確執している。

(2) 相殺関税の法的要件

補助金残留論と完全返却論とがそれぞれ展開した法的論拠を説明する前に、民営化企業に賦課する相殺関税問題の大前提を説明しておく必要がある。補助金被交付国有企業－国有企業の民営化－相殺関税被調査民営化企業－相殺関税という構造に関して、補助金残留論と完全返却論との間には重要なコンセンサスが存在する。それは、原補助金の存在をアメリカの相殺関税当局が正確に立証したことを完全返却論者（EC と一部の発展途上国）が認めるというコンセンサスである。アメリカは補助金残留論を展開するとき、原補助金の存在に関する正確な立証結果から出発している。

(a) 補助金残留論の論拠

補助金残留論は、民営化企業に賦課する相殺関税の被調査対象は当然民営化企業であるにもかかわらず、民営化企業は国有企業より完全に独立した存在であることを否定すると同時に、民営化の客観的事実を分析して原補助金が民営化企業に残留したかどうかを立証することを拒否し、原補助金が民営化企業に残留すると推定する。特に、補助金残留論を長期的に支えた部分残留論は、原補助金の存在と民営化企業内原補助金の残留という推定の結果を直接結び付けるために工夫されている。主な論拠が以下のとおりである。

第 1 に、非反復的（non-recurring）補助金の時間的配分論：補助金の存在が正確に立証された後、企業の生産施設の有効耐用年数に期間配賦されて相殺される、という論旨である。

第 2 に、補助金決定後の後発事項無視論：相殺関税の法的要件として、原補助金の存在が決定された後に発生した民営化のような後発的事項を検討する義務を負わない、という論旨である。

第3に、補助金決定後の補助金影響（効果）無視論：原補助金の存在を正確に決定したあと、かかる補助金が民営化企業に競争優位を与えたか否かのような加重要件の立証義務を負う必要がない、という論旨である。

第4に、補助金存在決定の時間的標準論：政府による補助金の交付時間を標準に補助金の存否を決定し、原始的決定時点で補助金の額は固定され、後発的事項となる民営化が発生した時点で原補助金の額について再度評価する義務を負わない、という論旨である。

第5に、補助金受益対象企業生産（生産施設）論：相殺関税の相殺対象となる補助金は企業の受けた利益ではなく、企業の生産活動に与えられた利益であり、原補助金で具体化された国有企業の生産施設を吸収して同じ生産活動を展開する民営化企業の輸出する産品に相殺関税を賦課することは当然である、という論旨である。

アメリカは、以上の部分残留論のために提示した様々な論拠以外に実体同一論を展開している。

第6に、国有企業と民営化企業実体同一論：これは国有企業と民営化企業の生産活動が本質的に同一であるという論拠から発展したものである。その主旨は民営化の達成が認められたとしても、国有企業と民営化企業は本質的に同じ企業であるという。この論拠が成立すれば、原補助金の存在を正確に立証した商務省にとっては、民営化企業を国有企業と区別して扱う必要性がなくなり、民営化が全く発生しなかったかのように、原補助金の存在の立証結果をそのまま民営化企業に適用することが理論的に可能となる。

(b)　完全返却論の論拠

完全返却論は、民営化の結果設立された民営化企業は国有企業から完全に独立した企業（法人）であると主張し、相殺関税調査の対象となるのは民営化企業であるため、民営化企業が原補助金を受けているかどうかを相殺関税調査当局が立証する義務を当然負うべきである、と主張している。

完全返却論は、相殺関税調査当局が民営化企業について補助金の存否を立証する義務を負うと主張した上で、商務省に民営化の客観的事実に基づいて原補助金の行方（残留か返却）を立証することを要求し、相殺関税の実体的要件である補助金の法的定義を根拠に補助金存否の立証作業の適法性を判断することを終始一貫して主張した。

完全返却論は、補助金の存否は補助金の源となる政府の行為となる「資金面での貢献」を市場スタンダードで判断し、「資金面での貢献」が市場条件を超える「利益」を企業にもたらしていない限り、補助金の存在（残留）は認められないという補助金の定義（受益者

利益説）に関する解釈論を展開した。この解釈論に基づいて、民営化が独立当事者間取引によって達成された結果、民営化企業の出資者が民営化取引の対象たる国有企業並びに財産の市場価格を政府に支払ったことは、原補助金で具体化された財産の価値も取引価格に含まれるかたちで政府に返却されて、民営化企業に原補助金が残留することはありえない、と主張したのである。法律的問題として、完全返却論の確立にとって補助金の法的定義の解釈論が決定的機能を果すことになる。

本論文は、以上概観した補助金残留論と完全返却論とが展開した様々な論拠を、判例研究の方法で分析し、それぞれのメリットと欠点を発見することによって、補助金残留論と完全返却論との論争が長期的膠着状態を脱出できない原因を解明し、さらに問題解決の方向を明確に示すことを目標としている。

5．研究課題設定の意義

民営化企業に賦課する相殺関税はほとんど鉄鋼産業をターゲットに発動されているが、その背後には鉄鋼産業の特別な事情が隠れている[55]。1970 年代以降今日に至るまで、世界の鉄鋼生産と貿易の混乱状況が続く中、鉄鋼産業の生産過剰問題は一層深刻化し、今日では、その規模は 3 億トンに達した[56]。

資本主義諸国の鉄鋼産業が苦境に陥っているのとは対照的にロシア、中国、ウクライナ、インドといった国々は着々と鉄鋼産業の振興を進めている。今後の世界鉄鋼市場における競争の熾烈化が十分予想され、自由競争の中で非効率的な企業は市場撤退を余儀なくされることは明らかであるが、鉄鋼産業の構造的再編成に伴う苦痛を避けたくないという国はないだろう。各国は必死に鉄鋼の輸出振興を図ると同時に自国市場の保護に没頭している。

2001 年 6 月、アメリカは「秩序ある市場撤退」を呼びかけ、OECD の場を利用して、鉄鋼産業の操業率の協調的削減を、主要鉄鋼生産国に働きかけてきた[57]。協調的行動と同

55　戦後の世界鉄鋼貿易の混乱状態を物語る主な出来事は次のとおりである。1968 年から 1974 年までの欧州と日本の鉄鋼輸出自主規制問題、1978 年から 1982 年までのトリガー価格制度、1982 年から 1992 年までの鉄鋼産品の輸入割当問題、1992 年管理貿易制度終焉以降のアメリカ国内の大規模なアンチダンピング、相殺関税提訴、1998 年のアメリカにおける鉄鋼危機と今回の鉄鋼産品セーフガードの発動となる。参照、野林（1996）、7 - 8 頁。Hufbauer (2001).

56　世界鉄鋼市場の現状について、http://www.oecdtokyo.org/news/20001205steel.html を参照。

57　世界鉄鋼産業の過剰生産問題を解決するために、2001 年 12 月 17 日から 18 日にかけ

時にセーフガードの調査も進められていた。今回のセーフガードの発動によって、OECDの場で進められていた鉄鋼減産の国際的協調行動の行方は不透明になったと言える。

鉄鋼生産能力の協調的削減交渉と緊急輸入制限措置の準備以外で、ブッシュ政権の着手した作業は鉄鋼分野の貿易ルールの整備と強化であり、それらの中核をなすものは市場歪曲的補助金の厳密な国際的規律を鉄鋼生産国間で約束し合うことであった[58]。アメリカは、市場需要と資源配分の効率性を無視した各国政府の補助金こそ世界の鉄鋼生産と貿易の長期的混乱の根源であると根強く主張してきた[59]。

EC 諸国と多くの開発途上国の補助金政策は国有化及び国有企業の直接経営といった政府介入と不可分の関係にある。特に鉄鋼産業のような政府介入が最も深刻であった産業領域では、補助金がほとんど国有企業に交付されてきたことは事実である[60]。

鉄鋼のような基幹産業の国有化を大規模に実施した EC 諸国や開発途上国においては、国有企業の構造的経営悪化とこれに対する救済対策として莫大な補助金交付が繰り返されたという悪循環的現象を考慮すれば、民営化こそ補助金政策の国際的協調と補助金に対する国際的規律のコンセンサスを醸成するための重要な政策的決断と評価されるべきである。民営化は政府の過度な市場介入に対する反省に立脚した改革過程であり、貿易自由化と市場経済を促進する GATT・WTO の目標と一致する動きである。

ところで、民営化企業の国際市場への進出を阻害するような相殺関税の存在は、民営化

て、鉄鋼生産国 40 カ国が参加した第 2 回 OECD 鉄鋼ハイレベル会議が開催された。この会議で、今後の 10 年間、粗鋼生産能力を 1 億トン弱減産することについて大筋の合意が得られていた。日本など主要鉄鋼生産国は、過剰生産施設の削減についての自国業界の自発的な削減見通しをそれぞれ表明し、その数字を合計すると、(1) 2002～3 年末までに少なくとも 6100～6500 万トン、(2) 2005 年末までに更に 950 万トン、(3) 2010 年までに更に 2300 万トン、となる。主要鉄鋼生産国の減産目標として、アメリカは 1700 万トンから 2000 万トン、EU は 1800 万トン、日本等は 2300 万トンをそれぞれ受け入れていた。ブラジル、ロシア、中国などは協調的減産に難色を示して小額の減産目標しか受け入れなかった。参照、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/2_tekko.html

58 SCM 協定の補助金規律の内容に不満を持つアメリカは、1995 年 WTO 発足以降も、1989 年からすでに模索されていた補助金の厳密な規律を骨子とする鉄鋼貿易のルールの強化を狙った多国間鉄鋼レジームの構築に苦心してきたが、1997 年に多国間鉄鋼協定（MSA）の交渉は挫折した。2001 年 6 月、アメリカの提唱した鉄鋼貿易のルールの強化は 1997 年挫折した MSA 交渉を復活させるものであったかどうかについて研究する必要がある。特に、今回の緊急輸入制限措置の発動はアメリカの提唱した鉄鋼貿易のルールを強化する交渉とどういう関係にあるのかについてほとんど研究されていない。

59 野林（1996)、220－225 頁、260－263 頁。Hufbauer(2001).

60 国有企業と補助金の関係について第 1 章で詳細に検討する。

企業にとって大きな負担となり、民営化そのものを後退させかねない。特に公正な市場価格を払って国有企業の民営化に参加した民間投資家にとっては、相殺関税は大きな打撃となる。

今まで民営化と絡む補助金・相殺関税紛争はほとんどアメリカとECの間で生じてきたが、開発途上国と市場経済移行国（WTO加盟を果たした中国及び加盟交渉を進めているロシアとベトナムなど）も国有企業に莫大な補助金を交付してきた事実を考慮すれば、今後の紛争はアメリカ対開発途上国(ブラジルとメキシコは既に紛争に巻き込まれているが)、アメリカ対市場経済移行国という構図に発展する可能性が十分ある。今後の民営化の円滑な遂行を考慮すれば、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を究明する課題は非常に重要である。

第3節　研究方法

1. 判例研究の重要性

現在、本論文で設定した研究課題に関する内外の包括的な先行研究は皆無と言える状況にある。僅少な先行研究[61]も、ほとんど1995年SCM協定発効以前のアメリカの国内判例の断片的考察にとどまっている。1995年のWTOの発足を境に、補助金・相殺関税を規律する法規定が大幅に修正され、またSCM協定を実施するアメリカ通商法の相殺関税法規定も大きな修正を迫られた。この間、いくつかの重要な判例が生まれている。アメリカの補助金残留論を、SCM協定を根拠にその適法性を争った1999年特殊鋼相殺関税事件と2002年欧州鉄鋼産品相殺関税事件、CAFCが2000年2月に部分残留論を否定した判例、その後行のCITによる司法審査の判例である。これらの最新動向を視野に入れた研究はほとんど行われていない[62]。

国際的、国内的判例は、民営化と交錯する相殺関税に関して、商務省、EC、民営化企業、

61　Cornell(1994), pp.1309–1334 ; Codevilla (1995), pp. 435-472 ; Rushford (1999), pp.485-511 ; Dunne (2001), pp.79-130.

民営化と関連する補助金・相殺関税問題をいち早く注目して経済理論的に触れたのは、Diamond (1989),pp.767-812. 特にThe Relationship Between Countervailing Duty and Sales of Corporate Control or Asset Transfers,pp.808-811を参照。これは補助金残留問題に関する詳細な研究ではなく、しかも法的議論を展開していない。

62　Dunne(2001)は、本論文で取上げる重要な判例を視野に入れているが、詳細な法的分析を行っていない。

米国内司法機関（CIT と CAFC）、WTO の紛争処理機関など各主体がそれぞれ展開した議論を把握する上で、最適な研究資料である。鉄鋼産業の民営化と交錯する相殺関税を扱った判例において展開された法律論自体は一般的な法解釈論であるため、民営化と無縁な相殺関税の適法性の問題にとっても先例的価値を有すると思われる。

2. 主要研究対象

本論文の研究対象は、1989 年から 2002 年 7 月までの 10 数年の間に発生した数多くの国内判例と国際判例である。主要なものは以下のとおりである。

第 1 に、アメリカ商務省の行政決定を研究しなければならない。民営化企業に賦課する相殺関税問題が始めて表面化した 1989 年のメキシコ石灰産品の相殺関税事件以降現在に至るまで、商務省が民営化企業の輸出産品に相殺関税を賦課した案件はかなりの数に上っている。商務省の補助金残留論の展開と適用可能な法規定に関する解釈は、民営化企業に賦課する相殺関税の仮決定、最終決定、行政見直し、国際貿易裁判所（CIT）の事件の差戻し命令を受けた後作成した差戻し決定等に示されている。補助金残留論をめぐる商務省の立場は終始一貫したものではなく、提示された様々な理論の変遷過程を明らかにする必要がある。　完全残留論を主張する米国鉄鋼業界と完全返却論を主張する民営化企業（各国の政府と EC も含めて）との議論もアメリカ商務省の各種の決定に反映されている。それぞれの主張の根拠も検討しなければならない。

第 2 に、アメリカの司法審査の判例を研究する。民営化企業とその政府が、場合によっては相殺関税の賦課を求めるアメリカの鉄鋼業界は、民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定を CIT に提訴してきた。また、CIT の判決を CAFC に上訴した判例もかなり蓄積されている。CIT 及び CAFC が、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を審査するにあたって、民営化をめぐる事実をどのように評価し、アメリカの相殺関税法規定をいかに解釈適用してきたのかを、考察する必要がある。

第 3 に、民営化企業に賦課する相殺関税に関する GATT・WTO の紛争解決機関の判例を研究する。国際法の判例として三つのものが重要である。一つが GATT の判例[63]であり、二つが WTO の判例[64]である。いずれも、民営化企業に賦課する相殺関税の法的問題を専

63　GATT Panel Report (SCM185)、1994 年特殊鋼相殺関税事件。

64　WTO Panel Report (DS130)、WTO AB Report (DS130)、1999 年特殊鋼相殺関税事。件；WTO Panel Report（DS212）、EC 諸国の鉄鋼産品相殺関税事件。

門的に処理した判例である。

第4に、相殺関税の実体的要件の核心的課題である補助金の法的定義の解釈論を専門的に取り上げたカナダ航空機補助金事件[65]は研究すべき重要な判例である。

第4節　論文の構成

次章以下の構成は次のとおりである。

第1章では、本論文の研究課題を事実的側面から特徴付けた民営化に焦点を当てる。国有企業の民営化が相殺関税問題と交錯する原因、欧米間の公企業政策の差異及び補助金政策の対立など歴史的背景を考察する。民営化前国有企業の具体的経営形態に踏込んで、民営化後補助金の行方（返却か残留）の問題と直接関連性を有する民営化の具体的内容を特定する作業を行う。

第2章では、商務省の民営化と錯綜する相殺関税に対する初期の対応方法の変遷過程を追跡し、民営化問題の基本的対策として位置付けられた部分残留論の主要論拠を説明する。

第3章では、部分残留論の適法性を審査したアメリカ国内司法機関の主要判例を系統的に研究する。補助金の法的定義の受益者利益説による解釈論の確立は、CIT と CAFC が一致して部分残留論を退ける前提条件であることを確認し、部分残留論消滅以降登場した実体同一論の論拠の限界を究明した上で、完全返却論による独立当事者取引の証拠力の絶対化も問題解決を妨げる一因であったことを確認する。

第4章では、民営化企業に賦課する相殺関税問題に関する GATT の唯一の判例（1994年特殊鋼相殺関税事件）を研究する。1947年 GATT と 1979年補助金協定に明確な補助金の定義が欠如していたことによって、GATT のもとで補助金残留問題の解決は不可能であったことを明らかにする。

第5章では、1995年 WTO 発足後、補助金の定義を始めて法典化した SCM 協定のもとで、補助金存否の判断基準を専門的に論争した判例（カナダ航空機補助金事件）を取り上げて、補助金の定義に関する解釈論として受益者利益説が確立する過程を考察する。

第6章では、まず、WTO の紛争解決機関が SCM 協定に基づいて部分残留論の適法性を審査した初めての判例（1999年特殊鋼相殺関税事件）を取り上げる。部分残留論と完全

65　WTO Panel Report　(DS70)；WTO AB Report (DS70)

返却論とがそれぞれ提示した論拠の SCM 協定適合性を分析し、問題となる民営化が国有企業の財産の売却である場合、補助金の定義の受益者利益説による解釈論と独立当事者間取引の証拠が提示されれば、完全返却論が成立つことを確認する。次に、問題となる民営化が単なる財産の売却ではなく、複雑な国有企業の所有権の売却（政府保有株式の売却）である場合、完全返却論を論証する上で EC が重視する独立当事者間取引の証拠力に限界があること、また、アメリカの提示した実体同一論の根拠（4 要素理論と会社と所有者相異論）も補助金残留を説得的に論証できないことを発見する。

終章では、法解釈論と証拠論を国有企業の経営形態と民営化の具体的内容にあてはめて、完全返却論が成立する根拠と補助金残留論が成立つ根拠を明確化した上で、補助金残留論と完全返却論が互いに相手の立場を完全無視する無謀な戦略を批判し、今後の類似の紛争の再発防止及び問題解決の方向を示すことを試みる。

第１章　民営化の分析

序章で述べたとおり、通常の相殺関税と異なり、民営化企業に賦課する相殺関税の背景には国有企業の民営化という複雑な事情が錯綜している。アメリカの国内司法審査とGATT・WTOの紛争解決の場で、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を論争するとき、補助金残留論は民営化を無視するのに対して、完全返却論は民営化を積極的に評価しているが、しかし、いずれも民営化の説明を要求される。本章では民営化について理論的に検討し、国有企業の民営化が相殺関税問題と交錯する原因を明らかにする。

民営化の研究は様々なアプローチから行われているが、民営化と国際貿易の関わり合い、特に民営化が補助金・相殺関税の法的問題と交錯していることを明確に意識した民営化研究は、ほとんど見られない。GATT・WTO研究のほうから見て、補助金・相殺関税の研究はかなり蓄積されている[1]が、しかし、国有企業の民営化と錯綜する補助金・相殺関税問題に焦点を当てた研究はわずかしかないのが現状である[2]。

本章で行う民営化の分析は、民営化企業に賦課する相殺関税の法的議論と関連性を有する民営化の範囲に制限される。具体的に、次の二つの問題を明確にする。第１に、民営化の背景及び民営化が補助金・相殺関税問題と交錯する原因を説明する。第２に、研究課題と関連性を有する民営化の内容及び範囲を確定する。

第一節　公企業と補助金

1. 民営化潮流の起源と現状

現在、世界的範囲で進行している民営化潮流の発端は、1970年代末期のイギリスから始まった。1979年５月に誕生したサッチャー保守党政権は、市場原理の尊重と政府統制の

---

[1] 1990年以降の補助金・相殺関税の法学的、政治経済学的研究として、主に以下を参照。Diamond (1990),pp.507-607 ; Cass(1990),pp.609-661 ; Eskridge(1990),pp.663-698 ; Behboodi (1994) ; Behboodi(1994) ; Pearson (1995),pp.368-396 ; Sykes(1997),pp.80-125 ; Jackson(1997),pp.278-303 ; Wilcox(1998),pp.129-163 ; Stewart and Dwyer(1998) ; Benitah(2001).

[2] Cornell (1994) ; Codevilla(1995) ; Rushford(1999) ; Dunne(2001).

排除による経済再生、及び小さな政府の実現の政策を打ち出した[3]。1980 年代の初期、イギリスは率先して国有企業の民営化に本格的に乗り出した。1980 年代末になると、民営化の政策は迅速にイタリア、フランス、西ドイツ、ベルギー、スペインなどの欧州諸国[4]、オーストラリア、ニューウジランドなど欧州以外の資本主義国に広がり、さらに日本[5]、アメリカ[6]など公企業部門の小さい資本主義国にまで波及した。

民営化の潮流は資本主義国家の範囲にとどまることはなかった。1980 年代の後半から開発途上国、社会主義諸国（市場経済移行国家）も民営化の波に席捲された。現在、ロシア、東欧諸国[7]からラテンアメリカ諸国[8]まで、アフリカの開発途上国[9]から改革開放を進めるベトナム[10]、中国[11]も含めて、世界的な規模で民営化が行われている。資本主義、社会主義といった経済体制の枠を超えて、また、先進工業国、開発途上国といった経済発展段階とは無関係に、国有企業の経営悪化に悩む多くの国が、民営化政策を展開している。

このような世界的な現象とも言える民営化の実態をより的確に把握するために、民営化という実践的活動の問題解決の対象、つまり、公企業政策と公企業について説明する必要がある。民営化が補助金・相殺関税問題と交錯する原因を理解する上でも、公企業の考察は非常に重要である。

3　遠山（1987）、2 頁。野村（1993）、99 - 113 頁。中村（1996）、1 - 7 頁。1980 年代からのイギリスの市場革命に関する優れた説明として、参照、山岡（1998）、149 - 211 頁。

4　西欧諸国の民営化について、参照、尾上（1987）、中村（1991）、百済（1993）、野村（1993）、玉村（1994）、山本（1995）、中村（1996）、玉村（1997）。

5　日本の民営化について、参照、遠山（1987）、300 - 397 頁、中村（1996）。

6　参照、Birch （2000）。

7　ロシアと東欧諸国の民営化について、参照、溝端(1995)、ロシア・東欧・中国経済研究会（1992）、渡辺（1995 年）、龍谷大学（1994）、森（1998）、Major（1999）、Simoneti（1999）、Dininio（1999）、Broadman（1998）、Appel(1998) 。

8　堀坂（1998）、吉岡（1995）、日本貿易振興会(1986)、日本貿易振興会米州科（1986）、草野（1990）、Manzetti（2000）。

9　田中（1998）、Celasun（2001）、White（1998）。

10　参照、Polevoy（1998）、Kagami（2000）。

11　興味深いことは、社会主義国家の中国が国有企業の弊害を痛感して改革開放政策に着手し始めた時期も、資本主義国家イギリスにおける民営化政策の台頭した時期（1970 年代末期）と微妙に一致している点である。例えば、中国の改革開放への路線転換は有名な 1978 年 12 月の第十一回三中全会からタートしている。中国の国有企業の改造（民営化も含めて）について、参照、劉（1998）、董（1997）、林（1999）、許（1999）、陳（1999）、Nellis（1999）、Chen (2000)。

2. 公企業政策の欧米間相違

民営化の改造対象となる公企業を説明する前に、経済領域において公企業を具体的に実施・運用する政策、つまり公企業政策について若干述べておこう。

資本主義国家の経済全体に占める公企業の割合の問題はともかくとして、現実の資本主義経済はいわゆる混合経済[12]（修正資本主義、福祉国家）であった[13]。本論文の研究課題にとっては、混合経済そのものより、公企業政策をめぐるアメリカ・欧州諸国の立場の対立と具体的政策展開の相違とが更に注目すべき視点となる。

経済的、政治的、社会的諸原因によって、資本主義諸国の中でも、公企業政策の展開に大きな相違が見られる。遠山教授は、公企業政策の国際的比較を行うとき、ヨーロッパ型公企業政策、アメリカ型公企業政策、日本型公企業政策、開発途上国型公企業政策と類型化して分析している[14]。公企業政策の相違は、公企業制度が導入される産業領域、利用程度及び利用方法の面で具体的に現れる。ここでヨーロッパ型公企業政策とアメリカ型公企業政策の相違を取り上げることにする。

(1) 欧州諸国の公企業政策

資本主義の発達が最も早かった欧州諸国では、その初期段階における資本主義の育成と発達はもっぱら私企業によって担われ、公企業は補助者としての地位と補完的役割を与えられていたにすぎなかった[15]。ところが、それまでは例外的・補助的存在であった公企業（政策）は、資本主義の成熟段階に入ると、特に第二次世界大戦以降は経済全体において大きな地位を占めるようになった。その典型はイギリスとフランスである。イタリアも、公企業政策重視の資本主義国家として英、仏両国と共通点を有する。

これらの国は、資本主義諸国のなかで最も公企業を重視し、しかも大規模にこれを展開し、活用してきた国家である。その特徴は、国民経済に占める公企業の比重[16]、及び第二次大戦後の公企業政策の一般産業分野、特に鉄鋼、造船など基幹産業分野への拡大に現れ

---

12 欧州の混合経済を理解する手掛かりとして、参照、山岡（1998）、19 - 67 頁。
13 遠山（1987）、1 - 2 頁。
14 同上、128 - 131 頁。
15 同上、129 頁。
16 イギリス、フランス、イタリア三カ国における公企業の重要度を示す指標（1970 年代の平均値）として、国内総生産の 11% - 8%（イギリスが最も高い）、国内総投資の 35% - 20%（フランスが特に高い）、全労働力人口の 11 - 8%（イタリアが最も高い）となっていた。参照、遠山（1987）、129 頁。

ている[17]。

(2) アメリカの公企業政策

アメリカは、一貫して経済的自由主義、私企業万能主義を堅持してきた典型的、代表的な資本主義国家であり、その経済は理念型としての資本主義に最も近く、公企業への依存度は過去も現在も、資本主義諸国の中で最も低位にとどまっている[18]。その背景には、政府が積極的に経済活動を営むことに終始一貫して敵意を抱いてきたアメリカの世論があると指摘されている[19]。

言うまでもなく、アメリカにおいても私企業がカバーしえない公共サービスの分野において公企業政策が実施され、それなりの役割を果たしてきた。しかし、アメリカの公企業政策はヨーロッパ型と比較して見ると、以下のような大きな相違点と特徴を有していた[20]。

第1に、アメリカの公企業の利用は戦時や異常事態下の緊急的、一時的な利用を常とし、公企業の多くは偶発的、消極的、かつ短命であった。

第2に、公企業は業種別には、利益や投下資本の観点から民間では対応しがたい社会公共的ニーズを充足する事業に狭く限られ、民間がなしうると考えられた分野(例えば鉄鋼、自動車、航空機など製造業）に公企業が進出する（国有化）ケースはまずない。

第3に、政府介入は所有面よりも統制面で見られ（所有なき統制)、私的企業としてこれを規制するという伝統的産業政策の堅持が挙げられる。次の表は、主に資本主義諸国を含めた各国の公企業政策をまとめたものである。

各国産業における公的所有の割合*（1978年現在－1987年3月現在）

産業 国名	郵便	電信・電話	電力	ガス	石油	石炭	鉄道	航空	自動車	鉄鋼	造船
イギリス	100	100	100	100	25	100	100	75	50	75	100
フランス	100	100	100	100	—	100	100	75	50	75	民間
イタリア	100	100	75	100	—	—	100	100	25	75	75
西ドイツ	100	100	75	50	25	50	100	100	25	民間	25
ベルギー	100	100	25	25	—	民間	100	100	民間	50	民間
オランダ	100	100	75	75	—	—	100	75	50	25	民間
ｵｰｽﾄﾘｱ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	—
スイス	100	100	100	100	—	—	100	25	民間	民間	—

17 同上。
18 同上、113頁。
19 同上。
20 同上、120頁。

ｽｳｪｰﾃﾞﾝ	100	100	50	100	—	—	100	50	民間	75	75
スペイン	100	50	民間	75	—	50	100	100	民間	50	75
アメリカ	100	民間	25	民間	民間	民間	25	民間	民間	民間	民間
カナダ	100	25	100	民間	民間	民間	75	75	民間	民間	民間
メキシコ	100	100	100	100	100	100	100	50	25	75	100
ブラジル	100	100	100	100	100	100	100	25	100	75	民間
ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	100	100	100	100	民間	民間	100	75	民間	民間	—
日　本	100	100	民間	民間	—	民間	75	25	民間	民間	民間
韓　国	100	100	75	民間	—	25	100	民間	民間	75	民間
インド	100	100	100	100	100	100	100	100	民間	75	100

出典：遠山（1987）121 頁の表に基づいて作成。

＊　数字は公的所有の基本的比率を示す。「民間」は 100%に近い民間所有を示す。原表は公的所有の比率を符号で表現していたが、ここで数字に置き換えた。この表に示された公的所有比率のその後の変化について、イギリスの電信・電話の 50%が民間所有、ガスが 100%民間所有、石油と航空業も 100%民間所有、自動車が 75%民間所有、造船が 25%民間所有へとシフトした。オランダの航空業が 50%民間所有、カナダの航空行が 50%民間所有へとシフトした。当時、日本の航空業は 100%の民営化を計画中であった。

欧米間の公企業政策の相違として、この表から明らかなように、アメリカは、郵便事業の 100%公的所有を除いて、ごく一部の公共サービス（電力、鉄道）分野においてわずか 25%前後の公的所有を維持する以外はほとんど民間所有となっている。特に、製造業の領域において公的所有を導入しなかった。

これと対照的に、欧州諸国においては、100%民間所有の産業も見られないわけではない（オランダ、ベルギー、フランスの造船、スイスとドイツの鉄鋼、スイスとスウェーデンの自動車等）が、それ以外は、ほとんど高い比率の公的所有を維持している。特に指摘するに値するのは、アメリカで民間の所有と経営に任せるべきであると認識された製造業の領域において、欧州諸国は広範に国有化を実施し、この中でも基幹産業の国有化はアメリカのそれと対照的であったという点である。欧州諸国の民営化企業の対米輸出産品に対してアメリカが相殺関税を賦課するという構図が生まれる潜在性をこの表が示唆している。

3. 公企業の定義と特徴

民営化は公企業の抱える問題を解決するための実践的活動であるので、公企業の実態に関する理解なしに民営化を説明することはできない。公企業の概念にも統一された定義は

ないが、一般的に、公的に（国家と地方政府）所有、経営される事業体と定義されている[22]。

企業所有形態（出資主体を基準に）に着目して公企業を捉えた場合、100%公的所有の公企業もあれば、公私混合所有の公企業もある。したがって、必ずしも国家または地方政府が全額を出資してこれを 100%所有しているとは限らない。公私混合企業の場合は、公的所有（出資）の比率が政府の意思に従って企業の運営を確保できる程度に達している点で民間企業（民営化企業も含めて）と異なる。

公企業の三つの特徴として、①公的所有、②公共目的、③企業性が挙げられている[23]。公企業は行政（財政）と民間企業の中間領域に成立する。①と②により行政との共通性及び民間企業との相違が、③により民間企業との共通性と行政との相違が明らかになる。

公的所有のもとで、資本のリスクが公企業自体だけではなく国また地方政府にも共有されている。公企業は、資本のリスクを企業のみが負う民間企業と異なり、極端な経営悪化に陥っても倒産することはない[24]。政府は公企業に補助金を交付して救済するからである[25]。民間企業なら経営が悪化して債務が財産を超過する場合、倒産して市場競争から撤退するはずである。公共的要素と企業的要素を同時に内包することは公企業の本質的特徴であり、企業性と公共性を調和させる困難な課題を宿命的に孕む企業形態ともいえる。

公企業の能率発揮に対する公的制約として、以下の点が挙げられている[26]。第 1 に、産業の収益性の有無に関係なくそれを公企業が分担するという社会全体の公共的要請の優先。第 2 に、経済政策的要請による公企業の弾力的価格対策適用の制限。第 3 に、政治的圧力による公企業の合理的意思決定の妨害と経営戦略の一貫性確保の困難。第 4 に、法律上の制約による営業範囲の弾力的伸縮の制限。第 5 に、企業収益による設備投資の制限と国庫収入への強制的返納など財務上の制約。

以上のような外部制約のもとで、国有企業内部に必然的に発生する弊害として、倒産不安を知らない「親方日の丸」の安易感、非経済合理的発想の蔓延、経営責任意識の希薄化、

---

22 増地（2000）、181 頁。遠山（1987）、29 - 33 頁。一瀬（1987）、2 頁。小松（2000）、204 頁。山本（1995）、7 頁。山本（1986）、26 頁。国弘（1987）、231 頁。

23 遠山（1987）、32 - 34 頁。

24 同上、33 頁。

25 例えば、1982 年、欧州諸国の国有企業を相殺関税調査対象に、アメリカ商務省の認定した補助金の多くは、被交付企業が大きな損失を続け、かつ業績が速やかに回復する合理的な兆候が見られない、つまり “uncreditworthy”の場合出資されたものとされている。詳細は参照、野林（1996）、224 頁。

26 同上、 152 - 156 頁。

労働意欲の低下、経営の官僚化による消費者の疎外、などが挙げられている[27]。

公的制約による公企業の能率の抑圧、及び企業内部の弊害の必然的結末は、公企業の構造的経営悪化である。政府の補助金交付による公企業救済対策は、結局のところ国家財政を悪化させることになり、これは世界中の公企業政策が経験した共通の苦痛である[28]。公企業の担う産業分野の経営の健全化と財政負担の解消は民営化の直接的目的であった。したがって、民営化後各国政府が補助金交付を停止するか、あるいは抑えるようになることは自然な結果である。

4. 公企業の内部改革と経営形態の多様化

公企業経営の健全化を図る対策として、民営化は最初から好まれた選択肢ではなかった。公企業の公的所有という所有形態を破壊しない範囲で、公共性による抑制と圧力から企業の自主性を解放し、企業能率の改善を図った一連の内部改革は民営化の前に行われていた。

内部改革の着眼点は、公企業の所有と経営を分離することに置かれていた[29]。公企業の所有と経営との分離（行財政と公企業経営の分離）の程度、つまり公企業自主性の程度を基準に公企業を分類すると、公企業には様々な経営形態が存在することを分かる[30]。各種の経営形態が導入された目的は、公企業の所有形態を維持することを前提に、公企業に経営上の自主権を持たせることによって経営の健全化を実現することであった。

まず、所有と経営の合一か分離かによって、公企業の経営形態は官庁企業（行政企業）と法人体企業と分類されている[31]。官庁企業は所有と経営が合一したものである。これは公企業形態の原型であり、行政組織の一部として組織され、財務、会計、人事の各方面にわたって官庁制度が採用される[32]。このような公企業はもはや企業法人という独立性が全

---

27 同上。

28 民営化の原因を論じるとき政府の財政困難を指摘しない研究者はほとんどいない。参照、前掲注 4、7、8、11。国有企業は「現金の焼却炉」という実業家の言葉は、欧州の国有企業の経営悪化と補助金交付の悪循環を端的に表現している。参照、山岡（1998）、159 - 161 頁。

29 遠山（1987）、157 - 158 頁。

30 同上。

31 同上、158 頁。玉村（1982）、22 頁。辻（1981）、117 頁。一瀬（1987）、25 - 43 頁。

32 これは、いわゆる純粋官庁企業（議会が直接支配し、大臣が管理する）である。純粋官庁企業にある程度の自主性を持たせるために試みされた経営形態は自主官庁企業（大臣の直接管理ではなく、独自の管理機関の設置）である。所有と経営が国に帰属しているという点では自主官庁企業も純粋官庁企業と変わらない。

くないため、補助金の被交付主体になりうるかどうかも疑問である。

次に、官庁企業の弊害を克服するために導入されたのは法人体企業である[33]。法人体企業は、議会の直接支配と大臣の直接管理を脱し、独自の経営機関によって経営され，財務上の独立採算制、人事上の自主性を与えられ、公企業の標準的形態と位置付けられた[34]。

さらに、法人体企業も公法上の法人であるのか、それとも私法（商法）上の会社であるのかによって、公共体形態（公社）と会社形態（株式会社）に分けられる[35]。公法上の法人である公共体形態国有企業は株式会社組織を持たないが、私法上の法人である株式会社形態国有企業は株式会社組織を有する[36]。

先に見たとおり、民営化以前の公企業の所有形態として 100%の公的所有と並存するかたちで公私混合所有も存在していた。また、公共体形態国有企業と会社形態国有企業もそれぞれ、公的全額出資によるものと公私混合出資によるものとに細分される[37]。国有企業の経営形態として、具体的に、イギリスでは、公共体形態が重要視されるのに対して、フランスでは、公私混合企業形態や会社形態も並存している複雑な公企業経営形態が見られる[38]。イタリアでは、国家持株会社が主流をなしている[39]。

民営化以前の公企業経営形態の多様化は、国有企業の民営化の内容（売却の対象）も異なることを意味し、原補助金が民営化企業に残留するか否かを議論する際、問題となる民営化と原補助金の関連性の有無は民営化の内容によって異なり、ケースバイケースで見る必要があることを示唆する。したがって、公企業の所有形態を説明するだけでは、公企業の実態を理解する上で不十分である。ひとことで言えば、公企業の実態を正確に把握する上で、その経営形態が一貫して不変のものではなかったことを理解しておくことは非常に重要である。

公企業の所有形態にメスを入れないで、公企業内部からいかなる経営形態の改革（所有と経営の分離）を試みても、企業性の完全発揮が期待できなかった。その根本原因は、公

---

33 遠山（1987）、158 - 159 頁。山本（1986）、27 - 26 頁。山本（1995）、22 - 23 頁。
34 遠山（1987）、158 - 159 頁。
35 遠山（1987）、同上。増地（2000）、194 - 195 頁。国弘（1987）、233 - 236 頁。
36 同上。
37 同上、159 頁。混合所有と混合経営の場合も、公的所有と経営管理が支配的地位を確保されていたことを忘れてはならない。したがって、公私混合企業も民営化される理由が残る。
38 遠山（1987）、189 頁。
39 同上。

的所有が維持されている限りでは、企業の経営活動は公的要請と政府の干渉から完全に逃れない点に求められる[40]。公企業内部改革の限界から導かれた最大の教訓は、公企業の所有形態（所有制度）を破壊すること、つまり民営化による超越的改革である。

公企業民営化の原因として、貿易自由化など経済のグローバル化、社会主義制度の失敗に啓発された教訓、政治的保守勢力の躍進、政府の財政悪化などの要因も挙げられているが、根本的にはやはり公企業の所有制度の欠陥とこれに必然的に伴う構造的経営悪化にあると見るべきである。多様化する経営形態を有する公企業の民営化の具体的展開方法について第2節で検討する。

5. 国有企業と補助金

以下、公企業を大規模に利用することは補助金の交付と関連性を有するか否かという問題について更に検証する。上記のとおり、公企業はあくまでも国または地方政府が所有し経営する企業であるため、経営が悪化すれば政府が責任を負うことは当然のことである。政府は、国有企業の能率を向上させるため、所有と経営の分離を図った様々な経営形態の改革を試みると同時に、国有企業に補助金を交付し続けた。特に欧州諸国の政府は莫大な補助金を公企業に交付した。欧州諸国の公企業は、補助金に頼って価格競争力を維持していたと言っても過言ではない。この点は特に鉄鋼産業にとって顕著であった。一般的に、公企業政策を大規模に導入した欧州諸国が公企業の範囲をごく一部の公共サービスに制限したアメリカより補助金の交付額が大きいことを、次の統計資料が裏付けている[41]。

GDPに占める補助金の割合

	1952	1956	1960	1964	1968	1972	1976	1986
Italy	0.89	1.30	1.51	1.23	1.67	2.29	2.60	3.01
France	1.71	2.71	1.62	2.02	2.62	1.99	2.68	2.51
Canada	0.41	0.39	0.81	0.85	0.87	0.83	1.73	2.34
UK	2.68	1.71	1.93	1.56	2.06	1.82	2.78	2.32
Germany	0.65	0.20	0.79	0.99	1.44	1.48	1.49	1.59
Japan	0.71	0.26	0.34	0.65	1.11	1.12	1.32	1.32
US	0.11	0.20	0.25	0.44	0.50	0.59	0.34	0.43

Source OECD, *National Accounts 1951-1980*, vol. 1. Main Aggregates, 1982.

この表の補助金の統計数字は必ずしも国有企業並びに国有鉄鋼企業に交付されたものに

---

40 参照、遠山（1987）、55 - 56頁、152 - 156頁。石瀬（1988）、82 - 84頁。

41 Hufbauerは、この資料を引用してECの補助金政策に対するアメリカの不満を説明している。Hufbauer and Erb (1984), p. 3.

限られないが、欧州諸国の国有企業が補助金を交付されていたという一般的傾向を反映する証拠としては十分であると思われる。

6. 欧州の鉄鋼産業と補助金

欧州諸国が国有鉄鋼企業に莫大な補助金を交付していたことは紛れもない事実である。特に 1973 年の第 1 次石油危機を経験した 1975 年以降、資本主義諸国の鉄鋼業を戦後最悪の不況が襲い、鉄鋼業の深刻かつ複合的な構造危機が発生した[42]。この中でも特に深刻であったのは欧州諸国の鉄鋼業であった[43]。

第 1 次石油危機は、欧米鉄鋼業の抱える様々な問題を浮き彫りにさせたが、特に生産設備の老朽化により日本や中進製鉄国との国際競争力の格差が強く意識された[44]。特に、EC 諸国は事態打開のために鉄鋼産業の政府介入を強化し、補助金交付も拡大した。EC 諸国の鉄鋼産業に対する大規模な補助金供与は、1970 年代に開始され 1985 年前後まで継続した[45]。以下、1980 年代前半の EC 各国の鉄鋼業に交付した補助金の統計資料を引用する[46]。

ＥＣの国別政府補助金累計（1980 年 2 月 1 日 - 1985 年 12 月 31 日）（単位:100 万 ECU*）

	投資援助	研究開発援助	閉鎖援助	操業維持援助	緊急援助	計
ベルギー	719	−	118	3,048	12	4,257
ﾃﾞﾝﾏｰｸ	13	−	−	68	−	81
西ドイツ	1,120	163	619	1,942	−	3,844
ギリシャ	−	−	−	−	−	−
フランス	3,039	−	302	5,111	689	9,141
ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ	−	−	−	264	−	264
イタリア	4,006	38	227	9,585	−	13,856
ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸ	440	−	15	176	−	631
オランダ	234	−	−	222	−	456
イギリス	1,788	49	1,036	2,767	−	5,640
ＥＣ(10)計	11,359	250	2,317	23,543	−	38,169

* 1 ECF＝0.989 ドル

出典：*Report from the Commission to the Council on Application of the Rules on Aides*

---

42 野林（1996）、130 - 134 頁。
43 同上、133 頁。
44 同上。
45 McDonough（1993）, p.823.
46 野林（1996）、182 頁。

to the Steel Industry, COM(86)235 final, August 6, 1986.『鉄鋼年鑑』1986 年版、444 頁。

この表に統計された補助金は、西ドイツなどの民間経営と国有化率の低い国を除いて、そのほとんどが国有鉄鋼企業に交付されたものと推察できる。

1982 年 1 月、アメリカ鉄鋼業界の発動した大規模な相殺関税提訴（94 件）は、ほとんど（63）欧州諸国に対するものであった[47]。1982 年 6 月の補助金認定率に関する商務省の仮決定は、欧州諸国の鉄鋼産業の中でも国有化率の高い国に対するものが各段と厳しかった。例えば、英国（0 - 40.4%）、フランス（20 - 30%）、ベルギー（2 - 22%）、イタリア（18%）に対して高い補助金率が認定されたのと対照的に、ルクセンブルク（1.8%）、オランダ（0.7%）、西ドイツ（0 - 8.6%）といった国有化率の低い国に対して補助率は低かった[48]。

企業別に見ると、イギリスの鉄鋼公社 BSC、フランスのサシロール社とユジノール社、ベルギーのコックリル・サンプル社、イタリアのオタルシデル社など最大手の鉄鋼企業は高い補助金率のターゲットとなった。他方、西ドイツのティッセン社は 2%未満、ベルギーのホォヘン社は 1%未満であった[49]。問題となった補助金は具体的に、資本助成、債務保証、特恵的貸付、劣位会社に対する貸付、金融費用の肩代わり、利子免除、固定資産税の免除、債務免除、損失補填資金の供与など全て国内補助金であった[50]。

欧州諸国の民営化は、1980 年代初期から始まったが、鉄鋼産業など重要な基幹産業の民営化は、1985 年以後に本格化した。鉄鋼産業の民営化の前夜までに補助金が投下されていたことは、国有企業の民営化後、アメリカ鉄鋼業界が民営化企業に対して相殺関税の賦課を求める口実となっている。この点は、民営化が補助金・相殺関税問題と交錯する前提となった。鉄鋼産業の補助金をめぐるアメリカと欧州諸国の対立の底流には、産業政策の食い違い、つまり市場経済及び政府介入問題をめぐる根本的対立が隠れている。

---

47 同上、183 頁。
48 同上、223 頁。
49 同上、224 頁。
50 アメリカ鉄鋼業界がまとめた欧州諸国の鉄鋼産業の政府介入に関する詳しい考察として、参照、Howell(1988),pp.55-190.

第2節　民営化と補助金の関係

1. 広義の民営化

民営化と原補助金との関係を説明する前に、民営化自体について認識しておく必要がある。民営化に関する理論的研究は少なく、その概念についても統一した定義がない上、ほとんどの民営化研究は民営化現象を列挙するかたちで把握している。列挙される民営化の内容も論者によって大いに異なる。以下、若干の民営化研究の示した民営化の内容を取り上げて見る。

J. Redwood は、民営化の内容として次を挙げている[51]。

①独占的領域への競争の導入、②国有企業から会社法上の会社への資産移転と多数株の民間投資家への売却、③子会社の処分（資産の処分、会社所有権（株式）の売却）、④私企業との合弁会社の設立、⑤公的サービスの民間委託、⑥私的資本の導入。

M. Pirie は、民営化の内容として次を挙げている[52]。

①公募株式の発行による国有企業の完全売却、②営業全体の一定割合の売却、③民間の買い手への一部売却、④従業員または経営陣への売却、⑤従業員への譲渡、⑥サービスの民間企業委託、⑦公共部門の希釈、⑧既存利害関係者の買上げ、⑨サービスの有料化、⑩対抗グループの形成、⑪民間団体を通しての規制緩和、⑫代替施設の奨励、⑬小規模な試行、⑭競争促進のための独占の撤廃、⑮国家供給からの脱退の奨励、⑯voucher の利用、⑰需要圧力の受容、⑱国家権力の抑制、⑲閉鎖手続の適用、⑳事業からの撤退等である。

テオ・ティーマイヤーは、民営化の内容として、次の 15 項目を挙げている[53]。

①公有財産の民間人と民間営利企業への移転（売却）、②私法に基づく法人形態への転換（行政からの公式分離、民間人への所有権移転不要）、③機能的民営化（民間人への個別的公共的供給責任の移転）、④公企業営利的経営方針への転換、⑤公企業経営者の当事者能力の拡大、⑥法律の規定や政府の指示からの開放（非官僚主義化）、⑦決定・企画・実施権の移譲、⑧公企業と民間企業の活動条件均一化、⑨公共部門供給分野の市場競争促進、⑩国有独占企業の解体、⑪賃金・労働・雇用条件の民間水準への調整（労働条件と待遇の民営化）、⑫公共サービスの性質と範囲の一方的削減（公共部門の侵蝕）、⑬公的資源

51　Redwood and Hatch（1982）, pp.121-122. 中村（1996 年）、7 頁。
52　Pirie（1988), pp. 69-252. 中村（1996 年）、7 頁。
53　尾上（1987）、20 - 21 頁。

の民営化（公共部門生産資源の民間営利企業の利用、一種の補助金に近い）、⑭公的収入の民営化（土地や社会資本の有利な条件での供給による民間活動刺激策）、⑮非国有化（公企業への国際競争と市場圧力の強化、公企業の国際市場活動の活発化、外国人による公企業の株式や資産処分権の取得）。

山本哲三は、民営化の内容として次の項目を挙げている[54]。

①脱国有化（denationalization）：国有企業の全部ないし一部財産の売却。

②規制緩和（deregulation）：参入規制の緩和・廃止と民間事業者の参入による競争の促進。

③フランチャインジング（franchising）：サービスの提供主体が民間事業者になるが、政府が資金を提供する。

以上の民営化の研究が意識しているのは、規制緩和も含めた広義の民営化である。相互に重複している項目もあれば、本研究と関連性を有しない公共サービスの民営化も視野に入れている。言うまでもなく、ここで挙げられた民営化の全てが補助金残留問題と関連性を有するわけではない。

これらの民営化項目を整理して、本論文の研究と直接関連性を有する民営化の内容を確定する必要がある。

2. 狭義の民営化

(1) 広義と狭義の区別基準

民営化（privatization）について、ほとんどの研究者は狭義の民営化と広義の民営化、と分けて整理している。広義の民営化は、狭義の国有企業の私有化（民有化）以外に、規制緩和、国有独占領域への民間企業の市場参入による競争メカニズムの導入など、企業と企業財産の所有権変更を含まない諸政策までカバーする[55]。つまり、国有化解除または私有化[56]（民有化）（denationalization）と、規制緩和（deregulation）及び自由化[57]（liberalization）という二つの側面を合わせ持つ。

---

54 山本（1995）、14 頁。

55 中村（1996 年）、7 - 8 頁。山本（1995 年）、14 - 15 頁。尾上（1987 年）、21 - 23 頁。遠山（1987）、276 - 277 頁。堀坂（1998）、3 - 4 頁。

56 形態的民営化（formal privatization）について参照、遠山（1987）、278 頁。

57 機能的民営化（functional privatization）について参照、遠山（1987）、279 頁。

規制緩和と自由化は、政府が企業に対して行う規制（社会的規制[58]と経済的規制[59]）の緩和撤廃[60]を意味し、国有企業の変更、消滅、及び国有企業の財産を基盤とした民営化企業の新設という事実が発生しないので、国有企業に交付された補助金の民営化企業内の残留問題と無関係な事項である。

(2) 企業の構造と補助金

それでは、補助金の残留問題と関連性を有する狭義の民営化をどのように確定すればいいのか。まず、補助金と企業との関係について理解しておく必要がある。

企業[61]の所有形態（公企業かあるいは私企業）と関係なく、企業は構成員（出資者）、企業財産[62]（土地、建物、生産施設など）、経営担当者という三つの基本要素で構成される[63]。この中で企業財産は出資者の提供した資本を具体化したものであり、経営者の日常的経営活動と従業員の労働活動の物理的基盤を構成し、売買可能な企業の構成要素に属する。

企業財産の基本的源は投資家の企業に対する出資と企業の経営活動によって得られる利益（企業営業利益の内部留保）からくる。補助金は、政府の出資など資金供与によって企業（独立的資本運動体として企業所有者と完全異なる存在）に投入される。したがって、補助金は企業財産の一部を構成（企業の自己資本の充実、企業価値の増強をもたらす）し、通常は生産施設に具体化されたと考えられる。

本論文では、狭義の民営化が国有企業の原補助金にいかなる影響をもたらすか（返却か残留か）という問題を考察する際、問題となる民営化が補助金で導入した国有企業の財産にどのような影響を与えたかを中心的に考えればよいと考えている。なぜなら、すでに出

---

58 安全、健康、環境などを確保するための規制。

59 新規参入、価格、利潤、財・サービスの面から規制。

60 橋本（2000 年）、12 - 23 頁。川本（1998 年）、81 頁。世界的範囲で進められている規制緩和を分野ごとに網羅した研究として、参照、山本（2001 年）。

61 現代の経済学理論における企業とは、生産要素を生産物に変換する組織である、と定義されている。コース（1992）、8 頁。マンキュウ（2001）、31 頁。商法学における企業の概念は、営利を目的に経済活動（経済学の言う生産要素を生産物に変換する企業の行動と理解されよう、筆者注）を行う独立の単位、と定義されている。参照、岸田（2000）、13 頁。永井（2001）、24 頁。

62 企業の財産（資産）と商法学の言う資本は厳密に区別されるべき概念である。財産は企業の有する現実的に利用可能な全てのものを包括的に表現した概念であるが、商法学の資本は企業が確保することを法的に要求される最低限の財産である。参照、法律用語辞典（1996）、471 頁。加美（1998）：）、29 頁。岸田（1994）、365 - 367 頁。財産概念は経済学の資本概念と完全に一致する。参照、マンキュー（2001）、537 頁。

63 増地（2000 年）、13 頁。

資義務を履行した企業の投資家（所有者）と、経営者及び労働者は企業財産から分離された主体であり、これら人的要素の変化は企業財産と無関係であると考えられる。

(3) 狭義の民営化の意味

狭義の民営化は、国有化解除（脱国有化[64]）と私有化（民有化）に限定され、具体的に、企業所有権の売却（政府保有株式の売却）と企業財産の売却を意味するとされている[65]。それでは、どのような場合に企業所有権の売却が行われ、どのような場合に企業財産の売却が行われるのか。企業所有権の売却と企業財産の売却はそれぞれ、国有企業の補助金の行方（残留か返却）にどのような影響を与えるのか。この問題を明確化させるために、すでに考察した国有企業の民営化以前の所有形態と経営形態に立ち戻って考える必要がある。

第1節で述べたとおり、公企業の民営化以前の標準的な経営形態は法人体企業であった。また、法人体企業もさらに分類されて、公法上の公共体形態もあれば、会社法上の株式会社形態もあることはすでに考察された。以下、異なる経営形態を有する国有企業の民営化の実態を、民営化の内容（売却対象）に即してさらに考察する。

3. 公共体形態国有企業の民営化

国家（政府）は公共体形態の国有企業の所有権及び経営支配権を公法によって維持している。法的観点から見れば、公共体形態の国有企業の民営化は、政府の国有企業に対する公法に基づく所有権の効力を無効にし、国有企業あるいはその財産に対する私法（民商法）に基づく民間投資家の所有権と経営支配権を確立させる過程でもある。

公共体形態の国有企業を民営化するには、理論的には二つの選択肢が可能である。企業の全財産を基盤に株式会社を設立した上で、発行された政府保有株式（全部あるいは50%

---

64 山本（1995）、14頁。

65 山本（1995）、18頁。尾上他（1987）、75頁。中村（1996）、19頁。遠山（1987）、277頁。政府が所有する国有企業財産の売却と政府が保有する株式の売却という狭義の民営化を基準として、上記4人の民営化研究者の例示した民営化の諸項目を見ると、次の項目が残ることになる。

J. Redwood の、②国有企業から会社法上の会社への資産移転と多数株の私的投資家への売却、③子会社の処分（資産の処分、会社所有権（株式）の売却）、④私企業との joint venture の設立、⑥私的資本の導入。

M. Pirie の、①公募株式の発効による全部売却、②営業全体の一定割合の売却、③民間の買い手への一部売却、④従業員または経営陣への売却、⑤従業員への譲渡。

テオ・ティーマイヤーの、①公有財産の民間人と民間営利企業への移転（販売）、②私法に基づく法人形態への転換。

以上）を民間投資家に公開売却するか、それとも企業財産の全部または財産の一部を直接処分するかたちで国有化を解除するか、である。まず、公共体形態国有企業の株式会社化を検討する。

(1) 公共体形態の国有企業の株式会社化

公共体形態の国有企業を株式会社化する方法で民営化することは、近代資本主義の発展を可能にした企業形態、つまり大規模な事業活動の展開を可能にする資本調達の最適な方法となる株式会社制度の活用である。言い換えれば、国有企業の国家（政府）という抽象的な所有権者（出資者）の代わりに、大勢の分散した具体的な民間投資家を募集する過程である。

膨大な財産を有する国有企業を一つの民間投資家が完全に買収するケースは理論的にも、現実的にも可能だが、かかる場合、買収後の全てのリスクをその投資家が負うことになる。したがって、国有企業の株式会社化は大勢の民間投資家に株式を売却することによって行われるのが通常である。これによってリスクが分散されるため売却が円滑に行われる。

株式会社化の具体的プロセスは、国有企業の全財産を基盤に株式を発行して株式会社を設立し、発行済み株式（全部または少なくとも 50%以上）を民間投資家に公開売却することによって、政府が経営支配権を放棄することで達成される[66]。つまり、少なくとも、政府の株式保有比率が民営化企業の経営支配権を確保する割合以下に抑えられる必要がある。これを株式の公開発行（売却）による民営化という。発行済み株式の 100%売却の場合は国有化解除となり、株式の一部売却の場合は、部分的民営化となる。部分的民営化は政府が一部の株式を保有し、株主として引き続き民営化企業の経営参加に携わることを意味する。

民営化以前の政府による国有企業の経営支配と本質的に異なる点は、部分的民営化によって政府が引き続き株式を保有して民営化企業の経営参加を維持できる法的基盤と根拠が、公法ではなく、私法にあることである。つまり、政府も会社法に基づいて、株式会社に転換した民営化企業の一株主に過ぎないということである。

補助金の行方を検討する上で重要な点は、補助金で具体化した企業の財産に対して市場評価が行われ、かかる財産に基づいて株式が発行されたかどうかである。この問題につい

山本哲三の、脱国有化（denationalization）：国有企業の全部ないし一部資産の売却。

[66] 遠山（1987）、277 頁。

て具体例を挙げて説明する。

例えば、1億ドルの財産（うち、3000万ドルが補助金で調達した生産施設）を有する国有企業を株式会社化する場合、株式が1億ドルの財産に基づいて発行されたか否か、また、発行された株式が市場価格で売却されたか否かが重要である。

国有企業の1億ドルの財産をベースに株式発行をして公開売却した結果、政府は1億1000万ドルの資金を回収できたとすると、かかる場合、新しく設立された民営化企業の資本（1億ドルの財産＋1000万ドルの市場の好評）を政府の代わりに新しい民間投資家（株主）が支払い、民営化企業の財産の一部を構成する補助金で具体化された生産施設も新しい株主が出資したことになる。

つまり、民営化企業は、補助金で具体化された3000万ドルの財産の代価を払わずに操業することは終結し、3000万ドルの出資を引き受けた新株主に資本の返報となる株式配当を払うことになる。政府は国有企業を株式会社化したことによって、1億ドルの物理的財産を株式に転換し、保有する株式の売却によって過去の投資（7000万ドル＋3000ドルの補助金＋1000ドルの利益）を回収したことになる。

しかし、3000万ドルの補助金で具体化された生産施設（国有企業が無代価で入手）は、株式発行のベースとなるはずの財産から除外されて、7000万ドルの財産を基盤に株式を発行した場合、3000万ドルの補助金で調達した生産施設がそのまま民営化企業に残留することになる。かかる場合、補助金で調達した生産施設が株式発行の対象財産から除外されたため、民営化企業は、3000万ドルの生産施設の代価とそれを利用する資本コスト（株主への利益配当）を負担することなく、この生産施設で継続的に操業できる。したがって、補助金による3000万ドルの財産の性格がそのまま維持されたことになる。民営化と原補助金との関係を考える上で、民営化企業の出資者が補助金で具体化された財産の価値に相当する出資を引き受けたか否かがポイントとなる。

(2) 公共体形態の国有企業財産の直接処分

国有企業（財産）を株式会社化して民営化するのではなく、企業財産を直接処分する場合もある。政府（あるいは国有企業）は、国有企業の財産を民間企業に直接売却して現金を回収することも理論的に可能である。かかる場合、補助金との関係から見て、売却された企業財産の一部を構成する補助金（補助金で調達した生産施設）が公正な市場価格に反映されたか否かがポイントとなる。

しかし、企業財産の処分は必ずしも売却対象物を買取る相手に引き渡して現金のかたち

で代価を回収するとは限らず、政府が新たに設立される株式会社に国有企業の財産を現物投資するかたちで処分の目的を達することも可能である。かかる場合、政府が現物出資した民営化企業の株主の地位を維持して引き続き経営参加することになる。かかる場合、政府が原補助金で具体化された財産を含めた国有企業の財産の価値を一回で回収すること不可能であり、民営化企業の株主に対する配当という形で漸次的に達成される。もちろん政府は保有する株式会社（政府が現物出資した民営化企業）の株式を他の民間投資家に一括して売却することも可能である。民営化と補助金との関係から見て、株式会社が設立されるにあたって、現物出資された財産（補助金を具体化した生産施設）の公正な市場価格が成立したか否かがポイントとなる。

4. 株式会社形態国有企業の民営化

(1) 公共体形態国有企業との区別

公共体形態国有企業と株式会社形態国有企業とは、政府の所有と経営支配下にある点では共通しているが、しかし、本質的な相違点は、企業の所有権の法的根拠が異なるところである。前者は公法によって所有権を維持するのに対して、後者の場合は政府も私法上の株主であり、政府の行為も私法上の制約を受ける。株式の政府保有量から見て、100%保有か、あるいは保有株式の割合が民間の持分を圧倒していたかのいずれかである。つまり、株式保有割合の優位を以って経営支配を維持していたことである。

株式会社形態国有企業の民営化は、株式会社を改めて組織する必要はなく、政府保有株式を少なくとも民間投資家が企業の経営支配権を掌握できる割合まで売却するだけで達成できる[67]。政府が保有株式を完全売却して完全撤退するかそれとも株式の一部を売却して部分的に撤退するかのどちらかである。かかる場合、売却の対象とされたのは株式であるため、補助金で具体化された国有会社の財産に影響を与えることなく、原補助金が政府撤退後の民営化企業に完全残留すると筆者は考えている。

なぜ株式会社形態を有する国有企業の政府保有株式の売却は、企業の財産の一部を構成する補助金の民営化後の行方と無関係であると考えうるのか。株式会社の財産と株式との関係に着目して理論的に説明することを試みる。

---

67 遠山（1987）、277 頁。

(2) 株式会社の財産と株式との関係

株式会社の財産と株式との関係を解明するには、株式会社とは一体何なのかを説明する必要がある。資本主義諸国においては、商法学だけではなく、経済学と経営学の言う株式会社、株式など一連の概念定義は基本的に一致している。ここでは日本商法の諸概念に基づいて説明する。

(a) 株式会社の資本と株式

株式会社とは、社員（出資者あるいは株主）の地位（持分）が均等に細分された割合的単位を示す株式の形式をとり、社員は、その株式の引受け価額を限度とする出資義務を負うだけで、会社債権者に対しては直接責任を負わず（間接有限責任）、資本を中心とする会社である[68]。明らかに、株式会社の本質を解明する上では二つの概念が重要である。一つは株式という概念、もう一つは資本という概念である。財産という概念は株式会社の定義に現れてこない。

株式とは、細分化された均等な割合的単位の形をとる株式会社の社員（出資者）たる地位である[69]。株式は、投資家が株式会社に出資したという地位（出資者あるいは株主であること）を表明し、地位の強さ（配当分配請求権、会社への経営参加権、残余財産分配請求権）は会社全体の資本における出資比率で決まる。株式（株主権）を表章するのは、株券という有価証券である[70]。株式の譲渡とは、法律行為により株主たる地位を移転する行為、すなわち株主の地位の売買であり、株主の地位の譲渡は株式の売買にほかならない[71]。

投資家は株主という地位を会社に出資して取得したものであるため、株式の売却とは株主の地位を譲る者が投下資本を売却の相手から回収することを意味する。かかる場合、株式の譲渡者は過去の出資を会社ではなく譲渡相手から受取り、株式の売買は株式会社の財産と全く無関係に会社の外で行われていることになる。

先にも見たとおり、投資家が株主権という地位を取得するために支払った資金が会社財産の基盤を構成する。現物で出資した場合、現物そのものが会社の財産となる。しかし、会社の財産は発行済み株式によって調達された資本の額を上回る（新規に設立された株式

---

68 加美（1998）、27 頁。竹内（2001）、83 頁。岸田（1994 年）、40 頁。堀口（1997）、54 頁。法律用語辞典（1996 年）、492 頁。

69 弥永（2000）、40 頁。加美（1998）、27 頁。竹内（2001）、83 頁。前田（2000）、74 頁。

70 竹内（2001）、204 頁。

71 同上、242 頁。加藤（1996）、217 頁。坂田（1999）、262 頁。

会社の場合、会社の自己資本と会社財産が一致する場合がありうる)。会社は一部の利潤を内部に留保して設備投資を行い、また、会社が無代価で得た補助金のような資金と物資も会社財産の増加、すなわち自己資本の充実をもたらすことになる。補助金を株式投資(株式会社の発行する株式を引き受けて資金を会社に支払うこと)と比較して見ると、前者は配当を求めない投資と言える。通常の場合、株主は必ず投資に対する返報を求めて株式を保有する。

株式会社の資本(その実態が株式を買う者が会社に支払った資金)とは、会社財産を会社に確保させるための一定の計算上の金額をいう[72]。資本は、法的に要求される計算上の金額であって、会社が現実に保有する財産の一部を反映するだけである。会社財産は営業の成績、物価の変動などによって変わるが、資本は新株の発行または資本減少など一定の法定の手続によって変更しない限り、一定の額を維持している[73]。資本は実際の財産(金と物)の一部を構成することは間違いないが、優れた法概念であり、会社の債権者を保護するために法的に要求された最低限の財産の額である[74]。補助金を資本の概念と比較して検討すると、補助金は資本として計算されない財産を構成する。

株式会社形態国有企業も民間投資家が設立した株式会社と全く同じである。したがって、政府保有株式を市場価格で売却しても、民営化企業から補助金を政府に返却したことにはならない、と考えることができる。

(b) 株式の公開売却と補助金との関係

株式会社形態国有企業の民営化を達成するために政府保有株式だけを公開売却する場合、株式の売却価格は株式発行総額ではなく、市場によって決定されるはずで、かかる状況においては、原補助金の額(価値)が売却される株式の市場価格に反映される可能性はあり、原補助金が完全残留するという議論は説得力を欠いていると指摘することが可能である。

この指摘にどう答えるのか。まず単純化させた具体例を挙げて指摘の意味を確認する。

---

72 加美(1998)、28 頁。

73 同上。倉沢他(1995)、40 - 41 頁。

74 経済学のいう資本という概念は、生産手段としての財貨(財産)集合一般を指し、工場設備、機会のような耐久資本財(固定資本)と流動資本に分かれる。参照、体系経済学(1990)、346 頁。また、財・サービスの生産に使用される設備や建造物という単純明快な概念もある。参照、マンキュウ(2000)、639 頁。補助金は経済学のいう資本であることは間違いない。つまり企業の財産の一部である。

例えば、政府が100%出資して株式会社形態国有企業を設立したとする。株式発行して調達した資本の総額は700万ドル、つまり、政府は700万ドルの資金を国有株式会社に支払い、その代わりに「投資証明書」として発行額700万ドルの株式を保有したとする。一株500ドルだとすると、14000株を政府が保有したことになる。その後、政府が当企業に300万ドルの補助金（贈与）を交付したとする。このような国有企業の政府保有株式の売却による民営化を想定する。

財産の消耗（減価償却）がなかったと想定すると、当国有企業の有する全財産を民営化の時点で評価して、その市場価格が少なくとも1000万ドルに相当すると考えられる。1000万ドルの財産の構成として、700万ドルが株式の発行による資本（株主である政府の投資）で調達した土地、工場などの財産であり、300万ドルが原補助金で具体化した生産施設などの財産となる。民営化の時点で、政府保有株式（14000株）は700万ドルの出資（株式発行総額）を裏付けており、その価値は700万ドルに相当すると考えられる。

政府は過去の国有企業に交付した300万ドルの補助金の回収を考慮することなく、保有する700万ドルの株式を市場で公開売却したとする。ところで、政府保有株式の売却による民営化が資本市場に歓迎され、政府の経営支配下にあった悲惨な経営体質が国有企業の民営化後一変し、また300万ドルの補助金による生産施設も民営化企業の自己資本を充実させるため、民間投資家が当民営化企業は必ず成長して株価が上がる[75]と評価した結果、政府の予想を超えて700万ドルの株式の市場価格が1100万ドルにも達し、結局、政府は300万ドルの補助金を含めた1000万ドルを100万ドルも上回る資金を回収したとする。

この例に即して上記の指摘を理解すると、300万ドルの原補助金の価値が売却された株式の市場価格（700＋300＋100）に反映された[76]ため、民営化企業に残留するのではなく、政府に返却されたことになる[77]。逆に、政府保有株式がちょうど700万ドルかそれとも700

75　株式の市場価格と会社の財産状況は一対一の関係ではない、つまり、自己資本の充実によって株価が必ず上昇すると言えないが、ここでは株価の上昇と下落を誘発する他の原因（為替レート、預金金利、政治情勢など）が作動しなかったと想定する。

76　株式会社の株式を売買するとき、株価に会社の財産の価値が反映されることと、本論分の核心的論点となる補助金の返却は完全異なる概念である。ここでいう補助金の返却とは、企業が補助金を有するという財務状況の消滅、つまり、資本コストを支払わずに運用できる資本が会社内部から消滅することを意味する。

77　さらに進めて考えて見ると、民営化後民営化企業にさらに100万ドルの補助金が交付されて、政府保有株式を買収した民間投資家がその株式を1200万ドルの市場価格で他の投資家に売却したとすると、あとから交付された補助金もまた株式譲渡者に返却されたことになるのだろうか。株式の売買によって補助金が返却されるなら、資本市場に上場して

万ドル以下の価格で売却された場合、上記の指摘によれば、原補助金が政府に返却されなかった（民営化企業に残留）と理解されよう。

問題は政府の回収した1100万ドルの資金を誰が支払ったかということである。このケースの場合、1100万ドルの資金を政府に支払ったのはいうまでもなく新しい民間投資家である。つまり、政府は補助金に相当する300万ドルの資金を民間投資家から回収した。しかし、株式売却によって企業所有者（株主）から完全独立した存在である民営化企業の財務構成には何の変化も生じていないことに注意を払う必要がある。民営化企業は新しい株主の支配下に営業活動を展開する際、300万ドルの補助金による生産施設を利用して、依然としてそのコストを払わずに操業を継続する。新しい民間株主が補助金を考慮に入れて政府の手から株式を高価で購入したのは、補助金で具体化した生産施設の民営化企業による使用のコストに影響を及ぼさないからである。もちろん、政府保有株式が700万ドル以下の市場価格で売却された場合においても原補助金が民営化企業に残留する、という結果はありうる。

本論文で意識している「返却」という概念の重みは、民営化企業内の「非残留」に置かれており、民営化企業が補助金を具体化した生産施設の代価及び資本コストを払わずにいる状況が消滅する点に着目している。つまり、かかる場合、民営化企業が返却したか否かが重要である[78]。政府が「回収」したか否かを意識して「返却」を考える場合、上記の指摘は本論文のキー概念である「返却」の意味を更に精確化する上で大変貴重な啓発であったことが認められる。

株式会社形態国有企業の民営化の場合も補助金が政府に返却されるシナリオはないわけではない。それは、上記の例に即して言えば、300万ドルの補助金で調達された生産施設をもとに新株を発行した上で、その新株を民間投資家に売却することによって可能となる。つまり、国有企業にすでに存在していた財産の資本的性格を新しい投資者に認めてもらうことで、新しい株主の支払った資金によって政府が補助金を回収したことになる。かかる場合、民営化企業は300万ドルの生産施設を、資本コストを払わずに操業することは不可能となる。なぜなら、民営化企業は新株主に、補助金で具体化された財産に裏付けら

いる公開株式会社に交付される補助金は毎日株式を譲渡する株主に返却されていくことになる。

78　株式会社国有企業の政府保有株式の売却による民営化のケースにおいて、会社所有者（株主）と会社自体（法人）を分離して考え、原補助金を（株主ではなく）会社が自ら返

れる資本のコスト（配当）を支払う義務を負うことになるからである[79]。

民営化の内容から見て以上のような複雑な様子を呈するため、民営化と補助金との関係を処理する際、具体的事件における民営化の内容に基づいて、ケースバイケースの分析をすることが賢明な方法と思われる。本章の目的はあくまでも民営化に対する基本的認識を提示することにとどまり、民営化の補助金に与える影響に関する評価と分析を、判例研究の中で問題となる民営化の具体的内容に即して展開する。

しかし、民営化の内容に関する以上の分析に基づいて、民営化と補助金との関係を考察する上で参考となる基本的ガイドラインを提示することは可能である。第1に、民営化される国有企業の経営形態を認識すること、つまり、公共体形態国有企業と株式会社形態国有企業とを区別すること。第2に、公共体形態国有企業の民営化も国有企業の財産の直接売却（財産による現物出資）の場合もあれば、国有企業を株式会社化した上で、株式の公開売却を通して達成される場合もあること。第3に、株式会社形態国有企業は政府の保有する株式を売却するだけで達成できること、この場合、株式の売却は株式会社の財産の一部を構成する補助金と無関係であると考えられる。つまり、同じ株式の売却であっても、公共体形態国有企業の民営化と、そもそも株式会社形態国有企業の民営化の場合における政府保有株式の売却の果たす役割を区別することである。前者が補助金の返却効果を有するのに対して、後者の場合は、原補助金の返却効果を有せず、完全残留論的結果が得られることになる。

5. 民営化企業

民営化企業を、民営化という改造過程を経た国有企業の財産を吸収した民間企業と理解することはできるが、民営化企業の実体を把握する上で民営化の内容に即して考察したほうが便利である。

公共体形態国有企業の民営化のケースで、国有企業の所有する全財産を基盤に株式の発行と公開売却が行われて民営化が達成された場合、株式売却後の企業が民営化企業となる。かかる場合、補助金で具体化されたものを含む国有企業の財産は物理的に民営化企業に吸収されるが、補助金の行方を評価するにあたって、民間投資家が補助金で具体化された国

却しなければならないという主張は綿密さを欠けているが、誤っているものではない。

[79] ここの例で言うと具体的に、民営化企業は14000株に配当を支払う義務を負うだけではなく、改めて発行された株式6000株に対しても配当を支払わなければならない。

有企業の全財産の市場価値を支払ったかどうかが重要なポイントとなろう。

公共体形態国有企業の財産の全部あるいは一部を売却する場合には、国有企業の財産を吸収した企業が民営化企業となる。つまり、国有企業の財産を買収した民間企業か、または共同出資によって設立された合弁企業かのいずれかである。かかる場合も補助金の構成する国有企業の財産に対する正確な市場評価が行われたか否かがポイントとなる。

株式会社形態国有企業の民営化の場合、政府が保有する株式（発効済株式の 50%以上）を民間投資家に売却することによって民営化が実現されるが、民営化企業となるのは、政府が株式を売却した後の企業となる。つまり、民間投資家の所有権と営業支配権が確立された企業のことである。企業自体は所有者と完全独立した存在であるため、民営化前後の企業は実質的に同じであると考えられる。民営化の結果、民営化企業の法的形態が必ず会社法上の株式会社になることは、民営化取引の内容と関係なく成立する結論である。

6. 民営化の達成方法

EC の完全返却論の法的論拠及び補助金残留論に対する批判は、民営化が独立当事者間取引によって達成されたという客観的証拠に立脚している。株式の売却にせよ、財産の売却にせよ、売買取引が利害的に無関係な主体同士（一方が国有企業の財産と株式を売却する政府、他方が利潤を追求する民間企業）の間で行われ、取引に関する意思表示、情報開示等に瑕疵がなく、売却対象となる国有企業の財産と政府保有株式の公正な市場価格を民営化企業の所有者が支払ったという事実は、補助金返却の条件とされている。民営化が、株式会社組織を有する国有企業の株式の売却である場合、取引の内容そのものが補助金の行方と無関係であるという理論が確立されるため、民営化が独立当事者間取引で達成されたかどうを議論することは無意味であると言えよう。

第2章　補助金残留論の変遷と形成

前章第1節で明らかにされた問題を以下の2点に要約することができる。まず、戦後の製造業分野の公企業政策をめぐる欧米間の食い違いは、補助金政策の国際的協調の困難、及び補助金・相殺関税の国際的規律に関する欧米間の対立を激化させた深層原因であったこと。次に、製造業の領域における欧米間の補助金摩擦も、国家の介入（国有化と補助金交付）が最も深刻であった鉄鋼産業において格段と激しかったことである。ちなみに、戦後、農産品の補助金をめぐる貿易紛争の中でも欧米間の対立は一番激しかった[1]。

以上の2点に鑑みれば、民営化企業に賦課する相殺関税をめぐる補助金紛争も、まず欧米間で発生することはもはや不思議ではない。商務省の補助金残留論も、主に欧州諸国の民営化企業を調査対象とする相殺関税案件の中で形成されるのも極自然なことであった。

本章では、商務省が初めて民営化と交錯する相殺関税問題に遭遇した最初の事件から、民営化問題に対応する商務省の基本的理論と方針が定着するまでの経過を追跡し、商務省の提示した補助金残留論の原型と論拠を考察する。第1節では、国有企業の民営化問題に対する商務省の初期の対応を、第2節では、商務省の民営化対策の核心となる部分残留論の主旨とその根根を、それぞれ考察する。

第1節　完全返却論と完全残留論

1. メキシコ石灰産品相殺関税事件

商務省が国有企業の民営化と交錯する相殺関税問題(privatization-related issues)に初めて直面したのは、1989年、メキシコ石灰産品に相殺関税を賦課していた商務省の決定に関して、メキシコ政府から見直しの要請を受けたときであった[2]。当時、商務省はどのよう

1　戦後の農産品貿易の混乱と補助金紛争について、以下を参照。外務省経済局（1996)、102 - 108頁。Breen (1993), p. 133-160. 2002年5月13日、アメリカのブッシュ大統領は国会で可決された新しい農業法案に署名したため、1996年の『農業自由法』は大きく修正された。新しい農業法案のもとで、今後の6年間、小麦、大豆、落花生、牛乳、蜂蜜、蓄産品、果物、野菜などの農産品に1900億ドルの財政支援を行うことは定められている。これを受けて欧米を中心とした農業分野の補助金紛争も先鋭化してきている。参照、『人民日報』5月18日。

2　民営化企業に対する相殺関税の法的問題に関する先行研究もメキシコ石灰産品相殺関

な立場で問題解決に臨んだのか。民営化企業に賦課する相殺関税の先例として注目すべきである[3]。

(1) Sonocal の民営化

Sonocal は石灰産品を生産するメキシコの国有企業（parastatal）であった。1983 年から着手し始めた国有企業の経営合理化を図る包括的な民営化計画の一環として、1986 年、メキシコ政府は、Sonocal を民間会社 Bomintzha に売却した。Bomintzha は、Sonocal の 100%の株式及び全財産を買収すると同時に、Sonocal の抱える銀行債務（メキシコ政府が引き受けた）を除く全ての債務を引き受けた。

民営化の経過として、メキシコ政府は、国有企業の売却業務[4]を金融機関に委託し、Sonocal の売却を行うために、全国的範囲で入札者の公開募集を実施したが、複数の入札者の中から、Bomintzha の入札がメキシコ政府の承認を得た。

民営化以前の 1984 年 11 月、商務省は Sonocal を対象に相殺関税調査を行い、メキシコ政府が Sonocal に補助金を交付したと決定して、Sonocal の対米輸出石灰産品に 55.89%の相殺関税を賦課していた[5]。

1986 年、Sonocal の民営化のあと、メキシコ政府は商務省に対して、相殺関税決定後の事情の変化（民営化の達成）を理由に、1984 年の相殺関税決定を見直して Sonocal に賦課していた高額な相殺関税を撤廃することを要求した。具体的にメキシコ政府は、Bomintzh による Sonocal の買収取引（民営化）は独立当事者間取引で行われたか否か，民営化が独立当事者間取引で行われたのであれば、それは Bomintzh に対する相殺関税を撤回することを要求する正当な理由になれるかどうかについて検討することを要請した[6]。本件は、この見直し要請と商務省の見直し決定をめぐるものである。

(2) 商務省の対応

メキシコ政府の行った相殺関税決定の見直し要請を受けたあと、商務省は見直しを行う

税事件は当問題が表面化した最初の事例と見ている。参照、Cornell(1999), p.1312 ; Rushford(1994), p.493.

3 *Lime From Mexico (1989).*

4 金融機関の委託された主な業務は企業売却の準備となる財産評価、売却のための広告活動の展開、入札受付の日程の策定、売却の条件の確定などである。*Lime From Mexico (1989)* , pp.1753-1754.

5 *Lime From Mexico (1984).*

6 *Lime From Mexico (1989)*, p. 1755.

にあたってSonocalの民営化を次のように分析した[7]。

(a) 民営化の達成方法

商務省は、Sonocal の買収契約と実際の取引内容を調査して、Sonocal の所有権が完全に政府の手から民間企業 Bomintzha に移転し、国有企業としての Sonocal は事実上消滅したことを確認した[8]。

Sonocal の民営化の内容を検討すると同時に、商務省が重視したのは民営化の達成方法であった。Sonocal の売却にあたって、開放的、競争的入札（open, competitive bidding process）が行われたことは、買収者が売却対象の市場価格を支払ったことを裏付ける重要な証拠になると考えて、商務省は、Bomintzha が落札したことはかかるプロセスを反映するものと認めた[9]。

(b) 民営化と原補助金

商務省は、Sonocal の補助金が Bomintzha に残留したか否かを検討する際、次のようなアプローチを採用した[10]。つまり、国有企業のために支払われた価格が（被売却）企業の市場価格を反映している限り、企業に交付された相殺可能な（補助金）利益が完全に買収価格に反映され、かかる利益は買収者（民営化企業）に残留しないと合理的に推定できる（強調は筆者）という受益者利益説[11]的な考え方に依拠した。

以上のアプローチを示した上で、商務省は、1984 年の Sonocal を対象とする相殺関税決定において原補助金の存在を立証したことを確認[12]しながら、民営化によって原補助金

---

7 Ibid., p. 1756.
8 Ibid.
9 Ibid.
10 Ibid.
11 受益者利益説について、序章で簡単に触れたが、ここで詳しく説明する必要がある。序章で述べたとおり、補助金の性格と国際貿易に与える補助金の影響をめぐってアメリカと EC、日本などの間で激しく対立してきたため、法概念としての補助金について統一的な定義を与えることはかなり困難であった。具体的には「受益者利益説」と「財政負担説」の対立であった。財政負担説は、補助金の源となる政府の提供する「資金面での貢献」によって政府が財政損失を蒙る場合に限って、補助金が存在すると考える。これに対して、受益者利益説は、補助金の存否は政府の財政損失の有無と関係なく、政府の行為によって企業が市場条件を超える利益を得ているのであれば、補助金が存在すると主張する。本件の場合、Sonocal が民営化される時点で補助金によって具体化された財産を有していたことをメキシコ政府も承認しているが、しかし、Bomintzha は Sonocal の市場価格を支払って買収したため、市場条件以上の利益を得ていることはなく、原補助金が政府に返却されたとアメリカが一貫して主張してきた受益者利益説を援用したわけである。
12 Sonocal の原補助金は主に、1982 年からメキシコ政府の提供した出資（商務省は 1982 年から Sonocal を投資価値のない（unequityworthy）企業と認定した）、国有石油会社

が Bomintzha に残留したか否かについて認定を行うために、Bomintzha が Sonocal の市場価格を支払ったか否かの問題を重点的に分析した。

第 1 に、Sonocal の純価値に影響する要素について、次のように分析した[13]。まず、1982 年から 1986 年にかけて政府が交付した補助金は Sonocal の価値を高める効果を有する。次に、Sonocal の銀行債務を政府が引き受けたことも売却時の Sonocal の純価値を高める効果を有する。最後に、民営化の時点で残っていた未払いの債務は Sonocal の純価値を減少させる。さらに、原補助金と企業の純価値との関係について、商務省は、Sonocal の受けた過去の補助金は売却時の国有企業の純価値に反映されると考えて、民営化の取引交渉に参加する有望な買収者は企業の純価値を考慮に入れて、企業の市場価格を評価し、企業の買収価格を提示すると認定した[14]。

第 2 に、Sonocal の市場価格の評価基準について、商務省は、市場が提示した価格で決定されるのは当然であるが、評価の出発点は、Sonocal の財産から債務を差し引いた企業の純価値であると明示した[15]。

第 3 に、Sonocal の市場価格について、商務省は、市場価格の最も重要な尺度は企業の純価値、あるいは純財産のような客観的な評価指標であるが、これらに限られる必要はなく、複数の要素が企業の市場価格に影響を及ぼしうると認めた[16]。具体的に、商務省は、企業の純価値以外の売却価格に対する影響要素として、数量化できるものもあれば、数量化するには困難なものもあることを認めて、売却の置かれる外部環境としてインフレ、景気後退、銀行利率の変動を挙げた。

結論的に、商務省は、Sonocal の市場価格に影響する各要素[17]が Sonocal の市場価格を評価する交渉の中で充分に考慮されたことを認めて、Bomintzha の支払った価格は Sonocal の市場価格を反映するものであり、Sonocal の補助金は Bomintzha に残留していないと判断した[18]。つまり、メキシコ政府の要求した完全返却論を認めたのである。

Pemex に支払うべき燃料費の滞納（無利息貸付とみなされた）、と他の優遇された貸付などであった。*Lime From Mexico (1989)*, p. 1756.

13 Ibid.

14 Ibid.

15 Ibid.

16 Ibid.

17 Ibid. 例えば、メキシコ政府が民間投資家に要求した雇用維持と設備投資義務など不利な条件、製品の売れ行き、Sonocal の深刻な財務状況、生産施設の技術的装備水準、民営化後のリスクなどである。

18 Ibid., p.1757.

(3) 商務省の対応の検討

商務省の見直し決定は単純明快なものであった。本件は最終見直し決定を行う必要もなく解決された。商務省は国有企業の補助金が民営化企業に残留することなく、売却者である政府側に返却されたと明確に示し、その根拠を、民営化取引が企業の市場価格を反映したことに求めた。売価される国有企業の市場価格を決定する核心的な要素は企業の有する財産であると明快に判断した。注目するべき論点は、補助金は企業財産に含まれ、企業の市場価格の評価対象に含まれると認定したことである。

商務省は市場価格を確保する民営化取引の方法として、メキシコ政府の主張した独立当事者間取引を認めただけではなく、見直し決定を行う上で民営化の市場価格を決定する重要な証拠として位置付けた。

しかし、商務省は法的議論をほとんど展開しなかった。なぜ企業が市場価格で売却された場合に、買収者側に補助金が残留しないと言えるのかにつき法的説明を避けた。補助金の定義について一貫して受益者利益説を主張する商務省が民間企業は国有企業の市場価格を支払った上で買収したという点を強調したことから、商務省は法概念としての補助金の意味する利益（市場条件を超えたもの）を民営化企業が得なかったと考えていた、と合理的に推察することができる。つまり、商務省は補助金の存否を受益者利益説に基づいて判断したのである。

結果として、民営化企業 Bomintzh は、Sonocal に賦課されていた 55.89%の高い相殺関税から逃れた。明らかに、商務省は国有企業の民営化問題に対応する際、最初から民営化事実を無視して、補助金残留論を適用したわけではなかった。むしろ民営化の内容（本件では、企業全財産と株式の完全売却）を意識し、補助金を企業の純価値を構成する財産の一部と位置付けたうえで、企業の市場価格を買収者が支払ったことを強調して、完全返却論の要求を満足した。

2 スウェーデン鉄鋼産品相殺関税事件

(1) SSBA の民営化

メキシコ石灰産品相殺関税事件の後、商務省が処理した類似の問題はスウェーデン鉄鋼産品相殺関税事件(以下、スウェーデン鉄鋼事件)であった[19]。

---

19 *Carbon Steel from Sweden (1991).*

1987年、スウェーデン政府は保有していた鉄鋼会社SSABの株式の3分の1を売却した。民営化の内容として、本件のメキシコ石灰事件と異なる点は、企業財産の完全売却ではなく、株式会社形態国有企業の政府保有株式の一部売却であった。1985年、商務省はSSABを対象に相殺関税調査を行い、補助金の存在を決定して相殺関税を賦課していた[20]。本件もSSABの原補助金に関する相殺関税決定の見直しをめぐるものであった。

(2) 主要な争点

(a) 株式の売却と原補助金の関係

1985年のSSBAに相殺関税を賦課する商務省決定の見直しに反対するアメリカの国内鉄鋼企業は、政府保有株式（株式所有権の変動 change in ownership of the shares）の民間投資家への部分的譲渡は、SSBAの財務状況にいかなる影響も与えることはないとしたうえで、SSBAの株式の売却は原補助金から発生する競争優位（利益）を減少させるものではなく、株式の売却は相殺関税決定を見直す理由にはならないと主張した[21]。

国内鉄鋼企業は、企業による補助金の返却と政府保有株式の売却を区別することを強調した上で、さらに、企業が自らの財産で以って政府に補助金の払戻しをしない限り、補助金の返却は認められないと補足した[22]（強調は筆者）。国内企業のかかる主張は完全残留論を反映するものであるが、注意すべき点は本件の事実関係（株式の民間投資家への譲渡）に限定された範囲での主張なのかどうかである。この点は、後の部分残留論の根拠を検討する上で重要な争点となる。

SSBAは国内鉄鋼企業に対して反論を試みたが、有力な議論を展開できなかった[23]。

商務省は、政府保有株式の民間投資家への売却が国有企業に交付された原補助金に与えうる影響について改めて検討した上で、国内企業の主張をほぼそのまま受入れてSSBAに対する相殺関税の見直し仮決定を取消した[24]。政府保有株式の売却は、株式被売却国有企

---

20 *Carbon Steel from Sweden (1985).*

21 *Carbon Steel from Sweden (1991)*, p.47185. アメリカ国内企業は民営化の内容に即して完全残留論を展開しているが、なぜ政府保有株式を売却することは企業の財務状況及び補助金に影響を与えないのかについて詳細な論拠を提示しなかった。

22 *Carbon Steel from Sweden (1991)*, p.47185. 国内企業はさらに、原補助金は政府が株式を保有していたときに相殺可能であったのに、なぜ政府が株式を売却してから相殺不可能になるのかについて商務省が明白に説明していないと追及した。同上、47185頁。

23 *Carbon Steel from Sweden (1991)*, p.47186.

24 Ibid. *Carbon Steel from Sweden (1991)* の仮決定は *Preliminary Determination : Carbon Steel from Sweden (1991)* である。興味深いことは、当仮決定において、商務省はSSABの見直し要求を受け入れて、株式の売却による部分的民営化の結果、スウェーデ

業の原補助金にいかなる影響も与えることはないと判断して、SSBA の要求した相殺関税率を切り下げる要求を拒否した[25]。

(b) 商務省の対応の検討

以上のとおり、商務省の対応方法の変化を分析する際、注意すべき点は、メキシコ石灰事件とスウェーデン鉄鋼産品相殺関税事件で問題となる民営化の内容が異なる点である。メキシコ石灰事件は会社全財産の売却あった。しかし、スウェーデン鉄鋼事件は株式形態国有企業の政府保有株式の部分的売却であり、会社財産の売却ではない。商務省は完全残留論で対応したことは補助金と民営化の関係を正確に認識したと評価する余地は残る。先行研究が、商務省の対応方法として、完全残留論が適用されたことは完全返却論を逆転させた、と結論づけたことは軽率であった[26]。

本件でも、民営化企業に原補助金が残留すると判断した法的根拠については議論が行われなかった。もう一つ、本件のメキシコ石灰事件と異なる点は、民営化の方法の議論が展開されなかったことである。民営化の内容が原補助金の行方と無関係であると主張されたため、民営化方法の議論まで進む必要はなかったと考えられよう。本件で、商務省は仮決定の時点で補助金返却論を展開した直後に、完全残留論へと方向の急転換を迫られたことは、商務省としても民営化と絡む補助金・相殺関税問題を解決する上で、事前に準備した方針が全くなかったことをさらに裏付けている。

以上のメキシコ石灰事件とスウェーデン鉄鋼事件との検討を経て、商務省の民営化問題への初期の対応として、民営化の内容・方法及び相殺関税の法的要件について、十分な議論が展開されなかったとはいえ、基本的に民営化の内容・方法を意識して、適正に対処していたのではないかと筆者は考える。ところで、1992 年になると、商務省の対応方針が急変することになる。

3. 無差別完全残留論：1992 年と 1993 年初の動向

1992 年になると、商務省が、それまでの民営化の達成を理由に民営化企業など利害関係者が行う相殺関税決定の見直し要請に応じて民営化企業に賦課する相殺関税の問題に臨む、

ン政府の保有する SSBA 株式の 3 分の 1 の減少（売却）によって SSAB の受けた補助金も 3 分の 1 の割合で返却されたと決定していた。

25 *Carbon Steel from Sweden (1991)*, p.41548.

26 Rushford (1994), p.494 ; Cornell (1999), p.1317. 先行研究は商務省の見直し決定の結果だけを見て、民営化の内容と補助金との関係について深く考えなかったと疑われる。

という消極的なパターンから一変して、商務省は国内鉄鋼業界の相殺関税調査の要請を受けて民営化企業を対象とする相殺関税調査に積極的に乗り出すようになる。

1992年、商務省は民営化企業の相殺関税調査を大幅に増強し、民営化と絡む相殺関税事件は急増した[27]。1992年に開始された民営化企業を対象とする相殺関税調査は15件に上り、二つの段階に分かれて実施された。

1992年9月、3件の相殺関税調査の仮決定が出された。この3件の相殺関税調査の最終決定が1993年1月に発表された[28]。アメリカの民営化企業に対する態度が急変したのは、この3件の最終決定のときであった。

3件の相殺関税決定において、商務省は民営化の客観的内容(補助金で具体化された生産施設を含む企業財産の売却か、それとも生産施設と無関係の可能性の高い株式の売却なのか)を分析せずに完全残留論を展開した。したがって、本論文で商務省のこの対応方法を無差別完全残留論と名づける。

無差別とは民営化の内容がどんなものであろうと関係なく補助金が完全に民営化企業に残留すると考える立場を意味する。つまり、同じ完全残留論的な結果が得られているとはいえ、スウェーデン鉄鋼事件から見ると異質なものである。

1993年1月発表された民営化企業に相殺関税を賦課する商務省決定の中で、1件がイギリスの民営化企業（特殊鋼生産企業UES）を調査対象とする相殺関税決定であった[29]。以下、この相殺関税決定[30]を取り上げて、無差別完全残留論の実態を考察する。

1992年の12月、他の12件の民営化問題と絡む相殺関税仮決定も発表された。これらの仮決定において醸成されていた部分残留論は、1993年の7月に発表される相殺関税決定において正式に披露されることになる。これらについて第2節で詳しく論じる。

---

27 1992年には民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の最終決定が発表されなかった。15件の相殺関税調査の仮決定が発表されただけである。

28 *Carbon Steel From The United Kingdom(1993)*; *Carbon Steel From France (1993)*; *Carbon Steel From Germany (1993)*

29 GATT・WTOの紛争解決の場で2回も取り上げられたのはイギリスの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定であった。第4章で論じる1994年特殊鋼相殺関税事件はこの *Carbon Steel From The United Kingdom (1993)* のGATT適法性（1979年補助金協定も含めて）を争ったものであった。*Carbon Steel From The United Kingdom (1993)* に対する行政見直し（1995年、1996年、1997年）のSCM協定適合性を争ったのは1999年特殊鋼相殺関税事件であった。

30 *Carbon Steel From The United Kingdom (1993)*, p. 6239.

(1) BSC の民営化

(A) 民営化の内容

本件で相殺関税調査の対象とされたのは特殊鋼を生産するイギリスの民営化企業 UES であった[31]。商務省の設定した相殺関税調査期間は暦年 1991 年であった。

1986 年、イギリス国有鉄鋼企業 BSC と、民間企業 GKN は、それぞれ 50%出資する形で、合弁企業 UES を設立した[32]。出資は主に生産施設（製鉄所と圧延設備）、売掛勘定、現金等の投下によって行われた[33]。BSC は、特殊鋼の生産施設で現物出資し、GKN が、製鉄所と海外営業を、それぞれ合弁会社 UES に投入したのである[34]。1988 年、BSC が民営化されて、社名を British Steel plc (BS plc)に変更した。本件で、BSC の 1988 年の民営化は問題にされなかった。

(B) 主要争点

(a) アメリカの国内企業の主張

アメリカの国内企業は次のように主張した[35]。①民営化によって会社の形式と所有者が変更されただけでは原補助金が返却されることはない。②補助金はそれを受けた会社の全般的な経営活動に配分される。③BSC の特殊鋼生産施設の UES への売却は、性格的に BSC の事業再編(restructuring)にすぎず、BSC の補助金は UES の産品に残留している。④特殊鋼生産施設の売買は関連会社同士の間で行われたものである。⑤この事件とスウェーデン鉄鋼事件は、単なる株式所有の転換という面で同じであるため民営化前後の BSC の財務状況には変化が認められない。

以上のとおり、国内企業は、BSC の特殊鋼生産施設の UES への売却を、内容と方法の両方から挑戦している。民営化の方法について財産の利害関係者間の移転にすぎないと見て、民営化の有する独立当事者間取引的性格を否定することによって、UES の投資家が取引対象物の市場価格を支払わなかったことを主張している。国内企業は、独立当事者間取引であれば、取引対象物の市場価格を反映することを否定していない。

民営化取引の内容について、アメリカの国内企業は財産の売却（現物出資）であることを否定し、単なる株式の交換と見ている。第 1 章で筆者が提示した民営化の内容と補助金

---

31 *Carbon Steel From The United Kingdom (1993)*, pp. 6238-6239.
32 Ibid.
33 Ibid.
34 Ibid.
35 Ibid.

との関係の理論によれば、そもそも、株式会社形態を有する政府保有株式の売却は補助金の行方と無関係であるという議論が可能なため、本件でも、アメリカ国内企業の主張する民営化の内容が政府保有株式の売却に過ぎないという主張が成立するなら、民営化が独立当事者間取引の方法によって達成されたことを否定する議論は不要である。民営化の方法の議論は、民営化の内容が補助金で具体化された企業財産の売買においてのみ意義を有するため、アメリカの国内企業もこの問題について混乱していたといえよう。

(b) 民営化企業（UES）の主張

アメリカの国内企業の主張に対して民営化企業は次のように反論した[36]。

①企業財産（生産施設）の所有権が独立当事者間取引によって、国有企業の手から民間企業の手へ、市場価格を反映する形で移転した場合、新しい所有者がかかる資産を利用して生産した産品に、国有企業が受けた過去の補助金が残留することはない。②BSC の UES に対する生産施設の売却は完全無関係な第三者への売却とみなされるべきであり、UES は BSC の補助金から利益を得ているとは考えられない。③企業の受けた補助金を企業の生産した全ての産品に配分することには問題がある。

民営化企業は、民営化の内容は財産の売却であり、民営化の達成方法は独立当事者間取引であったと、それぞれ主張し、Sonocal 事件とほぼ同様な議論を繰り返した。しかし、補助金存否に関する法的議論を直接的には展開しなかった。

(c) 商務省の対応

本件は商務省にとって、1991 年のスウェーデン鉄鋼事件以降、直面した初めての民営化と絡む相殺関税案件であったため、その対応が注目された。商務省は以下の主要根拠を挙げて問題解決に臨んだ[37]。

第 1 に、国有企業が所有する営業(business)と生産施設(productive unit)の売却は、原補助金の行方にいかなる影響も与えない（強調は筆者）。

第 2 に、補助金が特定の生産施設に与えた影響を検討する必要がなければ、補助金の利益水準を被調査企業に生じた変更と結びつけて考慮する必要もない。

第 3 に、原補助金は、合弁会社に出資された（売却）生産施設を含む会社全体の資本運用（finance operation）及び投資（investment）に充てられたと推定的に考えられ、会社がその生産施設を処分した際、これらの生産施設は補助金利益の一部を新しい所有者（民

---

36 Ibid., pp. 6239-6240.
37 Ibid. pp. 6240-6241.

営化企業）に持ち込むこととなり、BSC の補助金の一部は、特殊鋼生産施設の売却に伴って UES に残留している。

以上の論拠をメキシコ石灰事件と比較すると、商務省の立場は根本的に変化したことは明らかである。商務省は BSC の特殊鋼生産施設の現物出資による民営化の内容と方法のいずれについても検討していない。民営化の内容は生産施設の売却であることは認めるものの、原補助金に与える影響を徹底的に否定している。ここで商務省は結論的に完全残留論的議論を展開しているが、スウェーデン鉄鋼事件の株式の売却を根拠とした完全残留論と比較すれば、かなり異質なものであることは一目瞭然である。

商務省は、このような立場の急変の理由について、補助金を受けた企業が補助金を他の企業に移し隠す相殺関税迂回謀略を防止するためであると説明した[38]。しかし、これは相殺関税を賦課する実際の動機を表明しただけであり、相殺関税の根拠としては説得力を欠いている。

商務省の対応は、結果的に、国内鉄鋼企業が要求する完全残留論を満足させることになるが、しかし、国内鉄鋼企業が主張するような民営化方法の独立当事者間取引的性格の欠如、あるいは民営化内容の単なる株式の交換といった理由を認めて完全残留論的結論を得たのではなく、むしろ、民営化企業の主張する UES の独立的法人格を承認しながら、他の根拠を取り上げて完全残留論的結論に至った。

商務省は極端にいかなる所有権変動（any transfer of ownership） も、原補助金から生じる利益と無関係であり、補助金の返却が認められる唯一の選択肢（event）は、補助金被交付企業が商務省の方法に従い、原補助金の残額を改めて政府に返却することであると述べていた[39]。

以上の民営化と交錯する商務省の相殺関税決定の特徴を次のように要約することができる。つまり、BSC の特殊鋼生産施設による現物出資の問題を処理した本件は、民営化内容の特殊性、及び民営化方法の独立当事者間取引的性格を分析した上で、完全残留論と完全返却論を区別的、選択的に適用していた最初の立場から、民営化の内容と方法を一切無視した無差別完全残留論へとシフトしたのである。

---

38 Ibid. p. 6341.

39 *Preliminary Determination: Steel Products from The United Kingdom (1992)*, p.57735.

第2節　部分残留論

1. 部分残留論の導入

先に見たとおり、1993年1月に発表された特殊鋼産品に対する3件の相殺関税決定において、商務省は無差別完全残留論を適用していた[40]。しかし、商務省は、民営化の内容を無視する無差別完全残留論を、少なくとも形式的には修正せずに適用していく意思はなかった。

民営化企業に賦課する相殺関税の問題が表面化して以来、最初の段階では民営化の内容を分析した完全返却論と完全残留論とを選択的に適用していたにもかかわらず、後にまた民営化の内容と方法とを完全に無視する無差別完全残留論に急激に切り替えるなど、矛盾と混乱に満ちた対応策で民営化問題に臨んできた商務省としては、対応策の安定化を図るだけではなく、法的根拠も提示しなければならなかった。

1992年12月、商務省は上記3件の特殊鋼産品を対象とする相殺関税調査と同時に、他に12件の鉄鋼産品の相殺関税調査を開始していた。これらの相殺関税調査の最終決定は1993年の前半において準備され、同年の7月に発表された[41]。1992年の12月から1993年の7月にかけては、商務省にとって、国有企業の民営化及び民営化企業の相殺関税問題への対応策を改めて模索する時期でもあった。12件の鉄鋼産品の相殺関税調査は、いずれも複雑な民営化及び企業の事業再編問題と絡んでいた。つまり、補助金の民営化企業内の残留問題は共通問題（General Issues）の一つとなっていた[42]。

40　商務省はBSCに交付された原補助金の行方を検討する際、BSCのUESへの生産施設の市場価格による売却を考慮したとすれば、メキシコ事件と同様な結論を得たはずである。民営化取引の実情から見て、メキシコ事件のほうがやや複雑であることを否めないが、基本的に企業の財産売却である点で本件の民営化の事実と変らなかったからである。

41　12件の相殺関税決定は以下のとおりである。*Steel Products From Austria (1993)*; *Steel Products From Belgium (1993)*; *Steel Products from Brazil (1993)*; *Steel Products From Franc (1993)*; *Steel Products from Germany (1993)*; *Steel Products From Italy (1993)*; *Steel Products From Korea(1993)*; *Steel Products from Mexico (1993)*; *Steel Products from New Zealand (1991)*; *Steel Products from Sweden (1993)*; *Steel Products From Spain (1993)*; *Steel Products from the United Kingdom (1993)*.

42　*General Issues Appendix*に取り上げられた共通問題は民営化だけではなかった。他に、Allocation Issues, Denominator Issues, Equity Issues, Prepension Program Issuesも検討されている。参照、*General Issues Appendix: Steel Products From Austria(1993)*.

商務省は 12 件の相殺関税決定を発表する際、共通問題を処理する *General Issues Appendix* をオーストリアの鉄鋼産品に相殺関税を賦課する行政決定[43]に附録として添付した。民営化問題を専門的に扱う *Privatization and Restructuring* も、*General Issues Appendix* の不可欠の一部を構成する。以下、*General Issues Appendix: Steel Products From Austria (1993)*と引用する。

商務省は、*General Issues Appendix: Privatization and Restructuring* を、その後の民営化及び事業再編と絡む補助金・相殺関税問題に対応する一般的方針と位置付けた[44]。その要旨を端的に言えば、商務省自ら策定した計算方法による原補助金の一部返却を認める部分残留論であった[45]。

商務省は、問題となる民営化を、「民営化（Privatization)、完全民営化と部分民営化を含む」と「事業再編（Restructuring)」という二つのカテゴリーに分類した上で、民営化企業に賦課する相殺関税の基本方針として部分残留論を構築した。ただし、このように分類することの積極的な根拠を挙げなかった。

補助金の残留と相殺関税の観点から見て、民営化と会社の事業再編との相違点は、民営化の場合には、政府が売却(企業財産と企業所有権)の主体であるため、補助金は政府に返却されると認められるなら、返却された原補助金を理由とする相殺関税必要論は意義を失うという点にある。会社事業再編のために生産施設の売却が行われた状況下では、売却者が国有企業であるので、生産施設の売却による資金を政府に返納せずに企業内部に留保する場合、売却者に返却された原補助金を理由とする相殺関税の問題は継続して発生可能である。

2. 国内鉄鋼企業と民営化企業の主張

国有企業に交付された補助金が民営化企業に完全残留するのか、あるいは売却側に完全

---

pp. 37226 - 37258.

43 *Steel Products From Austria (1993).*

44 *General Issues Appendix: Steel Products From Austria (1993)*, p.37259.

45 *General Issues Appendix :Steel Products From Austria (1993)* の発表後、商務省は CIT に事件の差戻しを要求し、1993 年 10 月に公布した差戻し決定の中で、１９９３年１月の無差別完全残留論を適用した 3 件の相殺関税決定を *General Issues Appendix* の主旨に適合するように修正している。*Remand Determination :Carbon Steel Products from France(1993)* ; *Remand Determination: Carbon Steel Products from Germany* (1993) ; *Remand Determination: Carbon Steel Products from The United Kingdom (1993).* これらの法的文書はいずれも未公開である。

返却されるのか、それとも完全残留論と完全返却論のいずれでもなく、原補助金の一部が売却側に返却されて、一部が民営化企業に残留するのか。商務省はこの問題をアメリカの相殺関税法の根本的な目的にかかわるものと位置付けた[46]。

商務省の部分残留論は、上記一連の鉄鋼産品相殺関税調査の利害関係者（完全残留論を要求する国内鉄鋼企業と完全返却論を要求する民営化企業とその政府）の主張に対する反論の中で展開されたため、その形成過程と内容を理解する上で、企業（とその政府）側に対して商務省が行った説明内容を検討することは非常に有益である。ここでは企業側の議論を先に検討する。

(1) 国内企業の主張

序章で説明したとおり、完全残留論とは、国有企業の原補助金が民営化の影響を受けることなく、完全に民営化企業に残留すると主張して、民営化企業の対米輸出産品に相殺関税を継続的に賦課することを要求する立場をいう。この立場の最大の受益者は言うまでもなくアメリカの国内鉄鋼企業である。国内鉄鋼企業（以下国内企業）は商務省に以下の理由を提示して民営化企業に完全残留論を適用することを求めた[47]。

(a) 会社と所有者の関係

第 1 に、国内企業は、会社は実体（entity）であり、会社の所有者より独立した存在として区別するべきことを主張した[48]。国内企業によれば、相殺関税法規定は、企業（相殺関税調査対象産品）が補助金を受けたか否かに着目しており、企業の所有者（株主 owners of corporation）が補助金の利益を得ているか否かは問題ではない[49]。さらに、補助金を受けた国有企業が民営化された後、補助金は引き続き企業に残留し、民営化企業の産品を優遇すると補足した[50]。

第 2 に、国内企業は、一連の相殺関税調査における民営化は性格的にいずれも株式と所有権変更のための資金交換（an exchange of money for shares / ownership）を含んでいると主張し、かかる種類の民営化取引（transaction of this sort）は企業の費用構造（the company's cost structure ）にいかなる影響ももたらすことはないと主張した。つまり、

---

46 Ibid., p.37259.

47 ここで説明する完全残留論の主張は、オーストリア鉄鋼事件に限らず、12 件の鉄鋼産品の相殺関税事件と利害関係を有する米国国内鉄鋼企業全体の主張を代表する。

48 *General Issues Appendix : Steel Products From Austria (1993)*, p.37259.

49 Ibid.

50 Ibid.

新しい所有者が支払ったのは企業が創造するであろう将来的な利益であり、会社所有者の財産状況の変更は会社自体の財務状況と生産施設にいかなる影響も与えないため、株式の売買によって補助金は消滅することはない、という[51]。

第3に、国内企業は、会社と所有者に関する上記の主張を補強して、政府が企業の発行済株式を株主の手から買取るだけで、新株を企業から直接買取らない限り、買取る株価と無関係に補助金の存在は認められないという商務省の過去の決定を反対解釈して、株式の売却と補助金との関係に関する解釈を政府保有株式の売却による民営化に適用すべきであると要求した[52]。結論的に、政府が保有する国有企業の株式を民間企業に売却することは国有企業の補助金にいかなる影響も与えるものではないと主張した。

(b) 補助金による資源配分の歪曲化と民営化

国内企業は、商務省に対して、補助金が市場による資源配分を歪曲化し、民営化がかかる歪曲化された資源の配分を是正することはできないと主張した上で、原補助金の相殺可能性に民営化が与える影響を決定する際、民営化は被調査産品に浸透した補助金の発揮する競争優位を消滅、あるいは減少させるか否か、資源配分の歪曲化を除去することができるか否かを検討すべきである、と要求した[53]。国内企業によれば、補助金被交付企業が、政府に非商業的条件で補助金を返却しない限り、補助金被交付者に過度に配分された資源を取り戻すことができないこととなる[54]。

(c) 国内企業の主張の検討

国内企業の展開した補助金残留論は明らかに政府保有株式の売却を意識したものであり、スウェーデン鉄鋼事件の議論とほぼ同じ展開となっている。株式会社形態国有企業の民営化に限定して株式の売却と補助金との関係を考える場合、国内企業の議論には傾聴に値する論点が含まれている。

しかし、国内企業は、株式会社形態を有する国有企業の政府保有株式の売却を明確に意識して、補助金残留論が成立すると主張しているかどうかは不明である。以上に述べたとおり、国内企業は「一連の相殺関税調査における民営化はいずれも株式と所有権変更のための資金交換を含んでいる」と 12 件の民営化案件を一括して説明しており、株式の売買

---

51 Ibid.
52 Ibid.
53 Ibid.
54 Ibid.

とそれより更に大きな概念である民営化とを区別していない。民営化に株式の売買を「含んでいる」と挙げるだけで、株式売買と補助金との無関係性を主張したことは、国内企業の認識が混乱していることを裏付けている。

国内企業が国有企業の完全売却と財産売却（いずれも株式の発行と売却の形式を取りうる）による民営化の内容を分析せずに、株式会社形態国有企業の政府保有株式の売却を全ての民営化の形態と捉えて、国有企業が非商業的考慮によって政府に返却することを補助金返却の唯一のシナリオと主張したことは明らかに誤りであろう。国内企業は、補助金を含む企業の完全売却及び財産の一部売却による民営化のケースを意識していない。

補助金による資源配分の歪曲化は民営化によって是正されないという議論は、原補助金が民営化企業に残留しているか否かという問題から脱線している。民営化企業に相殺関税を賦課することによって資源配分の歪曲是正ができるか否かは別として、補助金を相殺するという相殺関税の本来の目的と程遠い議論になる。

(2) 民営化企業の主張

序章で説明したとおり、完全返却論とは、民営化による原補助金の完全返却効果を主張し、民営化企業に相殺関税を賦課することを一切拒否する立場である。いうまでもなく、相殺関税調査の対象となる民営化企業とその政府（国際組織として EC）の立場である。本節の以下の議論において、この立場に立つ当事者をまとめて民営化企業と呼ぶことにする。

(a) 相殺関税法の目的

民営化企業は、民営化が原補助金にもたらす影響を検討する前に、相殺関税法の目的を確認する必要があると述べ、相殺関税法規定の目的は補助金付き産品に与えられた競争優位（competitive advantage）を除去（eliminates）することにあると主張した[55]。その上で、民営化企業は、民営化によって原補助金が返却されて民営化企業の競争優位が除去されるため、相殺関税を賦課する法的根拠は存在しないと主張した[56]。

(b) 民営化の補助金返却効果

第１に、民営化企業は、民営化は株式の取引よりはるかに複雑な過程である企業全体の再構築（reconstitution of the entire company）を意味し、民営化取引の買収価格は企業

---

55 Ibid., p.37260.
56 Ibid.

の将来的収益の割引価値(the purchase price equal the discounted value of the company's future income stream)を反映すると述べた上で、民間投資家が国有企業を買収するために支払った公正な市場価格は必然的に補助金の価値を含むと主張した[57]。さらに、民営化企業の新所有者（new owners）が、原補助金による競争利益の未償却分を（政府に）返却したため、民営化後は他の民間企業と同等な条件で競争を展開することになると補足した。

第2に、民営化企業は、民営化は商務省が原補助金の再評価を行うことを正当化するための充分な理由を構成し、商務省の決定は過去の実行にも反すると主張した[58]。

(c) 民営化企業の主張の検討

民営化企業は、明らかに民営化の複雑性に注目して、株式の売却以外にありうる国有企業の民営化の内容を意識している。民営化の取引対象（企業、企業財産と株式など）の市場価格の支払を根拠に補助金のような競争優位が消滅すると主張しているが、政府保有株式の売却の場合、企業の財産並びに原補助金に影響を及ぼさないという国内企業の論拠を見落している。

3. 部分残留論の要旨

商務省は、完全残留論と完全返却論の要求のいずれも受け入れることなく、部分残留論を選択した。商務省は部分残留論の要旨及び根拠を、完全残留論と完全返却論に対する回答の中で説明した。商務省は民営化と企業の事業再編を分けて国有企業の補助金の残留問題を論じたため、それに即して検討する。

(1) 民営化と補助金

(a) 相殺可能な利益（補助金）の性格

商務省は、まず、補助金の意味を次のように確認した[59]。議会の意図する相殺関税法規定における輸出補助金以外の国内補助金とは、特定のグループと受益者に与えられる ①政府の行為によって生じる商業的考慮に反する条件での(terms inconsistent with

---

57 Ibid.

58 民営化企業は商務省の過去の実行としてメキシコ鉄鋼事件を挙げるだけでスウェーデン鉄鋼事件の決定に触れていない。民営化事実として、企業の完全民営化と部分的民営化を意識しているが、株式売却と補助金返却効果の関係を正面から回答していない。

59 相殺可能な利益(countervailable Benefits)の性質について、商務省は 19 U.S.C. § 1677(5)(A)(ii)を引用して説明している。

commercial consideration)資本・貸付・貸付保証、②優遇された価格での財・サービスの提供、③特定産業の蒙った経常的損失を補填する資金供与・債務免除である、と相殺関税法に規定された補助金の列挙内容を引用した。商務省は、相殺関税法規定は外国政府の補助金が経済資源をアメリカに輸出される産品の生産に配分することを誘導し、市場による資源の配分過程を歪曲する点に着目していると強調した[60]。

(b) 補助金の使用と影響

商務省は、補助金の使用と補助金交付後の企業営業活動に与える影響（subsequent effect of subsidy）を、相殺関税の法的要件として扱う必要がない[61]と述べて、補助金が被交付企業に立証可能な競争優位を与えたか否かとは無関係に、被交付企業の産品に相殺妥当な利益を与えているという反証不可能な推定（irrefutable presumption）が成立すると断定した[62]。商務省によれば、相殺関税は、補助金の使用と影響とは無関係に補助金が交付された時点での額を相殺するものであり、補助金が生産費用を節約する効果を果たしたか否かは問題ではない[63]。

(c) 非反復的（non-recurring ）補助金の配分問題

商務省は、non-recurring 補助金を生産施設の耐用年数（useful life of assets）に配分すると主張し、鉄鋼企業の民営化後も原補助金が引き続き民営化企業に残留する基本的理由を説明した[64]。

(d) 企業と所有者の関係

商務省は部分残留論（Partial-repayment approach）を説明する中で、国内企業（完全

---

60 *General Issues Appendix : Steel Products From Austria (1993)*, p.37261.

61 商務省は、相殺関税の基本的要件を定める 19 U.S.C. § 1677(6)を、補助金交付後の影響は相殺関税の法的要件と無関係であり、民営化の事実を無視して民営化企業に相殺関税を賦課できる主な法的根拠として位置付けている。

62 商務省は、相殺関税法規定、立法史、司法審査の意見を引用している。参照、*General Issues Appendix : Steel Products From Austria (1993)*, p. 37262.

63 Ibid.

64 序章で触れたとおり、non-recurring 補助金の性格を理解する上で、規則的に交付される補助金と比較することは有益である。その特徴は一回にして莫大な金額に上る補助金を企業に交付することにある。例えば、税金免除のような補助金の場合、交付された年度に限って相殺すれば相殺関税の目的を達成できるが、non-recurring 補助金を 1 年間に相殺することは不可能であり、また非合理的でもある。non-recurring 補助金を一定年数（関連産業の生産施設の耐用年数）にわたって配分することをめぐって大きな争いはない。問題はこの論点を補助金残留論の妥当な根拠としてどこまで援用できるかである。理論的には民営化が生産施設の耐用年数が過ぎてから行われた場合、相殺関税の問題は発生する可能性は低いと言える。

残留論）が主張する株式の売却の場合、企業を所有者（株主）と区別して扱う必要があるという見方に対して特に反論を行った。補助金の部分的返却を認める理論を立てるために完全返却論を退ける必要があったからである。商務省は、主に以下のような議論を展開した[65]。

第1に、企業の所有者と企業の財務情況とは完全無関係ではなく、株主の投資収益に対する期待を、新しく設立された会社（民営化企業）の収益性から切り離すことはできない。

第2に、誰が補助金から利益を得ている否かを決定するにあたって、親会社と子会社を同一視する。親会社の受けた補助金を子会社に配分することもできるし、子会社の受けた補助金を親会社に配分することもできる。corporate enterprise を構成する corporate entity を同一視する。親会社と子会社を同一視できる理由は両方とも same business enterprise の一部であるからである。

第3に、一般会計原則（GAAP）によれば、買収者（投資家）を民営化企業と単一の営業実体（single business enterprise ）と見なしている。買収者の買収コストは、買収された企業のコストと見なされる。商務省は、会社と所有者間に異なる点があることを否定しないが、民営化と相殺関税の文脈において無視できるものであると主張した。

(e) 民営化による補助金返却効果の部分的承認

商務省は、民間投資家は国有企業を買収（部分的かあるいは完全に）した場合、買収価格のうち、原補助金の返却が一部含まれると認めた。この前提に立って、返却部分を計算する方法を工夫した。ただし、原補助金の残留量の計算方法について法的根拠がないことを商務省も承認している[66]。民間投資家が国有企業を買収するために支払った価格の何割が原補助金の返却に相当するかについて、計算方法を次のように設定した[67]。

第1段階、国有企業の補助金対当企業純価値の比率[68]の算出：特定年度に配分される補助金、対特定年度の企業純価値の平均比率で決定する。

第2段階、第1段階の計算で得た比率×買収価格＝原補助金返却許容額。

第3段階、原補助金未償却分－原補助金返却許容額＝返却すべき補助金、つまり、相殺関税の対象となる原補助金の残留額である。

---

65 *General Issues Appendix : Steel Products From Austria (1993)*, p. 37262-37263.

66 商務省は、国有企業買収価格の何割が原補助金の返却に相当するのかについて、関税法、立法史、判例法のいずれも明確な指針を提供できるものはない、と明言している。

67 *General Issues Appendix : Steel Products From Austria (1993)*, p. 37263.

68 補助金交付から民営化までの期間に限定して計算する。

結論的に、部分残留論の計算結果は、完全残留論と完全返却論のいずれも受容するものではないことは明らかである。

以上の部分残留論の計算方法を表明した後、商務省は、完全返却論は補助金による被交付企業の産品への競争優位の付与を相殺関税の必要条件とするという考え方に立脚しており、これは非反復的補助金（non - recurring subsidies）が一定時間にわたって補助金被交付企業の生産を優遇するという反証不可能な推定に反すると批判した[69]。商務省によれば、相殺可能な補助金の額は、政府が補助金を交付した時点で固定されているという。また、国有企業の民営化自体は、原補助金の countervailability を消滅させることができないとした上で、相殺関税法規定としては、市場に発生した後発的事項（subsequent events）に基づいて、補助金による利益を改めて計算することを容認していないと述べた[70]。

結論的に、商務省は、原補助金（original subsidy）の配分額を超えて相殺関税を賦課したことはなく、場合によっては民営化の結果、相殺されて然るべき額より少ない相殺関税を賦課していることもある、と主張し、1947 年 GATT 第 6 条 3 項と 1979 年補助金協定第 4 条 2 項の規定する「発見された補助金の額を超える形で輸入産品に相殺関税を賦課してはならない」という規定に反するものではない、と断言した[71]。

(2) 企業の事業再編と補助金

(a) 補助金と関連性のある事業再編

商務省は、民営化以外で原補助金の配分及び相殺関税問題と関連性があると注目したのは企業の事業再編（corporate restructuring）問題であった。企業の事業再編の形式として、次の 5 種類を挙げた[72]。

①社内事業再編（internal corporate restructuring）、②吸収合併と買収（mergers）、③会社債務清算と解散（acquisitions）、④合弁会社と無関係な民間会社に対する生産施設の分割（the spin off of assets to joint ventures and unrelated private parties）、⑤生産設備の閉鎖（closure of the production facilities）。

---

69 *General Issues Appendix : Steel Products From Austria (1993)*, p. 37263.

70 Ibid., p. 37263.

71 Ibid.

72 1993 年当時アメリカの相殺関税調査の対象となった八カ国に restructuring 現象が見られたとされていた。これらの国々は、オーストリア、ベルギー、ドイツ、イタリア、ニュウジラウンド、スペイン、スウェーデン、イギリスとなる。

商務省の注目した主要な問題は、次のとおりである[73]。

第1に、どのような再編取引（restructuring transaction）が原補助金の配分を正当化するのか。第2に、いつ原補助金が配分されるのか、配分の根拠とされるべきものは販売価格かそれとも帳簿価格か。第3に、販売価格の何割を原所有者の補助金に配分するべきか。第4に、補助金配分の基準は何か。第5に、生産施設（工場）の閉鎖は、原補助金のcountervailability にどういう影響を与えうるのか。第6に、工場閉鎖によって受け取った支払いは相殺可能なのか。

以下、本論文の研究課題と関連性のあるものだけを選別して検討することにする。社内事業再編は、関係者間（related parties）で行われた資産の移転であるため、補助金が一つの実体(entity)から他の実体に移転するという、本当の意味における独立当事者間の「売買」を構成するとは考えられない。この種の事業再編の場合、原補助金の返却と移転問題は生じない。商務省が正当と認める売却は民間投資家に対する売却に限られている。

会社債務清算と解散及び生産施設の閉鎖の場合、民間企業に対する財産の売却は、解散と閉鎖を行わないで民営化する状況における国有企業の財産の売却と本質的に同じであるため、特に個別化して国有企業の原補助金の返却あるいは残留問題を検討する必要はない。吸収合併と買収が国有企業同士の間で行われる場合、売却対象があくまでも同じ所有者（政府）の所有範囲を出ないため、本論文の課題である民営化と関連する補助金の返却あるいは残留の問題は生じない。完全残留論がそのまま適用されても異議が生じる余地は少ないと思われる。国有企業が民間企業に吸収されるかあるいは買収されるかという問題は民営化の典型的なケースである。したがって、ここで国有企業の生産施設の民間投資家に対する売却だけを重点的に論じる。

商務省は国有企業の生産施設の民間企業への売却と国有企業の部分的民営化との関係について説明していない。原補助金の返却先が異なる（部分的民営化の場合は政府に、国有企業の生産施設の売却は国有企業に）という理由は大した説得力がないように思われる。なぜなら、民営化という政府の意思決定がない限り、国有企業は重要生産施設を売却する権限がないからである。また、国有企業とその財産が売却されることによって、国有企業を吸収する民営化企業に原補助金が残留しているか否かという論点からすれば、同質の問題として扱ってもよいからである。

---

73 *General Issues Appendix : Steel Products From Austria (1993)*, pp. 37265-37266.

(2) 生産施設の分割

生産施設の分割は、国有企業間にも発生しうるが、国有企業と民間企業の間にも起こりうる。商務省は、生産施設の売却取引の一方が民間企業であることを本当の意味での売却の条件としているため、国有企業間の生産施設の売却は省略して、ここでは国有企業の生産施設の民間企業への売却だけを考察することにする。

商務省の基本的立場は、先に見た民営化の扱いとほとんど変わらない。商務省によれば、原補助金は売却された生産施設に一部残留するとみなされて、相殺関税の対象となる[74]。つまり、生産施設の売却によって原補助金が完全返却されることはなく、売却者たる国有企業に交付された補助金の一部が、生産施設に伴って民営化企業に残留する[75]。商務省は、分割される生産施設の単位として、販売を生み出すと同時に、独立して稼動できる生産部門あるいは生産単位を挙げている[76]。1 台のトラック、あるいは機械設備、一棟の建物の売却というような零細財産の処分を問題にしていない。

部分残留論による生産施設の販売に伴う原補助金の返却と残留額の計算方法も基本的に民営化問題の扱い方法と同様である。商務省は次のような計算方法を採用している[77]。

第 1 段階として、生産施設を売却する国有企業の原補助金から被売却資産に浸透する部分を算出する。この数値を得るために、売却される資産の価値に対する企業全資産の価値の比率を算出する必要がある。この比率を基準に国有企業の原補助金の被売却資産に浸透する額を算出する。

第 2 段階として、計算式は次のとおりである。売却価格の何割が被売却資産に浸透した補助金の返却に相当するかを算出する。年度ごとの補助金対その年度の会社価値の比率×売却価格＝補助金許容返却額。

第 3 段階として、被売却財産に残留する補助金額を算出する。計算式は次の通りである。被売却資産に浸透する補助金額－補助金許容返却額＝被売却資産に残留する補助金額。これが相殺関税の対象となる補助金残留額となる。

1993 年から 2000 年 2 月に至るまで、商務省は、EC と一部開発途上国の民営化企業の

---

74 *General Issues Appendix : Steel Products From Austria (1993)*, p.37267.

75 その法的理由について、商務省は、民営化の原補助金に与える影響に関する評価と同じ根拠を挙げている。つまり、補助金の用途と交付後の影響及び補助金交付後の後発的事項を検討する義務を負うことなく相殺関税を賦課できるという論拠である。

76 *General Issues Appendix : Steel Products From Austria (1993)*, p.37268.

77 Ibid., p.37269.

対米輸出鉄鋼産品に対して、この部分残留論を根拠に相殺関税を賦課していた。

4. 小結

(1) 部分残留論の特徴

商務省は、民営化と原補助金に対する矛盾と混乱に満ちた対応過程を経て、1993 年 7 月、部分残留論を正式に披露し、これを民営化企業に対する核心的な対応策として位置付けた。部分残留論の要旨を次のようにまとめることができる。つまり、民営化をめぐる諸事実の中から取引対象物の価格（市場価格かどうかを問わない）だけを参考して、原補助金の民営化企業内残留額（逆に見れば原補助金の政府への一部返却）を自主的に計算し、残留額の多少を一方的に決定するという方法である。ただし、この計算式には法的根拠がなく、残留額の計算は恣意的になされる可能性が高い。部分残留論の性格を正確に把握するために、民営化と錯綜する相殺関税問題に対する商務省の初期の対応と比較して見ることは有益であろう。

1989 年の sonocal 事件の完全返却論を部分残留論と比較すると、前者は、民間投資家が取引対象の市場価格を支払ったことを補助金返却の条件としているのに対して、後者は取引の価格であればその性格を問わない。したがって、いかなる民営化の場合においても残留論的結果が得られる。

1991 年のスゥエーデン鉄鋼事件の完全残留論を部分残留論と比較すると、前者は、政府保有国有企業の株式の売却に着目して補助金の返却を否定したのに対して、後者は民営化の内容と関係なく、ただ取引価格を参考として自主的に一部の返却を認めて、部分残留の結果を得ている。

民営化の内容を無視する無差別完全残留論を部分残留論と比較すると、前者は民営化の内容と関係なく完全残留の結果を求めるのに対して、後者は民営化の内容（民営化と財産の分割の区別もほとんど意味がない）を無視して部分残留額を算出する。明らかに、計算される残留額が大きくなればなるほど無差別完全残留論に近づいていく。したがって、無差別完全残留論と部分残留論は一見異なるように見えるが、部分残留論は本質的に無差別完全残留論と変わらない側面を有する。

(2) 商務省の民営化認識

商務省は部分残留論を説明する際、核心的な概念となる民営化と民営化企業の定義とその範囲についてほとんど整理していない。民営化企業の認識も、「国有企業の民営化」ある

いは「国有企業の完全買収、または部分的買収」といった一般的レベルにとどまっている。しかし、アメリカの国内鉄鋼企業の提示した完全残留論の根拠は注目すべき論点を含んでいる。国内鉄鋼企業は詳細な論証をしなかったものの、民営化という一般概念ではなく、企業を所有者と異なる存在であると区別して意識し、株式の売却は補助金と無関係であるという根拠を挙げて補助金残留論を主張したが、これに対して、商務省は相殺関税の文脈において企業と所有者を区別して扱う必要はなく、親会社と子会社の理論を持ち出して簡単に反論しただけである。このような民営化に関する認識の混乱状態から見て、補助金残留問題をめぐる法的議論にも必然的に混乱が生じることは自然に予想される。

(3) 部分残留論の法的根拠

部分残留論の法的根拠の最大の特徴は、明文規定がない点である。しかし、明文規定がないにもかかわらず、商務省の挙げた根拠は、相殺関税の慣行として容認されている。例えば、non-recurring 補助金の時間的配分、補助金の使用効果と影響無視論、などいずれもそうである。問題は民営化という事実のもとで、これらの議論は法的妥当性を持つかどうかである。民営化企業も取引対象物の市場価格の反映は補助金返却の根拠になると主張しているが、有力な法的議論を展開していない。商務省は、相殺関税の法的要件を正面から論じることなく、国有企業の原補助金の存在を根拠にして議論を進めている。補助金残留論と完全返却論のそれぞれの提示した論拠の法的検討は次章以下に譲ることにする。

第3章　補助金残留問題の司法審査

1993年7月、商務省は民営化企業に賦課する相殺関税の基本的対策として、民営化の客観的事実（内容と方法）を分析せずに原補助金の残留を推定し、残留額を主観的に計算する部分残留論を導入した。1993年以降、民営化企業を調査対象とする相殺関税決定に部分残留論が大幅に適用されることになる。

商務省が民営化企業に厳しい相殺関税を賦課したことを受けて、ECはGATTの紛争解決制度を利用するかたちで問題解決に臨んだ。それと同時に、民営化企業もアメリカの司法救済制度を利用して、商務省の相殺関税決定の適法性を追及した。

商務省は、民営化企業に訴えられた相殺関税決定が国際貿易裁判所（以下、CITとする）に否定されて差戻し命令を受けるたびに、CITの判決を連邦巡回控訴裁判所（以下、CAFCとする）に上訴するかたちで応酬した。言うまでもなく、司法審査の結果と利害関係を有するアメリカの鉄鋼業界も訴訟参加した。

本章では、CITとCAFCによる商務省の相殺関税決定の適法性を審査した代表的判例を研究する。CITとCAFCによる審査過程において、アメリカ通商法の相殺関税法規定[1]（以下、相殺関税法規定と略記する）における主要法的論点と民営化事実の評価をめぐって、部分残留論と完全返却論が展開した論拠のメリットと欠点を系統的に考察する。国内判例に適用された相殺関税法規定は、アメリカが東京ラウンドの結果成立した1979年補助金協定を実施するために制定した1979年通商法（1984年と1988年の修正を経て）の相殺関税法規定と、1994年のウルグァイ・ラウンドのとき成立したWTO協定を実施するために制定したウルグァイ・ラウンド協定法（以下、URAA略する）の相殺関税法規定である。

相殺関税法規定と、補助金・相殺関税を規律する国際法（1947年GATT、1979年補助金協定並びにSCM協定）との関係について、前者が後者の国際法上の義務を国内的に実

---

[1] アメリカ通商法の相殺関税法規定の沿革について、参照、通商関係法研究会（1990）、321 - 330頁。松下（1989年）、197 - 242頁。1980年以降、アメリカは相殺関税措置を大規模に発動したことを受けて、補助金・相殺関税の研究も圧倒的にアメリカの相殺関税制度に集中されてきた。主なものは次を参照、Alexander(1989),pp.807-847 ; Knoll(1989),pp.37-116 ; Diamond（1990）,pp.507-607 ; Eskridge(1990),pp.663 - 698 ; Trebilcock(1990),pp.723-737 ; Powell(1990),pp.177-256 ; Cannon(1991),pp.53-75 ; Davey(1992),pp.399-458 ; Ragosta(1994),pp.639-683 ; Lantz(1995),pp.993-1073 ; Sykes(1996),pp.5-26 ; Jackson(1995), pp.783-814.

施するための国内法であると位置付けられている[2]。国内司法審査と同時に、GATT の下で部分残留論の国際法上の妥当性を争う紛争処理もスタートしていたが、後者については第4章で考察する。第1節では、国内司法審査の判例として代表的なものとされる Saarstahl SVK 事件を取り上げることにする。

第1節　ドイツ国有企業 Saarstahl SVK の民営化

1993 年 1 月、商務省の発表した 3 件の相殺関税決定は、それぞれドイツ、フランス、イギリスの鉛快削鋼産品（以下、特殊鋼と略記する）を生産、輸出する民営化企業を標的にするものであった。この中で、ドイツとイギリスの民営化企業に対する商務省の相殺関税決定が CIT と CAFC に提訴された。本件は民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を審査した CIT と CAFC の最初の判例として注目された[3]。

本節では、ドイツの国有鉄鋼企業 Saarstahl Volklingen GmbH(以下、Saarstahl SVK とする)の民営化の結果設立された民営化企業 Dillinger Hutte Saarstahl(以下、DHS とする)を対象とする商務省の相殺関税決定の司法審査過程を取り上げて、CIT と CAFC の行った法規定の解釈と適用の具体的様子を考察し、浮き彫りにされた法的論点を明らかにする。

1. 背景と事実

(1)　国有企業 Saarstahl SVK

ドイツの鉄鋼企業 Saarstahl SVK は、ルクセンブルクの国有企業 Arbed Luxembourg(以下、Arbed とする)の完全子会社であり、1986 年まで主に特殊鋼を生産していた。

1978 年から 1985 年にかけて、ドイツ政府と Saarstahl 州政府は様々な方法で Saarstahl

---

[2] 1947 年 GATT とアメリカ通商法の関係に関する研究として、参照、津久 (1987)。WTO 協定の国内的実現に関する最新の研究として、参照、中川(2001)、91 - 124 頁。この他に参照、福島 (1998)、1 - 17 頁。

[3] 先行研究は Saarstahl 事件について詳細に分析していないが、いずれも簡単に触れている。参照、Cornell(1994),pp.1230-1231 ; Rushford(1999),pp.497-499 ; Dunne(2001),pp ; Turner (2001), pp.91-93.

SVKに補助金を交付したことは事実である[4]。具体的に、ドイツ政府の提供した貸付（RVZs）は、Saarstahl SVKが収益をあげることを返済の条件としていた。また、政府の債務保証の下で民間金融機関がSaarstahl SVKに提供した融資も、Saarstahl SVKによる元金の返済が不可能になった場合、政府がその元金と利息の返済を受け入れることになっていた[5]。

(2) Saarstahl SVKの民営化

1986年、Saarstahl SVKの財務状況が継続して悪化したため、Arbedは、Saarstahl SVKの所有権（株式）の76%をSaarstahl州政府に売却した。フランスの企業Usinor-Sacilor（ドイツ鉄鋼企業AG der Dillinger Huttenwerke(以下、Dillingerとする)の所有者）は、Saarstahl SVKを買収する意思を示したが、Saarstahl SVKが抱える債務が放棄されることを買収条件とした[6]。

結局、Saarstahl州政府は、Saarstahl SVKの事業再編計画として、Saarstahl SVKの政府に返済するべき全ての債務を放棄した。この他に、Saarstahl SVKが負っていた民間金融機関に対する一部の債務（DM217.1million）も放棄された。本件では、この債務放棄が補助金残留論による相殺関税の主な相殺対象とされた。

1989年6月15日、Saarstahl SVKは、新しく設立される株式会社Dillinger Hutte Saarstahl(DHS)に吸収された。DHSを設立するために、Saarstahl州政府は、Saarstahl SVKの全財産による現物出資と、さらなるDM145.1millionの資金投入と引き換えに、DHSの所有権（株式）の27.5%を引き受けた[7]。Usinor-SacilorはDillingerの財産による現物出資と引き換えに、DHSの所有権（株式）の70%を獲得した[8]。ArbedはDM8.9millionの資金投入と引き換えに、DHSの2.5%の所有権（株式）を手に入れた[9]。

1989年6月30日、民営化企業DHSは、特殊鋼生産施設を新しく設立された子会社Saarstahl AGに分割して操業させた。本件では相殺関税調査の対象とされた民営化企業はDHS（Saarstahl AG）であった。

---

4 *Carbon Steel From Germany (1993)*, pp.6233-6234.
5 Ibid.
6 Ibid.
7 Ibid., pp. 6234-6235.
8 Ibid.
9 Ibid.

(3) 相殺関税調査の経過

1992年5月8日、商務省は、国内鉄鋼企業Inland SteelとBethlehem Steelの相殺関税調査の請求を受けて、DHS(Saarstahl AG)の対米輸出特殊鋼産品を対象に相殺関税調査（暦年1991年を調査期間とする）を開始し、1992年9月17日、相殺関税仮決定を発表した[10]。

1993年1月27日、商務省は相殺関税の最終決定を発表し、次のように認定した。まず、Saarstahl SVKの債務放棄は合併（つまり、DHSの設立）を左右する取引交渉の条件とされたため、合併交渉は新設されたDHSに利益（補助金、筆者注）をもたらしたと考えられ、相殺関税は賦課されるべきである[11]。次に、民間金融機関による債務放棄も政府の要請の下で、Saarstahl CVKの代わりに政府が未決済債務を返済することが保証された上で行われたため、相殺関税は賦課されるべきである[12]。

国際貿易委員会の肯定的損害認定が出されたあと、商務省は相殺関税賦課命令を発表した[13]。この時点では、商務省は無差別完全残留論を適用していた。これを受けて、DHSは商務省の決定をCITに訴えた。

商務省は、1993年7月の部分残留論を導入した後、それを本件にも適用するために、差戻し決定[14]を発表した。債務放棄はSaarstahl CVKに与えられた贈与に相当し、かかる贈与による利益はSaarstahl CVKの民営化後、DHSに一部残留すると決定した。つまり、Saarstahl CVKの買収価格の一部が、原補助金がSaarstahl CVKの価格を構成する範囲で、原補助金の返却に相当すると決定した[15]。*Carbon Steel From Germany (1993)*において決定した相殺関税率17.28%（完全残留論による）を、*Remand Determination: Carbon Steel From Germany (1993)*において16.85%（部分残留論による）と修正した。商務省は部分残留論を司法審査の対象とするよう請求したが、民営化企業は同意しなかったため、CITは完全残留論を審査することになる。

---

10 *Initiation of Investigation: Carbon Steel Products From Brazil, France, Germany, and The United Kingdom (1992)*; *Preliminary Determination: Carbon Steel Products From Germany(1992).*

11 *Carbon Steel From Germany (1993)*, pp.6236-6237.

12 Ibid.

13 *Countervailing Duty Order: Carbon Steel Products From Germany (1993).*

14 *Remand Determination: Carbon Steel From Germany (1993).*

15 *Carbon Steel From Germany (1993)*, p.6236.

2. CIT の審査経過

CIT は DHS の提訴を受理して、1994 年 6 月、本件の判決を公布した[16]。以下、法的争点を中心に CIT の判決を分析する。

(1) 紛争当事者の主張

(a) 商務省の主張（部分残留論）

本件では商務省は、CIT による司法審査の場で民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を初めてデフェンスすることになるが、部分残留論を無修正のまま持ち出して以下のように主張した[17]。

第 1 に、相殺関税法規定の下で、補助金の（被交付企業の生産への）配分額を相殺することが要求される[18]。商務省によれば、補助金の存在を決定した後の補助金が発揮する効果（被交付企業に立証可能な競争優位を与えたか否か）は、相殺関税調査当局が相殺関税の法的要件として考慮する必要な事項ではないことになる。本論文ではこの考え方を、補助金決定後の補助金の影響（効果）無視論と要約する。

第 2 に、相殺可能な（原）補助金の額は交付された時点で固定されており、国有企業の民営化自体はかかる相殺可能性を無効にすることはできない[19]。つまり、相殺関税法規定は、補助金交付後の後発的事項に基づいて、すでに配分された補助金を再評価することを許容しないという。本論文では、この考え方を補助金決定後の後発事項無視論と要約する。

第 3 に、民営化は自動的に原補助金を完全返却する効果を有しないが、しかし、民営化によって原補助金の一部が生産施設の売却者に返却されるため、買収者に残留するのは原補助金の一部となる[20]。つまり、完全残留ではなく、一部返却を認める部分残留論である。

具体的に言えば、部分残留論の結論は、Saarstahl SVK に交付された補助金が DHS に一部残留するということである。残留比率の計算については、補助金が存在するといったん決定すれば、その後の事項は考慮する必要がないため、Saarstahl SVK に交付された補助金の何割が DHS に残留するかを商務省が<u>合理的に決定すればよい</u>ことになる[21]（強調は筆者）。

---

16 *Saarstahl I (1994).*
17 Ibid., pp. 191-192.
18 Ibid.
19 Ibid.
20 *General Issues Appendix: Steel products from Austria (1993)*, p.37269.
21 Ibid.

以上の商務省の主張は、第2章第2節で説明した部分残留論の論拠の本件における反復に過ぎず、本件で初めてCITの司法審査の対象として取り上げられた。問題は、CITは部分残留論の論拠に対していかなる法的評価を与えたかである。

(b) 民営化企業（完全返却論）の主張

相殺関税調査を受けた特殊鋼生産企業Saarstahl AGは、債務免除による利益は企業の売却価格に含まれるかたちで政府に返却されたと主張し完全返却論を繰り返した[22]。

(2) 補助金存否の立証義務

CITは、商務省の民営化企業に賦課する相殺関税の手続的妥当性を19U.S.C.§1671(a)の規定[23]に基づいて判断すると明確に示した[24]。

19U.S.C.§1671(a)は、「1979年補助金協定の締約国がアメリカに輸出されるか輸出されるために販売された産品の製造、生産、輸出に関して直接間接に補助金を交付したことを商務省が決定する」と規定している。序章で述べた相殺関税の規律方法として、補助金の存否について相殺関税当局が挙証責任を負うことは、19U.S.C.§1671(a)において明確になっており、ほとんど争う余地もない。問題は民営化という複雑な事情のもとでこの規定を適用するときに生じる難点である。

商務省の部分残留論の核心は、国有企業について補助金の存否を立証するだけで、民営化企業について立証義務を負わないという論拠に置かれているが、この点についてCITは次のように判断した。

補助金存在決定後の後発的事項が補助金に与える影響を考慮することを商務省が拒否したことについて、CITは、「補助金はこれを受けた企業の生産に相殺可能な利益を与えるという反証不可能な推定を相殺関税法が示唆している」という商務省の主張に賛成できると示したが、しかし、新しい所有者が独立当事者間取引により市場価格を払って生産施設

---

22 *Saarstahl I (1994)*, p.190.

23 19U.S.C.§1671(a) (1998)は、相殺関税の法的要件を次のように規定している。

If the administering authority determines that s country ... is *providing*, directly or indirectly, *a subsidy* with respect to the manufacture, production, or exportation of a class or kind of merchandise imported ... into the United States, and Commission (the CIT) determines that *an industry in the United States is materially injured* or threatened with material injury, or the establishment of an industry in the United States is materially retarded *by reason of imports of that merchandise* ... there shall be imposed upon such merchandise a countervailing duty, in addition to any other duty imposed, equal to the amount of the net subsidy. (強調は筆者)

24 *Saarstahl I (1994)*, p.192.

を買収した場合、反証不可能な推定は存在する理由を失うと判断し、その根拠として、国有企業の買収者はもはや補助金被交付者ではなくなったことを挙げた[25]。

商務省が贈与と融資のような non-recurring 補助金の影響を評価する際、被交付企業の生産と輸出産品に補助金を配分する方法自体は問題ではないが、生産施設の売却後、商務省に要求したのは原補助金の再評価ではなく、一般的会計原則に基づいて、補助金の利益を受益者と結びつけるべきだと CIT は強調した[26]。

被交付企業の補助金の具体的使用または補助金交付後の企業の経営活動に与える効果について、CIT は、本件においては補助金を受けた企業による補助金の具体的使用、及び補助金が被交付企業のその後の営業活動に与えた影響などといった論点は問題にされていないと指摘した[27]。

以上のとおり、CIT は、商務省の主張した手続的側面からの論拠を退けたあと、民営化企業の主張する補助金返却論の妥当性を審査した。

(3) 補助金存否の判断基準

CIT は、19U.S.C. § 1671(a)の手続的要件にしたがって補助金の存否を決定する際、商務省は補助金の定義に関する 19U.S.C. § 1677 (5)(A)の規定[28]に拘束されると解釈し、さら

---

25 *Saarstahl I*, p.193.

26 Ibid.

27 Ibid.

28 1979 年から 1995 年 URAA 発効以前に、補助金存否の決定基準は、相殺関税法規定 19U.S.C. § 1677(5)(A)(ii)に基づいていた。19U.S.C. § 1677(5)(A)の規定は次のとおりである。

(5) Subsidy

(A) In general, the term "subsidy" has the same meaning as the term "bounty or grant" as that tern is used in section 303, and includes, but is not limited to. The following:

(i) Any Export subsidy described in Annex A to the Agreement (relating to illustrative list of export subsidies).

(ii) The following domestic subsidies, if provided or required by government action to a specific enterprise or industry, or group of enterprise or industries, whether publicly or privately owned and whether paid or bestowed directly or indirectly on the manufacture, production, or export of any class or kind of merchandise:

(I) The provision of capital, loans, or loan guarantees on terms inconsistent with commercial consideration.

(II) The provision of goods, services at preferential rates.

(III) The grant of funds or forgiveness of debt to cover operating losses sustained by a specific industry.

(IV) The assumption of any costs or expenses of manufacture, production, distribution.

(B) Specificity(特定性に関する規定は略する)

に、補助金存否の立証は相殺関税賦課の先決的条件であり、補助金の存在認定を行わない限り相殺関税の賦課はありえないと明確に述べた[29]。

CIT は、補助金存否の法的根拠を明示した上で、Saarstahl SVK が原補助金を受けたこと及び民営化企業 DHS に直接交付された補助金が存在しないことについて各当事者間に異議が存在しないため、法的問題は Saarstahl SVK の原補助金から DHS が間接的利益を受けたか否かを論証することになると、焦点を一歩絞り込んだ[30]（強調は筆者）。原補助金の行方（残留か返却）を判断するにあたっては、なぜ民営化企業が原補助金から「間接的利益」を得たか否かというアプローチで分析するのか、その理由について CIT は詳細に論じなかった。

(4) 原補助金と DHS の関係

CIT は、DHS が原補助金から間接的に利益を受けたか否かを以下のように分析した[31]。

第 1 に、CIT は、Saarstahl 政府による DHS への投資は商業的考慮に合致すると述べた。理由として、Saarstahl 政府の DHS への出資と同時に、他の二つの民間投資家も DHS に投資していることをあげた。この事実を商務省は完全に認めている[32]と CIT は強調した。

第 2 に、CIT は、Saarstahl SVK の民営化は独立当事者間取引によって達成されたこと

相殺関税法規定における国内補助金の定義の日本語訳として次を参照した。①商業的考慮に反する条件での資本・貸付・貸付保証、②優遇された価格での財・サービスの提供、③特定産業の被った経常的損失を補填する資金供与、債務免除、④製造・流通費用の引き受け。参照、小寺（1994）、16 頁

以上の補助金の定義に関する規定は、明らかに国内補助金の形態を例示し、一般的定義を避けている。民営化企業の相殺関税の合法性を判断する際、CIT はこの規定に基づいて実体的要件の検討を行った。

29 *Saarstahl I*, p.192.

30 Ibid.

31 Ibid.

32 商務省の意思を確認する有力な根拠として、CIT は次の商務省の認定を引用した。

We believe that the equity infusion made by the Government of Saarland into DHS was on terms consistent with commercial considerations. Because there were other investors besides the Government of Saarland, the terms of the other investors, rather than the financial performance of the recipient company, determine whether the government investment was made on terms consistent with commercial considerations. Moreover, the fact that there were private parties willing to invest in DHS supports the conclusion that the company is equityworthy. Therefore, because ... ARBED and Usinor Sacilor, made equity infusions at the same time and on the same terms as the Government of Saarland, we determine that the equity infusion made by the Government of Saarland into DHS was made on terms consistent with commercial considerations. *Carbon Steel From Germany*, p.6236.

を商務省が自ら認めたと特に強調した[33]。CIT は、独立当事者間取引の効果について、利害関係をもたない企業同士の間で発生した取引と認識し、取引参加者がそれぞれ各自の利益を最大化するために活動したことは、取引対象物が市場価格で取引されるための決定的要素になると指摘した[34]。換言すれば、Saarstahl SVK の民営化の独立当事者間取引的性格を決定できる要因として、CIT は民営化取引の参加者間で利害の一致がないことに着目した[35]。

Saarstahl SVK の民営化、即ち政府が Saarstahl SVK の 財産による DHS への現物出資を行う際、Saarstahl SVK の市場価格が正確に評価され、DHS が市場価格を払って Saarstahl SVK を吸収した結果、いかなる相殺妥当な（補助金）利益も DHS に残留するのではなく政府に返却されたため、19U.S.C. § 1677 (5)(A)の規定する補助金の存在は認められないと、CIT は判断した[36]。さらに、CIT は、商務省が民営化を独立当事者間取引によって達成したと決定した以上、売却者の性格を問うことは無意味であり、政府による生産施設の売却と民間企業の生産施設の売却とは異ならないと述べた[37]。

第 3 に、CIT は、民営化企業を対象とする相殺関税調査（仮決定と最終決定のいずれにおいても）の中で、政府が原補助金を考慮して国有企業及び財産の売却価格を割引するかたちで売却したと商務省が立証していないと述べた上で、商務省自体も法的根拠と議会の指示がない状況下で民営化問題に対応する部分残留論を導入したことを承認している[38]（強調は筆者）、と指摘した。

結論的に、CIT は、商務省の行った Saarstahl SVK の民営化に関する事実認定は客観的証拠に裏付けられているが、国有企業が独立当事者間取引によって民営化されたにもかかわらず、原補助金が国有企業の買収者、つまり民営化企業に残留しているという商務省の

---

33 *Carbon Steel From Germany(1993)*, pp 6235 - 6236.

34 CIT は、Black's Law Dictionary (6th ed. 1990), p. 109.を引用している。

35 CIT は、民営化の達成方法が独立当事者間取引であることを補強するものとして、取引交渉の参加者は自発的であること、いずれも相手に意思を無視される被強制的立場に置かれて交渉に臨んでいないこと、交渉の関連事実に関する合理的な情報を把握していることを挙げて、民営化について独立当事者間取引によって達成されたと決定した以上、買収側は、入手した取引対象物の全ての市場価格に相当する金額を支払ったと結論しなければならないと補足している。*Saarstahl I*, p.192.

36 *Saarstahl I*, p.193. CIT は更に相殺関税の目的（外国企業の受けた不公正な競争優位の相殺）を挙げて判断を補強している。

37 Ibid., p.194.

38 *General Issues Appendix: Steel products from Austria (1993)*, p.37263.

推定は相殺関税法規定の違反を構成するため、当決定を無効にすると判示した[39]。

ドイツ国有企業 Saarstahl SVK の民営化問題と同時に、イギリス国有企業 BSC の特殊鋼生産施設の売却問題も CIT によって審理された[40]が、民営化の具体的内容が多少異なることを除けば、法的論点と審査結果がほぼ同じであるため、本論文で繰り返さないことにする。

3. CIT 判決の批判的検討

(1) 民営化の内容と達成方法

本件の事実関係に関する CIT の判断について、民営化の内容と方法とに分けて整理する。

第 1 に、民営化の内容[41]について、Saarstahl SVK の民営化について、各当事者とも厳密に考えることなく、曖昧に「資産の売却」あるいは「企業の売却」と見ている。「売却」という表現は、所有者が所有物を買収相手に譲り渡してその対価を回収することを連想させやすいため、本件の民営化を資産の売却というより、むしろ企業の全財産による現物出資（Saarstahl 州政府の現金による投資を除いて）であると CIT が認識したことは妥当であると評価されよう[42]。

第 2 に　民営化の方法について、独立当事者間取引は取引対象物の市場価格を反映するという基本的国内法の原則を否定する当事者はいなかった。特に、Saarstahl SVK の財産の評価は独立当事者間取引で行われたことを商務省自ら承認したため、CIT が Saarstahl SVK の財産による現物出資について、これを市場価格を反映したものと認定する上で有力な証拠となった。

(2) 補助金存否の立証義務

CIT は、商務省が提示した部分残留論の手続的側面の法的妥当性につき、補助金存否の立証義務を規定する 19U.S.C. § 1671(a)の規定を根拠に判断すると明確に示した。この規

---

39 *Saarstahl I*, p.196.

40 *Inland I (1994).*

41 筆者は民営化の内容を取引の対象物を基準に分類している。例えば、国有企業の財産の売却なのか、株式会社の政府保有株式の売却なのか。

42 Saarstahl 州政府は DHS の設立に参加する際、国有企業 Saarstahl SVK の全財産の対価を現金で回収して、民営化企業 DHS から完全に撤退したわけではない。Saarstahl SVK の財産（後に追加した現金による投資も含めて）が DHS の設立をもたらした出資全額に占める比率で民営化企業の株式を所有したのである。しかし、本件の民営化の内容（取引対象物）について、Saarstahl SVK の財産が取引の対象であったことにつき異議はなか

定を本件に即して解釈すれば、相殺関税の調査を受けたのは民営化企業であるため、商務省は民営化企業の側面から補助金存否の立証義務を負うことは当然である。

先にも見たとおり、商務省の部分残留論の主要意図は、民営化という特別な事情のもとで、民営化企業について補助金存否の立証義務を拒否することに置かれている。民営化企業について補助金存否の立証義務を拒否する部分残留論の根拠は、19U.S.C.§1671(a)によって裏付けられるのかどうかについて、CIT は詳細な検討をしなかった[43]。以下、この問題についてさらに検討する。

(a) 補助金の使用及び効果の問題

19U.S.C.§1671(a)のもとで、相殺関税当局は補助金の存否を立証する義務を負うだけで、立証された補助金の具体的使用及び効果の立証を要求されないことは確かである。補助金の存在を正確に立証した後、一定の時間にわたって補助金の額を企業の生産と産品に配分して相殺するという商務省の慣行について異論がないことも、間接的にではあるがこの点を裏付けている[44]。

問題は、補助金の使用及び効果の立証義務を拒否することは、民営化企業について補助金の存否を立証する責任を回避する法的根拠となりうるかどうかである。商務省はこの点について説得的な説明を行わなかったが、CIT も深く追及しなかった。

商務省は、国有企業に原補助金が交付されたことを立証したことを強調し、完全返却論が主張する原補助金は民営化企業に競争上の優位をもたらしていないという論点を、原補助金の影響についての立証を要求するものと受け止めて、形式的には原補助金の効果の立証義務を拒否する議論を展開しているが、実質的には民営化企業について補助金の存否の立証義務を逃避している。

った。

43 CIT の検討は、①については、本件では補助金の影響を評価することを商務省に要求していないと言及しただけである。②について、新しい所有者が独立当事者間取引により市場価格を払って生産施設を買収した場合、後発的事項を考慮する義務がないという論点は意味を失う、と述べただけである。

44 相殺関税当局が企業による補助金の具体的使用及び補助金の発揮する具体的効果まで立証する義務を負うことになると次のような事態が発生する。例えば、多数の生産部門を抱える企業に対して相殺関税調査を行う場合、企業が補助金を具体的にどの生産部門に傾斜させたかまで決定しなければならない。これは相殺関税調査機関にとってほとんど実行不可能である。したがって、序章でも述べたとおり、この点について明文規定がないにもかかわらず、大きな争いはない。

補助金の効果（使用）の立証義務を拒否する論議の妥当な範囲は、補助金の被交付企業（本件では国有企業 Saarstahl SVK）に対する相殺関税に限られるべきである。例えば、国有企業Aを対象に相殺関税調査を行った結果、補助金の存在と損害・因果関係とが成立した場合、Aが補助金を具体的にどのように使用し、補助金がAの経営活動にいかなる効果（限界費用の節約、競争優位の増強）をもたらすかどうかまで調査する必要もなく、相殺関税を賦課することは可能である。

しかし、Aを民営化してその全財産を基礎に民営化企業Bが設立された場合、Aの側面から見てその妥当性が認められる補助金の効果の立証義務不要論は、民営化企業Bに賦課される相殺関税にもそのまま適用できるのかにつき、少なくとも、AとBの関係を考察する必要がある。勿論、Bについても補助金が存在すると立証された後、Bが補助金を具体的にどのように使用したかなどを立証する必要なく、相殺関税を賦課することができる。

以上の議論はA（国有企業）とB（民営化企業）が補助金の残留問題を考える上で完全に独立した企業実体である場合に限って妥当性が認められる。本件の場合、CITは民営化企業を当然国有企業と実質的に異なる企業と認識して審査を進めた。この点について、当時の商務省も特に反発しなかった。

民営化と原補助金の行方（残留か返却）との関係に関する議論は、補助金が他の何かに与える影響に着目しているのではなく、逆に、民営化が補助金に如何なる影響をもたらしたかという点を問題にしているため、法的問題は別として、論理的にも商務省の議論は的を外している。

(b) 補助金額の固定と後発的事項に基づく再評価の問題

商務省は部分残留論を正当化する根拠として、相殺可能な補助金の額は交付された時点で固定されており、後発的事項を考慮せずに完全償却するまで相殺することができると主張してきた。ここでも、国有企業の原補助金の存在決定を基準に民営化を後発的事項と位置付けて、民営化企業について補助金存否の立証義務を避けたいという商務省の意図は明らかである。補助金の使用と影響の議論と同じく、後発的事項を無視できる議論が成立したとしても、その妥当な範囲は国有企業に賦課される相殺関税に限られるべきであり、民営化と民営化企業まで無視するように拡張するのは無理である。

補助金額の再評価の意味は、一定金額の補助金を評価して金額的に減少したかそれとも増加したかを判断することと考えられる。完全返却論の問題関心は、補助金額の増減のような量的変化ではなく、補助金の行方（国有企業に返却されたか、民営化企業に残留した

か）を決定した上で補助金の受益者を確定することであり、つまり民営化企業について補助金の存否を問題にしており、補助金額の変化とは無関係である。完全返却論は、民営化によって相殺可能な原補助金の額が減少したと主張していない。したがって、補助金存在決定後の補助金額の再評価義務を否定する主張は、完全返却論に対する反論として成り立たない。

「補助金存在決定後」という表現の意味についてさらに検討する必要がある。例えば、本件の場合、1985 年以前に補助金を交付された国有企業が 1989 年に民営化され、1993 年に商務省が補助金の存否を立証している。本件では、民営化を補助金交付後の後発的事項と捉えるには問題はないが、民営化（1989 年）は補助金の立証と決定（1993 年）以降の事項と認識することは明らかに誤りであり、正確に民営化は補助金の立証活動が行われる以前の事項であると見るべきである。

補助金存在決定後の後発的事項を考慮に入れ、すでに決定された補助金の額を改めて評価する義務が明確化されている（例えば、相殺関税の見直し義務、サンセットレービュウ義務）ことを考えれば、補助金交付後の後発的事実を考慮せずに補助金の存否及びその額を決定してしまうことは当然筋が通らない問題となる。

以上の検討に基づいて、商務省の主張する補助金存在決定後の使用と効果の立証義務不要論及び後発事項無視論は、補助金残留論の根拠として極めて危ういものといわざるを得ない。しかし、これらの論拠について、民営化企業は有力な反論を展開できなかった上に、CIT も徹底的批判を加えなかったため、商務省が後の司法審査において再びこれらの論拠を持ち出す余地を残してしまうことになる。

(c) 補助金の存否の判断基準

上記のとおり、CIT は部分残留論の手続的根拠を綿密に検討しなかった。しかしながら、部分残留論を違法とし、完全返却論を支持する結論を下した。問題を決着させる上で、補助金残留論の批判よりも、実体的要件の核心となる補助金の存否（本件では残留か返却）の判断基準は重要な機能を果たした。

CIT は DHS に賦課する相殺関税の適法性を審査するにあたって、明確に実体的要件となる補助金の定義に関する 19U.S.C.§1677 (5)(A)の規定に基づいて判断を行った。CIT は、具体的に民営化企業 DHS が補助金を受けたか否かに着目し、DHS が原補助金から利益を得たか否かという受益者利益説のアプローチを採用した。

CIT は、Saarstahl 州政府が Saarstahl SVK の財産による現物出資を行う際、Saarstahl

SVK の財産評価は独立当事者間取引によって達成されたことを強調したが、その目的は、DHS が取引対象物の市場価格を支払ったという結論を導くためであった。つまり、CIT の行った「利益」存否の判断は、「市場価格」を支払ったという前提に置かれていた。この点は、Saarstahl SVK の財産評価が割引されるかたちで行われたことについて商務省が立証していないと CIT が非難したことからも明らかである。メキシコ石灰産品事件において商務省が行った認定とほぼ同様な議論展開である。

それでは、独立当事者間取引によって達成された民営化なら、なぜ原補助金が売却者である政府に完全に返却されて民営化企業に残留しないという結果が導かれるのか。民営化企業 DHS に 19U.S.C. § 1677 (5)(A)の規定する補助金の残留は認められないと判断するために、19U.S.C. § 1677 (5)(A)はどういう機能を果たしたのか。この点 CIT はほとんど説明しなかった。

以上述べたとおり、独立当事者間取引は被売却対象（国有企業の財産）の市場価格を反映し、補助金で具体化された生産施設なども企業財産の一部として、企業の市場価格に当然に含まれるという議論は、民営化の事実的側面の説明として、非常に的確な議論であると評価されよう。しかし、これは法的議論ではないことは明らかである。民営化取引によって補助金が返却された（逆に言えば民営化企業に補助金が存在しない）という結論を得るには、法的問題として補助金とは何を意味するものなのかを議論することが必要になってくる。

19U.S.C. § 1677 (5)(A)の規定する補助金の定義は、「奨励金又は贈与"bounty or grant"」を意味するという一般的な表現にとどまっており、国内補助金は、①商業的考慮に反する条件での資本・貸付・貸付保証（債務保証）、②優遇された価格での財・サービスの提供、③特定産業の被った経常的損失を補填する資金供与、債務免除、④製造・流通費用の引き受け、と列挙されるかたちで規定されている[45]。

民営化企業に「19U.S.C. § 1677 (5)(A)の規定する補助金が残留していない」という法的判断を下した CIT が、意識したのは一般的な表現となる「奨励金又は贈与」なのか、それとも国内補助金の列挙のどれかなのか、あきらかではない。19U.S.C. § 1677 (5)(A)の規定する補助金は「奨励金又は贈与」を意味するという表現は定義として厳密なものではない。贈与はともかくとして、奨励金は意味不明であり、更なる定義と説明が必要とされる。

---

45 前掲注 27 参照。

本件で問題となった民営化は、政府が国有企業の財産を現物出資する形で新設される企業に資本投下したケースにあたるため、国内補助金として列挙された①の「商業的考慮に反する条件での資本供与」のほうが法的根拠として一番妥当な項目であると判断されてほぼ問題ないと考えられるが、しかし、CIT は更なる分析を避けた[46]。

19U.S.C. § 1677 (5)(A)の解釈として、商業的考慮に反する投資は補助金を構成すると考えられるから、反対解釈として商業的考慮に合致する投資活動は補助金に相当しないと判断されるべきである。「市場価格を反映」した政府の投資活動は「商業的考慮」に合致すれば、政府の出資によって設立された企業にも当然補助金は交付されなかったと結論できる。

19U.S.C. § 1677 (5)(A)の規定における「商業的考慮に反する」、「優遇された価格」、「損失の補填」、「費用の引受け」といった文言から、市場を基準に企業が利益を得たか否か（補助金の存否）について決定する商務省の実行の反映たる「受益者利益説」を抽出することはほぼ無理はないと考えられる。

CIT 判決の最大の貢献は、民営化企業 DHS を国有企業と完全無関係な独立した企業と位置付けて、民営化企業についての補助金存否の立証責任から逃れようとした商務省の論拠を退けたこと、民営化企業について補助金の存否を市場基準によって立証し、判断することを一般的に示したことである。

しかし、民営化の内容について、CIT の認識は混乱していた。例えば、CIT は、民営化と原補助金の関係について、モデル提示まで踏み込んだことはこの点を裏付けている。CIT が提示したモデルは次のとおりである[47]。

①原補助金で具体化された生産施設を独立当事者間取引で売却した場合、原補助金が売却者側に返却される、②独立当事者間取引で会社を完全売却した場合、会社の消滅によって原補助金が株主側に返却される、③政府が唯一の株主である状況下で会社を独立当事者間取引で完全売却した場合、原補助金は政府側に返却される。

この中で、①の意味は明らかであるが、問題は、②と③である。②と③はいずれも返却される先を「株主」と表現しているため、民営化される前にすでに株式会社形態を有して

---

46 CIT が Saarstahl 政府の行った DM145.1million の投資の商業的考慮に合致することを指摘したことは、Saarstahl SVK の価格が市場価格を反映したか否かとは別問題である。DHS への民間企業の投資は、設立段階にある DHS 自体の経営の健全性と投資価値に対する投資家の信頼を反映することにとどまり、Saarstahl SVK の資産に対する市場評価と無関係である。

47 Saarstahl I, pp.193-194.

いた国有企業の民営化を指していると考えられるが、しかし、公共体企業を株式会社化して民営化する場合も政府は一時的な株主になることを考えれば、CIT は民営化として一体何を意識したかについて即座に判断できないと言わざるをえない。民営化前国有企業の経営形態は少なくとも公共体企業と株式会社との 2 種類あったことを考えれば、株式の売却による民営化の結果、原補助金は必ず株式所有者に返却されるとは限らない。株式会社形態を有する国有企業の民営化が政府保有株式の売却によって行われた場合、原補助金が民営化企業に完全残留することは可能だからである。

本件では CIT に付託されたのは、民営化企業 DHS の設立のための Saarstahl SVK の財産による現物出資という特定の状況に限って原補助金の行方が問題とされたため、CIT はそれ以外の民営化（形態と内容）について触れる必要は全くなかったと思われる。問題にされなかった民営化における原補助金の行方に関するモデル提示は、逆に商務省と CAFC 及び鉄鋼業界の警戒心を刺激する悪材料となり、その後の司法審査において CIT は反発を受けることになる。

4. CAFC の審査過程

DHS に対する相殺関税決定[48]が CIT に却下されたことを受けて、商務省は、CIT の判決を不服として CAFC に上訴した。1996 年 3 月 12 日、CAFC の判決が公布された[49]。

(1) CAFC 判決の要旨

(a) 補助金の使用と効果（競争優位）

CAFC は、CIT の判決について、CIT は補助金がアメリカに輸出される産品に立証可能な競争優位を与えたことを相殺関税の前提条件としていると判断した[50]。

CAFC は、相殺関税の法的要件となる ①産品の製造、生産、販売に関して補助金が交付されたこと、②補助金付き輸入による損害及び因果関係の成立は、補助金は対米輸出産品に競争上の優位を実際に与えたか否かと無関係であると解釈した[51]。つまり、CAFC は、

---

48 *Carbon Steel From Germany (1993)*; *Remand Determination : Carbon Steel From Germany (1993).*

49 *Saarstahl II (1996)*

50 Ibid., p.1542.

51 Ibid., p.1543. CAFC は、この他にも、相殺関税法規定は商務省の相殺関税措置を、アメリカ向けの輸出産品に競争上の優位を与えた補助金だけに限定しているものではないと捕捉した。

補助金の存在を決定した後、その使用及び影響を追跡して調査する義務を商務省に要求する法的根拠はないと CIT を批判した[52]。商務省の提示した補助金決定後の影響と効果無視論をそのまま踏襲したのである。

(b) 部分残留論の複数のシナリオ

CAFC は、商務省の部分残留の下で複数のシナリオ（民間買収者による部分返却あるいは完全返却）が可能であり、所有権変更問題に関する議会の意図を明確に把握できない状況のもとでは、CIT が商務省の部分残留論に十分な敬意を払うべきとして、CIT の判決を取消した[53]。

(2) CAFC 判決の検討

第 1 に、CAFC は、補助金による競争優位について、CIT が原補助金が民営化企業に競争優位をもたらしたか否かを確認するまで商務省に立証義務を要求していると見ている。この点は、本節の 3(2)で検討された、相殺関税当局は補助金の具体的使用及び補助金が発揮する影響についてまで立証する義務を負わないという議論と一致する。

しかし、CIT の考えた「競争優位」は、原補助金が民営化企業にもたらした影響と効果に着目したものではなく、むしろ民営化企業についての補助金存否の問題に着目している。受益者利益説に基づいて企業が補助金を交付されたことを立証できれば補助金被交付企業が競争上の優位を得ていると自然に推定できる。CIT（民営化企業も含めて）は原補助金による民営化企業の「競争優位」の問題として、民営化企業について要求される補助金の存否の議論を持ち出したことは適切ではなかったことも認めるべきである。CIT は競争優位を相殺関税の法的要件の構成要素と考えたことはないので、CAFC の認識は誤解にすぎない。

第 2 に、CAFC は、補助金の影響（立証可能な競争優位の存在）について、相殺関税の法的要件（補助金存在・損害の発生・因果関係の成立）以外に、加重要件は不要であると理解していること自体は問題ではない。本節の 3(2)(a)の議論を若干補足すると、この加重要件は一部の学説[54]が主張するものであり、実定法上の規定でないことは事実である。問題は、相殺関税の加重要件の否定が部分残留論を擁護する上で適切な根拠になるかどうか

---

52 Ibid., pp.1543-1545.
53 Ibid.
54 例えば参照、Goetz, Granet and Schwartz (1986), pp.17-32; Richard Diamond (1989), pp.507-607.

である。この点についてCAFCは厳密に検討しなかった。

民営化が発生しなかった場合、商務省が国有企業について補助金の存在を正確に立証した状況下で、他の損害・因果関係要件が充たされていれば、すでに決定された補助金の使用と影響（被交付企業の限界コストの節約、競争優位の発生）まで立証することなくして相殺関税を賦課することはできる。

しかし、民営化や民営化企業のような後発的事項が発生した情況においても加重要件否定論を主張することは、法的に妥当性を有するかどうかはもっと大きな問題となる。民営化企業に着目した場合、原補助金の影響の問題ではなく、むしろ、補助金が存在するか否かの問題として考えられるべきである。つまり、補助金の影響まで考える必要もなく、まず、民営化企業を主体として考えるか否か、考えるとすれば、原補助金から民営化企業が補助金（利益）を得たか否かが問題にされるべきである。CAFCは、商務省がすでに行った原補助金の存在決定が合法的であるということに拘泥して、民営化企業に賦課する相殺関税を、あくまでも原補助金を相殺するという意味で議論している。民営化企業を国有企業と独立した法人格として認めない点で商務省の観点と一致している。

第3に、複数のシナリオについて、CAFCが商務省の部分残留論の下で複数のシナリオが可能であると言及したことについては、特定の状況における部分残留論の合法性に対する法的判断としては成り立たない。本件で問われているのは、国有企業の財産による現物出資という特定の民営化事情のもとで、商務省の適用したシナリオが妥当であったかどうかという問題である。複数のシナリオがあるという議論と、どのシナリオが適当なのかという議論とは次元が異なると言わなければならない。

(3) CAFC判決の反対意見（Plager判事）

CITの判決を審理する際、CAFCの中で意見が分かれた。Plager判事は、多数意見に反対してCITの判決に賛成できる理由を次のように述べた[55]。

(a) 相殺関税法の目的

Plager判事は過去の判例を援用しながら、相殺関税法の目的は、外国の生産者が政府の補助金から受けた不公正な競争優位（判事も受益者利益説の立場を採っている、筆者注）を相殺することにあると述べて、民営化企業が不公正な競争優位を得たかどうかを中心に

---

55 *Saarstahl II*, pp.1545-1547.

議論を進めた[56]（強調は筆者）。

(b) 通常の相殺関税と民営化

判事は、通常の場合、外国企業が政府から補助金を受けたとき、商務省が企業の補助金の具体的使用を無視して、単に補助金を一定年数に期間配賦して相殺する方法は相殺関税法規定の実行上妥当だと述べた[57]。理由として、典型的な民営化が発生していない状況下では、補助金を被交付企業が生産能力の増大、生産コストの引き下げ、その他生産を有利にする方法で運用することはほぼ疑う余地がないことを挙げた[58]。

しかし、補助金を受けた国有企業が市場価格で売却された場合、原補助金が国有企業を継承した民営化企業の生産や輸出を引き続き優遇すると推定することはもはや不適当であると述べて、判事はCITの意見に同意した[59]。その理由は、民営化の場合、民営化企業は市場をベースにした生産コストと投資収益期待を反映させた生産と価格の決定を行わなければならないからである[60]。判事は、相殺関税法規定の側面から見て、民営化以降の産品の生産と販売は補助金を与えられていると考えられない、と指摘した上で、民営化企業の生産と輸出は原補助金による当該産業部門の全体的な生産能力の増加から利益を得ている、と見ることは余りにも推測的であると述べた[61]。

(c) 部分残留論の問題点

多数意見が CIT の判決を批判して商務省の部分残留論に複数のシナリオが可能であると主張したのに対して、判事は、部分残留論の問題点は、商務省は相殺関税法規定による権限を誤解し、部分残留論を全てのシナリオに適用し、あらゆるケースにおいて原補助金の配分を行い、問題となる民営化の形式と内容及び民営化の結果生じる経済的意味合いを無視している点にあると指摘した[62]。さらに判事は、典型的なケースに適用する行政手段（administrative scheme）を商務省が法的権限のレベルまで引き上げ、民営化の文脈に適用していると批判した[63]。

---

56 Ibid.
57 Ibid.
58 Ibid.
59 Ibid.
60 Ibid. 判事の意見を反対解釈すれば、補助金の存在とは、企業にとって資本コストを営業収益によって回収する必要のない一部の資本で操業していることを意味する。
61 Ibid.
62 Ibid.
63 Ibid.

5. 小結

以上の考察を通じて明らかにされた点をまとめると次のとおりである。

第1に、CITは補助金残留論の合法性を判断する際、民営化企業を国有企業と全く異なる独立した主体として捉え、民営化企業に賦課する相殺関税の妥当性を、相殺関税の法的要件に基づいて審査している。民営化企業について補助金存否の立証責任を拒否する部分残留論の論拠を退けているが、詳細な検討を展開しなかった。

CITは、原補助金の行方（民営化企業内残留か政府への返却か）について、民営化取引が売却対象（本件では企業財産）の市場価格を反映していれば、補助金は完全に返却されるという結論に達している。しかし、なぜ市場価格を反映する民営化取引ならば補助金の返却効果を有するのかにつき、CITは補助金の定義を引用して説明しようとしたが、詳細な法的解釈論を避けた。

民営化の達成方法が独立当事者間取引であれば取引対象物の市場価格を反映する、という完全返却論の主張に反対する意見はなかった。問題となった民営化が独立当事者間取引で行われたことを商務省が認めたことは、事実的側面からCITの法的判断を容易にする大きな要素となった。また、逆に、民営化の独立当事者間取引の事実を商務省が争う場合、CITの補助金の行方に関する判断は困難になると予想できる。

第2に、CAFCは商務省の部分残留論の立場を擁護し、CITと真っ向から対立している。民営化企業を独立した実体と扱わないで、原補助金の存在決定の合法性を根拠に、民営化企業に賦課する相殺関税を正当化しようとする点で、商務省の立場と一致する。いずれも相殺関税の加重要件を否定する理由を表に出して、民営化企業について補助金の存否を立証する義務を拒否している。CAFCは検討に値する法的議論をほとんど展開していないと言える。しかし、CAFCの中に反対意見が存在し、基本的にCITの立場に賛成的であることは注目に値する。

結局、第1段階の国内司法審査によって完全に決着できる案件はなかった。こうした中で、主に1993年7月発表された商務省の部分残留論を適用した相殺関税決定の法的妥当性が争われる案件も司法審査に持ち込まれた。これは1995年URAAが発効される前に開始された最後の司法審査と言える。以下、イギリスの国有鉄鋼企業BSCの民営化をめぐる問題を取り上げて、補助金残留論をめぐる法的議論のその後の進展方向を考察する。

第2節 イギリス国有企業BSCの民営化

第2章第1節で説明したとおり、1993年の1月と7月、商務省は2回にわたって民営化企業を対象に相殺関税を賦課する行政決定を行った。この中で、イギリスの国有企業BSCの民営化にかかわるものは2件あった。一つは、1993年1月、BSCによる特殊鋼生産施設の分割の結果、新設された民営化企業UES（特殊鋼生産企業）に対して無差別完全残留論を適用した相殺関税決定である[64]。UESの特殊鋼産品の輸出に対する商務省の相殺関税決定の適法性の問題は、*Saarstahl I*、*Saarstahl II*と並行するかたちで争われた[65]。本件で司法審査の対象となったのは、1988年、BSCの完全民営化の結果設立された民営化企業の対米輸出産品に対する商務省の相殺関税決定であった[66]。本件を取り上げる理由は、問題となった民営化の内容が、単なる企業財産による現物出資ではなく、公共体形態国有企業の株式会社化であることに着目したからである。

1. 背景と事実

(1) 国有企業BSCと原補助金

British Steel Cooperation(以下、BSCとする)はイギリスの国有企業であった。同社はイギリス最大の鉄鋼企業であり、1967年、民間鉄鋼企業を国有化して設立された[67]。

1977/78年から85/86年にかけて、商務省は、イギリス政府がBSCに対して、出資、地域開発支援計画、債務免除など様々なかたちで約70億ポンドの補助金を提供したと認定した[68]。

(2) BSCの民営化

1986年、BSCの民営化が始まった。第2章の第1節において述べたとおり、BSCは民間鉄鋼企業GKNと共同出資を行い、それぞれ50%投資して合弁企業UESを設立した[69]。UESを設立するために、BSCは主に特殊鋼の工場など生産施設で現物出資し、GKNも一

---

64 *Carbon Steel from The United Kingdom (1993).*
65 *Inland Steel I*; *Inland Steel II.*
66 *Steel Products from The United Kingdom (1993).*
67 Ibid., pp.37395-37396.
68 Ibid.
69 Ibid.

部生産施設と海外営業部門とを UES に投下した[70]。民営化の結果設立された民営化企業は UES であった。

本件で取り上げる BSC の民営化は特集鋼生産施設の分割による UES の設立ではない。BSC の特殊鋼生産施設の分割後、イギリス政府は BSC の完全民営化に乗り出した。1988 年 12 月、イギリス政府は、BSC を株式会社化し、発行した株式を公開売却する（public offering of shares）ことによって BSC の民営化を実現した[71]。

BSC の完全民営化の結果、民営化企業 British Steel plc(以下、BS plc)が誕生した。BSC の完全民営化の特徴は、特殊鋼の分割のような国有企業の財産の売却（実は国有企業の財産による現物投資）ではなく、国有企業自体を株式会社化してその株式を公開売却するかたちで行われた点にある。

(3) 相殺関税調査の経過

BSC の完全民営化の結果、民営化企業 BSplc の対米輸出鉄鋼産品が相殺関税調査の対象とされた。調査期間は 1991 年 4 月 1 日から 1992 年 3 月 31 日までであった。調査対象となった産品は cut-to-length carbon steel plate である。1993 年 7 月、商務省の相殺関税決定が公布された[72]。BSplc は商務省の決定を CIT に提訴し、1995 年 2 月 9 日、CIT の判決が出された[73]。

2. 紛争当事者の主張

(1) 完全返却論

民営化企業 BSplc は、BSC の株式会社化のための株式（20 億の株）の発行と公開売却は、BSC の公正な市場価値を反映したため、原補助金が完全返却されたと主張した[74]。民営化企業の主張は、第 2 章第 2 節、本章第 1 節で検討した判例における民営化企業の主張をほぼ重複しているため、ここで詳しく説明しないことにする。

---

70 Ibid.
71 Ibid.
72 Ibid.
73 *British Steel I. British Steel I* は併合訴訟であり、イギリスの民営化企業以外にも、ドイツ、ブラジル、メキシコ、韓国、フランスの民営化企業がそれぞれ商務省の相殺関税決定を訴えている。この中で部分残留論を訴えた民営化企業は、イギリスの British Steel、ドイツの DHS、ブラジルの USIMINAS とメキシコの AHMSA である。
74 *British Steel I*, p.1281.

(2) 完全残留論

米国内鉄鋼業界は、民営化企業 BSplc は実質的及び商業的な側面において補助金を受けた BSC と同じ会社であると主張した[75]。さらに、鉄鋼業界は、BSC の民営化の際、BSC の全ての財産、権利と義務が BSplc に移転されて BSplc が BSC の全財産の法的所有者になり、BSC と BSplc との企業実体は同一であると主張した。鉄鋼業界は、BSC の民営化は単なる株式の発行と売却であり、民営化は(国有企業の)株主の変更に過ぎないと主張したため、民営化が独立当事者間取引で達成された否かは無関係な事項とされた[76]。

(3) 商務省の対応

商務省は、BSC の民営化は株式の公開売却によって行われ、具体的に BSC を公開有限責任会社に変更したことに言及した上で、国有企業の後継会社 BSplc は、事実的、商業的側面で完全に BSC と同じ企業であると強調した[77]。商務省は、民営化が売却対象の市場価格を反映したかどうかを認定することの必要性を否定し、部分残留論を合法的な売却にのみ適用すると主張した。商務省の意味する合法的な民営化取引とは、実は独立当事者間取引を指している[78]。

3. CIT の審査（*British Steel I*）

(1) 民営化の達成方法と内容

CIT は、BSC の民営化の内容について、商務省はイギリス政府が株式の公開売却によって BSC を民営化したと言及しただけでは明確な説明にはならないと判断した[79]。CIT が特に重視したのは、商務省が BSC の民営化の方法について、商業的考慮と合致する公正な市場価格を反映したと明確に決定しなかった点である[80]。

以上の民営化取引に関する商務省の認定の不明確さから、CIT は、BSC の受けた補助金を理由に BSplc に賦課する相殺関税の妥当性を判断できないと判示した[81]。CIT は事件を商務省に差戻して、民営化取引をめぐる事情を更に詳しく調査することを命じた。

---

75 Ibid., p.1281.
76 Ibid.
77 Ibid., p.1282.
78 *General Issues Appendix: Steel Product from Austria (1993)*, p.37266.
79 *British Steel I*, p.1282.
80 Ibid.

(2) CIT が指示した調査内容

CIT は次の内容を調査することを商務省に指示した[82]。①BSplc の株式が売却される前に、BSC と BSplc は事実上同一の会社実体であったか否か、②BSplc の株式の売却後、BSplc は株式売却以前の会社実体と事実上同じであったか否か、言い換えれば、民営化後の BSplc（つまり、民営化企業としての BSplc）と民営化前の BSplc とは事実上同じ企業実体なのかどうか。

この他に、CIT が求めた内容は、①（所有権変更）取引が独立当事者間で行われ、公正な市場価格を反映し商業的考慮と合致するどうか、②所有権変動取引の各側面が民営化あるいは部分的民営化を含むか否か。③（所有権変動）取引の内容と条件、取引が一つの財産あるいは複数の財産の売却を含むか否か、それとも完全に株式の売却を構成するのか、などである。

以上の調査内容を指示したあと、CIT は、公正な市場価格を反映する商業的考慮に合致する全ての形態の民営化状況下で原補助金が依然として相殺可能であると認定した限りでは、部分残留論は違法であると判示した[83]。

本件が決着に至らなかった原因は、商務省は民営化が独立当事者間取引によって達成されたと明確に承認しなかったことに加えて、CIT が民営化の達成方法以外に民営化の内容をも重視したからである。商務省に指示した調査項目の中で、民営化の内容（資産の売却か株式の譲渡か）及び民営化前後の企業の同一性に関して詳細な説明を要求したことは、この点を裏付けている。また、部分残留論を条件付きで違法としている点も注目すべきである。「全ての形態による民営化」に部分移残留論を適用する限りでは違法であるという判断は、明らかに、部分部分残留論の妥当可能な民営化領域があり得ることを示唆している。商務省の調査報告を受けた後の問題の行方を考察する必要がある。

4. CIT の審査（*British Steel II*）

(1) 商務省の差戻し決定

商務省は CIT の差戻し命令に基づき、指示された項目を調査し、BSC の民営化に関し

---

81 Ibid.
82 *British Steel I*, p.1283.
83 Ibid., pp.1288 - 1289.

て差戻し決定を行い、次のような調査内容をCITに報告した[84]。

(a) 民営化の事実的側面

1987年12月、イギリスの通商産業省が国有鉄鋼企業BSCを民営化するという政府の意向を発表した。BSCの民営化を実現するために、イギリス政府は二つのステップを取った。

第一ステップとして、イギリス政府が100%所有する公開有限会社BSplcを設立した[85]。BSplcは株式資本（share capital）の5万ポンド（一株1ポンド）の発行を許可された[86]。1988年7月29日、イギリス鉄鋼法が可決され、BSCの所有する全ての財産と権利及びBSCが負う全ての義務がBSplcに帰属することが決定された[87]。1998年9月5日、BSCの財産、権利義務が実際にBSplcに移転された。

1998年11月17日、BSplcの一株1ポンドの5万普通株を更に細分化し、一株50ペンスの普通株を10万株発行した。その後、更なる19億9990万普通株を発行し、全ての普通株が公認株式取引リスト（Official List of The Stock）に認可されることを条件に国務省に割り当てられた[88]。一株1ポンドの特殊株の発行も認められ、1993年12月31日までに額面価格で買い戻されるまでに、特殊株は通商産業省に保有された[89]。特殊株を発行した意図は政府の民営化企業に対するコントロールを一時的に維持することであった。

第二ステップとして、会社の発行済み普通株式資本の全てを構成する20億の株を売却した[90]。売却はマスコミや広告を通じた公開売却であった。1988年11月23日、20億の株は固定価格で売却された。売却は一株1.25ポンドの価格で行われ、1988年12月2日、株式の売却は終了した。極少数の一部の株を従業員に割引価格で売り渡した。イギリス政府は普通株を34088株（全体の0.000017%）保有した。

(b) 商務省の認定

商務省は、以上の調査内容を根拠に改めて次のよう認定した。

第1に、イギリス政府によるBSplcの売却は、極少数の株式を従業員に割引価格で売却したことを除いて独立当事者間取引で行われたため、BSCの民営化は企業の市場価格を反

---

84 *British Steel II*, pp.183-184.
85 Ibid.
86 Ibid.
87 Ibid.
88 Ibid.
89 Ibid.

映し、商業的考慮に適合するものであった[91]。BSplc の株式の売却が行われる際、独立したコンサルタントが売却価格を査定し、世界的範囲で民間投資家に公開された結果、売却された株式のほとんどを民間投資家が買収したのである[92]。

第 2 に、イギリス政府も一部の株式を保有したため、BSplc の株式の売却は部分的民営化である[93]。株式売却以前の BSplc は、会社の実体（corporate entity）として補助金を受けた実体（BSC）と実質的に変わらない。その理由は BSplc が補助金を受けた企業の財産と権利義務の全てを引き受けたからである[94]。更に、BSplc の部分的民営化は株式の売却であるため、民営化後の BSplc は民営化以前の BSplc と実質的に変わりはない[95]。したがって、商務省は、BSplc の産品に対して相殺関税を継続して賦課することが合法的という結論を得た[96]。つまり、部分残留論ではなく、完全残留論である。

(2) 企業側の反応

(a) 民営化企業の主張

民営化企業は、商務省の調査結果に反発し、次のように主張した[97]。

第 1 に、民営化企業に相殺関税を賦課する法的前提は当企業の産品が原補助金から利益を得ているか否かによるもので、CIT が商務省にこの問題の調査を指示しなかったことは重大な誤りである。CIT は、過去の判例[98]において確立している公正な市場価格による国有企業の資産の売却は原補助金の返却効果を発揮するという立場を堅持すべきである。

第 2 に、CIT は、問題となった民営化の達成方法として、資産の売却なのかそれとも株式の売却なのかを区別したことは民営化の形式を重視した傾向であり、民営化の有する補助金返却効果を考察する上で有力な根拠にはならない。CIT は、株式売却による民営化は生産施設の売却による民営化と異なる、と判断したことは誤りである。株式の売却による民営化は、その経済的効果から見て生産施設の売却と同じである。

---

90 Ibid.
91 Ibid.
92 Ibid.
93 Ibid.
94 Ibid.
95 Ibid.
96 Ibid.
97 Ibid., pp.184-188.
98 *Saarstahl I* ; *Inland I.*

(b) 国内鉄鋼業界の主張

鉄鋼業界は、BSplc の主張は誤りであり、CIT がこれを退けるべきとして以下の理由を挙げた[99]。

第 1 に、CIT が資産の売却と株式の売却を区別することは内容より形式を重視しているという BSplc の批判は誤りである。補助金被交付企業の株式の所有権変更による民営化は、当企業の産品の相殺可能性に影響を与えることはない。その理由は、民営化前後の企業の実体が実質的に変わらないからである。

CIT は財産を含む企業全体の売却は補助金を消滅させると断言していないし、株式の売却以外の方法による民営化の場合も、相殺関税調査の対象となる民営化後の企業実体が補助金被交付企業と実質的に同じである場合には、相殺可能性は影響を受けない。

企業全体ではなく、生産施設だけが公正な市場価格で売却された場合、売却された生産施設で操業する企業に対して相殺関税を賦課することができなくなるという CIT の観点について商務省は配慮している。BSplc が CIT に *British steel I* の判決を過去の判決（*Saarstahl* と *I Inland I*）と一致させるように修正すべきである、と要求することは妥当ではない。*British steel I* の判決は CIT の民営化問題に関する最新の動向を反映しており、本件においては決定的である。本件における当事者間で争っている民営化の問題は、*Inland I* と *Saarstahl I* とは異なり、商務省としては、*Inland I* と *Saarstahl I* とを株式の売却による会社全体の売却と扱っていない。

第 2 に、CIT は民営化企業の産品が国有企業の原補助金から利益を得たかどうかを要求する相殺関税法規定の基本原則を守っていないという BSplc の主張は誤りである。民営化の問題は、民営化自体が補助金被交付企業の産品に配分される利益を変更しあるいは除去することができるかどうかという点である。商務省の補助金残留論と CIT の *British Steel I* の判決はともに、民営化によって企業の産品に正当に配分された利益を除去、または変更されることはないという結論に達している。*British Steel I* の判決は、民営化以前の補助金被交付企業が民営化企業と実質的に同じであるか否かを要求し、もし実質的に変らなければ原補助金を後者に配分することは相殺関税規定と一致することになる。

(3) CIT の結論

BSC の民営化の事実的側面に関する商務省の新たな差戻し決定及び各当事者の議論を

---

99 *British Steel II*, pp.188-189.

改めて審査したあと、CIT は次のような結論を下した[100]。

相殺関税法規定は、商務省の相殺関税調査の対象とされる企業が補助金を受けたことを要求しており、民営化の形式は重要な問題ではない。民営化の形式は、商務省の相殺関税の対象となる企業が民営化以前の補助金被交付企業と実質的に同じ実体であるか否かを判断する一つの尺度である。BSC の民営化によって、新しい株主が過去補助金を受けた企業の株式のために支払いをしただけである。BSplc の株主が変更されたことによって政府に対して何の返却も行っていない。最後に、CIT は商務省の BSC の民営化に関する差戻し決定を是認すると判示した。

5. *British Steel II* の批判的検討

(1) BSC の民営化に関する商務省の認定

商務省は、CIT の調査指示を受けた後の差戻し決定の中で BSC の民営化は独立当事者間取引であることを明確に認めた。株式売却の公開性、独立的機関による株価の査定などを考えれば、この点には異論がない。このことから本件の民営化の方法については争いがないことを改めて確認できる。しかし、商務省が民営化の内容を単なる株式の売却であると認定したことには検討の余地が残る。

第 1 章で検討したとおり、同じ株式の売却であっても、原補助金に与える影響は民営化される国有企業の形態によって異なってくる可能性はある。国有企業がすでに商法上の株式会社の経営形態を有する場合、政府がただ保有株式を売却するだけでは、株式の売却価格が必ずしも国有企業の原補助金の返却を意味するものではないと筆者は指摘してきた。

その理由として、政府保有株式の売買は企業の財務構造と関係なく、政府と新しい株主の間で行われているからである。政府保有株式を買収する投資家が国有企業の補助金を評価して市場価格を提示したとしても、政府に返却される資金は株主が支払ったものであり、民営化企業が返却したものではないことは明らかである。「返却」を考える際、大事なのは政府が補助金に相当する価値を回収したかどうかではなく、民営化企業が自ら返却を行ったかどうかである。

本件では、民営化以前の BSC の所有及び経営形態は会社法上の株式会社ではなく、公法上の公共体形態国有企業であった。確かに、BSC の民営化を行う際、BSplc を設立し

た上で、その発行済み株式を公開売却した。しかし、BSC の民営化のために行われた株式の売却は民営化の内容ではなく、手段（あるいは企業を売却する形式）として理解されるべきである。

商務省の見落している最大の事実は、BSC の全財産を BSplc に帰属させた上で、BSplc の財産を基準に行われた株式の発行である。20 億の普通株（一株 50 ペンス）を発行できたことは BSplc の全財産が少なくとも 10 億ポンドの価値があることを裏付けている。この 10 億ポンドに原補助金による財産が反映されたか否かという大事なポイントは商務省の意識から完全に抜け落ちている。

通常の場合、イギリス政府は国有資産を査定可能な価値より安く設定して（例えば、原補助金で購入した生産施設を査定対象から外して）売り飛ばすことは考えられない。たとえ政策的考慮（例えば、民営化後の社会不安を防ぐ雇用の維持など）によって国有資産の安売りが可能であったとしても、これを証明することが必要となってくる。発行済株式が発行価格（一株 50 ペンス）より高く（1.25 ポンド）売れたことはまさに BSplc の市場価格を反映するものであり、株式売却による収入はイギリス政府の国庫に返納されたはずである。株式公開売却以前の BSplc の株を国務省が保有していたことを想起すれば容易に分かる問題である。

BSC の民営化を考察する際、原補助金の価値は全て発行株式の売却価格に反映されて、政府に返却されたと見る可能性はなしとは言えない。民営化以前の国有企業の経営形態を考察せず、ただ形式的に株式の売却だけに着目して原補助金の行方を検討することは妥当ではない。商務省は、株式の売却が民営化の内容を構成するのか、それとも単なる手段と方法に過ぎないのか、を区別して考えなければならない。完全残留論が妥当なケースは、政府が所有する株式会社の株式の売却を通して達成する民営化に限られ、かかる場合、株式の売却は原補助金を含めた会社の財産に影響をもたらすことなく、民営化前後の会社の実体は実質的に変化しないからである。

CIT が商務省に調査を指示したもう一つの重要な内容は、①BSplc の株式が公開売却される前の BSC と BSplc との関係と、②BSplc の株式が売却される前の BSplc と売却後の BSplc との実質的関係である。

①について、商務省が、BSC と BSplc とは実質的に同一企業であると回答したことは

---

100 *British steel II*, pp.190-191.

全く問題ない。しかし、その理由を「BSplc が補助金を受けた企業（つまり BSC）の財産と権利義務の全てを引き受けたからである」と説明したことは説得力がない。「企業の財産と権利義務の全てを引き受けた」という表現自体は、財産が引き受けの対象であったこと並びに引き受けられた財産の「量」の説明に過ぎないからである。問題は引き受けた対象（財産と権利義務）の市場価格を支払ったかどうかである。

商務省も認めているとおり、BSC の財産と権利義務の BSplc への帰属は鉄鋼法によって行われたのである。つまり、企業財産の市場価格を反映した売買によるものではなく、法律によって財産の帰属関係が決定されたわけである。商務省は、BSC と BSplc とは実質的に同一企業であると認定した理由を、「BSplc が補助金を受けた企業（つまり BSC）の財産と権利義務の全てを引き受けたからである」と述べるのではなく、「鉄鋼法による帰属」と正確に説明するべきであった。かかる場合、市場価格の支払いは全く発生しなかったと見てよい。政府に所有される国有企業の財産を、他に新設された国有企業に移転しただけで、財産の売買はそもそも発生しなかったからである。

②の民営化（株式の公開売却）以前の BSplc と、民営化後の BSplc との実質的関係について、商務省は実質的に同じ企業であると結論したことはとくに問題ではないが、その理由を「株式の売却」であると説明しただけでは、単純しすぎる。商務省は、株式の売却だけに目を向けて、公共体形態の国有企業を株式会社化した事実を忘れている。

本件の場合、補助金の行方を考える上で、株式売却前の BSplc と、株式売却後の BSplc とは企業実体として考えられるが、株式売却前の BSplc はもはや補助金を受けた企業ではなくなり、原補助金は完全に返却されたと考えられる。国有企業の全財産（原補助金を具体化した生産施設も含めて）をベースに資産評価が行われた上で株式が発行され、さらに BSplc の株式を公開売却したことは、民営化企業 BSplc の全財産を民間投資家が買収したことを意味する。つまり、民営化企業 BSplc の財産の中に、資本コストを負う必要がないため、産品の販売価格によって回収不要な財産が消滅した結果となる。

本件において、CIT が原補助金に与える民営化の影響を検討する際、民営化の内容（CIT は民営化の形式と認識しているようだが）に注目して、株式の売却と資産の売却との相異点を意識したことは、問題解決に向けての大きな前進と評価できるが、同じ株式の売却も民営化される国有企業の経営形態が異なることによって、結果が完全に異なってくるという可能性を見落している。その原因は民営化以前の国有企業の経営形態に関する洞察不足にあると思われる。

(2) 民営化企業の主張の検討

CITが商務省に補助金の存否を調査させなかったことに対する民営化企業の不満は全く的を外している。民営化企業は、財産の売却を株式の売却と区別して扱うCITの新たな姿勢を批判し、株式の売却も資産の売却と同様な機能を有すると主張しているが、その理由は不明である。論理的に民営化企業の脳裏にある「株式の売却」は公共企業体国有企業の株式会社化による民営化を意識したものであるなら妥当な主張と考えられるが、本件において明確な説明を提示していない。

(3) 国内鉄鋼業界の主張の検討

鉄鋼業界は、株式の売却による民営化は企業の実質的内容にいかなる変更ももたらさないと主張している点で、商務省の立場とほぼ一致している。その主な根拠として、株式売却による民営化前後の企業実体の同一性を信じ込んでいることにある。国内企業は株式会社の政府保有株式の売却しか意識していないようである。この点はすでに議論したのでここでは繰り返さないことにする。

(4) CITの判決の検討

CITが、BSCの民営化の新たな調査を指示する際、財産の売却かそれとも株式の売却かを分けて考えたことは、民営化の真相と原補助金に与える影響を明らかにする上で、大きな進展であると評価すべきである。しかし、株式の売却の意味を更に吟味することなく、BSCの民営化のために行われたBSplcの株式の売却を株式会社の政府保有株式の売却と区別して判断することはできなかった。この点は、CITが商務省のBSCの民営化調査を認める結論に至った最大の原因であろう。したがって、CITの判決は誤判であったと指摘される可能性は残っていると言わざるをえない。

6. CAFCの審査（*British Steel III*）

CAFCは、CITがBSplcの民営化に関する商務省の差戻し決定を是認したことを批判して、商務省の部分残留論を認めるべきだと主張し、再びCITの判決を無効にした[101]。法的議論として、CAFCは過去の意見を繰り返しただけなので、検討しないことにする。

---

101 *British Steel III.*

7. 小結

以上述べてきたとおり、BSC の民営化をめぐる争いは法的側面でほとんど進展がなかった。しかし、原補助金に与える影響と効果を検討する上で、民営化の内容、特に株式の売却を財産の売却と一応区別して考える意識が浮上してきた点は重要な進展と言える。株式の売却による民営化を考える際、すでに株式会社化された国有企業の政府保有株式の売却か、それとも、公共体形態国有企業の財産を基盤に株式会社を設立した上での株式の売却かを明確に区別して考える必要性については、CIT を始め、本件に参加した各主体のいずれも明確な意識を持たず、混乱していたと言える。

第 1 節と第 2 節で検討した二つの判例は、以下のような共通点を有する。第 1 に、いずれも民営化企業に賦課する相殺関税の問題をめぐるものである。第 2 に、CIT は相殺関税の法的要件に基づいて、民営化の内容が政府保有株式の売却の場合を除いて、民営化の達成方法が独立当事者間取引であることを条件に商務省の部分残留論を違法として、完全返却論を支持している。第 3 に、CAFC は、商務省の部分残留論を支持して CIT の判決を否定している。第 4 に、いずれも 1995 年 URAA が発効する以前の商務省の行政決定について当時の有効な相殺関税法規定を根拠に審査したものである。補助金残留問題の法的解決も URAA の発効を受けて新たな局面を迎えることになる。以下、URAA 発効後の判例を取り上げて問題の解決方向を考察する。

第 3 節　Delverde 相殺関税事件

第 1、第 2 節で考察したとおり、1995 年 1 月 URAA が発効する前の部分残留論の司法審査は膠着状態に陥った。民営化の事実的側面から見て、民営化の方法については大きな争いがなかったが、民営化の内容について、国有企業の財産の売却と株式の売却をめぐって、商務省と企業側は別として、CIT 自体も大きく混乱していた。

相殺関税の法的要件から見て、民営化企業について補助金の存否を立証する義務を拒否するために商務省が提示した主要論拠が徹底的に検討されなかった。民営化企業に賦課する相殺関税の実体的要件である補助金の判断基準について、取引対象の市場価格を反映した民営化の場合、原補助金の民営化企業内残留は認められないという CIT の判断も有力な法的根拠に裏付けられないまま URAA の発効を迎えた。

こうした中で、商務省は、それまでに民営化企業に補助金残留論を適用するという限定

された枠から踏み出した。補助金を受けた民間企業同士の財産の売買取引にも部分残留論を適用したのである。イタリアの Delverde 事件はその最初の判例となる。本件の重要な特徴は、URAA が発効後に発生した点である。URAA は従来の相殺関税法規定と異なって、所有権変動と原補助金の関係を扱う 19U.S.C. § 1677(5)(F)の規定と、補助金の存否の判断基準となる補助金の一般的定義に関する 19U.S.C. § 1677(5)(B)の規定を盛り込んだため、法的議論にも新たな争点が表面化し、補助金残留論の司法審査の過程も新たな段階に入った。

1. Delverde 事件の背景と事実

(1) Delverde のパスタ工場の買収

1991 年、イタリアの民間会社 Sangralimenti は、他の民間会社 Delverde,SrL のパスタ工場を買収する受け皿として、新しい会社 Nuova Delverde を設立した[102]。

パスタ工場の売買取引の両当事者（Nuova Delverde と Delverde,SrL）はともに民間企業であり、いずれも過去において政府の経営支配を受けたことはなかった[103]。Nuova Delverde はパスタ工場以外に、Delverde,SrL の商号、商標権など無体財産権を譲り受けた。パスタ工場の買収後、Nuova Delverde は商号を Delverde と変更し、パスタ工場を売却した Delverde,SrL は固有商号を Nuova Delverde に譲渡したため、商号を MI.BA と変更した。独立的会計機関は、Delverde のパスタ工場等の買収は独立当事者間取引によって達成されてパスタ工場の市場価格を反映するものであると証明した[104]。

商務省は、パスタ工場を売却した Delverde,SrL は、1983 年から 1991 年にかけて、イタリア政府から補助金を受けていたと認定した[105]。Delverde,SrL に交付された補助金は主にイタリア政府が提供したパスタ生産施設の現代化と拡充のための Law 64 に基づく工業開発贈与であった。イタリア政府も原補助金の交付事実を認めた。

(2) 相殺関税調査の経過

1995 年、商務省はイタリアのパスタ産品の輸入に対して相殺関税調査を開始した。調査期間は暦年 1994 年であった。1996 年 6 月 3 日、商務省は、イタリア製パスタ産品に対す

---

102 *Pasta From Italy (1996)*, pp.30290-30293.
103 Ibid.
104 Ibid.
105 Ibid.

る相殺関税の最終決定を公表した[106]。それまでに、CAFC が部分残留論を容認してきたこと[107]を受けて、商務省は部分残留論の立場を更に強く主張し、独立当事者間取引によるパスタ生産施設の売却自体は施設の元所有者に交付された原補助金を自動的に償却するものではなく、1994 年にアメリカに輸入された Delverde の産品（原補助金で具体化された生産施設で生産された）に相殺関税を賦課すると決定した。イタリアのパスタ生産者 Delverde は、商務省の相殺関税決定を不服として CIT に提訴した。1997 年 12 月 2 日、CIT の判決が出された[108]。

(3) 主要な争点

(a) Delverde の主張

パスタ工場を買収した Delverde の意見は、今までの民営化企業の主張と基本的に異なるものではなかった[109]。Delverde は、パスタ工場の買収取引は民間企業の間で行われたこと、独立当事者間取引は取引対象物（パスタ工場）の市場価格を反映し原補助金の返却機能を果たすことを強調した上で、商務省の相殺関税賦課の違法性を訴えた[110]。しかし、この時点で、Delverde は補助金の返却（Delverde にとって補助金が存在しないこと）を主張する法的根拠を明確に示さなかった[111]。

Delverde は、URAA の所有権変更問題を扱う 19U.S.C. § 1677(5)(F) の規定[112]は国有企業の民営化に適用する規定であって、商務省が純粋な民間企業同士の生産施設の売買取引に適用することは不可能と主張した[113]。つまり、民間企業同士の取引の場合、政府の介入が全くないため、パスタ工場の売買は完全に独立当事者間取引で行われるので、買収者が原補助金の利益を受ける可能性はないことが強調された。

(b) 商務省の主張

商務省は、依然 URAA 以前の法的議論に固執し、CIT の判決を無効にした CAFC の判

---

106 Ibid.
107 *Inland II*; *Saarstahl II*; *British Steel III*.
108 *Delvrede I*.
109 Ibid., p.227.
110 Ibid.
111 Ibid.
112 所有権変更と原補助金との関係を規定した 19U.S.C. § 1677(5)(F)を後に詳細に検討する。この規定の URAA への導入過程の研究として、参照、Codevilla (1995).この研究の注目すべき点は、19U.S.C. § 1677(5)(F)の URAA への導入過程はアメリカ国内産業の議会におけるロビー活動の産物と指摘したことである。
113 *Delvrede I*, p.227.

決を引用しながら、補助金の影響と効果無視論、補助金交付後事項無視論を繰り返しただけである[114]。

さらに、商務省は、2点を挙げて19U.S.C.§1677(5)(F)の規定を自己の立場に有利に解釈した[115]。一つは、生産施設の売買が独立当事者間取引で行われたとしても19U.S.C.§1677(5)(F)の規定のもとでは原補助金の残留を推定できる権限を商務省が有するという点、もう一つは、19U.S.C.§1677(5)(F)の規定は商務省が純粋な民間取引に部分残留論を適用することを許容したものである、という解釈であった。つまり、本件のような民間企業同士の生産施設の売買取引も、民営化と同じく原補助金の残留を理由とする相殺関税の合法性を覆す法的根拠にはなり得ないと主張した。

2. CITの審査（*Delvrede I*）

(1) 本件の争点

以上の商務省とDelvredeとの対立からも分かるように、1995年発効したURAAに所有権変更問題を扱う19U.S.C.§1677(5)(F)の規定が追加されたため、本件における部分残留論をめぐる法的問題として、19U.S.C.§1677(5)(F)の主旨に関する解釈論は避けられなくなった。さらに、本件における部分残留論適用の事実的背景は民営化ではなく、民間企業同士の財産売買取引であったため、19U.S.C.§1677(5)(F)の規定は、商務省が部分残留論を民間企業同士間取引に適用することを許容するか否かという適用範囲の問題も一つの論点として浮上した。

CITは、本件の争点を次のように設定した[116]。一つは、独立当事者間取引の場合、商務省が常に原補助金が（民営化企業に）残留すると推定することは、19U.S.C.§1677(5)(F)の規定に適合するか否か、もう一つは、商務省が部分残留論を民間企業同士間取引にも適用することは妥当であるかどうか、である。前者は、19U.S.C.§1677(5)(F)の規定の立法主旨の問題であるが、後者は、当規定の適用範囲の問題となる。明らかに、CITの設定した争点は、Delvredeが主張する独立当事者間取引の下で補助金が残留しないという法的争点を直接カバーしていない。この点については後に述べる。

---

114 *Pasta From Italy (1996)*, p.30298 ; *Delvrede I*, p.227.
115 Ibid.
116 *Delvrede I*, p.228.

(a)　19U.S.C.§1677(5)(F)の立法主旨

URAAに追加された19U.S.C.§1677(5)(F)は、所有権変更に関して次のように規定している[117]。

外国の企業あるいはその生産施設の所有権の部分的または完全な変更が生じた場合、かかる所有権変更が独立当事者取引（arm's length transaction）によって達成されたとしても、所有権変更取引そのものとして、行政当局に対して企業の受けた過去の相殺可能な補助金がもはや存在しないと決定することを要求する法的根拠にはならない。

CITは、19U.S.C.§1677(5)(F)を次のように解釈した。この規定の下で、商務省は独立当事者間取引の場合においても原補助金が残留すると認定する権限を許容されるが、しかし、原補助金がいつでも残留すると推定できる権限まで商務省に付与していないことも明らかであると述べて、商務省の解釈を牽制した[118]。CITは、当規定のもとで商務省は事件の具体的事実を調査するにあたって、最初から補助金の残留を推定するのではなく、所有権変更をめぐる事情を慎重に検討することが要求される、と解釈した[119]。

CITは、19U.S.C.§1677(5)(F)の規定は商務省の権限濫用を牽制する意図を有するものであると述べ、その根拠としてSAAを引用した[120]。SAAは、URAAに関する行政機関の説明文書であり、商務省が案件ごとの事実を検討し、適用する対策を決定する際、慎重に権限を行使することを要求している。CITは、権限の慎重な行使についてURAAに明確な文言がないが、少なくとも、具体的に如何なる状況下では補助金が残留し、逆に如何なる状況なら残留しないかを商務省が検討すべきだと解釈した[121]。CITは、独立当事者間取引の場合、原補助金が常に残留すると商務省が推定することは当規定の主旨に反すると結

117　この規定の英語の原文は、次のようになっている。A change in ownership of all or part of a foreign enterprise or the productive assets of a foreign enterprise does not by itself require a determination by the administering authority that a past countervailable subsidy received by the enterprise no longer continues to be countervailable, even if the change in ownership is accomplished through an arm's length transaction.

118　*Delvrede I*, p.229.

119　Ibid.

120　SAA (the Statement of Administration Action to the URAA). *Delvrede I*, pp.229.

121　*Delvrede I*, pp.229.

論づけた[122]。以上のように、CIT は、19U.S.C. § 1677(5)(F)の規定のもとで、商務省は事実関係を分析せずに原補助金の残留を推定できる権限を有することを否定した。

(b) 19U.S.C. § 1677(5)(F)の適用範囲

CIT は、19U.S.C. § 1677(5)(F)の規定は、「外国の企業あるいはその生産施設の所有権の部分的または完全な変更が生じた場合」と表現することにとどまっており、特定取引の売り手と買い手の性格まで具体的に言及していないため、異なる解釈は可能であり、所有権変更規定を国有企業の民営化に限定して適用するという議会の意図を確定できないと判断した[123]。と同時に、CIT は、議会は明白に当規定は民営化とそれ以外のものを含む全ての所有権変更問題に適用できると意図したと読み取ることは無理である、と解釈した[124]。

商務省は、19U.S.C. § 1677(5)(F)の規定において「国有企業」という用語ではなく、代わりに「企業」あるいは「外国の企業」という一般的用語が用いられたことは、当規定の適用範囲に民間企業同士の取引が含まれるという議会の意図の現れであると説得的に主張したのに対して、CIT は、当規定の「企業」と「外国企業」といった用語は、議会の代表に「国有企業」の同義語と意識されていたはずであると反論した[125]。その根拠は、1989 年のメキシコ石灰産品相殺関税事件以降 URAA の制定まで、所有権変更問題と絡んで発生した相殺関税問題の全てが国有企業の民営化に限られていたため、民間企業同士の取引は当時の立法者の意識にはなかったということである[126]。結局、CIT はこの問題に関する明確な判断を避けた。

(c) 19U.S.C. § 1677(5)(F)の適用範囲の判断方法

19U.S.C. § 1677(5)(F)の適用範囲が不明確な状況下で、商務省が民間企業同士の財産売買取引に部分残留論を適用したことを受けて、その適用の合法性を判断する方法として、CIT は 2 点を検討することを提示した。一つは、部分残留論を民間企業同士の財産売買取引に適用したことは、URAA に追加されたほかの規定との適合性が得られるかどうか、もう一つは、民間企業の財産売買取引と民営化との相違点が商務省の解釈に与えたインパク

---

122 Ibid.

123 CIT は § 1677(5)(F)の立法史を考察しても、当規定の適用範囲を明確に示す議会の意図を確定することはできないと判断した。*Delvrede I*, pp.230-231.

124 Ibid.

125 Ibid.

126 Ibid.

トである[127]。

第 1 に、部分残留論の適用と 19U.S.C. § 1677(5)(B)との適合性について、CIT は Delvrede と省務省のやり取り[128]をもう一度確認して、Delvrede の主張は URAA に新規追加された 19U.S.C. § 1677(5)(B)の補助金の定義に合致すると判断した[129]。CIT は、19U.S.C. § 1677(5)(B)は URAA 以前の相殺関税法規定と異なって明確に利益の供与を補助金存否の判断基準と位置付け、相殺関税賦課の先決的条件として受益者に利益が供与されたことを明確に要求した（受益者利益説）ことを挙げて、19U.S.C. § 1677(5)(B)の規定する補助金の定義は WTO 協定附属書 SCM 協定第 1 条 1.1 項(b)と一致することを強調した[130]。

URAA と SCM 協定のいずれも「利益」について明文で定義していないが、CIT は「被交付企業に、政府の資金面での支援がなった状況（つまり市場条件、筆者注）より有利な財務条件が与えられた場合、補助金による利益が存在する」という商務省の主張を引用した[131]。

CIT は、補助金存否の判断基準を明確にした上で、公正な市場価格を反映する民間企業の独立当事者間取引によって資産の売買が行われた場合、元所有者が受けた補助金が、資産買収者の支払った市場価格に反映されたかどうか、新所有者が利益を受けたかどうかを商務省が説明しなかったことを理由に、19U.S.C. § 1677(5)(F)の適用範囲に民間取引もカバーされるという商務省の主張を退けた[132]。

以上の CIT の論証過程を通じて明らかにされたことは、CIT は、19U.S.C. § 1677(5)(F)の適用範囲の問題を解決するために、Delvrede の主張が 19U.S.C. § 1677(5)(B)に適合することを認めて、商務省の部分残留論の本件における適用可能性を退けていることである。

第 2 に、CIT が検証したもう一つの論点は、民営化と民間企業同士の取引の相違点であった。民営化の場合、政府と国有企業は市場価値に反映されない損失を吸収する潜在的能

---

127 Ibid.

128 Delvrede は、パスタ工場の公正な市場価格を支払ったため、元所有者が受けた補助金は返却されて、相殺可能な補助金はもはや存在しないと主張したのに対して、商務省は、*Saarstahl II* の判決を引用して、補助金による利益、あるいは（補助金の）「経済的影響」の存否を立証する義務を相殺関税賦課の必要条件と Delvrede が推定していると退けた。

129 *Delvrede I*, pp.232.

130 Ibid.

131 Ibid.

132 Ibid.

力を有し、政策的目的から出発して売却対象たる国有企業とその財産を市場価格より低価格で売却する可能性があるのに対して、民間企業は利益最大化の原則にしたがって行動する[133]。つまり、民間企業同士の場合、独立当事者間取引が自動的に成立し、必ず取引対象の市場価格を反映するという。両者の本質的相違は相殺関税調査にも大きな影響を与え、商務省が部分残留論を自動的に民間企業同士の財産譲渡取引に適用したことは妥当ではない、と CIT は指摘した[134]。

結論として、CIT は Delvrede が補助金を受けた元所有者からパスタ工場を買収することによって補助金を得たか否かを認定するにあったて、パスタ工場の売買取引をめぐる事情を調査すると同時に、URAA の規定に依拠しなければならないと判示し、本件を決着させることなく商務省の決定を差し戻した。

3. CIT の審査（*Delvrede II*）

(1) 商務省の差戻し決定の要旨

商務省は CIT の差戻し命令を受けて、指示した 5 項目の内容を改めて調査したあと、1998 年 4 月 2 日、差戻し決定を提出し、主な内容を次のようにまとめた[135]。

(a) 事実認定

本件において、商務省は部分残留論を適用する際、事実関係を慎重に検討していないという CIT の判断に反論し、全ての原補助金の残留と返却を自動的に決定していないこと、民営化が原補助金に一定の影響を与えることを認めたこと、事実的要素として原補助金の性格、補助金の額、補助金の交付時間、補助金の妥当な配分期間、売却時の企業の価値、企業の買収価格と資産の価値などを検討した上で原補助金の配分額を決定したことを挙げて改めて論証した[136]。

CIT は、一定の独立当事者間取引が原補助金の返却を判断する上で充分な根拠になりうることを商務省が否定したことは 19U.S.C. § 1677(5)(F)の規定に反すると判断したのに対して、商務省は、19U.S.C. § 1677(5)(F)の主旨は商務省に所有権変更問題に対処する裁量権を確保することにあると反論した[137]。

---

133 Ibid.
134 Ibid.
135 *Remand Determination: Pasta From Italy (1998).*
136 Ibid.
137 Ibid.

公正な市場価格を反映する取引は原補助金を返却させる効果を有するという Delvrede の主張に対して、商務省は、原補助金が残留すると推定する上で、独立当事者間取引という事実的要因は無関係であり、かかる場合、市場価格の反映と無関係に売却価格だけを参考にすればよいと主張した[138]。

部分残留論の下では、原補助金は常に残留すると商務省によって推定されていると CIT が判断したのに対して、商務省は、全ての補助金を残留すると推定しておらず、原補助金を事実に基づいて配分しており、場合によって完全返却の可能性もあると反論した[139]。

(b) 19U.S.C. § 1677(5)(F)の適用範囲

19U.S.C. § 1677(5)(F)の適用範囲について、議会の意図が曖昧である点を挙げて、CIT が民間企業同士の取引への適用可能性を否定する立場に偏っていることについて、商務省は、SAA、議会報告、SAA における独立当事者間取引の定義等を挙げて、19U.S.C. § 1677(5)(F)の適用範囲から民間取引を排除する意図を明確に証明できないと主張した[140]。その上で、商務省の部分残留論を適用する裁量権の源は U.S.C. § 1677(5)(F)ではなく、URAA 以前の相殺関税法規定を実行する固有の権限であり、たとえ U.S.C. § 1677(5)(F)は民間企業の取引に適用不可能であったとしても、商務省の有する民間企業同士の独立当事者間取引を処理する権限にほとんど影響がないと主張した[141]。

(c) 19U.S.C. § 1677(5)(B)の「利益」の解釈

この問題に関して、商務省は以下のように回答した。

第 1 に、19U.S.C. § 1677(B)(5)に規定する補助金の構成要素となる「利益」について、商務省は、補助金が受益者に市場条件を超えた利益を与えて初めて相殺可能となることは新しい問題ではなく、商務省の長期的実行の法典化にすぎないと主張した[142]。商務省は、相殺関税に関する実行権限を財務省から引き受けた後、政府の提供するプログラム（資金供与）を市場基準と照らして利益存否を判断する立場を堅持し、受益者利益理論に基づいて補助金の定義を精緻化する努力[143]をしてきたことを挙げて、CIT の解釈に賛成する意図

---

138 Ibid.
139 Ibid.,
140 Ibid.,
141 Ibid.
142 Ibid.
143 商務省が挙げたのは 1989 の Proposed Regulation,54 Fed Reg. pp. 22380-22383 を自ら提案したことであった。

を明確に表明した[144]。URAA 以前の相殺関税法規定は「利益」を列挙する[145]ことにとどまり、19U.S.C.§1677(B)(5)が初めて一般的定義を盛り込んだことも認めた[146]。この点に限って商務省と CIT の解釈が一致することを確認できる。

第 2 に、「利益」の存否に関する商務省の解釈である。

商務省は、CIT が 19U.S.C.1677(5)(B)の規定は買収者に直接的な利益が与えられたか否かを要求すると解釈したことに反対し、「利益」とは補助金交付の時点での受益者の受けた利益を意味すると限定し、利益の存否を決定する際、後発的事項と補助金の使用並びに影響を検討することを相殺関税法規定は要求していないと主張した[147]。その根拠として、19U.S.C.1677(5)(B)のもとで補助金の受益者に与える影響を相殺関税の要件として解釈することは、かかる影響の検討を要求しない相殺関税法規定の基本原則に重大な修正を迫ることになるとし、改めて商務省は補助金の影響と効果無視論を持ち出した[148]。しかし、注意してみると分かるのは、補助金の定義の「利益」という用語の解釈として、商務省は交付時間を標準として判断されるべきという、それまでに提示されなかった時間的標準論を打ち出していることである。

第 3 に、所有権変更の文脈における「利益」要件の役割について、商務省は、URAA 発効の前後と関係なく、所有権変更の状況において売却された企業とその財産が補助金利益の原始的な受益者であることを決定することだけが必要であり、所有権変更の時点で補助金が買収者に実際の利益をどの程度与えたかまで決定する必要は全くないと主張した[149]。

商務省は以上の解釈を補強するために、CAFC の判決（*Saarstahl II* と *British Steel III*）に述べられた「相殺関税法規定は補助金の相殺可能性を決定する際、補助金の使用と影響の検討を条件としていない」という文言を引用した[150]。更に、商務省は、いったん補助金の存在を決定すれば、後は計算した補助金額を産品に配分し、配分年数を決定すればよいと主張した[151]。ここの議論も過去の補助金存在決定後の後発的事項無視論を繰り返し

---

144 *Remand Determination: Pasta From Italy (1998)*

145 例えば、贈与、市場金利より低金利融資、商業的考慮に反する出資、優遇条件による物品と役務の提供など。

146 *Remand Determination: Pasta From Italy (1998)*.

147 Ibid.

148 Ibid.

149 Ibid.

150 Ibid.

151 Ibid.

ただけで、ほとんど新しい論点を示していない。

(d) 市場価格と原補助金の関係

商務省は、所有権変更について規定する 19U.S.C.1677(5)(F)の下においては、「独立当事者間取引自体が自動的に原補助金を返却する効果を有しない可能性を示唆しており、かかる取引の場合、補助金が残留すると認定することはほとんど不可能に近い」と CIT が解釈したことは、当規定に反すると主張した[152]。更に、19U.S.C.1677(5)(F)の果たすべき機能として、この規定は CIT の *Saarstahl I* の判決の極端な解釈（独立当事者間取引のもとで原補助金は自動的に返却される）を牽制するものであり、CAFC の *Saarstahl II* と *British Steel III* も CIT の *Saarstahl I* を無効にしたことを挙げた[153]。

(e) 民営化と民間企業同士間取引との関係

CIT は、民営化を民間企業同士間取引と区別し、後者の場合、民営化と異なって、当事者が利益最大化を求めて行動する結果、原補助金による利益を譲る可能性はないと指摘したのに対して、商務省は、部分残留論の下では所有権変更取引の性格を区別する必要がなく、買収価格が市場価格より高いかあるいは安いかは無関係な事項であると反論し、民営化と民間企業同士間取引は異なるところなく、たとえ相違点があったとしても本件の係争事項とは無関係であると反論した[154]。

さらに、商務省は、CIT が公正な市場価格を重要視するのは原補助金を所有権変更の時点で再評価する必要があると考慮する結果であり、相殺関税法規定を実施する上で、市場に起きた後発的事項と、補助金被交付者が具体的に補助金をどのように使用したかについて立証する必要は全くない、とそれまでの主張を繰り返した[155]。

(2) CIT の判決（*Delverde II*）

CIT は商務省の差戻し決定を改めて審査し、1998 年 9 月 25 日、判決を公布した[156]。

(a) 商務省の差戻し決定の要点

CIT は、商務省の *Remand Determination: Pasta From Italy (1998)* の要点を次のようにまとめた[157]。第 1 に、相殺関税賦課の対象企業について利益の存否を判断することを

---

152 Ibid.
153 Ibid.
154 Ibid.
155 Ibid.
156 *Delverde II.*
157 *Delverde II*, p. 315.

問題にしていないこと。第2に、利益の存否を補助金が交付された時点を基準に判断すること。第3に、資産を買収した企業に補助金が残留したか否かを決定する際、市場における後発的事項を考慮しないこと。第4に、商務省は原補助金が残留することを事実上推定していること。

(b) CITによる争点の再設定

以上の内容を確認した上で、CITは審査の争点を次のように改めて設定した[158]。商務省が原補助金の交付時点を標準に利益の存否を決定し、(財産の)売却のような後発的事項の発揮する機能を無視して利益認定を行ったことは、所有権変更規定と補助金定義の下で許容されるか否か。

第1に、所有権変更規定19U.S.C.1677(5)(F)との適合性について。

CITは、19U.S.C.1677(5)(F)は適用範囲を明確にしていない以上、この規定を民間企業同士の取引に適用する余地があることを認めた上で、議会は商務省の過去の実行（後発的事項を考慮せずに補助金の残留を認定したこと）を認知し、原補助金の残留を否定する可能性を許容する際、補助金の額が僅少で商務省の計算方法の下ではゼロに接近し、相殺不可能になることを考慮したとすれば、所有権変更規定のもとで、商務省が取引当事者の意図を無視することは可能である、と判断した[159]。その上で、CITは、この解釈では19U.S.C.1677(5)(F)に関する自然な読み方として無理があると言及しながら、商務省の過去の実行及びこれに関して議会が認知していることを考慮すれば、商務省の解釈は許容される範囲内にとどまっていると判断した[160]。

第2に、19U.S.C.1677(5)(B)の利益要件との適合性について。

CITは、相殺関税調査の対象産品の所有者を利益の存否の決定から完全に切り離すことは厄介なことであると指摘しながら、しかし、実行上の理由によりそうせざるをえないと述べて以下の三つの理由を挙げた[161]。まず、将来の相殺関税を予想して買収価格を割引したことを裏付ける証拠を入手することはほとんど不可能であるため、過去の補助金による経済利益を資産買収者が受けたかどうかを決定することは非常に困難であること。次に、相殺関税を考慮して買収価格が割引されたことを証明するのは不可能であること。最後に、

---

158 *Delverde II*, p. 316.
159 Ibid.
160 Ibid.
161 Ibid., p.317.

最も重要なことは明確な基準が必要であること。さらに、CIT は、資産買収者が商務省の部分残留論を事前に知っていれば、買収交渉を行うときそれなりのバーゲニングをするはずであるとした上で、この問題を明確に解決できる規定が存在しない以上、議会は問題解決のために妥当な対策を採る権限を商務省に委ねたため、商務省の決定は妥当であると結論づけた[162]。

(3) CIT 判決の批判的検討

今までの CIT の民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を判断する立場を一言で言えば右往左往した不安定なものであった。URAA が発効以前の判例において、企業財産の売却による民営化が独立当事者間取引で行われたという証拠が提示された場合、CIT は補助金の存否を受益者利益説で判断し、完全返却論を支持してきた[163]。しかし、民営化の内容が株式の売却を含むかたちで複雑化したとき、CIT の考え方は混乱し、株式会社形態国有企業の政府保有株式の売却か、それとも公共体形態国有企業の株式の売却かを識別することなく、完全残留論を是認する判決を下したこともある[164]。

URAA 発効後、補助金の定義が明確化され、19 U.S.C. § 1677 (B)、(D)、(E) によって受益者利益説が紛れもないかたちで明文化されたにもかかわらず、企業財産の売却（しかも民間企業同士の取引）による所有権変更問題の審査においても CIT の考え方は混乱した。その大きな原因は、CIT は、URAA に盛り込まれた所有権変更問題を扱う 19 U.S.C. § 1677(5)(F)の規定によって、商務省が民営化問題を処理する上で、議会の立法からどのぐらいの裁量権を容認されたかについて、法的に判断する自信がなかったと言えよう。

本件で問題となった所有権変更取引の対象は、*Saarstahl* 事件以上に単純な企業の生産施設の売買であった。*Saarstahl* 事件と異なる点は、本件の場合、財産売却者側も民間企業だった点であり、従って独立当事者間取引の性格は自然に成立すると判断しても差し支えはなかった。CIT 自体もこの点を認めていた。

商務省の提示した差戻し決定からも分かるように、本件で商務省は、補助金残留論を擁護する論拠として提示したのは、主に補助金決定後の後発事項無視論と補助金の使用と影響の無視論であった。これ以外に持ち出したのは、補助金の存否決定の時間的標準論である。この論拠も所有権変更取引の後発性を主張するものであった。CIT は *Saarstahl* と

---

162 Ibid.
163 参照、本章第 1 節。
164 参照、本章第 2 節。

*Inland Steel I*事件の時、本件とほぼ同様な事実のもとで商務省の論拠を退けていたのに、なぜ本件において商務省の説明に納得して逆にこれを認めてしまったのか。

CITの立場を動揺させた大きな要因は所有権変更問題を扱う19U.S.C.1677(5)(F)の規定であった。CITは議会が19U.S.C.1677(5)(F)の規定によって商務省に与えた権限をあまりにも過大評価し、この規定を、所有権変更という特定の事情のもとで商務省の立証責任を緩和するもの、と捉えた結果、審査の焦点が補助金の存否の問題から外れた。CITは、補助金の定義を明文化した19U.S.C.1677(5)(B)の解釈を、あくまでも所有権変更問題を扱う19U.S.C.1677(5)(F)の適用範囲の解釈問題を捕強する二次的な問題と位置付け、両者の関係に関する洞察を失っていたといえる。それまでCITの判決を一貫して否定してきたCAFCによる本件の審査は注目しなければならない判例となった。

4. CAFCの審査（*Delverde III*）

*Delverde II*の審査で敗訴したDelverdeとDelverde USA, INC.は、CITの商務省相殺関税決定を是認したCIT判決（*Delvrede II*）をCAFCに上訴した。2000年2月2日、CAFCの判決が公布された[165]。

(1) 主要争点

(a) Delverdeの主張

Delverdeは、パスタ工場をその有効耐用年数（12年）以内に買収したことを理由に、原補助金（パスタ工場の売却者に交付された）が残留していると商務省が推定したことは法律と事実の両方に反するとし、次の根拠を挙げて新たなディフェンスを展開した[166]。

第1に、商務省はDelverdeに相殺可能な補助金が交付されたと結論する前に、イタリア政府がDelverdeの生産施設の元所有者にではなく、Delverdeに「資金面での貢献」と「利益」を提供したことを19U.S.C.§1677(5)(B)に基づいて立証する責任を負う[167]。

第2に、URAAの所有権変更問題を扱う19U.S.C.§1677(5)(F)の規定は、補助金が残留すると商務省が推定することを禁止し、代わりに、資産売却をめぐる客観的事実を調査することを要求している[168]。

---

165 *Delverde III.*
166 Ibid., pp.1363-1364.
167 Ibid.
168 Ibid.

第 3 に、本件において、明らかに Delverde が公正な市場価格を支払って資産を買収したことは事実によって裏付けられており、商務省は、Delverde が補助金を受けた元所有者から生産施設を購入することによって直接的にも間接的にも「資金面での貢献」と「利益」を受けた、と説明できる証拠を提示していない[169]。19U.S.C. § 1677(5)(E)(iv)は benefit を「妥当な代償より少ない対価で提供されたもの」と定義しており、商務省は Delverde が生産施設を買収するために支払った対価は妥当性を欠くと立証していない[170]。

明らかに、Delverde の主張においては所有権変更問題を扱う商務省の権限と関連する 19U.S.C. § 1677(5)(F) の議論が薄れて、その重点は、補助金残留の推定が補助金存否を規定する 19U.S.C. § 1677(5)(B)に適合するかどうかという本質的な問題に移ってきた。

(b) 商務省の反論

Delverde の主張に対して、商務省は過去の論拠を繰り返すかたちで反論した[171]。

第 1 に、補助金の新定義は、所有権の変更の後、補助金が継続して存在するか否かを改めて評価することを要求しない。補助金の存否を補助金の被交付時点を標準に決定し、補助金交付後の事項を無関係としてきたことは商務省の長期的な実行である[172]。

第 2 に、所有権変更に関する規定は商務省に選択の余地を与えている。商務省は Delverde が受けた補助金の計算に関連して、所有権変更に関する事実を検討している[173]。

第 3 に、Delverde が元所有者の補助金から利益を得ているか否かは、Delverde による補助金の使用と Delverde に与える影響とに関連するだけで、先例となる CAFC 判決（*Saarstahl II* と *British Steel II*）は、所有権変更後の生産施設の買収者に競争優位を与えたか否かを示す必要がないと判断している[174]。

本件は、URAA 発効後の商務省の部分残留論を CAFC が審理した初めての案件であったため、CAFC はいかなる立場で問題解決に臨むかは最も注目された。

(2) CAFC の審査（*Delvrede III*）

(a) 補助金存否の判断基準

CAFC は、問題の複雑性を認めると同時に、民営化問題をめぐる行政決定及び司法審査

---

169 Ibid.
170 Ibid.
171 Ibid., p.1364.
172 Ibid.
173 Ibid.
174 Ibid.

の混乱状況を解決するために、何よりも法規定自体を先に検討することの重要性を指摘して、適用する法規定を確認した[175]。

19U.S.C.§1671(a)(1)の規定する相殺関税の基本的要件を確認した上で、相殺可能な補助金の存否を決定するには補助金の定義を扱う 19U.S.C.§1677(5)(B) の規定を根拠にするべきであると明示した[176]。

19U.S.C.§1677(5)(B)は次のように規定している。

(B) 補助金の定義

(i) 政府（地方自治体を含む）による資金面での貢献の提供、

(ii) 1994年GATT第16条の規定する何らかの形式による所得または価格の支持、

(iii) 資金調達機関に支払いを行うこと、民間の実体に、通常政府が遂行する貢献、また通常政府がとる措置と実質上異ならない実行を委託し、指示すること、

(i) (ii) (iii) によって利益をもたらしていること。（強調は筆者）

CAFCはこの規定を、商務省にとって、ある主体（person）が補助金を受けたという結論を得るためには、政府がかかる主体に（B）が列挙する「資金面の貢献」あるいは他の行為によって「利益」を供与したことを決定しなければならないと明確に解釈した[177]。

さらに、URAAは、「資金面での貢献」と「利益」について次のように規定している。

(D) 資金面での貢献

(i) 資金の直接的な移転（贈与、貸付、出資）、資金の直接的な移転の可能性を伴う措置、又は債務を伴う措置（例えば債務保証）、

(ii) 収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと（税額控除）、

(iii) 一般的な社会資本以外の物品又は役務の提供、

(iv) 物品を購入すること、

(E) 利益の供与

次の状況の下で、受取る企業に利益が与えられたとみなされる

(i) 出資の場合：民間投資家の通常の投資慣行（危険資本の提供に関するものを含む）に適合しない出資

(ii) 融資（貸付）の場合：政府の貸付を受けているものが当該貸付に支払う額と、当該企

---

175 Ibid.

176 *Delvrede III*, p. 1365.

177 Ibid.

業が市場で実際に同等な商業的貸付を受ける場合に当該商業的貸付に支払う額との間の差額

(iii) 債務保証の場合：手数料を調整した後、当該債務保証を受けている企業が政府によって保証されている貸付に対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付を受ける場合に当該商業的貸付に対して支払う額との間の差額

(iv) 妥当な代価より低い価格での物品と役務の提供、妥当な代価より高い価格での物品と役務の購入

1677(5)(C)は、次のように規定している。

補助金が直接または間接に産品の製造、生産、輸出に与えられたか否かと無関係に、補助金の存在を決定できる。補助金の存在を決定するにあたって、行政当局は補助金の発揮する効果を考慮する必要がない。

CAFC は、以上の規定に基づいて、商務省がある企業が補助金を受けたと決定するためには、直接または間接に B に掲げられた政府の行為により、「資金面での貢献」とそれによる「利益」を得たことを立証し、決定しなければならないと解釈した[178]。

(b) 1677(5)(F)の所有権変更規定

CAFC は、まず、この規定は独立当事者間取引による所有権変更を証拠として挙げるだけで補助金が償却(返却)されたと結論づけることを許すものではないと明確に述べた[179]。と同時に、CIFC は、所有権変更の達成方法が独立当事者間取引であるか否かと無関係に、過去の相殺可能な補助金は引き続き相殺可能であると決定することを常に要求する、と当規定を正反対に解釈することも許容されないと補足した[180]（強調は筆者）。

CAFC は、所有権変更規定の趣旨について、むしろ単純に per se rule の使用を禁止するものであり、所有権変更が生じた状況における補助金の存否を立証する特定の方法を指示するものではなく、また、補助金存否の判断基準となる 19U.S.C. § 1677(5)(B)の例外を許容するものではないと明確に述べた[181]。つまり、ある主体が過去補助金を受けた主体（person）の財産を買収した場合であっても、商務省は、かかる買収者が補助金の受益者であるかどうかを決定する前に、法規定に例示された「資金面での貢献」とそれによる「利

178 *Delvrede III*, p.1366.
179 Ibid.
180 Ibid.
181 Ibid.

益」が直接または間接にもたらされているか否かを立証しなければならないことを意味する。

以上のとおり、CAFCは、所有権変更に関する規定は補助金の定義を変更するものではなく、ある主体が 19U.S.C.§1677(5)(D)と(E)に例示された「資金面での貢献」とそれによる「利益」を受けたことを立証してはじめて補助金の存在を決定できるとして、所有権変更問題を扱う 19U.S.C.§1677(5)(F)の規定と補助金の定義を明文化する 19U.S.C.§1677(5)(B) の規定との関係を明らかにした[182]。

(c) 部分残留論の違法性

以上の法規定の解釈を明らかにした上で、CAFCは部分残留論の適法性を検討し、次のように分析した。

第1に、CAFCは、商務省が部分残留論を適用する際、DelverdeがURAAに列挙した政府の「資金面での貢献」とそれによる「利益」を直接または間接的に得たと決定したことは全くなく、むしろ、Delverdeは過去補助金を受けた主体（person）の財産を買収したことだけを取り上げて、イタリア政府から補助金、つまり「資金面での貢献」とそれによる「利益」を得たと結論的に推定している、と批判した[183]（強調は筆者）。

第2に、CAFCは、商務省はDelverdeが補助金を受けたか否かを決定するにあたって、Delverde が公正な市場価格を支払って財産を入手したという客観的事実を無関係な事項とみなし、また、Delverdeが妥当な代価（adequate remuneration）よりも少ない代価で財産を得たと立証することなく補助金被交付企業の財産を買収したことによってDelverde が補助金を受けた、という per se rule を採用したと指摘した上で、19U.S.C.1677(D)と(E)に要求される特定の認定（資金面での貢献とそれによる利益の存在）を怠ったことは相殺関税法規定と直接抵触すると結論した[184]。

第3に、CAFCは、商務省が所有権変更を無視してもよい「後発的事項」あるいは「効果」と性格づけたことは誤っていると明示した[185]。この点について、CAFCは次の根拠を挙げて反論した。

---

182 Ibid. CAFCは自ら行った解釈を補強するために House Report,H.R.No. 103-826(I), p. 110(1994), 1994U.S.C.C.A.N,pp.3773, 3882.と、Senate Report, S.Rep.No. 103-412, p.93 (1994)も同じ主旨であると引用した。

183 *Delverde III*, p. 1367.

184 Ibid., p. 1368.

185 Ibid.

まず、議会が相殺関税法規定に所有権変更の規定を追加した事実は、後発事項無関係論を否定する有力な証拠となる。つまり、所有権変更（民営化も含めて）は無関係な後発的事項だと軽視できるなら、無関係な後発的事項を扱う規定をわざわざ相殺関税規定に追加する必要はなかったはずである、とした[186]。CAFC は、当規定は所有権変更後、原補助金が新所有者の側面から見て引き続き相殺可能であるかどうかを決定する際、per se rule の適用を禁止し、明らかに、所有権変更という特定の情況の下で、買収者は補助金を受けなかったと判断される余地が残ると解釈した[187]。

次に、CAFC は、所有権変更のような事実は、元所有者の受けた補助金に対して Delverde が責任（相殺関税を賦課される）を有するか否かという問題を発生させる第 1 次的な、しかも唯一の事項(event)であるため、これを「後発的事項」と位置付けること自体は妥当ではないと指摘した[188]。元所有者が補助金を受けた後に資産の売却が発生したことは事実であるとしても、ここで補助金の受益者とされているのは元所有者ではなく、Delverde であり、所有権の変更は Delverde の立場から見ればもはや後発的事項ではないと補足した[189]。

最後に、CAFC は、補助金の「効果」は被交付者が補助金から得た競争優位であると考えられ、補助金のおかげで被交付者が安く生産し、販売することは可能であると述べた[190]。

以上の理由を述べた後、CAFC は、商務省が事実関係を全面的に検討したならば、Delverde が入手した財産の代価を完全に支払って元所有者から利益を受けていないことを認定することも可能であれば、また逆な認定も可能であると付け加えた[191]。

(d) CAFC の過去の判決

CAFC は、本件において行った解釈は過去の判決と矛盾しないことを主張した[192]。CAFC は、過去の判決について、当時は URAA によって修正される前の相殺関税法規定に基づいて所有権変更問題を審査したのであり、商務省の部分残留論が新しい相殺関税法規定の下で容認できるか否かに関して当裁判所は判断を留保していたと説明した[193]。CAFC は、当

---

186 Ibid.
187 Ibid.
188 Ibid.
189 Ibid.
190 Ibid.
191 Ibid.
192 Ibid.pp.138-139. ここでいう過去の判決とはいうまでもなく、商務省が先例として援用してきた *Saarstahl II* と *Inland II* 並びに *British Steel III* における CAFC の判決のことを指している。
193 Ibid.

時部分残留論を当裁判所が尊重した理由について、URAA 以前の相殺関税法規定の下では、（補助金が）買収者の産品に競争上の優位または効果をもたらしたかどうか（実は補助金の存否の判断基準、筆者注）について、商務省が立証義務を負うか否か自体が曖昧であったと説明した[194]。

CAFC は、修正以前の相殺関税法規定とは対照的に、修正後の相殺関税法規定においては当問題の曖昧な点が除かれ、明白になったと評価した[195]。URAA は例示された政府の行為から、ある主体が直接間接的に資金面での貢献とそれによる利益を得たかどうかについて商務省が必ず立証することを要求し、所有権変更に関していかなる推定も許容していない、と CAFC は判断した[196]。結論的に、CAFC は、修正以前の相殺関税法規定の曖昧不明な点は URAA によって完全に除去されており、部分残留論は、補助金存否の判断基準となる URAA の明確な規定に反するものであると判示した[197]。

(e) 民営化と民間企業同士間取引との区別

CAFC は、国有企業の民営化と民間企業同士間取引は、性格的に完全に異なるものと指摘した[198]。民間売却者が売却資産の最大市場価格を追究するのと異なり、政府（国有企業を売却する場合）は様々な政策的目的、例えば、雇用、国防、政治的考慮などを持っており、これらの要素は民営化の条件に影響しうると示した。したがって、国有企業の民営化のケースは必ずしも民間企業同士の取引に適用できるわけではないことを指摘した[199]。

CAFC は、CIT の判決を無効にした上で、商務省に Delverde が補助金の交付された所有者の資産を買収したことによって、イタリア政府から資金面での貢献とそれによる利益を得ているか否かを、取引条件を含めた客観的事実を改めて調査した上で決定することを要求して事件を差戻しすることを CIT に指示した[200]。

(3) CAFC の判決に関する評価

本件における CAFC の立場をひとことでまとめれば、過去の立場を逆転させたことにある。URAA 以前の判決において、CAFC は一貫して商務省の部分残留論の立場を支持し、CIT の判決を取消してきたが、本件において、CAFC は改正後の URAA の相殺関税法規

---

194 Ibid.
195 Ibid.
196 Ibid.
197 Ibid.
198 Ibid.
199 Ibid.

定に基づいて、商務省の立場を否定すると同時に、CIT が下した商務省の立場を擁護する判決を覆した。主要な論点を次のように検討する。

第 1 に、本件の核心的な争点は補助金の存否の問題であると明確に示し、商務省の部分残留論の適法性を補助金の定義を規定する諸規定 19U.S.C. § 1677(5) (B)、(D)、(E) を根拠に判断するとした上で、所有権変更と絡む相殺関税の法的妥当性を審査するにあたって、修正後の相殺関税法規定を初めて解釈適用した。法的根拠を確立させたあと、商務省の理論は独立当事者間取引による所有権変更という客観的事実を無視し、過去の原補助金だけに着目して補助金の残留を推定していると批判した。

第 2 に、所有権変更問題を扱う 19U.S.C. § 1677(5)(F)の規定と補助金の定義に関する 19U.S.C. § 1677(5)(B)の規定との関係を明確にした。19U.S.C. § 1677(5)(F)はあくまでも所有権変更という特定の事情のもとで補助金存否の立証に関する手続的要件を規定したものにすぎず、実体的要件となる補助金の存否の判断基準を規定する 19U.S.C. § 1677(5)(B)の例外ではないと判断した。

第 3 に、CAFC は、商務省は原補助金の行方を論証する時、所有権変更のような事実は無関係な要素であると一貫して堅持してきたが、所有権変更後の企業に着目して考えるとむしろ第一次的でしかも唯一の事実であると明確に判断した。所有権変更後の企業を主体的に扱って補助金の存否を判断するという姿勢をさらに鮮明にさせた。

第 4 に、商務省は、CIT の判決を否定した CAFC の過去の判決を援用して部分残留論を展開してきたが、CAFC は、当時の曖昧不明な相殺関税法規定のもとで商務省の権限を認めざるをえなかった理由を説明し、URAA の規定は補助金存否の判断基準を明確にしたため、過去の判決はもはや無効であると宣言した。CAFC の判決が商務省の部分残留論の主要な根拠を完全に退けて、補助金存否の判断基準を提供する 19U.S.C. § 1677(5)(B)、(D)、(E) の解釈論を明確にさせたことは、8 年近く適用された部分残留論の違法性を判明する上で大きな貢献を残したと評価されよう。

しかし、CAFC の分析と解釈にも疑問が残された。本件において、商務省の部分残留論を退けるために CAFC が展開した批判は、商務省が原補助金の存在だけを根拠に補助金の残留を推定し、相殺関税被調査企業について、19U.S.C. § 1677(5)(B)の規定する「資金面での貢献」と「利益」の存在を立証することを怠っているという論点に置かれた。と同時

---

200 *Delverde III*, p.1370.

に、Delverde がイタリア政府から補助金を受けたか否かを判断する上で民間企業同士の財産の売買取引を第 1 次的事実と見なすべきであると CAFC が指摘したため、本件では「資金面での貢献」に相当する事実は民営化企業同士の取引であることは当然である。

問題は、政府の行為となる「資金面での貢献」という概念を民間企業同士の取引にあてはめることはまず無理ということである。したがって、政府補助金で生産施設を導入した民間企業が一定年数の操業の後、かかる生産施設を売却した場合、頑なに部分残留論を適用するという商務省の対応は、最初から補助金・相殺関税問題として成立しえないと指摘する余地が生まれてくる。所有権変更事実が民営化である場合、一方が国有企業と政府であるため、かかる問題は生じないだろう。

本件において、CAFC は原補助金の源としてすでに立証された「資金面での貢献」を問題にするのではなく、Delverde が原補助金によって具体化された生産施設を市場条件より有利な条件で入手したかどうかについて追及するだけでも問題は解決されたはずである。

第 4 節　Delverde III 以降の動向

1. Delverde III 以降の商務省の動向

2000 年 2 月 2 日、*Delverde II* の判決が CAFC（*Delverde III*）に却下された後、CIT は CAFC の指示どおり、2000 年 9 月 27 日、事件を商務省に差し戻した。CAFC は部分残留論のそれまでの論拠をほとんど否定したため、*Delverde III* の商務省に与えたインパクトは大きかった。特に、URAA 発効以前の CAFC の判例に依拠して部分残留論を進めてきた商務省にとって、URAA による相殺関税法規定の修正を根拠に過去の判例の先例的価値を CAFC 自らほとんど否定したことは大きな打撃となった。商務省は CIT の差戻し命令を受けた後、2000 年 12 月 4 日に改めて差戻し決定を CIT に提出し、部分残留論に代わって新たな論拠を提示した[201]。以下、商務省の新たな対応を分析する。

(1)　パスタ工場売買取引の性格

商務省は、CAFC が *Delverde III* において展開した法的分析について異議を主張しなかったが、本件の事実的根拠を構成するパスタ工場の所有権変更取引について、CAFC が異なる民間企業同士の生産施設の売買であると認識したことは誤りであり、本質的には株式

201　*Delverde Redetermination (2000)*.

の売却を構成すると主張した[202]。

商務省は、CAFC の誤った事実認定（所有権変更取引が生産施設の売却を構成する）を前提に行った以下の法的判断を受け入れないと表明した[203]。第 1 に、所有権変更の結果生まれる新しい生産者または輸出者に原補助金が残留すると商務省が推定したことは違法であること、第 2 に、所有権変更の結果、原補助金の被交付企業と所有権変更後の企業とは本質的に異なる実体（persons）であるため、新しい生産者または輸出者に相殺関税を賦課する前に、新しい生産者と輸出者が政府の「資金面での貢献」から利益を得ているか否かを改めて立証する（例えば買収価格が妥当な価格より低いなど）必要があること。

(2) 所有権変更取引前後の企業実体の同一性

以上のとおり、商務省は、CAFC が所有権変更前後の企業実体が本質的に異なるという前提に立脚したため補助金存否の立証義務を要求したと認識している。こうした認識から出発して、商務省は、補助金を受けた実体（person）が事実上、相殺関税調査の対象となるパスタ産品の生産者（輸出者）と異なるか否かを決定しなければならないと主張し、もし二つの実体が異なるのであれば、原補助金（original subsidy）が新しい生産者と輸出者に残留しない可能性が残ると示し、新しい生産者（輸出者）について補助金の存否を立証する必要性を承認した[204]。

逆に、商務省は、もし原補助金被交付企業と相殺関税調査の対象となる現生産者（輸出者）とが実質上同じ実体である場合、かかる実体は原補助金から利益を受けていることになり、その輸出産品が原補助金を理由とする相殺関税の対象となる、と主張した[205]。さらに、商務省は、相殺関税被調査企業と補助金被交付企業との実体同一性が成立する場合、原補助金交付後の事実的変更が発生しなかったことになり、したがって、被調査企業についても、法規定に要求される補助金存在の要件が満たされていると見るべきである、と捕捉した[206]。

つまり、所有権変更の文脈においては、「資金面での貢献」と「利益」の存否は、所有権変更前後の企業実体の同一性（person requirement）によって判断されるべきであり、特に、相殺関税被調査企業が補助金被交付者の所有権変更以前の原始的実体（the original,

---

202 Ibid.
203 Ibid.
204 Ibid.
205 Ibid.
206 Ibid.

pre-change-in-ownership subsidy recipient）であるか否かによって決定されるという[207]。商務省によれば、実体同一論が成立すれば、所有権変更後の企業実体についても、補助金の存在を含む相殺関税の法的要件が自然に成立し、原補助金の未償却分を時間的に配分して相殺するだけで済むことになる[208]。

(3) 企業同一性判断の諸要素

それでは、何を根拠に所有権変更前後の企業実体の同一性を判断するのか。商務省は、所有権変更前後の企業の同一性を判断するにあたって、会社の所有権変更に伴う責任の継承問題（principles of corporate successor ship）を処理するアメリカの国内法上の一般原則を援用し、会社の名称（商号）と所有者が変更されるだけでは自動的に新しい法主体（legal person）が生まれるものではないと示した[209]。その上で、商務省は、商号と所有者が変更しただけで実質的に新しい法主体が生まれたか否かを判断するために他の諸要素を考慮する必要があるとして以下の内容を提示した[210]。

まず、所有権の変更（change in ownership）が単なる株式持分（shares）の売却によって達成された場合、売買契約上逆の内容を約束していない限り、株式取得者は、株式被売却会社の継承者としてその会社の債務（売却当時の債務と潜在的な債務）に対して責任を負わなければならないということは一般的に確立した原則である[211]。商務省は、株式持分の売却による所有権変更の典型的な例として、資本（株式）市場における会社の株式の公開売買を挙げた。株式持分の売却ではなく、会社の財産を売却した場合、売却者側と買収者が企業実体として完全に異なることを主張した[212]。

株式売却と財産売却以外の所有権変更の状況下では、被売却会社の債務に対して買収者が法的責任を負うかどうかは事実的な問題であり、特に、所有権変更後の会社が変更前の会社の営業と同様な営業を実際に継続しているか否かの問題となってくると商務省は主張した[213]。

商務省の挙げた考慮すべき要素とは、企業財産と責任の存続(continuation of assets and liabilities)、企業の一般的営業活動の存続（continuation of general business operation）、

---

207 Ibid.
208 Ibid.
209 Ibid.
210 Ibid.
211 Ibid.
212 Ibid.

企業の生産施設の維持（continuation of production facilities）、企業人員の維持(continuation of personnel)などであった[214]。これらの要素を検討した上で、商務省は所有権変更後も会社が実際に同じ営業(business)を維持していることを示すことができれば、（原企業の）現在の又は潜在的な責任（相殺関税を賦課されることも含めて）を引き受けなければならないと強調した[215]。本論文は、商務省のこの新しいディフェンスを4要素理論と名付ける。

(4) パスタ工場売却前後の企業の同一性

商務省は、実体同一論を提示したあと、本件の事実的側面となる民間企業同士の資産（パスタ工場）売買取引を次のように改めて整理した[216]。

1991年3月以前、民間持株会社Sangralimentiは、Delverde, SrL（Fara San Martinoに立地するためFSMパスタ事業とも呼ぶ、商務省は旧Delverdeと呼んでいる）の所有するパスタ事業を獲得するために、新しい会社Delverdeを設立した。旧Delverdeの中で、パスタ生産事業は分離するかたちで営業活動を行っていたが、独立した会社組織ではなかった。

1991年3月9日、Sangralimentiは旧Delverde社と仮民間契約を結び、当契約によって、旧Delverde社の生産設備と債務をDelverdeが引き受けることとなった。具体的に、①FSMにあるパスタ工場、土地、建物、機械設備を含む財産、②旧Delverde社の商標、③現存在庫、④未決済勘定（outstanding receivables）、⑤銀行と他の信用機関に対する未払いの債務、などが含まれる。

1991年5月18日、最終的売却契約が結ばれて、仮契約を次のように修正した。①旧Delverde社の非パスタ営業部門の抱える借金の返済責任の半分をDelverdeが引き受けること。②旧Delverdeの小麦供給先をDelverdeが引き受けること、③仮契約の旧DelverdeからDelverdeが材料と在庫品を購入するという内容を取消すこと、④車とトッラクを契約内容から除外すること、⑤1991年3月8日以前の時期と関連する一部債務のDelverdeへの移転、⑥パスタ事業買収のためSangralimentiが旧Delverdeに支払いを行う日程の変更、などである。商務省は、最終的売却契約に基づいてパスタ生産施設の売買は株式の

---

213 Ibid.
214 Ibid.
215 Ibid.
216 Ibid.

交換（stock transaction）形式によって達成されたと主張した[217]。

商務省は、以上の取引事実を確認した上で、Delverde（Nuovo Delverde）と旧 Delverde の関係を確認する作業に取り組んだ。しかし、旧 Delverde が異なるビジネスラインから構成されていることと、FSM パスタ事業は最初から旧 Delverde の他の営業から独立した会社組織ではないという事実は、商務省の所有権変更前の旧 Delverde と変更後 Delverde の同一性を主張する上で大きな困難をもたらした。

したがって、商務省は、FSM パスタ事業は独立した法的地位を有するものではなくても、機能と地理的な面で旧 Delverde の他の生産事業から分離された事業（operation）であるという点を特に強調した[218]。つまり、所有権変更後、継続的営業実体（continuous business entity）が存在するか否かを検討する際、旧 Delverde 全体を post-sale Delverde と比較するのではなく、FSM パスタ事業を post-sale Delverde と比較することが正確であると主張した[219]。その上で以下のような比較検討を行った[220]。

第 1 に、一般的営業活動の継続問題について、問題となっている取引のあと、FSM パスタ事業の所有権が変更したとしても、事業の最も重要な側面は依然として変わることなく存続している。工場設備と会社の本部が同じ場所にあること。旧 Delverde と同じ商標で、同じ生産設備を利用して同様な産品を製造販売していること。生産ラインの変更、新設備の導入など一切行われなかったこと。

第 2 に、生産施設の継続について、1970 年代初期からあった生産施設がそのまま維持されていること。

第 3 に、資産と債務の継続について、パスタ事業の所有権変更取引は財産の売却ではなく、株式の譲渡（sale of shares）であること。Delverde はパスタ事業に付属する財産と事業に伴う責任を引き受けたうえで旧 Delverde の商標権も引き受けたこと。

第 4 に、人員の保持について、パスタ工場の売却に伴って数多くの人員が旧 Delverde 社から Nuovo Delverde に移動したこと。

---

217 商務省は、本件の所有権変更事実は民間企業同士の財産売買ではなく、株式の譲渡に過ぎないと言及しながら、詳細な議論を展開しなかった。要するに 4 要素理論で所有権変更前後の企業実体の同一性を論証する上で十分であるのに、なぜ株式売却の論拠を同時に取り上げるのか、明確な形で主張する 4 要素理論とあやふやに言及される株式売却の論拠はどういう関係にあるのか、商務省は明確な説明を避けている。

218 Ibid.

219 Ibid.

220 Ibid.

商務省は以上の分析を踏まえて次のような結論を得た[221]。売却後の Delverde (post-sale Delverde) は売却以前の FSM パスタ事業と完全に同一の実体 (person) である。売却後の Delverde (post-sale Delverde) は実質的に旧 Delverde 社が所有する FSM パスタ事業の継続である。Delverde は引き続き FSM パスタ事業売却前に旧 Delverde 社に交付された補助金から利益を得ている。補助金が交付された当時の主体が変更しておらず、商務省は normal allocation methodology (民営化問題に対応する部分残留論ではなく、筆者注) を原補助金に適用し、Delverde に残留した原補助金の未償却分を相殺するために相殺関税 (7.33%) を賦課する。

(5) 実体同一論の評価

Delverde III の判決以降、商務省は、URAA の相殺関税法規定における補助金の定義に関して、CAFC が展開した法解釈論に対して正面から挑戦することもなければ、1993 年に作り上げた部分残留論を粘り強く主張することもなく、他の選択肢を選んだ[222]。商務省は企業実体の構成要素に着目して、所有権変更前後における企業実体の実質的同一性の理論を打ち出した。実体同一論が確立すれば、原補助金を理由とする相殺関税の法的要件はそのまま所有権変更後の企業に当てはまることになり、所有権変更後の企業について補助金存否を立証する必要もなく、相殺関税を賦課することは可能となる。

商務省は、所有権変更前の企業と所有権変更後の企業との実体同一性を論証する際 4 要素理論を展開した。しかし、不可解なことに、4 要素理論と同時に、企業財産の売却の場合は売却前後の企業が実質的に異なる可能性はあると認めたり、株式の売却の場合は売却前後の企業実体は実質的同一であるため原補助金が株式被売却企業に残留すると主張したり、かなり混乱したディフェンスを見せた。株式売却の論拠はは本章第 2 節でも考察したとおり、BSC の民営化問題の主要争点であった。しかし、商務省は、本件の所有権変更事実について、CAFC が行った事実認定 (民間企業同士の財産の売買) は誤りであり、実質的には株式の交換である、と批判しながら、株式の売却による所有権変更の下で完全残留論が成立するという路線を貫くことなく、4 要素理論を主要根拠に企業実体同一論を展開した。

4 要素の中で、補助金と完全に無関係な企業の人的要素を除けば、他の企業の生産施設、

---

221 Ibid.

222 商務省は部分残留論の撤廃について明確な意思表示を示さなかったが、この時点で部分残留論はすでに撤廃されたと判断できる。

資産及び営業活動などは、企業の営業活動の物理的基盤である財産を異なる側面から見たことに過ぎず、買収者はこれらの要素を継続的に維持する意図があってこそ、これらの所有権を手に入れたわけで、争点としてはこれらの要素の市場価格を支払った上で入手したかどうかが争われているため、理論的にも商務省の反論はほとんど成り立たないといわざるをえない。商務省が国内企業法の理論（株式を譲り受けたほうがその企業の債務に対して責任を負う）を安易に相殺関税問題に適用したことは甚だしい誤りであり、実体同一論に対する司法審査は自然に注目された。

2. *Delverde III* 以降の CIT の動向

CAFC が CIT（*Delverde II*）の判決の妥当性を審査している間に、フランスの民営化企業を対象とする 2 件の商務省の相殺関税決定[223]が CIT による司法審査を受けていた。この 2 件の CIT の審査が終了する前に、*Delverde II* を否定した *Delverde III* の判決が発表されたことは、当時進行中の CIT の審査にも大きな影響を与えた。商務省はすでに提訴されていた 2 件の相殺関税決定について案件の差戻しを申請し、CAFC の審理した *Delverde III* の判決に対する反論を改めて練り直した上で差戻し決定を CIT に提出した[224]。部分残留論の適法性を争う他の当事者（民営化企業、国内企業）も、*Delverde III* の判決の影響を受けて、審査の争点を考え直した上で CIT に改めて提訴した。

フランスの民営化企業に賦課する相殺関税とほぼ同時に、商務省はイタリアの民営化企業にも相殺関税を賦課していた[225]。商務省は、これらの相殺関税決定を自主的に撤回し、差戻し決定を行った[226]。2000 年 1 月以降の新規の相殺関税決定（見直し決定も含めて）にも *Delverde III* 以降の新しいディフェンスを反映させた[227]。

Delverde III 以降の CIT による司法審査は、商務省が改めて提出した差戻し決定及び 2000 年 1 月以降発表された相殺関税決定の適法性に集中されることになる[228]。以下、*Delverde III* 以降の CIT による司法審査の考察として、フランスの国有企業 Usinor の民

---

223 *Steel Sheet and Strip from Franc (1999), Steel Plate from Franc (1999).*
224 *GTS Redetermination(2000), Allegheny Ludlum Redetermination (2000)*.
225 *Steel Plate from Italy (1999), Stainless Steel Plate from Italy (1999).*
226 *AST Redetermination (2000) ,ILVA Redetermination (2000)*.
227 *Electrical Steel From Italy (2001).*
228 *Delverde III* 以降、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を CIT が審査した案件は 5 件終了している。*GTS (2002), Allegheny (2002), ILVA (2002), Acciali I (2002), Acciali II (2002).*

営化事件、イタリアの国有企業 AST の民営化事件を取り上げる。Usinor の民営化問題を先に見ることにする。

(1) Usinor 民営化事件

(a) Usinor 民営化の背景及び事実

1998 年 7 月 13 日、商務省はフランス、イタリア、韓国から輸入される鉄鋼産品を対象に相殺関税調査を開始した[229]。相殺関税の調査期間が暦年 1997 年であった。1999 年 11 月 17 日、商務省は仮決定を発表した[230]。1999 年 6 月 8 日、相殺関税の最終決定[231]が発表され、フランスの民営化企業 Usionr の補助金率は 5.38% と決定された[232]。

商務省の相殺関税調査の対象とされた Usinor はフランスの国有企業であった。1986 年までにフランス政府はこの企業の唯一の所有者であった[233]。1987 年、フランス政府は、Usinor と他の鉄鋼国有企業 Sacilor を持株会社の経営支配権下に置いた[234]。1991 年、国有銀行 Lyonnais は Usinor の株式の 20%を買収した[235]。

1995 年夏から、1996 年、1997 年にかけて、フランス政府は株式の公開売却を通して Usinor の民営化を実施した[236]。1997 年の末、Usinor の 82%の株式が民間投資家に取得された[237]。商務省は、株式の公開売却による Usinor の民営化という事実があったとしても、民営化前後の Usinor は企業実体として変りはない（実体同一論）と主張し、補助金率を改めて 7.72%と決定した[238]。本件の事実をひとことでまとめれば、Usinor は本来株式会社組織を有する国有企業であったし、その民営化は単なる政府保有株式の売却によって達成されたことである。

(b) CIT の審査

Delverde III 以降の商務省の新たな立場を反映する実体同一論の要旨について、先にも述べたとおり、四つの要素を参考して所有権変更前後の企業実体（国有企業と民営化企業）

---

229 *Initiation of Investigation: Steel from Franc , Italy, Korea(1998).*
230 *Preliminary Determination: Steel Sheet and Strip from Franc (1998).*
231 *Steel Sheet and Strip from Franc (1999).*
232 Ibid., p.30776.
233 Ibid.
234 *Allegheny Redetermination(2000)* ,p.17.
235 *Steel Sheet and Strip from Franc (1999)*, p.30776.
236 Ibid. 実体同一論の詳細な展開について、本節の 1 を参照。
237 *Allegheny Redetermination (2000)* ,p.17. 残りの株式が当社の従業員と stable shareholder に保有された。
238 *Allegheny (2002)*, p.5.

の同一性を調査し、同一性が認められると所有権変更によって原補助金が残留したか否かを立証することは不要となり、確認された原補助金を所有権変更後の企業に配分するだけで相殺関税を賦課できるという考え方である[239]。

商務省は実体同一論を無修正のまま Usinor の民営化問題に適用した。つまり、商務省は民営化（政府保有株式の公開売却）前後の Usinor は企業実体として実質的に変りはないため、株式売却が市場価格で行われたか否か、さらに民営化された Usinor が補助金を得たか否かを立証する義務が全くない、と主張した[240]。

民営化企業となった Usinor は、商務省の対応は *Delverde III* に反すると反発し、独立当事者間取引により、市場価格を反映した株式の公開売却という民営化事実を商務省が無視して補助金残留を推定していると主張した[241]。Usinor は、民営化の内容を分析することなく、独立当事者間取引の証拠さえ提示すれば、完全返却論が成立できると信じ込んでいた。

以上の紛争当事者の対立に踏まえて、CIT は本件の核心的な争点について、商務省の採用した方法（実体同一論）は *Delverde III* の解釈した 19 U.S.C. § 1677(5)(F)の主旨に適合するかどうか、と設定した[242]。

CIT は、CAFC が *Delverde III* において展開した法解釈の主要論点、per se rule1 の禁止、所有権変更取引の事実を調査する義務、所有変更後の企業について「資金面での貢献」と「利益」の存在を立証する義務、などを再度確認した[243]上で、本件で、商務省が新しいディフェンスを導入したことは、民営化取引の事実を検証して、民営化後の企業について行われるべき補助金存否の立証義務を回避していると批判した[244]。

具体的に、CIT は、民営化自体は民営化後の Usinor が補助金（資金面での貢献と利益）を受けたか否かを、19U.S.C. § 1677(5)(B)(D)(E)に基づいて立証する義務を発生させるため、商務省は民営化事実を検証した上で補助金存否を決定することを要求される、と判示した[245]。最後に、CIT は商務省の差戻し決定を取消したうえで、再び事件を差し戻した[246]。

---

239 Ibid., p.12.
240 Ibid.
241 Ibid.
242 Ibid., p.13.
243 Ibid.,pp.13-16.
244 Ibid.,p.17.
245 Ibid.,p.18.
246 Ibid.,p.20. *Allegheny (2002)* と同時に進行していた他の案件においても CIT は同様

(2) ASTの民営化事件

Usinorの民営化問題とほぼ同時に、イタリアの民営化企業ASTも商務省の相殺関税の見直し決定[247]をCITに提訴していた。2002年6月4日、CITの判決が発表された[248]。現時点で本件は民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を考察する最新の判例となる。

(a) 事実と背景

イタリアの国有企業ASTの歴史を知る上で、イタリア政府の持株会社IRIについて説明することは重要である。IRIは、イタリアの全ての国有鉄鋼企業を支配していた持株会社Finsiderを完全所有していた[249]。Finsiderの経営支配を受けていた主要な事業会社はTerniであった[250]。1987年、Electrical Steelの生産設備を含めたTerniの財産が新設された会社TASに移転された[251]。1989年、企業再編計画の一部として、TASなど主要事業会社を抱えるFinsiderが解散され、代わりにILVAが設立された[252]。TASの一部の債務とElectrical Steelの生産設備を含めたほとんどの財産がILVAに移転された。

1989年から1993年にかけて、LIVAはTerniに立地する特製鋼生産部門を含めたいくつかの事業部門を所有していた。LIVAは他の独立的操業を行う子会社の支配的株主であり、LIVAグループを形成していた。LIVAグループを所有していたのはIRIであった[253]。1993年、IRIはLIVAグループの再編に乗り出し、その特殊鋼生産部門を分割してAST S.r.l（有限会社）を設立し、炭素鋼板部門を分割してILPを設立した。その後、IRIはAST S.r.lを独立的な会社（会社形態を株式会社）に変更し、AST S.p.Aを設立した。IRIは株式を売却することによってAST S.p.Aの民営化を図った。1994年民間企業KAIはAST S.p.Aの株式を買収した。Usinorの民営化と同じく、ASTの民営化も本来株式会社組織を有する国有企業の政府保有株式の売却によって達成されたことは紛れもない事実である。

な立場を採用したのでここで繰り返さないことにする。詳細は参照、*GTS (2002)*, p.20 ; *ILVA(2002)*, p.8 ; *Acciali I(2002)*, pp.16-19.

247 *Electrical Steel From Italy (2001).* これは1994年の相殺関税決定 *Electrical Steel From Italy(1994)* を見直しするものであった。*Electrical Steel From Italy (2001)*の仮決定 *Electrical Steel From Italy(2000)*が発表される前に *Delverde III* が発表されたため、商務省は、実体同一論を仮決定と本件で問題となる最終決定に反映させた上で発表した。

248 *Acciali II (2002)*

249 Ibid., p.2.

250 Ibid.

251 Ibid.

252 Ibid.

(b) 主要争点と CIT の立場

本件においては、商務省の主張[254]、民営化企業 AST の主張[255]、民営化前後の企業の比較対象の設定[256]、実体同一論の結論への批判[257]、*Delverde III* に対する評価と法的根拠の整理[258]、など一列の問題は Usinor 民営化事件とほとんど同様な展開となっているため、ここで繰り返さないことにする。しかし、注目に値する点として、CIT は商務省が民営化前の AST の補助金を民営化後の AST が直接間接に受けているか否か立証する上で、民営化前後の企業が実質的に同一なのかどうかを考察する方法自体を是認したことである。CIT は主に以下の三つの理由を挙げた。

第 1 に、実体同一論の二段階方式（two-step methodology）は相殺関税法規定の要求する補助金存否の立証責任に適合すること[259]。CIT は、本件の争点を、商務省の行った民営化前の AST の補助金が民営化後の AST に残留するという決定が適法性を有するかどうかにあると設定したうえで、所有権変更問題を扱う 19U.S.C. § 1677(5)(F)も必ずしも 2 回にわたって「資金面での貢献」と「利益」の存否の立証を要求していないことを挙げて、補助金残留論が妥当する民営化前後の企業実体が同一である状況はありうる、と解釈した[260]。

第 2 に、二段階方式(two-step methodology)は *Delverde III* の先例に適合すること[261]。CIT が、*Delverde III* は per se rule を禁止し、民営化取引の事実を調査した上で補助金の行方を判断することを要求していると解釈した上で、商務省は民営化後の AST に補助金が残留すると自動的に推定しているのではなく、補助金被交付企業自体と当企業の株主は実質的に異なることに着目し、株式の売却を根拠に企業同一性を主張したことは事実的根拠に裏付けられるものと判断した[262]。CIT はさらに、株式の売却は原補助金被交付企業の株主の性格を変更するものであり、企業実体そのものにいかなる変更をもたらすことはなく、したがって、補助金が返却されたという他の証拠が提示されない限り、補助金は新

---

253 Ibid., p.3.
254 Ibid., pp. 8-10.
255 Ibid., pp.19-20.
256 Ibid., pp.17-18.
257 Ibid., pp.18-19.
258 Ibid., pp.6-8, pp.11-12.
259 Ibid., p.12.
260 Ibid., p.13.
261 Ibid.
262 Ibid., p.14.

しい株主が所有する企業に残留することになると補足した[263]。その上で、CIT は単なる企業財産の売却は実体的に完全異なる企業を生み出すため、改めて補助金の存否を立証する必要が生じると言及した[264]。

もう一つ注目するに値する点は、CIT は、二段階方式自体に賛成しただけではなく、民営化企業は補助金返却を裏付ける証拠を提示しておらず、そもそも補助金と無関係な株式の売却を市場価格で行われたと主張しても、補助金返却を裏付ける証拠としてほとんど無意味であると明確に判断した点である[265]。

第 3 に、CIT は、2 段階方式は国有企業の民営化という特定の状況のもとで補助金の行方を決定する商務省の権限を逸脱するものではないと判断した[266]。結論的に商務省は民営化後の AST が民営化前の AST の補助金を受けているか否かについてさらに立証する必要があるとして事件を差し戻した。

(3) *Delverde III* 以降の CIT の動向に関する評価

Usinor 民営化事件の CIT の判決は、商務省の実体同一論が 19 U.S.C. § 1677(5)(F)と *Delverde III* の先例的解釈に反すると判断したのに対して、AST 民営化事件の CIT 判決は、商務省の実体同一論自体は違法ではなく、民営化取引の内容によって妥当可能な状況がありうるとして政府保有株式の売却の場合には補助金残留論が成立すると明確に示唆した。CIT にとって、株式の売却の場合に補助金残留論が成立すると主張することは新しい観点ではない。本章第 2 節で専門的に論じたとおり、CIT はイギリスの国有鉄鋼企業 BSC の民営化問題を審査したときにも同じ観点を採用した。問題は、CIT は民営化の内容を分析する際、企業の財産の売却と株式の売却は、原補助金の行方にそれぞれ異なる結果をもたらすと認識しただけで、同じ株式の売却の問題にさらに一歩踏込んで考えるという姿勢を示していないことである。その最大な証拠は、CIT が AST 民営化事件において商務省の実体同一論の妥当性に賛成するときに平気に BSC の判決を引用していることである[267]。政府保有株式の売却を識別して分析するかどうかは、今後のアメリカの国内司法審査による補助金残留論の法的問題を解決する上でネックとなる論点である。

Delverde III において、CAFC が 19 U.S.C. § 1677(5)(F)と 19 U.S.C. § 1677 (B) との

---

263 Ibid.
264 Ibid.
265 Ibid.,pp.15-16.
266 Ibid.,p.16.
267 Ibid., p.14.

関係を明確に解釈し、前者が後者の例外を許容するものではなく、所有権変更状況の下でper see rule の適用を禁止し、所有権変更の事実を慎重に検討することを商務省に要求していると指摘したことにつき、*Delverde III* 以降の CIT 判決は完全に賛成している。したがって、アメリカ国内の司法審査によって民営化と絡む相殺関税の適法性の問題を解決する上で、少なくとも法律論的な側面においては問題解決の道が開かれたと言える。当問題を解決する上で、取引対象物の市場価格の支払いを要求する受益者利益説の核心的地位が確立されたことについて、商務省、CIT 及び CAFC の間で基本的コンセンサスが生まれたからである。

民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を解明する上で、未解決のまま混迷するのは民営化の内容と原補助金の関係の課題である。商務省は実体同一論の 4 要素理論を明確に放棄し、企業の財産の売却と、政府保有株式の売却が原補助金の行方にもたらす影響を識別して考える姿勢を取り戻して、さらに政府保有株式の売却をめぐる具体的事情を、ケースバイケース（そもそも株式会社組織を有する国有企業の政府保有株式の売却による民営化か、それとも公共体企業の株式会社化後の政府保有株式の売却による民営化なのか）で分析し、補助金残留論の妥当な範囲は一部の民営化状況に限られているという事実を受け入れるべきであろう。

第4章　GATTと補助金残留問題

1993年1月、フランス、ドイツ、イギリス3カ国の民営化企業の特殊鋼産品に相殺関税を賦課する商務省の決定が発表された後、3カ国の民営化企業はアメリカの国内司法審査による法的救済を求めると同時に、同年5月、ECは商務省相殺関税決定の国際法上の適法性を問題にして、GATTの補助金相殺関税委員会に申し立てた。ECは、1947年GATT及び1979年補助金協定の規定する相殺関税の法的要件を根拠に商務省の部分残留論の適法性を追及した。本件は、補助金残留問題に関するGATTの判例[1]として唯一のものである。

GATTに申し立てられたのは、イギリスの民営化企業UESの特殊鋼産品に相殺関税を賦課する商務省の決定であった。フランスとドイツの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定については、当時国有企業の原補助金の存否自体が争われたため、補助金の残留問題として取り上げる必要はなかった[2]。

紛争解決に適用された補助金・相殺関税を規律する法規定は、具体的に、1947年GATT第6条[3]、第16条、と1979年補助金協定の第1部、第2部であった。1947年GATT第16条と1979年補助金協定第2部は補助金の直接的規律を、1947年GATT第6条と1979年補助金協定第1部は相殺関税の国際的規律を、それぞれ分担していた。

1979年補助金協定は、1947年GATT第6条と第16条を精緻化させるために、1979年、東京ラウンドの結果成立した法的文書であるが、GATT締約国の一部しかこの協定に参加しなかった[4]。

本章では、1947年GATTと1979年補助金協定に規定された相殺関税の法的要件を概観した上で、GATTによる補助金残留問題の解決過程を分析し、浮き彫りにされた主要な法的論点を明らかにする。

1　GATT Panel Report (SCM/185).

2　参照、GATT Panel Report（SCM/185）,paras.81-108, 163-218, 219-250.

3　1947年GATT第6条は、相殺関税の法的要件だけではなく、ダンピング防止税の法的要件をも規定しているが、本論文は、相殺関税の法的要件だけを意識して第6条を引用している。

4　参照、日本関税協会（1980)、「東京ラウンド交渉参加国、諸協定受諾状況一覧」、484 - 487頁。アメリカとECは双方とも1979年補助金協定を受諾していたため、本件においては当協定を適用して紛争を解決するには問題は生じなかった。

第1節　GATT と相殺関税の法的要件

1. 1947 年 GATT 第 6 条

1947 年 GATT は補助金・相殺関税を国際的に規律する初の多国間通商条約であった。具体的に、相殺関税を規律していたのは第 6 条の 3 項、4 項、5 項、6 項であり、1995 年に WTO 協定の附属書 SCM 協定が発効するまで、商務省の補助金残留論の適法性を追究する上で、重要な法的基準として位置付けられていた。第 6 条 3 項、4 項、5 項、6 項において、相殺関税の法的要件（手続的要件と実体的要件）はどの程度整備されていたかをまず検討する。

(1) 相殺関税の量的規制（課税限度）

一般協定第 6 条 3 項の第 1 文は、次のように規定する。

いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、原産国又は輸出国においてその産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に与えられていると認められる奨励金又は補助金（特定の産品の輸送に対する特別の補助金を含む）の推定額を超える相殺関税を課せられることはない。

序章で触れたとおり、相殺関税は通常の関税と全く変らない貿易障壁であり、濫用されると保護主義の口実になる危険性を有する。第 6 条 3 項の第 1 文は「… 輸入されるものは、… 補助金の推定額を超える相殺関税を課されることはない」と規定していることから、認定された補助金の額以内に相殺関税の賦課を抑えることを要求した規定であると解釈されている[5]。

第 6 条 3 項の第 1 文は、「奨励金又は補助金の推定額」以内に相殺関税を制限することを要求していることから、論理的に補助金存在の推定（認定）があって初めて相殺関税の賦課が可能となることが推測される。要するに、補助金の額を確定できない限り、賦課した相殺関税が量的制限を守っているかどうか判明できないからである。第 6 条 3 項の第 1 文の規定から相殺関税の量的制限以外の意図を読み取ることができないのは明らかである。

(2) 相殺関税の目的（機能）的制限

第 6 条 3 項の第 2 文は、次のように規定する。

5　例えば、参照、津久井(1994)、258 頁；McGovern(1986),p.335；Dam(1970),p.178.

「相殺関税」とは、産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に与えられる奨励金又は補助金を相殺する目的で課する特別の関税をいう。(強調は筆者)

第6条3項の第2文で規定する相殺関税の目的的制限から見て、輸入品の生産に与えられた補助金の相殺以外の目的で相殺関税を賦課してはならないと解釈することは妥当である。相殺関税は補助金を相殺するための特別関税である限り、補助金の存在と額の認定が先決的条件であり、補助金のような被相殺対象が存在しない限り相殺関税はありえない、と自然に理解できよう。

「相殺」という用語の目的から見て、理論的に、相殺関税を賦課する前に補助金が存在することを条件とする以上、上記(1)のとおり、補助金の存否を立証する手続的要件が必要とされる。逆に解釈すると、補助金の存在を立証せずに相殺関税を賦課することは、「相殺」ではなく、他のもの(例えば、偽装された保護主義)になる可能性が高いと理解できよう。補助金の存否について何を根拠に立証し、判断するのか。この点については明らかに明確な規定が欠けている。

もう一つ注目すべき点は、第6条の第1、第2文はともに、「産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に与えられる奨励金又は補助金」と規定していることである。この点については後に議論する。

(3) 損害因果関係要件

第6条6項(a)は次のように規定する。

締約国は、他の締約国の補助金の影響が、自国の確立された国内産業に実質的な損害を与え若しくは与える恐れがあり、又は自国の国内産業の確立を実質的に遅延させるものであると決定する場合を除くほか、当該他の国の領域の産品の輸入について相殺関税を課してはならない。

第6条6項(a)は、補助金が輸入国内産業に与える実質的損害と因果関係の成立を相殺関税当局が立証することを明確に要求し、相殺関税の手続的要件の重要部分となる損害・因果関係要件を規定したとみることについて争いはない。それでは、何を根拠に実質的損害の発生と因果関係の成立を立証するのか。この点についても実体的規定が欠如している。

第6条6項(a)は、「補助金の影響」が国内産業に損害を与えることを要求している以上、補助金の存在が先に立証されない限り、損害と因果関係が成立することは不可能[6]であり、

---

6 つまり、論理的に、補助金という「因」がない限り、損害という「果」の存在はありえ

法的要件の先決的部分となる補助金の存在の立証責任を、二次的、従属的要素の損害・因果関係より先に要求して然るべきであったが、この点についても第6条は不明確であった。

以上の考察から、第6条は相殺関税の手続的要件（立証責任と立証内容）の損害・因果関係を一応明確に規定したが、補助金の存否を立証する責任を直接規定しなかった（論理的に推測することは可能）といえる。他に、補助金の存否、実質的損害の発生及び因果関係の成立を判断する実体的要件についても全く規定していないと結論できる。

第6条は随所「補助金」概念に言及しているが、その定義を規定する内容は全くないため、補助金の直接規律を規定する1947年GATT第16条の内容を調べる必要がある。

第6条の4項、5項、6項の(b)、(c)及び7項は本論文の課題と直接関連性を有しないため、検討を割愛する。

2. 1947年GATT第16条

第16条　A補助金一般の1項は、次のように規定する。

締約国は、補助金（なんらかの形式による所得又は価格の支持を含む。）で、直接又は間接に自国の領域からの産品の輸出を増加させ又は自国領域への産品の輸入を減少させるものを許与し、又は維持するときは、当該補助金の交付の範囲及び性格について、自国の領域に輸入され又は自国の領域から輸出される産品の数量に対して当該補助金の交付が及ぼすと推定される効果について、並びにその補助金の交付を必要とする事情について、書面により締約国団に通告しなければならない。その補助金が他の締約国の利益に重大な損害を与え、又は与える恐れがあると決定された場合には、補助金を許与している締約国は、要請を受けたときは、その補助金を制限する可能性について他の関係締約国又は締約国団と討議しなければならない。

この規定は、1955年に輸出補助金に関する専門的な規定[7]が追加されるまで、補助金を直接的に規律する唯一の明文規定であった。

「補助金一般」という見出しが付けられているにもかかわらず、この規定から明確な補助金の定義を発見することはできない。補助金定義の欠如は補助金概念の統一的解釈が不可能であり、各締約国が独自に解釈する裁量を有することを示唆する。

ないと考えられる。

7　本論文の課題と関連性を有しない輸出補助金に関する追加規定第16条Bの2項、3項、4項、5項の検討は割愛する。

当規定には「国内補助金」という用語が現れていないが、しかし、規律対象としては輸出補助金だけではなく、国内補助金の国際貿易に与える影響も想定したことは明らかである。これを裏付ける根拠は、「直接又は間接に…自国の領域への産品の輸入を減少させるもの」という文言である。理論的に、輸出補助金には「自国の領域への産品の輸入を減少させる」効果と機能は全くないため、かかる機能を果たせるのは国内補助金しかないと言えよう。つまり、補助金がなければ本来付けられたはずだった販売価格を、補助金のコスト節約効果を利用してより安く設定することが可能となり、この低価格により国内需要を引きつけ、輸入産品の国内市場における販売を減少させる現象が起こりうることを考えた規定である。

第 16 条における補助金を直接規律する方法（通報と協議）及び規律程度の強弱の問題はさておき、ここでは相殺関税の法的要件について検討する。1980 年 1 月 1 日、1979 年補助金協定が発効されるまでは、少なくとも国内補助金に対する相殺関税の法的要件の核心的部分が空白の状態にあったと言える。なぜなら、理論的に補助金の存在－国内産業の損害の発生－因果関係の確立という構図が成立したとしても、法的要件として成り立たないからである。つまり、補助金存否を判断する法的基準（補助金の定義が担うべき）が欠如していたからである。

補助金存否の判断基準となる「補助金」という用語の定義について国際的合意が欠如していたことによって、締約国の補助金政策に大きな裁量が残されたが、と同時に、相殺関税を賦課する輸入国の補助金存否を立証する裁量もそれなりに許されたことになる。したがって、1947 年 GATT のもとでは相殺関税の国際的規律そのものが空洞化されていたと言える。

しかし、輸出補助金の場合、相殺関税の要件をめぐる問題は、国内補助金ほど深刻ではなかった。1955 年に追加された輸出補助金の規定から輸出補助金の定義を発見することはできないが、しかし、幸いにも、1960 年に一部の GATT 締約国の間で輸出補助金とされる 8 項目の輸出補助金の形態を例示することに成功している[8]。つまり、合意された 8 項目の輸出補助金について、その存在を立証するための法的基準が一応整備されたことになる。ただし、その適用範囲は 8 項目の輸出補助金の形態を承認した国の間に限られることになる。

8　詳細は、津久井（1994 年）、449 頁参照。

それでは、東京ラウンドにおける補助金・相殺関税の交渉は、相殺関税の法的要件を精緻化させる上でどの程度進展したか。この問題について次にように検討する。

3. 1979年補助金協定

1979年補助金協定は、1955年に1947年GATT第16条に輸出補助金を専門的に扱う「B輸出補助金に関する追加規定2項、3項、4項、5項」の追加に続く、GATT時代の補助金・相殺関税を規律する法規定の大規模な修正であった[9]。補助金の直接規律と相殺関税の法的要件とを別々に規定する1947年GATTの従来のパターンを踏襲し、1979年補助金協定もその第1部に相殺関税の法的要件を、第2部に補助金の直接規律を、それぞれ規定した[10]。

(1) 相殺関税の法的要件

(a) 包括的規定

第1部 第1条は次のように規定する。

第1条　一般協定第6条の規定の適用（注略）

署名国は、いずれかの署名国の領域の産品であって他の署名国の領域に輸入されるものに対する相殺関税（注4）が一般協定第6条の規定及びこの協定に定める条件により課されることを確保するため、必要な全ての措置をとる。

注4　「相殺関税」とは、一般協定第6条に定義するとおり、産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に交付される補助金（奨励金を含む）を相殺する目的で課する特別の関税をいう。

この規定は、一般協定第6条をそのまま適用することを強く意識し、締約国が必要な全ての措置を執って、相殺関税を第6条及び本協定の規定に適合させることを義務付けている。（強調は筆者）

先に見たとおり、1947年GATT第6条における相殺関税の法的要件はかなりの欠陥を残していたため、相殺関税の法的要件の精緻化[11]を考察する上で、1979年補助金協定は第

9　1979年補助金協定の内容はかなり広範かつ複雑になっているが、ここで相殺関税の法的要件を扱う第1部と第2部を中心に分析する。第3部から第7部は触れないことにする。参照、外務省経済局『東京ラウンド協定集』（日本関税協会、1980年）、57 - 115頁；東京ラウンド研究会『東京ラウンドの全貌』（日本関税協会、1980年）、165 - 186頁。

10　Jackson(1997),pp.288 - 289.

11　特に相殺関税の法的要件のうち実体的要件となる補助金存否の決定基準を提供する補

6 条の既存規定よりどの程度進展したかが注目される。特に補助金の定義の問題が注目に値する。第 1 部の第 2 条は相殺関税調査など国内手続の問題、第 3 条は当事国間の協議について、それぞれ詳しく規定しているが、検討を割愛する。

(b) 相殺関税の徴収と相殺関税当局の立証義務

第 4 条 1 項は、相殺関税賦課の法的要件が充たされた条件の下で相殺関税賦課に踏み入るか否かについての輸入国の裁量、及び補助金額より小額な相殺関税を勧めることを規定している[12]。

第 4 条 2 項は、相殺関税の限度を補助金額以内に制限するという、1947 年 GATT 第 6 条 3 項の第 1 文の内容をそのまま踏襲している[13]。

第 4 条 3 項は、相殺関税の無差別的賦課を要求している。それから、4 項、5 項、6 項、7 項、8 項は、協議後も補助金が継続する場合の相殺関税賦課と約束の問題を扱っている[14]。

第 4 条の注目すべき規定は 9 項である。次のように規定する。

相殺関税は、損害を与えている補助金の交付に対抗するために必要な期間及び限度においてのみ有効なものとする。調査当局は、相殺関税の賦課を継続することの必要性につき、正当な理由がある場合には、自己の発意に基づいて又は利害関係を有するいずれかの当事者が検討の必要性を裏付ける実証的な情報を提出して要請するときにはその要請に基づいて、検討を行う。(強調は筆者)

これはすでに行われた相殺関税決定（法的要件が充たされた）の見直しに関する規定である。

相殺関税の手続的要件から見て 1979 年補助金協定がかなり詳細に規定したのは、第 2 条の国内手続（調査）に関する規定である。「相殺関税はこの条の規定に従って開始し（注略)、実施する調査に基づいてのみ課することができる」と規定しているため、相殺関税当局が負わなければならない補助金存否の立証義務など一連の手続的要件を用意した規定である[15]。

損害発生を判断する実体的要件として具体的検討事項を詳細に列挙している[16]。しかし、

助金の定義に焦点を充てて考察する。

12 1979 年補助金協定第 4 条 2 項。

13 1979 年補助金協定第 4 条 3 項。

14 1979 年補助金協定第 4 条 3 項、4 項、5 項、6 項、7 項。

15 1979 年補助金協定第 2 条。

16 1979 年補助金協定第 6 条。

実体的要件の核心的な存在である補助金の定義は欠如したままである。

次に、相殺関税の実体的要件となる補助金の定義を中心に第2部の補助金を直接的に規律する規定を検討する。

(2) 補助金の直接的規律

(a) 補助金の通報義務

1979年補助金協定第7条は、締約国が負う補助金の通報義務を1947年GATT第16条より詳しく規定しているが、本論文の課題と関連性を有しないため、検討を省略する。

(b) 補助金に関する一般的認識

1947年GATT第16条においては、補助金の社会的経済的政策手段としての有用性に直接言及する文言がなかった[17]が、1979年補助金協定は、第8条1項において、補助金が社会政策上及び経済政策上の重要な目的を達成するため、政府によって交付されていることを認めると同時に、補助金が他の署名国の利益に悪影響を及ぼすことも認める、と賛否両論的表現をしている[18]。

第8条2項は、「この協定に合致しない方法による輸出補助金の交付をしない[19]」と規定しているが、第9条は工業産品輸出補助金の例示表に掲げる12項目の輸出補助金の交付禁止に言及しているため、第8条2項の適用範囲は一次産品の輸出補助金に制限される。このような輸出補助金を扱う規定をなぜ補助金に関する一般規定に挿入したかは不明である。

第8条3項は、補助金の交付により生じる悪影響を例示している。①損害(1947年GATT第6条6項(a)と同義語)、②無効化又は侵害(1947年GATT第23条の規定を継承している)、③重大な損害(1947年GATT第16条A1項の「重大な損害」と逐語的に同様である)。相殺関税措置は①のみに対して発動できる。

---

17 1947年GATT第16条は、補助金の有する影響につき「自国の領域からの産品の輸出を増加させ、又は自国領域への産品の輸入を減少させる」と表現しており、「重大な損害」があったとしても、補助金交付国としては、「補助金を制限する可能性」について討議する義務を負うだけである。

18 同じく1979年補助金協定の前文も補助金の有用性と有害性とを併記して規定すると同時に、相殺関税の国際貿易に対する不当な妨害を回避する問題に言及し、アメリカと他の交渉勢力間の補助金規律と相殺関税濫用防止をそれぞれ求めた駆け引きと思惑を伺わせる。

19 反対解釈すれば、この協定の方法に合致すれば輸出補助金は交付してもよいということである。つまり、輸出補助金の使用を禁止していないのである。

第8条4項には、上記悪影響②、③の発生の具体的な内容を提示している。補助金付き産品の輸入国内市場への悪影響、補助金交付国国内市場における輸入代替と輸入妨害、第三国市場における輸入代替と輸入妨害である。1947年GATTが補助金交付国内市場にのみ着目して補助金の影響を意識したのと比較すると、より具体的になっている。

(c) 輸出補助金の禁止

第9条は、一定の一次産品以外の産品に対して輸出補助金を交付してはならないという一般的禁止の原則[20]を打ち出しているが、輸出補助金に関する一般的定義が合意されていないため、禁止の効果は例示された12項目の輸出補助金の範囲にとどまると言えよう。

(d) 一次産品輸出補助金の規律

GATT締約国国内の政治的圧力により、同じ補助金でも一次産品輸出補助金と工業産品輸出金の国際的規律に大きな格差が存在する。1979年補助金協定の一次産品輸出補助金の規定は、1947年GATT第16条B3の基本方針を踏襲しているが、より精緻化されている。本論文の関心は工業産品の補助金問題に制限されているため、1979年補助金協定第10条の検討を割愛する。

(e) 国内補助金の有用性

1979年補助金協定第11条は、「国内補助金」という直接的表現を避けて、「輸出補助金以外の補助金」という遠回りした表現をしている[21]。第8条と同じく、第11条1項は、国内補助金の有用性を承認した上で、これが以下の政策的目標のために運用されると列挙している。

① 特定の地域の産業上、経済上、及び社会上の不利な条件を除去すること。

② 特に、貿易政策及び経済政策の変化（貿易障壁の軽減を図る国際約束から生ずる変化を含む）によりその再編成が必要となった場合において、社会的に受け入れ得る条件の下での特定部門の再編成を促進すること。

③ 一般的に、雇用を維持すること並びに再訓練及び雇用の転換を奨励すること。

特に高度技術産業の分野における研究開発を促進するための経済計画及び経済政策を実施すること。

---

20 1947年GATT第16条B4の輸出補助金の条件付き禁止（国内販売価格より輸入国市場への低価格販売）と対比される。

21 Jacksonは、第11条を始めて明確な形で国内補助金に対する多国間規律を盛り込んだ規定と評価している。Jackson（1989）、258 - 59頁。

④　発展途上国の経済的及び社会的な開発を促進するための経済計画及び経済政策を実施すること。

⑤　過密問題及び環境問題に対処するために産業を再配置すること。

(f)　国内補助金の有害性

1979年補助金協定は、上記国内補助金の有用性を列挙したすぐあとに、第11条2項において、国内補助金の有しうる悪影響を挙げて、署名国が他の署名国に与える悪影響を避けるべき旨を明記している。ただし、これも第8条と同じく賛否両論的表現にとどまっている。

(g)　国内補助金の形態

1947年GATTと異なるのは、1979年補助金協定が明確に国内補助金の形態を提示している点である。特に注目すべき用語は、第11条3項の、「1項に掲げられた政策目標は、企業に有利な補助金を提供することによって実現される」という文の「有利」という用語である。一体何を基準に補助金の有利性を判断するかについて、第11条3項において不明確である。第11条3項は国内補助金の形態として以下を例示している。

①　企業に対する政府の融資（贈与、貸付及び債務保証を含む）

②　政府による又は政府の融資を通じての公益的な便益の供与

③　供給割当てその他役務及び施設（業務に必要なもの又は業務に資するもの）の提供

④　研究開発計画に対する政府の資金供与

⑤　財政による奨励

⑥　政府による株式を通じての資本参加

4.　小結

1947年GATTの第6条、第16条と比較すると、1979年補助金協定は、第1部において相殺関税当局が負う立証責任及び立証内容を明確化し、実体的要件として損害・因果関係の成立を判断するための具体的検討事項を規定して、相殺関税の法的要件を充実させた。第2部では補助金の直接的規律を強化するために、工業産品輸出補助金の例示表の拡張（8項目から12項目）並びに例示範囲内の輸出補助金の無条件禁止、一次産品輸出補助金の規律制度（禁止条件）の精緻化、国内補助金の明文化と形態の提示など、大幅な規律強化を達成した。したがって、1979年補助金協定は1947年GATTの第6条と第16条を一歩発展させたと評価できる。

しかし、相殺関税の実体的要件の構築に着目する限り、1979年補助金協定にも重大な欠陥が残されたと言わざるをえない。相殺関税の実体的要件の核心となる補助金の定義は依然として明文化されることはなかった。実体的要件の中で、補助金の存否を判断することは第一次的であり、損害・因果関係の要件が充実されたとしても、補助金を判断する統一基準（補助金定義）が欠如している限り、相殺関税の規律としては不十分であると言わざるをえない。

本論文の課題は、損害・因果関係の要件ではなく補助金の存否を判断する法的定義に着目しているため、補助金の定義が明確化されていない1979年補助金協定は補助金残留問題を解決する上でどの程度機能するかが疑問である。それだけではなく、東京ラウンドの補助金・相殺関税の国際的規律の交渉過程において、補助金を広範に直接的に規律したいというアメリカの主張と、補助金の政策的有用性を強調し、相殺関税の濫用を防止したいというECと発展途上国等の意見が激しく衝突し、1979年補助金協定には賛否両論を併記し（特に前文、第8条、第11条）、玉虫色的な表現が濃厚に残されたため、法規定の解釈と適用に大きな難題を残した。この規定の下で、補助金残留論の適法性をめぐる紛争をGATTの紛争処理機関がどのように解決し、どういう法的論点が提起されたかを考察する必要がある。

第2節　1994年特殊鋼相殺関税事件

本節では、GATTの紛争解決制度[22]の下で、第1節で述べた相殺関税の法的要件を根拠に、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を議論したGATTの唯一の判例を検討する。1994年特殊鋼相殺関税事件である[23]。本件の事実的側面（民営化の内容と方法）について

22　GATTの紛争解決制度は本論文の課題と直接関連性を有しないため、詳細な検討を割愛する。具体的には、本件は1979年補助金協定の規定する紛争解決制度の下で行われた。1947年GATTと東京ラウンド各協定の規定する紛争解決制度は本質的な点（小委員会報告の採択方法等）で大きな相違点はなかった。参照、岩沢雄司（1995）、74 - 170頁。津久井（1997）、301 - 306頁。

23　本件の紛争解決の経過は次のとおりである。1993年2月26日、3月29日から30日にかけて、フランス、ドイツ、イギリスの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定（損害認定も含めて）をめぐって、ECとアメリカは協議を行ったが、問題解決の合意が得られず、1993年4月28日から29日、ECの要請に基づいて、引き続きGATTの補助金相殺関税委員会による調停が行われたが、依然、紛争当事国間で満足できる合意が得られなかった。参照、GATT Panel Report (SCM/185),para..1.

は、第2章の第1節、第3章の第2節で詳しく説明したため、ここで繰り返さないことにする。

本件における部分残留論と完全返却論の法的議論は二段階に分けて進められた。紛争当事国のアメリカとECは、まず、1947年GATTと1979年補助金協定における相殺関税の法的要件（手続的要件と実体的要件）に関する各自の解釈論を展開し、次にイギリス国有鉄鋼企業BSCの特殊鋼生産施設の現物出資によるUESの設立に伴う原補助金の行方（残留か返却）の問題を争った。

1. 相殺関税の法的要件をめぐる論争

本件において、相殺関税の法的要件の解釈も二つの側面から議論された。一つは相殺関税の手続的要件となる補助金存否の立証義務の問題、もう一つは実体的要件である補助金存否の判断基準となる補助金の定義の問題である。

(1) 補助金存否の立証義務

序章で触れたとおり、相殺関税の手続的要件の中で、補助金の存否を立証することは、損害・因果関係要件の成立を立証するよりも先決的である。本件では1947年GATTと1979年補助金協定が相殺関税の手続的要件として補助金存否の立証義務について明確に規定したか否かが一つの争点となった。

(a) 1947年GATT第4条2項の解釈をめぐる対立

ECは、アメリカが1979年補助金協定の下で補助金の存否を立証する義務を負っていると主張し、その根拠として1979年補助金協定第4条2項[24]を挙げた。しかし、ECによる第4条2項の援用には条件が付けられていた。ECは、第4条2項を『条約法に関するウ

1993年5月19日、ECの小委員会設置要請（1979年補助金協定第17条3項）を受けて、6月4日開催された補助金相殺関税委員会の特別会議において、小委員会設置が決定された。同じ会議において、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、日本、スウェデンの代表が紛争について意見を小委員会に表明する権利を留保した。会議後、ニュウジランドも同じ意見表明の権利を主張し、受け入れられた。1993年8月3日、小委員会の構成と付託事項が決定された。1994年11月15日、小委員会報告が提出されたが、アメリカの反対により採択されなかった。参照、GATT Panel Report (SCM/185),para.2,3.

[24] 1979年補助金協定第4条2項は1947年GATTの第6条3項の第1文を継承した条文である。第4条2項の主旨は、補助金の存在が決定された後、賦課される相殺関税の上限を補助金の総額以内に抑えることを要求する。論理的に補助金の存在が前提とされていることは間接的に読み取れる。

ィーン条約』（以下、ウィーン条約と略記する）に基づいて解釈すれば、相殺関税を賦課するには輸入国の相殺関税当局による補助金の存否の立証が必要となる、と主張した。補助金の存否の立証義務を主張する上で、なぜECはウィーン条約の解釈規則を援用するのか。第4条2項に関するECの以下の解釈は、ウィーン条約の解釈規則に頼らざるを得ない事情を明らかにしている[25]。

第1に、ECは、第4条2項を、「補助金の存在を立証しない限り相殺関税は賦課できない」という推定の上に立脚させる必要があると主張した（強調は筆者）。第4条2項は相殺関税の量的制限を扱う規定であり、そこから補助金の存否を立証する手続的義務を直接読み取れないことは明らかである。ECが補助金存否の立証義務の根拠を第4条2項に求めた最大の原因は、1979年補助金協定に立証義務に関する直接的な規定がなかったためである。特に、第4条の「相殺関税の賦課」という項目に明確な規定がなかった。この点は第5章で検討するSCM協定第19条1項と対照的である。

第2に、ECは以上の解釈を補強するために、第4条9項（見直し決定）と1947年GATT第6条3項（第2文、相殺関税の目的的制限）を引用している。ECは、第4条2項を第6条3項と合わせて解釈すれば、相殺関税が賦課される前に必ず補助金存否の立証が必要であると主張した[26]。

第3に、第4条2項と第6条3項の解釈についてアメリカの立場を採用すると、相殺関税の国際貿易に与える不当な妨害を牽制するという協定の基本的機能が危うくされ、協定の目的と趣旨に反するとECは主張した[27]。

後に論じるように、ECは補助金存否の立証義務を主張する際、1979年補助金協定第2条の規定する「国内手続及び関連事項」を見落したのである。

アメリカは1979年補助金協定第4条2項に関するECの解釈を全く受け入れなかった。

アメリカは、第4条2項は補助金の存否の立証責任を扱う規定ではないと主張し、以下の根拠を挙げて反論した。

第1に、アメリカは、1947年GATT第6条3項（第1文）は「存在すると決定された補助金の額」を超えた相殺関税の賦課を制限する規定であり、1979年補助金協定第4条2項も同じく、決定した補助金の額を超えない範囲で相殺関税を制限することを要求する規

---

25 GATT Panel Report (SCM/185), paras. 32, 33.
26 Ibid., para. 37.
27 Ibid., para. 38.

定であると主張した[28]。つまり、この二つの規定の趣旨は、相殺関税額を補助金の額と結び付けて、相殺関税を量的に牽制するといった限定的な意味しか持たないという[29]。アメリカは、1947年GATT及び1979年補助金協定に規定されていない義務を要求するECの解釈を退けるべきであると小委員会に要求した。

アメリカは、第4条2項が協定の「相殺関税の賦課」という見出しのもとに位置付けられ、また、1項[30]と3項[31]に挟まれる形で法文が書かれていることを理由に、第4条2項はあくまでも相殺関税の量的制限を要求する規定であって、補助金存否の立証義務と補助金の計算問題にまで拡張することは不当であると説得的に論証している[32]。

第2に、ECが強く主張している、「もし第4条2項は補助金存否の立証義務と無関係であり、補助金の額以内に相殺関税を量的に規制していると解釈すると、相殺関税の国際貿易に与える不当な妨害を防止するという1979年補助金協定の目的が危うくなる」という論点に対して、アメリカは、第4条2項は「締約国は、存在すると決定された補助金の額以上に相殺関税を課してはならない」と規定しており、たとえ補助金の存否の立証義務について規定していなくても、国際貿易に不当な妨害を与える相殺関税を規制することは可能であると反論した[33]。

更に、アメリカは、他の規定も第4条2項と同じく、1979年補助金協定前文に掲げる「相殺関税の国際貿易に対する不当な妨害の防止」という目的を達成する役割を果たしていると主張し、最も重要な規定として1979年補助金協定の第6条を挙げた[34]。アメリカは、第6条は実質的損害認定に関する詳細な要件を規定しており、実質的損害認定要件の満足が相殺関税賦課の前提条件となる、と主張した[35]。実質的な損害認定なしに賦課した相殺関税は国際貿易に対する妨害となり、更に、第6条以外に第2条1項、第2条3項と第2条5項も、不当な相殺関税を牽制する効果を有すると主張した[36]。

---

28 Ibid., para. 39.
29 Ibid.
30 1979年補助金協定第4条1項は、補助金額より少額の相殺関税を賦課できる締約国の自主権を規定している。
31 第4条3項は、輸入国による相殺関税の無差別的賦課義務を要求している。
32 GATT Panel Report (SCM/185), para. 39.
33 Ibid., para. 40.
34 Ibid., para. 41.
35 Ibid.
36 1979年補助金協定第2条1項、第2条3項、第2条5項の解釈について、本章の第1節を参照。

(b) 紛争当事国の法的主張の検討

EC はなぜアメリカの負う補助金存否の立証義務を主張するのか。この論点は部分残留論を批判する上でなぜ必要なのか。その原因は、部分残留論が一貫して民営化企業について補助金存否の立証義務を否定してきたことにある。

第1節で検討したとおり、相殺関税の量的制限（1947年 GATT 第6条3項の第1文、1979年補助金協定の第4条2項)、相殺関税の目的的制限（1947年 GATT 第6条3項第2文、1979年補助金協定の脚注4)、損害因果関係要件（1947年 GATT 第6条(a)、1979年補助金協定第6条）から、相殺関税当局が補助金の存否を立証する義務を負うという解釈を論理的に読み取れるが、直接的な明文規定がなかった。これは EC の立場を困難にした最大の原因であった。

第4条2項の解釈として、アメリカは EC の法的主張に反論するには非常に容易であった。第4条2項は、明らかに相殺関税の量的制限を主旨とする規定であったからである。ただし、第4条2項は補助金存否の立証義務を要求しないという反論が成立したとしても、1979 年協定の規定する相殺関税は補助金存否の立証義務を要求しないという結論を自動的に導くことはできない。したがって、第4条2項の解釈をめぐって、アメリカが優位を得たとしてもほとんど実際の法的メリットはなかったと言える。双方とも協定第2条1の調査手続の規定を見落している。

問題は、EC は第4条2項を根拠に補助金存否の手続的要件を確立させたとしても、アメリカが主張する民営化企業について補助金の存否を立証する必要がないという論拠を退けて、民営化企業に補助金が残留しない（完全返却）という論拠を立てることができるかどうかである。EC に必要とされていたのは立証義務の法的要件よりも、補助金の存否を判断する法的根拠である。

アメリカは補助金存否の立証義務を事実上否定していない。国有企業の原補助金の存在を立証したことがこの点を裏付けている。問題は、原補助金の存在を正確に立証したことが、民営化企業について補助金の存否を立証する手続的要件を省いて補助金残留を推定する上で、十分な根拠になれるかどうかである。

(2) 補助金の必要条件と政府の「資金面での貢献」

相殺関税の手続的要件となる補助金存否の立証義務の争いはさておき、EC の主張が認められたとしたら、何を基準に民営化企業について補助金の存否を判断するのか。あるいは、何を根拠に原補助金が完全返却されて民営化企業に残留しないと主張できるのか。

アメリカが原補助金の存否の立証義務を拒否することなく、受益者利益説を根拠にBSCに交付された補助金の存在を立証した[37]のに対して、一貫して受益者利益説を反対し、財政負担説を主張してきたECは、なぜ原補助金の存在を争わなかったのか。この問題を後に検討する。

(a) ECの主張

第1節で考察したとおり、1947年GATTと1979年補助金協定は補助金の定義を明確に規定していないことから、解釈論は必然的にウィーン条約の解釈原則を援用して補助金の意味を探ることになる。

ECは、補助金の通常の意味を、1979年補助金協定の文脈を尊重して解釈すれば、政府による「資金面での貢献」は補助金の必要条件になると主張し、次の法規定を文脈的根拠として挙げた。

第1に、1947年GATT第6条3項は「…与えられたと決定された補助金の額を超える相殺関税は課せられることはない」と明確に規定していおり、また、1979年補助金協定第1条は明白に1947年GATT第6条3項に言及し、相殺関税の当該規定との適合性を要求していることである[38]（強調は筆者）。

第2に、1979年補助金協定の附属書となる「輸出補助金例示表」も、政府による「資金面での貢献」は補助金存在の必要条件であることを示唆する文脈的根拠になると主張した[39]。ECは、「輸出補助金例示表」に現れた"provision"、"delivery"、"exemption"、"remission" or "grant" by government といった用語を重要な根拠として挙げた[40]。しかし、これらの政府行為を表す動詞は政府が何かを企業に与えたことを示唆すると解釈するのは誤りではないが、政府の行為によって付与されたのが「資金面での貢献」であると解釈するのは疑問が残ると言えよう。

(b) アメリカの反論

アメリカは、1979年補助金協定には、「資金面での貢献」は補助金存在の必要条件になるというECの主張を裏付ける根拠はないと反論した。アメリカの反論は実定法の解釈としては単純明快なものであった。

---

37 GATT Panel Report (SCM/185), paras.163-218.
38 Ibid., para. 43.
39 Ibid.
40 Ibid.

第1に、アメリカは、補助金の定義について協定はわずかな方針しか提供しないと解釈し、一般協定第6条3項と1979年補助金協定第1条の脚注4の規定を挙げた。アメリカが挙げたのは、一般協定第6条3項の相殺可能な補助金は「直接又は間接に」与えられるという文言と、1979年補助金協定第1条の脚注4の相殺関税を「産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に与えられる奨励金又は補助金（*any* bounty or subsidy）を相殺する目的で課する特別の関税をいう」という文言であった。これらの規定は、相殺関税を賦課する上で補助金を広義に解釈するべきことを示唆するものとアメリカは主張した[41]。

第2に、アメリカは、特に相殺関税を扱う1979年補助金協定の第一部には、「補助金」という用語に関する適切な指針はなく、1947年GATTと1979年補助金協定は「資金面での貢献」を規定していないと主張した[42]。アメリカは、ウルグァイ・ラウンドの補助金・相殺措置に関するダンケルテキスト[43]には「資金面での貢献」という 用語が挿入されたが、本件に適用される1947年GATTと1979年補助金協定には「資金面での貢献」のような用語はないと補足した[44]。

第3に、輸出補助金例示表の文脈的根拠について、アメリカは、当例示表は相殺関税問題を扱う第一部に属するものではなく、むしろ第二部の第9条（輸出補助金の直接的規律）と関連すると主張し、例示表は第1部の下で生じる権利義務と無関係であり、協定第一部と第二部はそれぞれ別々な問題を扱う規定であると主張した[45]。さらに、アメリカは、本件で問題となる補助金は輸出補助金ではないことをも指摘し、1979年補助金協定において補助金の統一的な定義がないことを説得的に論じ、ECの主張を退けた。

(c) アメリカの反論に対するECの批判

ECは、1979年補助金協定には明文化された補助金の定義がないことを認めざるをえなかったが、しかし諦めることはなかった。1979年補助金協定の文脈から補助金の構成要素を収集(glean)することは可能であると次のように更に詳しく議論した。

第1に、ECは、ウィーン条約第31条によれば、用語自体が十分明確ではなくても、協

---

41 para.43.
42 para.44.
43 当時ウルグアイラウンドの交渉は終盤を迎え、SCM協定の条文草案に補助金の定義について「資金面での貢献」概念を採用することで交渉国の意見がほぼ一致していた。この点について第5章で詳細に検討する。
44 GATT Panel Report (SCM/185), para.44.
45 Ibid., para.45.

定の他の条文に依拠して解釈することは可能であると主張した[46]。第二部と輸出補助金例示表の用語は、条文の解釈にとって全く根拠にならないというアメリカの解釈は強引すぎると批判し、第一部と第二部は別々の事項を扱う規定であるとはいえ、条約文の解釈の際、全体として考慮されるべきだと主張した[47]。

第2に、ECは、「補助金」という用語は協定に随所現れる以上明確な意味を有するべきであり、締約国が任意に修正してはならないという[48]。しかし、任意に修正したか否かを判断する前に何らかの基準が先にあるべきことを考えれば、EC がアメリカの解釈を「任意な修正」と非難するには無理があったと言える。

ECは、小委員会にウィーン条約第31条1項の指示する補助金の自然な意味を判断することを請求し、補助金の自然な意味には、まず政府の「資金面での貢献」があること、次に、かかる貢献によって受益者に利益をもたらすことを挙げた（強調は筆者）。利益が存在しない状況の下で相殺関税を賦課することは単なる punitive に過ぎず、相殺関税は punitive actions ではなく、代価を支払わないで獲得した競争優位を相殺する措置であると補足した（強調は筆者）[49]。

EC は、補助金の特定な意味について当事国間に合意が得られないため、辞書にある補助金の定義を通常の意味として受け入れるべきであると主張し、特に「被交付民間企業の利益となる政府の金銭的貢献（強調は筆者）」を強調した[50]。

(d) アメリカの反論

補助金の定義について、アメリカもウィーン条約の解釈に関する一般的な規則を援用して反論した。

第1に、ウィーン条約第31条1項と2項の規定する条約の文脈（条約本文、前文、附

---

46 Ibid., para.46.
47 Ibid.
48 Ibid.
49 Ibid., paras.47.48.
50 ECは次の辞書を引用して補助金の意味を主張した。The Concise Oxford Dictionary (8th ed. 1990) の「国家又は公的機関など産品の価格を維持するために交付された資金 "money"」; Webster's Third New International Dictionary と Black's Law Dictionary'6th ed. 1990) の「補助金は政府の企業に与えた金銭的支出である」。参照、Inid., para.60。
これに対して、アメリカも異なる意味を示唆する辞書を挙げて反論した。例えば、New Encyclopedia Britannica(1984)、 Encyclopedia of Economics(1981)と Dictionary of Business and Economics by C. and D.Ammer(1984)を挙げて、補助金は政府の与える money による利益ではなく、economic concession から発生する利益だと反論した。

属書、関係合意と関係文書）による解釈。

前文及び附属書について、アメリカは、1979年補助金協定の前文の「補助金が貿易と生産に有害な影響を及ぼすことのあることも認め」と「補助金の交付によって悪影響を受けた生産者を権利及び義務に関する合意された国際的な枠組みにおいて救済することを確保するよう希望し」を挙げて、前文には相殺可能な補助金の定義はなく、言及された補助金の影響は本協定第1部の実質的損害を規定する第6条に現れていると主張した[51]。

関係合意と関係文書について、援用できる根拠は存在しないとアメリカは主張し、具体的な議論をしなかった[52]。

第2に、ウィーン条約第31条3項の条約の文脈とともに考慮するものによる解釈。

後にされた合意、後に生じた慣行、国際法の関連規則について、アメリカは、協定批准後の実行として受益者利益説を一貫して採用してきたことを主張しながら、EC が主張する豚肉事件のパネル報告を、後にされた合意、後に生じた慣行と位置付けることに反対し、むしろ木材事件のパネル報告こそ、補助金定義と直接関連性を有するため後にされた合意、後に生じた慣行とみなすべきだと主張した[53]。

国際法の関連規則についても、アメリカは適用可能なものはないと主張し、具体的根拠を挙げなかった[54]。

第3に、ウィーン条約法条約第31条4項の規定する「当事国が特別の意味を与えた用語」と、第32条の規定する条約の準備作業と条約の締結の際の事情のような解釈の補足手段も、援用可能なものはないとアメリカは主張した[55]。

相殺関税の実体的要件について、アメリカとECは補助金の定義について国際法の解釈規則に基づく議論をそれぞれ展開したが、議論は並行したかたちで終わった。補助金が被交付企業に「利益」をもたらすことについてECとアメリカ間に意見の対立はなく、「利益」の発生源となる政府行為をどう把握するかについて、従来の受益者利益説と財政負担説が対立する構図が再び表面化しただけで、問題解決に程遠いものであった。「利益」を判断する基準について直接的な議論はなかった。「資金面での貢献」と同じく、協定に「利益」という用語がないからである。相殺関税の一般的解釈を具体的係争事項に適用し、どのよう

---

51 GATT Panel Report (SCM/185), para.50.
52 Ibid., para. 51
53 Ibid.
54 Ibid.
55 Ibid.

に議論展開したかを次に検討する。

2. BSCの生産施設の売却と原補助金の行方

ECとアメリカは以上のように1947年GATTと1979年補助金協定の規定する相殺関税の法的要件について一般的解釈論争を展開したあと、本件の事実に即して各自の解釈論を援用して議論を行った。

(1) ECの完全返却論

(a) 相殺関税の手続的要件

以上述べたとおり、EC は、相殺関税の手続的要件として、相殺関税を賦課する前に、被調査企業について、補助金の存否を全ての関連事実の検討に基づいて相殺関税当局が立証すべきだと主張し、生産施設の売却は原補助金に何の影響ももたらすことなく、つまり生産施設のために支払った市場価格と無関係に原補助金が生産施設に残留するという商務省の推定を受け入れなかった。

ECは、以上の解釈論に基づいて、相殺関税の対象となるUESがBSCの補助金から利益を得たかどうかを民営化事実に基づいて立証することにつき、アメリカが立証義務を怠ったと具体的に主張した[56]。つまり、BSCについて行われた補助金存否の立証は必ずしも民営化企業UESが補助金を受けたと推定する十分条件ではないという。ECによると、商務省はUESが原補助金による利益を得ていると推定しただけで、民営化（BSCの特殊鋼生産施設のUESへの売却）の事実を検討した上でUESが補助金を受けたかどうかを立証していないことになる[57]。

なぜ原補助金の存否を立証するだけで UES が補助金を間接的に受けたと推定できないのか。また、なぜ補助金存否の立証を UES の側面から行わなければならないのか。その理由として、EC は、相殺関税調査の対象企業が国有企業 BSC ではなく、UES であるという単純な根拠をあげたのではなく、UES が独立当事者間取引と公正な市場価格の支払いによって設立された独立的企業であることを強調した[58]。そして、商務省もこの点を認めていると補足した。

(b) 相殺関税の実体的要件

---

56 Ibid., para.138
57 Ibid.
58 Ibid., para.139.

さて、実体的要件から見ると、1979年補助金協定に補助金の定義もない状況下で、UESに原補助金が残留するという商務省の推定を退けて完全返却論を主張するために、ECは、UESが生産施設の公正な市場価格をBSCに支払ったため、補助金の利益は買収価格に反映されるかたちで売却者に返却されてUESに残留しないと主張した[59]。更に、民間企業が公正な市場価格を支払っている限りでは、補助金を受けた国有企業の生産施設を買収したとしても、補助金を交付されなかった企業の生産施設を買収したのと同様に、競争上の利益（すなわち、補助金）を得ていると考えられないと補足した[60]。

ECは、UESが生産施設の公正な市場価格を支払ったことを根拠に、UESに補助金並びに競争上の利益が残留しないことを主張した。つまり、ECは商務省の一貫した受益者利益説の立場を利用した。

ECは先例として、カナダ豚肉事件のパネルにおいて、補助金を受けた養豚業者の豚を豚肉加工業者が購入した場合、支払った購入価格が豚肉加工業者の他の商業的供給源からの購入価格より安くなければ、豚肉加工業者は補助金を受けたと考えられないと認定されたことを挙げた[61]。これは経済原理的には筋が通る議論であるが、取引対象物の性格の違い（豚肉と国有企業の財産）を慎重に扱う必要がある。

ECの主張を次のようにをまとめることができる。つまり、商務省の補助金残留論は、手続的にUESの側面から補助金存在の立証と決定をせずに推定するだけで、実体的に補助金の判断基準に反して、相殺関税を賦課したことになる。この論点が成立すれば、補助金残留論は貿易歪曲的な補助金の効果並びに不公正な競争優位の相殺という相殺関税の目的にも反するというECの主張も説得力を持つようになる。

(2) アメリカの部分残留論

原補助金の存在についてのアメリカの立証と決定についてECが争わなかったため、アメリカの議論は民営化事実を無視するかたちで展開された。

第1に、補助金の性格について、原補助金はuntied補助金であり、BSCの全ての生産施設に配分されることを挙げた[62]。アメリカは、原補助金の利益はBSCの特殊鋼施設に浸透し、補助金を時間的に配分することは法律に反しないと主張した。この点について法的

---

59 Ibid.
60 Ibid., para.140.
61 Ibid.
62 Ibid., para.146.

規定がないにもかかわらず、EC も反論しなかったことはアメリカの主張するとおりである。例えば、1986 年以前の BSC に交付された補助金を 1993 年の時点で商務省が調査したことに EC が異議を唱えていないこともこの点を裏付けている。問題は、民営化という後発的事実が発生した場合も時間的配分論が妥当するかどうかである。

第 2 に、生産施設と産品の継続性について、アメリカが主張したのは、合弁企業 UES が設立される前に特殊鋼施設で生産された特殊鋼製品は商務省の相殺関税決定の対象となっていたこと、また、合弁会社設立後も特殊鋼は UES の同様な生産施設と労働者によって生産されていることである[63]。この点も争う余地のない事実である。

第 3 に、アメリカは生産設備が独立当事者間取引で買収されたことも認めている[64]。認めないのは民営化による補助金の返却効果である。認めない理由について、補助金を受けた企業が補助金で具体化された生産施設を他の企業に移管して（新会社の設立）、相殺関税を逃避することを防止するためである、と説明している[65]。補助金で調達した生産施設を他社に譲って補助金を逃避することは理論的に可能であるが、問題は生産施設の移管方法による。少なくとも新会社が補助金で具体化された生産施設をその市場価格より安い価格で入手しなければならない。

第 4 に、アメリカは、本件の係争事項を、独立当事者間取引による生産施設の売却は企業と生産施設の受けた原補助金を完全に返却して原補助金の企業と生産施設への配分を自動的に阻止することができるのかどうか、もし自動的に返却できなければ買収価格によって原補助金がどの程度返却されるのか、と主観的に設定した[66]。

上記の問題設定をした上で、アメリカは、民営化は全ての原補助金を自動的に返却する機能を有しないと独断し、原補助金の返却に相当する買収価格を認めないという立場（完全残留論）を廃止して妥当な新方法（部分残留論）を導入したことを正当化している[67]。

第 5 に、アメリカのもう一つの根拠は、補助金の存否は交付時点を標準に評価し、補助金交付後に発生した補助金が企業に与えた競争優位あるいは市場効果を考える必要はないというものである[68]。さらに、協定には補助金の一般的定義が存在しないこと、補助金計

---

63 Ibid.
64 Ibid. para. 147.
65 Ibid.,para. 146.
66 Ibid., para. 147.
67 Ibid.
68 Ibid., para. 149.

算に関する合意もないこと、相殺可能な補助金の決定を扱う規定に補助金の競争的「効果」という概念はないこと、当事国間に買収価格を考慮する合意はないこと、など一連の合意がないことを強調した[69]。

以上の完全返却論と部分残留論のやり取りは、第3章で議論したアメリカ国内司法審査において行われたものとほぼ一致している。問題はこれらの議論が 1947 年の GATT と 1979 年補助金協定のもとでいかなる法的評価を受けるかである。次に小委員会の報告を検討する。

3. 小委員会報告の分析

小委員会の認定も、付託事項と紛争当事国の争いに即して二段階に分けて行われた。まず相殺関税の法的要件（補助金の立証義務と補助金存否の判断基準）の一般的な解釈論から検討する。本論文の研究課題と関連性のない内容は検討しないことにする[70]。

(1) 補助金存否の立証義務

第1に、第4条2項の主旨について、小委員会は、用語の通常の意味と文脈的位置付け（相殺関税賦課に関する規定）から見て、特に補助金存否の立証義務に関する規定とは認めがたいと述べて、当規定は補助金（額の計算も含めて）が存在すると決定された後賦課される相殺関税の上限の問題を扱うものであるというアメリカの解釈を支持した[71]。

小委員会はさらに、締約国が補助金の額を超えて相殺関税を賦課した場合に初めて、第4条2項違反と判断されるという補足的な解釈を示した[72]。

小委員会は、第4条2項の "the subsidies found to exist" という文言は、当規定が「補助金が存在すると証明されない限り、相殺関税は賦課されるべきではない」という推定に

---

69 Ibid.

70 民間金融基間の債権放棄問題（para,372-404）、フランス政府とイギリス政府の出資に関する商務省決定の適法性（para,431-521）、フランス政府の貸付に関する商務省決定の適法性（para,525-558）、国内産品に対する補助金の配分問題（para,587 - 609）、15年耐用年数にわたる補助金の配分問題（para,610 - 646）、商務省 declining balance methodology の使用問題（para,647 - 675）、などである。

71 GATT panel report (SCM/185), paras. 348-350.

72 小委員会はECの解釈に賛成しなかったが一定の理解を示した。ECは1979年補助金協定第4条2項を広義に解釈して、正確に決定した補助金の額を超えて相殺関税を賦課することを禁止する規定と理解している。第4条2項のもとで、補助金存否の正確な決定について、ECは実体的要件として「資金面での貢献」を、手続的要件として全ての関連事実を、考慮すべきことを挙げている。GATT panel report（SCM/185）, para. 351.

立脚しているというECの解釈を誤りであるとは判断しないものの、「第4条2項が補助金の存在の決定を前提条件とする」ことを根拠に、当規定を補助金存否の立証義務まで拡張して解釈することは不当である、と述べた[73]。

手続的要件の根拠について、小委員会は1979年補助金協定第2条の規定を挙げた[74]。第2条1項は「この条の規定に従って開始し、実施する調査から得た証拠に基づいて行われた補助金の存在決定と、補助金付輸入産品による国内産業の実質的阻害と因果関係の決定がなされて初めて相殺関税を賦課できる」と規定している。

相殺関税当局の負う関連事実の調査並びに認定理由の提示義務は、第2条の基本的「調査義務」から発生するので、小委員会は第4条2項の「存在すると発見された補助金」という文言に基づくものではないと解釈した[75]。さらに、小委員会は、条約の規定を当該条約の全体的文脈における特定の機能に照らして解釈することは条約解釈の基本的原則であると補足した。

小委員会は1979年補助金協定第4条2項に関するECの解釈を採用しなかった。小委員会は当協定第2条1項を相殺関税の手続的要件の根拠であると挙げたが、この問題は付託事項に含まれていないため、商務省の推定はこの手続的要件に適合するかどうかまで踏み込む必要がなかった。

(b) 全ての関連事実の考慮義務と推定

小委員会は、補助金の存在を正確に決定する上で全ての関連事実を考慮することは議論する余地がないと示し、この点について、1947年補助金協定第2条に規定する調査義務が根拠となると述べた[76]。

小委員会は全ての関連事実を考慮する点について、以下のよう解釈した[77]。

第1に、1979年補助金協定の要件に適合する妥当な決定（つまり、相殺関税決定）を行う上で、関連性を有する一定の事実が考慮されたか否かが重要である。この意味で特定の事実が必要なのかどうかを決定するには、当協定の特定な規定の解釈を必要とする。

第2に、全ての関連事実を考慮することを、一定の事実に他より重要性を与えることと区別することは重要である。特定の事件において、一定の事実が他より重要であることに

---

73 Ibid., para. 350.
74 Ibid., para. 354.
75 Ibid., para. 350.
76 Ibid., paras. 361-363.
77 Ibid., para. 364.

ついて、紛争当事国間に争いがあること自体は、全ての関連事実が考慮されなかったという主張の十分な根拠にならない。

第3に、ECの申し立てた問題は、商務省が一定の事実を実際に考慮したかどうかではなく、むしろ行った認定の中で事実をどのように考慮したかの説明が妥当であったかどうかにある。

小委員会は、ECの申し立てた事項に関する商務省の認定の結果が推定によって出されたか否かにつき、当事国間に意見の対立がある状況下で、この問題について一般的に意見を述べることはできないが、商務省の認定は実際に推定に基づいて行われたかどうか、推定を使用したことによって商務省の認定が協定に違反したかどうかを決定する必要があると述べた[78]。

(3) 補助金存否の判断基準と「資金面での貢献」

小委員会は、付託事項は違法と申し立てられたアメリカの相殺関税についてECが挙げた特定の根拠（1979年補助金協定第4条2項）に基づいて解釈と認定を行うことに限られているため、補助金の必要条件及び「資金面での貢献」といった係争事項と本質的に関連性がない問題についてコメントすることはできない、と最初から「資金面での貢献」の問題を審査事項から除外した[79]。

(4) BSCの補助金とUESへの残留

(a) 適用される法規定

小委員会は補助金の定義が欠如した状況の下で、ECの提示した法的根拠、1979年補助金協定第4条2項の本件における適用性を否定したため、協定のどの規定を援用して補助金残留論の適合性を判断するかが注目された。結局、小委員会は1979年補助金協定第1条の脚注4[80]を基準に商務省の相殺関税決定の適法性を判断した。

まず、小委員会は脚注4を次のように解釈した。つまり、産品の生産に交付された補助金が存在すると決定することは、当該産品に相殺関税を賦課する前提条件である[81]。その

---

78 Ibid., para. 359-360.

79 Ibid.

80 1979年補助金協定第1条脚注4は次のように規定している。「相殺関税」とは、一般協定第6条第3項に規定するとおり、産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に交付された補助金（奨励金）を相殺する目的で課する特別の関税をいう。この規定は一般協定第6条3項の第2文の内容を逐語的に踏襲している。Ibid. paras. 413. 420.

81 Ibid. para. 413.

上で、小委員会は本件の争点を、アメリカに輸入された産品はUESが生産したため、UESの産品に補助金が交付されたことを商務省が正確に認定したかどうかを検討すべきである、と設定した[82]。具体的に、小委員会は、商務省が1986年以前にBSCの産品に補助金が交付されたことを正確に立証したとしても、特殊鋼生産施設のUESへの売却に伴って原補助金がUESに残留したと認定したことがUESの産品に補助金が交付されたと認定するための十分な根拠になりうるかどうかを決定しなければならないと判断した。このように問題を整理した上で小委員会は、補助金残留論を次のように分析した。

(b) 生産施設の市場価格の考慮

小委員会は、まず、商務省が特殊鋼生産施設を買収するためにUESの支払った価格を無視して1986年以前にBSCの受けた補助金の一部がUESに残留したと認定し、原補助金の行方を判断する上で売却条件を無関係な要素と位置付けたことを確認した[83]。

次に、1979年補助金協定のもとで、UESの産品はUESが合弁企業設立以前に補助金被交付原所有者（国有企業BSC）の生産施設を使用して生産した産品であると認定したことは、UESの支払った当該生産施設の買収価格を無視して、UESの産品にも補助金が与えられたと認定するための十分な根拠となりうるか否かを検討した[84]。

小委員会は、商務省が本件の解決すべき争点はBSCと特殊鋼生産施設の間にuntied補助金を妥当に配分したか否かの問題であると主張したことを挙げて、untied補助金の配分の説明は補助金残留論を的確に反映できないとした上で、商務省は相殺関税認定において配分という用語を明確に使用しなかったと述べた[85]。

さらに、小委員会は商務省の説明に現れた矛盾を次のように指摘した[86]。小委員会は、商務省がBSCの受けた補助金のuntied的性格を補助金をBSCと特殊鋼生産施設の間に配分できる決定的要素であると主張したのに、なぜ明確に補助金のuntied的性格を主張しないで、他に、「企業に交付された補助金は推定的に、合弁企業の設立のために分割した生産施設を含めた企業全体の資金運用と設備投資に使用される」とディフェンスするのか、

---

82 Ibid.

83 原補助金の行方を考える上で商務省の生産施設の売却と売却価格を無視するという立場を端的に表現した原文は次のとおりである。"... when a company sells a productive unit, the sale does nothing to alter subsidies enjoyed by that productive unit." Ibid., para. 422.

84 Ibid.

85 Ibid. para.423.

86 Ibid.

理解に苦しむ、と納得しなかった[87]。

第3に、小委員会は、商務省が特殊鋼生産施設のためにUESが支払った価格を考慮しなければならないと指摘し、この点を考慮しないでUESの産品が補助金を受けた原所有者の生産施設で生産されたことを挙げるだけで、UESの産品に補助金が与えられたと認定したことは、十分な根拠に裏付けられたと考えにくいと判断した[88]。最後に、小委員会は、BSCの補助金がUESに残留している結果UESの産品に補助金が交付されたとアメリカが認定したことは、協定第1条、第4条2項違反を構成すると結論した。

4. 小結

本件は完全返却論と部分残留論がGATTのもとで対決した唯一の判例であるが、1947年GATT及び1979年補助金協定が補助金残留問題を解決する機能を有するかどうかをテストする最後の機会であった。

ECは、一貫受容してこなかった受益者利益説を根拠に補助金返却を立証しようとしたが、1947年GATTと1979年補助金協定に明文化された受益者利益説を裏付けるための補助金の定義はなく、援用した法規定のいずれも小委員会によって採用されなかった。

アメリカにとって、補助金の定義が明文化されていないことは、完全返却論を退けることを容易にしたが、他方で部分残留論を立証する有力な根拠もなかった。ある意味では紛争当事者間の議論はかみ合わないまま進行した。

しかし、小委員会は明確にECの立場を支持し、部分残留論を否定した。BSCの生産施設をUESが市場価格で買収した事実を商務省が考慮しなかったことを、部分残留論を否定する上で決定的証拠と位置付けられながら、その理由を「全ての関連事実に基づいて得られたものではなく、したがって、UESの産品に補助金が与えられたという認定を裏付ける十分な根拠とならない」と判断した。

この点について、全ての関連事実を考慮する義務に関する小委員会の立場を援用すれば（本節 3(2)参照）、関連事実の考慮と推定自体は問題ではなく、要するに事実と推定したことによって、実定法の規定に反する結果が発生したかどうかが問題である。したがって、全ての関連事実を考慮しなかったことは違法であったとしても、このことは補助金残留を認定したことが違法であることと直接つながらないと思われる。小委員会は、なぜ、民営

---

87 Ibid., para. 424.

化の事実となる生産施設の市場価格を支払ったことを商務省が考慮すべき事実だと位置付けつつ、それを考慮しなかったことを理由に UES の産品に補助金が残留したと判断したことを違法とするのかについて、説得的根拠を挙げていない。

小委員会が部分残留論を否定する際、受益者利益説を根拠にできないことは明らかである。補助金の定義を構成する「利益」という用語は全く法規定にない上、付託事項にも含まれていないからである。「資金面での貢献」について解釈を避けたのも同じ考え方の現れである。EC が主張した「市場価格による特殊鋼生産施設の売却は必然的に原補助金残留の可能性を排除する」という問題について、小委員会がコメントを控えたことはこの点を裏付けている。本件は裁判不能であったと判断する余地も残るが、それにしても小委員会は完全返却論を支持して、部分残留論を否定する GATT の先例を残した。補助金残留問題の法的解決の方向を追跡する上で、WTO 協定附属書 SCM 協定の発効及び判例の動向を研究することが重要な作業として残る。

---

[88] Ibid., para. 426, 427

第5章　補助金の法的定義と解釈論

第3章と第4章で、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性問題に関するアメリカの国内司法審査の判例（以下、司法審査と略記する）とGATTの紛争解決の判例をそれぞれ考察した。法解釈論として、相殺関税の実体的要件の核心となる補助金の法的定義の明確化は、補助金残留論の様々な論拠を批判する直接的な根拠ではなかったが、完全返却論を確立させる上で決定的に重要であることが判明された。

司法審査の判例から見て、URAA発効以前の司法審査過程において、当時の通商法の相殺関税法規定における補助金の定義が不明確であったにもかかわらず、CITは「受益者利益説」的解釈論を展開し、民営化企業は民営化によって市場条件を超えた利益を受けなかったと判断し、補助金残留論を否定して完全返却論に賛成した。CAFCも、URAA発効以前の部分残留論を容認した法的理由は補助金の定義の曖昧不明さにより議会が商務省に与えた権限を的確に把握するのが困難であったと説明し、逆に部分残留論を完全に否定した法的根拠をURAAによる補助金の一般的定義の明確化に求めた。

GATTの判例から見て、補助金残留問題の紛争解決が不調に終わった原因は、1947年GATTと1979年補助金協定における相殺関税の手続的要件の曖昧不明にあるのではなく、実体的要件となる補助金の法的定義の欠如にあったといえる。アメリカは、小委員会報告の採択手続をブロックしなくても、小委員会が行った法的解釈と認定を厳密に追及すれば、それを覆す可能性は充分あったはずである。GATTの判例は、補助金残留問題の完全解決にとって、補助金の法的定義が重要な機能を発揮することを反面から裏付けている。

1995年、WTO発足以降、商務省の民営化企業に相殺関税を賦課する勢いは衰退しなかった。GATTが徹底的に解決できなかった補助金残留問題は、WTOの紛争処理機関に舞台を移して争われることが必然的であった。

補助金残留問題の法的解決にとって、補助金の法的定義が重要な機能を発揮することを考えれば、WTO発足後の問題解決の進展を考察する上で、ウルグァイ・ラウンド交渉の結果成立したSCM協定における補助金の法的定義、及び相殺関税の法的要件の精緻化が注目される。本章では、SCM協定の基本的枠組みを分析し、補助金残留問題の解決の鍵を握る補助金定義の解釈論を集中的に議論した判例を考察する。

第1節　SCM協定の概要

1. SCM協定の基本構造

SCM 協定の基本構造は、補助金と相殺関税を規律する法規定をそれぞれ分けて配置する 1947 年 GATT と 1979 年補助金協定の基本的パターンを踏襲している。当協定の核心は、第 1 部から第 5 部までの内容によって構築されている[1]。補助金に関して WTO 加盟国が直接的に負う義務は第 2、3、4、部において規定され、相殺関税を規律する規定を第 5 部が担っている。第 1 部は、補助金の概念を定義し、SCM 協定全体に基本概念を提供する文字どおりの一般的規定となっている。ここでは SCM 協定の内容を詳細に取上げないが、基本的な構造を鳥瞰しておくことにする[2]。

2. 補助金概念の細分化

SCM 協定の下で補助金概念の細分化傾向が見られ、特に注目に値するのは補助金の分類である[3]。SCM 協定は、不完全ではあるが、補助金は政策的有用性と国際貿易に対する有害性とを同時に内包するという従来の賛否両論的な争いの不毛な点を払拭し、国際貿易に対して有害な補助金を政策的に有用な補助金と区別して規律する姿勢を明確に打ち出した。1979 年補助金協定において玉虫色に映っていた補助金の外延は、SCM 協定のもとで大幅に縮小され、有用性と有害性とを合わせて持つ国内補助金の範囲はイエロー補助金に絞られた。つまり、SCM 協定は、特に 1979 年補助金協定に濃厚に残された補助金の有用

1　Jackson (1997), pp.291-293.

2　SCM 協定の基本構造は次のとおりである。

第一部　一般規定（補助金の定義、特定性）；第二部　禁止される補助金（輸出補助金、国内産品優先使用補助金）；第三部　相殺措置の対象となる補助金；第四部　相殺措置の対象とならない補助金；第五部　相殺措置；第六部　機関；第七部　通報及び監視；第八部　開発途上加盟国；第九部　経過措置；第十部　紛争解決；十一部　最終規定

これ以外に 7 件の附属書がある。附属書 I　輸出補助金の例示表；附属書 II　生産工程における投入物の消費に関する指針；附属書 III　輸出補助金としての代替物に係る払戻制度の決定に関する指針；附属書 IV　産品の価額に対する補助金の総額の割合の計算；附属書 V　著しい害に関する情報を収集するための手続；附属書 VI　第 12 条 6 項の規定に基づく現地調査に関する手続；附属書 VII　第 27 条 2 項（a）に規定する開発途上国

3　補助金の有害性と有用性という基本的基準に基づいて、禁止補助金（レッド）、対応可能な補助金（イエロー）、対応不可能補助金（グリーン）と分類された。参照、Jackson (1997),pp.291-292；Wilcox(1998),pp151-152.

性と有害性の「ごった煮」状態を打破しただけではなく、それまでの輸出補助金と国内補助金という単純な分類体系を更に発展させて、補助金の「善悪」を識別する上で一定の境界線を引いた[4]。以下、この点について簡単に説明しておくことにする。

(1) 禁止補助金

SCM 協定は輸出補助金[5]や国内産品優先使用補助金[6]が有する有害性を完全に肯定し、有用性について争う余地を残さなかった。禁止補助金は無条件禁止となっている[7]。したがって、レッド補助金とされている。輸出補助金はアダム・スミスの時代から非難されてきたものであり、GATT の下では条件付とはいえ禁止の対象とされてきたため、SCM 協定の下で無条件禁止に至ったことは特に驚くに値しない。国内産品優先使用補助金は、GATT の下では内国民待遇原則の適用対象であったが、現在では無条件禁止の対象となった。

国有企業に交付されて民営化企業に残留したと争われている補助金は、輸出補助金及び国内産品優先使用補助金のいずれでもない国内補助金である。したがって、ここでは禁止補助金の法的要件の詳細な検討を割愛する[8]。

(2) 対応可能な補助金

(a) 悪影響

これは国内補助金を更に分類した結果である。対応可能[9]とは、これらの補助金について相殺関税を賦課することもできれば、WTO の紛争処理制度を利用して直接救済することもできるという意味である。しかし、禁止補助金と異なって、法的に規定された悪影響の要件が充たされて始めて対応可能となる。

対応可能であるための法的要件は補助金の使用による悪影響の発生である。悪影響には 3 種類あって、①他の加盟国の国内産業に対する損害[10]、②他の加盟国に与えられた利益

---

4 補助金の「善悪」の識別標準も大変興味深い問題であるが、今後の研究課題としたい。
5 SCM 協定第 3 条 1 項(a)。
6 SCM 協定第 3 条 1 項(b)。
7 阿部（1997）、28 - 29 頁。
8 輸出補助金の法的要件の詳細な議論について拙稿参照、白（2001）、121 - 132 頁。
9 本論文で「対応可能な」という用語を actionable の日本語訳とする。現在、actionable の日本語訳には若干の混乱が生じている。日本語の公定訳は「相殺措置の対象となる」となっているが、actionable はただ相殺可能か否かだけではなく、対象となる補助金をめぐって紛争が発生した場合、WTO の紛争解決機関に申し立てることができるかどうかの意味も含んでいるため、公定訳の正確性は疑われる。英文の原文は actionable であり、countervailable ではないからである。参照、外務省経済局（1997）、514 頁。
10 SCM 協定第 5 条(a)。

の無効化又は侵害[11]、③他の加盟国に対す著しい害[12]となる。つまり、WTO 加盟国は補助金による悪影響の発生を立証できれば対応できるということである[13]。

相殺関税は①の悪影響だけに対応可能であると考えられる。しかし、補助金の有しうる悪影響の中でも③については、立証責任を転換することによって、補助金交付国を不利にし、対応したい加盟国を有利にする立証条件を与えている[14]。これを国内補助金の中の「褐色補助金」という[15]。

(b) 褐色補助金

補助金の額と交付形態などに着目し、４つのものは著しい害があると推定できるようになっている。

第１に、補助金の総額が産品の価格の 5%を超える場合[16]。

第２に、産業の営業上の損失を補填する補助金[17]。

第３に、企業の営業上の損失を補填する補助金[18]。

第４に、政府に対する債務の直接的免除、債務の返済を補填する贈与[19]。

補助金交付国は、上記４つの補助金が以下の影響のいかなるものも発生させなかったと立証できれば、著しい害の推定を覆すことができる。

第１に、輸入代替、輸入妨害[20]、第２に、輸出代替、輸出妨害[21]、第３に、価格低下、価格上昇妨害、価格抑圧、販売減少[22]。補助金交付国がこれらの影響が発生しなかったことを立証するのはかなり困難であるため、著しい害の推定は容易に成り立つと論じられている[23]。したがって、褐色補助金は限りなく禁止補助金に近い補助金であると見られている[24]。その政策的有用性についても議論の余地は非常に少ないと見るべきである。民営化企業に

---

11 SCM 協定第５条(b)。
12 SCM 協定第５条(c)。
13 阿部（1997）、29 - 30 頁。
14 同上、29 - 30 頁。
15 Jackson (1997), p.291.
16 SCM 協定第６条１項(a)。
17 SCM 協定第６条１項(b)。
18 SCM 協定第６条１項(c)。
19 SCM 協定第６条１項(d)。
20 SCM 協定第６条３項(a)。
21 SCM 協定第６条３項(b)。
22 SCM 協定第６条３項(c)。
23 阿部（1997）、29 - 30 頁。
24 児玉（1998）、148 - 149 頁。

残留したとされる補助金はこのカテゴリーに入るものが多いが、相殺関税を賦課するとき、立証を必要とする悪影響は国内産業が蒙った損害及び因果関係に制限される。

(c) イエロー補助金

国内補助金の中からこの褐色補助金とグリーン補助金を除いた後残るものがイエロー補助金といえよう。イエロー補助金について定義はない。国内補助金から上記の悪影響が発生すると対応の対象になるはずである。褐色補助金以外のものについて、対応国は悪影響が発生したことを立証する義務を負う。つまり、国内補助金を問題にしたい WTO 加盟国は、輸入代替、輸入妨害輸出代替、輸出妨害価格低下、価格上昇妨害、価格抑圧、販売減少など現象の発生と補助金交付との因果関係を立証することが求められる。

(3) 対応不可能な補助金

対応不可能[25]という用語も、相殺関税による対応、及び WTO の紛争解決制度で救済を求めることの双方を意味する。1979 年補助金協定における有用性のある補助金をさらに精緻化させたものである。対応不可能とは、条件付きではあるが、これらの補助金に対して、相殺関税の賦課と WTO の紛争処理制度を利用して救済を行うことができないという意味である。具体的に 研究開発補助金[26]、地域開発補金[27]、環境補助金[28]とあるが、それぞれの法的要件についてここでは詳しく検討しないことにする[29]。

しかし、SCM 協定による補助金の分類について、ここで説明しなければならない重大な最新動向がある。本論文は一貫して意識してきたとおり、補助金の国際的規律をめぐって、従来アメリカと EC、日本などが対立してきた。SCM 協定による褐色補助金の規定とグリーン補助金の規定は、明らかに補助金を厳しく規律したい側と補助金を活用したい側との妥協の産物[30]であり、SCM 協定第 31 条によって暫定的に適用されていた[31]。

---

25 対応不可能な補助金の公定訳も上記対応可能な補助金の訳と同様な問題を抱えている。non-actionable を公定訳は「相殺措置の対象とならない」としている。参照、外務省経済局（1996)、522 頁。

26 SCM 協定第 8 条 2 項(a)。

27 SCM 協定第 8 条 2 項(b)。

28 SCM 協定第 8 条 2 項(c)。

29 参照、解説 WTO(1996)、403 - 405 頁。津久井（1998)、270 - 271 頁。

30 SCM 協定の交渉史の優れた研究として以下を参照、McDonough(1993),pp.840-957.

31 SCM 協定第 31 条は次のように規定する。

第 6 条 1 項の規定並びに第 8 条及び第 9 条の規定（協議及び承認された救済措置、筆者注）は、世界貿易機関協定の効力発生の日（1995 年 1 月 1 日、筆者注）から五年の期間（1999 年 12 月 31 日まで、筆者注）適用する。（筆者注、補助金及び相殺関税に関する）委員会は、この期間が経過する日（2000 年 1 月 1 日、筆者注）の遅くとも百八十日前ま

1999年12月31日までに、WTOの補助金及び相殺関税委員会は、第6条1項（国内補助金の著しい害の推定問題を扱う）と、第8条及び第9条の規定（グリーン補助金の使用とそれに対する救済問題を扱う）について、2000年1月1日から適用するかしないか、適用するとしたら修正して適用するのかそれとも修正せずにそのまま適用するのかなど一連の問題を討議してきたが、結局継続して適用することについてはコンセンサスが得られず、これらの規定は2000年1月1日から失効することになった[32]。

本論文は補助金概念の細分化と区別対応を積極的に評価してきたが、第6条1項と第8条、第9条の継続適用に、WTOの補助金相殺関税委員会が成功しなかったことを補助金の国際的規律の後退と受けとめている[33]。なぜ継続適用は不可能になったのか。これは研究すべき興味深い問題である。

SCM協定による相殺関税の法的要件の手続的側面となる補助金の存否、損害・因果関係の成立など立証義務の精緻化について、具体的に第6章で詳細に検討するが、以下では、相殺関税の実体的法的要件の核心となる補助金定義の解釈論について考察することにする。

第2節　補助金の定義の解釈論

以上述べた補助金の分類は、補助金・相殺関税の国際的規律として重要な進展であったと評価される。しかし、SCM協定の最大の貢献は補助金の定義を明文化したことである[34]。規律対象を確定して始めてそれを分類することが可能になるのであれば、補助金の定義の明文化は、補助金を「色分け」する前提となったはずである。SCM協定は、補助金の定義と補助金の特定性を規定する第1部を「一般的規定」と位置付けた上で、SCM協定全体のために統一的な法概念を構築した。定義の統一により長期にわたる補助金概念の分裂状態に一応の終止符を打つことができた[35]。

でに（1999年7月4日までに、筆者注）、その後の期間（2000年1月1日から、筆者注）についてこれらの規定を現在のまま又は修正して適用するかしなかを決定するため、これらの規定の運用を検討する。

32　WTO Annual Report (2001), p.63.

33　2000年1月1日以降の補助金・相殺関税の国際的規律は褐色補助金とグリーン補助金の消滅という事実を勘案した上で考えなければならなくなる。詳細は参照、不公正貿易報告書（2002）、256 - 257頁。

34　補助金定義の法典化の重要性を評価する先行研究として次を参照。Jackson (1997), pp.293-300. Williams and Salembier (1998), p.9. Waer and Vermulst (1999), pp.19-20.

35　例えば、第4章で議論したとおり、アメリカは1979年補助金協定第2部の補助金と、

ところで、各国の補助金の定義をめぐる意見の対立[36]は容易に解消されるものではなく、SCM 協定における補助金の定義の明確化も相対的な程度にとどまった。ウルグァイ・ラウンドで行われた補助金・相殺関税の国際交渉は、数々の概念を曖昧にし、あるいは定義を回避したが、特に、補助金の定義を構成する「資金面での貢献」と「利益」のような重要用語を定義することはできず、財政負担説と受益者利益説との対立は完全に解消されなかったため、WTO 発足後の補助金・相殺関税の紛争解決の場で再燃してくることは必然的であった。

1995 年 1 月 1 日以降、WTO の紛争解決機関に申立てられた補助金・相殺関税をめぐる数々の紛争[37]の中でカナダ航空機補助金事件[38]は、補助金の定義の解釈論を集中的に取上げた判例として先駆的なものである[39]。

本件は、カナダ政府が民間航空機産業に与えた融資や債務保証など様々な方式による資金供与をめぐって発生したものである。1997 年 3 月 10 日、ブラジルはカナダ政府の行った資金供与は民間航空機産業に交付した輸出補助金であると主張し、カナダ政府に協議を申し入れたが、問題解決に至らなかった。

1998 年 7 月 23 日、WTO の紛争処理機関において本件を審理する小委員会が設置された。1994 年 4 月 14 日、小委員会の報告が提出されたが、カナダが上訴したため、上級委員会の審理が必要となった。1999 年 8 月 2 日、上級委員会報告が提出され、8 月 20 日採択されて、本件は決着した。

1. 参照条文と本件の主要争点

SCM 協定第 1 条は補助金の定義について次のように規定する。

第 1 部の相殺関税の対象としている補助金とは異なる概念であると主張したことを想起することができよう。

36 McDonough(1993)の ANNEX 2 は、補助金・相殺関税問題の交渉過程における各国の提案と意見の対立を争点ごとに簡潔に整理している。

37 WTO 発足後補助金・相殺関税をめぐる紛争として、カナダ航空機補助金事件以外の主な紛争案件に次のものがある。ブラジルのココナッツ相殺関税事件、カナダ酪農品事件、インドネシア自動車補助金事件、豪州皮革補助金事件、ブラジル航空機補助金事件、アメリカ外国販売会社補助金事件、カナダ自動車補助金事件、アメリカの防腐炭素鋼板相殺関税事件、及び本論文第 6 章で考察する 1999 年特殊鋼相殺関税事件と EC 鉄鋼産品相殺関税事件。

38 WTO Panel Report (DS70) ; WTO AB Report(DS70).

39 WTO 発足後の補助金・相殺関税紛争を解決した多くの判例におけるカナダ補助金事件の位置付けと特徴について、参照、川島 (2000)、43 頁。

第一部　一般規定

第一条　補助金の定義

1.1 この協定の適用上、次の(a)の(1)および(b)の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するとみなす。

(a)　(1) 加盟国の領域における政府又は公的機関（この協定において「政府」という。）が資金面で貢献していること（強調は筆者）。すなわち、

(i)　政府が資金の直接的な移転を伴う措置（例えば、贈与、貸付及び出資）、資金の直接的な移転の可能性を伴う措置又は債務を伴う措置（例えば、債務保証）をとること。

(ii)　政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと（例えば、税額控除等の財政による奨励）。注略

(iii)　政府が一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること。

(iv)　政府が資金調達機関に支払いを行うこと、又は政府が民間団体に対して、通常政府に属する任務であって(i)から(iii)までに規定するものの一若しくは二以上を遂行すること若しくは政府が通常とる措置と実質上異ならないものをとることを委託し若しくは指示すること。

(2)　1994 年の GATT 第 16 条に規定する何らかの形式による所得又は価格の支持があること。

(b)　(a)の(1)又は(2)の措置によって利益がもたらされること。（強調は筆者）

第 1 条 2 項と第 2 条は、補助金の特定性に関する規定であるが、本論文の課題と関連性を有しないため省略する。

上記の規定において、第 1 条(a)(2)の規定する「所得又は価格の支持」を除けば、補助金の定義は二つの要素で構成されると考えることができる。「資金面での貢献 “financial contribution”」と「利益 “benefit”」である。しかし、二つの要素のいずれも定義されていない。「資金面での貢献」については 4 つの具体的カテゴリー(i)、(ii)、(iii)、(iv)を 例示しているが、しかし、「利益」については定義もなければ例示もされていない。本件でカナダは、「資金面での貢献」の意味について「利益」の解釈を行う際、間接的に財政負担説を主張した[40]。

40　序章と第 3 章において、補助金の定義をめぐって、アメリカと EC、日本などの間で対立してきた財政負担説と受益者利益説について若干触れたが、ここでさらに詳しく説明する。簡単に言えば、補助金とは政府の財政負担なのか、それとも、企業が受けた利益なの

本件の争点は、「(a)の(1)の措置によって利益がもたらされること“a benefit thereby conferred”」の解釈に絞られ、この中でも核心的な用語である「利益 “benefit”」概念の解釈をめぐって紛争当事国が対立した。

2．「利益 “benefit”」の解釈に関するカナダの主張

上記のとおり、補助金定義の解釈をめぐる争点は「利益 “benefit”」の意味に集中された。「利益」について SCM 協定において定義がないため、ウィーン条約法条約第 31 条の条約の解釈に関する規則に基づいて “benefit” の意味を解釈することには異議はなかった。

かという争いである。

財政負担説とは、政府が財政上の損失を蒙る場合にのみ補助金の源となる「資金面での貢献」が存在するのであって、財政上の損失とならないような政府の行為は補助金の構成要素となる「資金面での貢献」に該当しないと考える立場である。財政負担説のいう「政府が財政上の損失を蒙る」の意味について、政府系金融機関の融資の場合を例に説明したほうが便利である。例えば、政府系金融機関が 3%の金利で調達した資金を 2%で貸出した場合、政府に 1%の財政負担が生じることになる。参照外務省経済局（1996)、390 頁。

さらに、政府系金融機関の調達金利が 2%、貸出金利が 3%の場合、財政負担が生じないため（むしろ金利差 1%の利益をあげている)、このような政府金融機関の融資活動は補助金の源となる「資金面での貢献」を構成することなく、したがって、補助金は存在しないと説明されている。参照、外務省経済局（1996)、390 頁。明らかに財政負担説のいう「政府が財政上の損失を蒙る」の真意は、政府の財政収入の直接的損失を指している。経済学の用語で言えば「明示的費用」であり、「潜在的費用（機会費用)」ではない。参照、(マンキュー（2000)、356 - 358 頁。「政府が財政上の損失を蒙る」ことを「機会費用」と理解した場合、財政負担説は受益者利益説と合流し、対立が解消されると説明されている。参照、Jackson（1997）, p.295.

受益者利益説とは、政府が損失を蒙っているか否かではなく、政府の行為（融資等）の対象となる企業が政府以外の者（市場基準）による融資等を受ける場合と比較して利益の存否を判断し、市場基準を超過する利益が発生していれば政府の行為が法概念である補助金の源となる「資金面での貢献」を構成し、したがって「補助金」が存在すると考える立場である。同じく政府系金融機関の融資活動を例に説明すると、資金の調達金利が 3%、貸出金利が 2%、市中金利が 5%であると仮定すると、受益者利益説の立場から言えば、補助金の年額は融資総額×3%となる（財政負担説だと融資総額×1%になる)。また、政府系金融機関の調達金利が 2%、貸出金利が 3%、市中金利が 5%であると仮定すると、受益者利益説の立場では補助金の年額が融資額の 2%となる。かかる場合、先に見たとおり、財政負担説によれば補助金は存在しないことになる。

「資金面の貢献」を財政負担説で解釈すると政府に財政上の損失もたらさない一部の政府の「資金面での貢献」が補助金を構成する政府行為の範囲から除かれることになる。申立ての対象となったカナダの措置のほとんどが政府財政負担を必要としない方式によって行われた。財政負担説と受益者利益説とがそれぞれ主張する「資金面での貢献」の範囲は相互排斥的ではなく、後者が前者を包含している。つまり、財政負担説の主張する「資金面での貢献」は必ず被交付者に利益（市場では得られない）をもたらす。したがって、「資金面での貢献」の財政負担説が成立すれば、「利益」は必然的に生じることになる。

カナダは、「利益」概念には二つの構成要素があると主張した[41]。つまり、政府による資金面での貢献が ①政府に財政的負担をもたらすこと、及び②その結果市場が提供可能な利益を超える利益を被交付企業に提供したことが必要となる。この観点をカナダは次のような三つの根拠を挙げて論証した。第1に「利益"benefit"」の通常の意味、第2に、文脈による根拠、第3に、SCM 協定の目的と意図である。順次説明する。

(1) "benefit"の通常の意味

カナダは "benefit" の辞書の意味は"advantage"であることを認めながら、第1条 1 項(b)において、この定義をそのまま適用することはできないと主張した[42]。その主たる理由は、 "advantage" の意味は広すぎるため、そのまま受け止めると補助金を通常の商業活動から識別できなくなるという[43]。カナダによれば、政府が企業と結ぶ通常の商業契約も（その企業の競争相手と比べると）契約の相手となる企業に何らかの利益 (advantage)を提供していることになる[44]。それでは "benefit" の意味をどこまで狭義に解釈する必要があるのか。カナダは用語の置かれた文脈と SCM 協定の目的と意図、を検討した上で決めるべきであると主張した。

(2) 法規定の文脈的根拠

カナダは、"benefit" の意味を狭義に解釈するための法規定の文脈的根拠として、次の2点を挙げた。

まず、SCM 協定第6条1項(a)と附属書IV1 である。カナダは、 "benefit"をブラジルが主張するように単純に「商業的または市場基準を超えて提供された利益"the advantage given beyond commercial or market activity"」と解釈することに反対した[45]。カナダは、反対の理由として、SCM 協定のもとで補助金の額を計算する[46]には二つの方法があることを挙げた[47]。一つは、第 14 条の規定する市場条件を根拠にした受益者利益テスト(market-referenced "benefit to recipient" test)であり、これは補助金付き輸入品に賦課される相殺関税の額の計算基準である。もう一つは、SCM 協定第6条1項(a)のもとで補助

---

41 WTO Panel Report（DS70）, paras. 5.29, 9.98
42 Ibid., para. 5.30.
43 Ibid.
44 Ibid.
45 Ibid., paras.6.60, 6.148, 6.179.
46 補助金の性質の議論についてカナダが補助金の数量的計算の規定を根拠に使ったことは論拠を無力化させた主な原因だと思われる。
47 WTO Panel Report（DS70）, paras. 5.31- 5.32.

金の総額を決定するために、附属書 IV の 1 項が規定する財政負担テスト“cost to government” test である。

カナダは、上記二つのテストはそれぞれ単独では、“benefit”の意味を明確化できないし、また、“benefit”がどのような状況のもとで存在するかを決定する指針を与えることもできないと述べた[48]。しかし、両方のテストをあわせると、ある政府措置が企業に“benefit”を付与したと考えることができ、補助金を構成すると判断するために重要な文脈上の指針（important *contextual* guidance）を読み取れる、とカナダは主張した[49]。

ブラジルが主張するように、ひとつのテスト（benefit テストと cost テストのいずれか）の SCM 協定の全体的構造における働きを考慮せずに、第 14 条の市場基準だけを取ると、SCM 協定を台無しにする恐れがあるとカナダは主張する。その理由として、“benefit”について “market-based benefit to the recipient”テストだけを基準にその存否を判断すると、SCM 協定第 1 条 1 項(b)のもとで存在すると判断された補助金は、第 6 条 1 項(a)のもとではその額を評価できなくなる（no value）からである、とカナダは主張している。

以上の理由に基づいてカナダが提示した解釈は、第 1 条 1 項(b)のもとで存在すると判断された補助金は同じく第 6 条 1 項(a)のもとにおいても存在すると判断できることを満足する方法である[50]。つまり、補助金の存在を、二つのテストをともに満足するかたちで判断するという考えである。いうまでもなく、外延から見て “advantage”のほうが “cost to government”よりも広いため、後者が妥当することになる。結果的に、SCM 協定のもとで規律される補助金の範囲は政府に財政負担をもたらすものだけに限られ、受益者利益説は事実上拒否される。カナダの財政負担（財政損失）を必要としない補助金が法概念としての補助金の範囲から外れることになる。

次に、“benefit”の存否を cost to government テストで判断しなければならないという結論を補強するために、カナダは、文脈的根拠として、SCM 協定附属書 I 輸出補助金の例示表の(K)項の第一文を取り上げた。(K)項は、特定の輸出信用の提供を輸出補助金にあたると判断するための二つの構成要素を規定している[51]。一つは、政府が提供した輸出信用が市場調達金利より低い金利で行われたかどうか、もう一つは輸出信用を実質的優遇条件

---

48 Ibid., para. 5.33.
49 Ibid.
50 Ibid.,para.5.34.
51 参照、SCM 協定附属書 I 輸出補助金の例示表（K）1 項。

で提供した否かである。カナダは、この規定は "benefit"について二つのテストを同時に適用して判断することを示唆するものである、と主張した[52]。

(3) SCM 協定の目的

カナダは、SCM 協定の目的は政府に財政負担をもたらし、企業に市場条件以上の利益を与えることによって貿易を歪曲する補助金の使用を制限することにあると主張し、研究開発支援を例に、政府が資金の回収を要求しないことは国際経済における歪曲効果が高いと見て、ブラジルの解釈は SCM 協定の目的に反すると主張した[53]。それでは、カナダの財政負担説に対してブラジルはどのように反論したのか、次に検討する。

3．「利益」の解釈に関するブラジルの主張

(1)「利益 "benefit"」の通常の意味

"benefit"概念の解釈について、ブラジルは受益者利益説で対抗した。ブラジルは、"benefit"の意味を直接解釈したのではなく、当概念の文脈に着目し、まず "a benefit is conferred"の通常の意味を次のように説明した[54]。ブラジルは、辞書において、"confer"という動詞は "grant"、"bestow" または "give"を意味し、名詞 "benefit"は、"advantage" または "something that guards, aids, or promotes well being"を意味する、と説明した上で、この中の "aid"は "to give help or support to"を意味する、と主張した[55]。これを根拠に、ブラジルは、"advantage"は「もっと有利なまたは改善された立場及び条件"a more favorable or improved position or condition"」を意味すると解釈し、カナダの表現を直接引用して「市場における可能な利益を超える"above and beyond the market"」利益であると補足した[56]。

(2) 第 1 条 1 項の構造と"benefit"の範囲

ブラジルは、第 1 条 1 項の構造に着目し、SCM 協定第 1 条 1 項(a)は資金面での貢献の源(政府行為)を明確にしたが、第 1 条 1 項(b)は資金面での貢献の結果発生する "benefit" を要求すると解釈した[57]上で、カナダが「被交付企業にもたらした利益」は "benefit"の存

---

52 WTO Panel Report (DS70) ,para.5.35.
53 Ibid., paras. 5.36-5.37.
54 Ibid., para.5.40.
55 Ibid.
56 Ibid.
57 Ibid.,para.5.41.

否を判断するための基準であると認めながら、財政負担を重ねたことは余計な議論であると批判した[58]。

ブラジルは、"benefit"概念の範囲について、"benefit"を適当に狭義に解釈するというカナダの主張に対して、ウィーン条約法条約は条約規定の用語の通常の意味を狭く解釈することを要求していないと指摘した上で、"benefit"概念の広い定義は通常の商業契約も含めてしまう危険性があるというカナダの主張を、そもそも商業契約(他の要素を備えない限り)はSCM協定の禁止する補助金ではないと退けた[59]。ブラジルは、さらに、カナダの関心はSCM協定の禁止補助金の範囲に向けられており、補助金の定義の問題から脱線したと批判した[60]。

(3) 財政負担説の文脈的根拠の批判

上記のとおり、"benefit"の意味を解釈するとき、カナダはSCM協定の二つの規定を文脈的根拠として援用した。

第1に、 第6条1項(a)

第三部　相殺措置の対象となる補助金

第五条　悪影響

加盟国は、1.1及び1.2に規定する補助金によって、他の加盟国の利益に次のいずれの悪影響も及ぼすべきではない。

(c) 他の加盟国の利益に対する著しい害

第六条　著しい害

6.1 次のいずれかの場合には、前条(c)に規定する著しい害は、存在するものとみなす。

(a) 補助金の総額が産品の価額の五パーセンを超える場合（注1）

注1　産品の価額に対する補助金の総額の割合は、附属書IVの規定に従って算定する。

SCM協定付属書IV 産品価額に対する補助金の総額の割合の計算(6.1(a))

1、(6.1(a))の規定の適用上、補助金の額については、補助金を交付する政府が負担する費用により計算する（強調は筆者)。

財政負担説は上記の規定によって支持されるのか。ブラジルの反論を見る。

カナダは、cost to governmentテストをとらないと、第1条1項のもとで認定された補

---

58 Ibid.
59 Ibid.
60 Ibid.,para.5.43.

助金は第6条1項及び附属書IVのもとで額の計算が不可能になるおそれがあると主張した。これに対してブラジルは、第6条1項及び附属書IVによる補助金の数量的把握はあくまでもSCM協定第6条に規定する「著しい害 "serious prejudice"」が生じたかどうかを判断する複数の方法の一つに過ぎないという事実を無視していると指摘した[61]。その上で、benefit to the recipient テストを適用してある特定の措置が補助金を構成していると確定されたときにも、第6条1項(a)以外の被交付企業の受けた利益の範囲で補助金の影響の性格を決める選択可能な規定を根拠として「著しい害」の存在を認定することができると主張した[62]。

第2に、SCM協定付属書IのK項

SCM協定附属書Iの（K）項はcost to governmentテストの法的根拠であるという解釈に反論するために、ブラジルは、附属書Iの（K）項の趣旨は「政府の措置が補助金を構成するか否か」という問題より、むしろ「政府の措置が禁止される輸出補助金を構成するか否か」という点にあると指摘した[63]。補助金であると判断されたものは、必ずしも附属書Iの例示表に包含されるとは限らないこと、例示表の輸出補助金はすでに補助金を構成するものと合意されたことを挙げて、附属書Iが補助金の定義の問題と関連性を持たないと主張した[64]。

(4) カナダの主張の自己矛盾

ブラジルは、カナダの政府文書から、「政府貸付による"benefit"を決定するには一般的に政府が財政負担を回収できるか否かによるが、しかし、このテストでは補助金の真実な効果を必ずしも把握できるものではない」、「輸出者または輸入者にもたらす"benefit" は、政府保証のような必ずしも政府に財政負担をもたらさないという場合にも生じる可能性がある。かかる場合、"benefit"は商業利率よりも低利による貸付であり、企業にとっては政府の介入なしには入手不可能なものである」という内容を引用し、カナダも受益者利益説の立場を採っていると反論した[65]。

---

61 para.5.45.
62 Ibid.
63 Ibid., para.5.44.
64 Ibid.
65 Ibid., paras.5.47, 5.48. カナダの政府文書は Revenue Canada's Special Import Measures Act Handbook である。この文書はさらに、"benefit"を直接的なものと間接的なものに分けて、「直接的な資金提供と他の商業利益とは、意図された受益者である企業あるいは産業に直接与えられるものであり、産品の製造者に完全に贈与される資金はこれに当

(5) SCM 協定の目的

ブラジルは、カナダによる benefit to the recipient テストは SCM 協定の目的と趣旨(貿易歪曲的補助金の使用を禁止する)に反するという主張は、説得力を欠き不可解とした[66]。

結論として、ブラジルは、第1条1項(b)の通常の意味、SCM 協定の文脈、目的と趣旨のいずれも、"net cost to government"テストの法的根拠になることは不可能であり、政府の資金面での貢献によって被交付企業が市場条件より有利なかたちでなにかを得ている場合、"benefit"の存在は認められ、したがって補助金の存在も判断される、と主張した[67]。

4. 第三国の主張

(1) EC の主張

EC は、"net cost to government"テストは "benefit" の存否の問題より、むしろ「資金面での貢献」の存否を判断する問題と深くかかわっていると述べて、小委員会は政府にもたらす財政負担の問題をもっと綿密に検討すべきと主張した[68]。EC の提示した理由は、輸出補助金と認定されたカナダ政府の措置は明らかに self-financing であり、政府に財政負担を生じさせないというものである[69]。

EC は更に、SCM 協定第1条、第14条と附属書 IV は交渉過程の "delicately negotiated compromise" を反映しており、小委員会と上級委員会はこの問題を慎重に扱うべきだと述べて、「資金面での貢献」とその結果もたらされる利益が等しくなるとき補助金は存在する、と主張した(強調は筆者)[70]。

EC が、附属書 IV は"cost to government"テストの文脈的根拠であり、附属書 IV は第14条と同じく補助金の総額を計算する有効な基準であると主張した点はカナダの立場と同じである。しかし、EC はカナダと異なって、附属書 I は SCM 協定第1条の解釈と関連性を有すると主張しなかった。

たる。間接的な利益は直接生じるものではなく、企業が活動する経済環境を改善することによって企業のコスト水準を変える」と述べている。

66 Ibid., para.546.

67 Ibid., para.5.50.

68 para.95. カナダは "benefit"の解釈を通して間接的に財政負担説を主張した迂回作戦と対照的に、EU のほうが財政負担説をストレートに主張している。参照、川島(2000)、44 - 48 頁。

69 Ibid.

70 Ibid., para.96.

(2) アメリカの主張

アメリカは、SCM 協定第 1 条 1 項(b)の焦点は受益者にもたらす「利益"benefit"」にあてられており、補助金を交付する政府側ではない、と明確に指摘してブラジルと小委員会の解釈を支持した[71]。

5. 小委員会報告の分析

SCM 協定第 1 条 1 項(b)項の「利益 "benefit"」概念の解釈について、小委員会はカナダの主張を次のように退けた。

(1) "benefit"の解釈

(a) "benefit"の通常の意味

小委員会は、"benefit"は明らかにあるかたちの利益（advantage）を意味するだけで政府財政負担の意味を有しないと指摘し、政府の「資金面での貢献」が「利益」をもたらしたかどうかを決定する上で、「資金面での貢献」が受益者に対してかかる貢献がない場合の立場よりも、もっと有利な立場を提供したか否かが重要であると解釈した[72]（強調は筆者）。

(b) "benefit"存否の判断基準

小委員会はさらに、資金面での貢献が存在しない場合の受益者の立場を決める唯一の論理的根拠（the only logical basis）は市場(market)であり、資金面での貢献が被交付企業に対して市場において入手可能なものよりも更に有利な条件で何かを提供したならば、「利益（benefit)」つまり"advantage"をもたらしたと解釈されるべきである、と述べた[73]（強調は筆者）。つまり市場を参照基準として政府の「資金面での貢献」をテストする方法で利益の存否を決定するという意味である。

政府の「資金面での貢献」が被交付企業に"benefit"をもたらしたか否かを判断する上で、なぜ市場を基準にしなければならないと解釈できるのか、また、その法的根拠は何なのか。小委員会は SCM 協定第 14 条を挙げた。第 14 条は[74]、第 1 条 1 項の規定にしたがい、補

---

71 Ibid., paras, 110-114.

72 WTO Panel Report（DS70）,para.9.112.

73 Ibid.

74 第十四条　補助金を受ける者の利益による補助金の額の算定
この部の規定の適用上、調査当局が 1.1 の規定に従い補助金を受ける者に与えられる利益を計算するために使用する方法は、当該加盟国の国内法令又は実施規則に規定する。また、加盟国は、個々の事例についてこの方法を適用するに当たって、透明性をもって実施し、かつ、適切に説明する。この方法は、次の指針に適合するものとする。
(a) 政府による出資は、その投資の決定が当該加盟国の領域内の民間投資者の投資に関する通常の慣行（危険資本の提供に関するものを含む。）と適合しないものとみなすことができない限り、利益をもたらすものとみなしてはなら

助金を受ける者にもたらした利益を計算するガイドラインを規定している。このガイドラインは市場基準（commercial benchmark）を適用したため、政府による資金面での貢献は、市場において取得可能な利益より有利なものを提供しない限り、「利益がもたらされる」と考えられないことになる。

第 14 条は、明らかに SCM 協定第五部の相殺関税総額の算定のために適用される規定であり、商業基準的アプローチ（commercial benchmark approach）を採用する第 14 条以外にも補助金の総額を算定するテストがあるが、小委員会は、第 14 条の「当局が第 1 条 1 項の規定に従い補助金を受ける者に与えられる利益を計算するために使用する方法」という内容に注目した[75]。

(c) "benefit"の範囲

小委員会は、カナダの "benefit"を "advantage"の通常の意味より狭く解釈すべきという主張を支持できない理由は次のように示した。カナダが "advantage"を狭義に解釈する理由は、政府の商業的契約（この種の商業活動も、契約の当事者となる企業に対し、当該企業と市場競争している他のライバル企業と比較して"advantage"を与える、とカナダが主張する）のような通常の商業活動(normal commercial activity)を補助金の範囲から排除するためであった。これに対して小委員会は、"benefit"の存否について商業基準を適用して判断する限り、カナダのいうような問題は生じないと退けた。小委員会は根拠として、政府の通常の商業活動(normal [governmental]commercial activity)が真の意味における商業活動（normal commercial activity）である限り、かかる活動が"benefit"、すなわち "advantage"をもたらすとみなすことはできないことを挙げた[76]。さらに、小委員会は、政府と結ぶ商業契約が市場における同等な商業契約より有利な条件をその契約の中で約束しない限り、政府のかかる活動は"benefit"をもたらしたとみなすことはできない、と補足し

ない。

(b) 政府による貸付けは、当該貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、これらの二の額の差額とする。

(c) 政府による債務保証は、当該債務保証を受けている企業が政府によって保証されている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、手数料の差を調整した後のこれらの二の額の差額とする。

(d) 政府による物品若しくは役務の提供又は物品の購入は、当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われるものでない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる国における関係する物品又は役務についての市場の一般的状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）との関連において決定される。（強調は筆者）

75 WTO Panel Report (DS70), para. 9.113.

た[77]。

(2) 財政負担説の矛盾

小委員会は、"benefit"概念に政府の財政負担の意味も含まれると解釈すると、第1条1項(a)(1)に明確に規定されている状況(政府の財政負担がなくても資金面での貢献を構成するとされる)を「補助金」の定義から排除する事態を招くおそれがあると指摘した[78]。特に、第1条1項(a)(1)(iv)は、明らかに、政府が民間団体に対して第1条1項(a)(1)(I)から(iii)までの「資金面での貢献」を行うことを指示する状況下において純損失を蒙るのは政府よりむしろ民間団体であるため、カナダの主張は第1条1項(a)(1)(iv)を無意味にする解釈となると指摘した[79]。その理由として、第1条1項(a)に明記されている「資金面での貢献」は自動的に(財政負担テストを満たすことができないため)第1条1項(b)項から排除されることを挙げた[80]。

(3) 法規定の文脈的根拠

第1に、SCM協定第六条6.1(a)と付属書IV1について、小委員会は、補助金の額の計算はあくまでも資金面での貢献及びそれによる利益が存在すると判断された(補助金の存在の確定)後に提起される問題であるとした上で、"benefit"の存否は必ず申し立てられた補助金の額の計算の先に決定されるべきであり、補助金の計算に関する規定は補助金(利益)の存在の決定と必然的に関連しないと解釈した[81]。さらに、小委員会は、附属書IVの持つ文脈的関連性は第14条と根本的に異なり、後者の規定は明らかに「第1条1項に従う利益"benefit"」の算定を扱うものであるのに、附属書IVの1項はただ補助金の総額の算定に言及するだけであり、明らかに第1条1項(b)の「利益」の計算の場合に適用されるものではない、と補足した[82]。

第2に、SCM協定付属書I(輸出補助金の例示表)の(k)項について、小委員会は、SCM協定附属書I(輸出補助金の例示表)の(k)項は輸出補助金の存否を決定する場合に適用される規定であり、SCM協定第1条1項の補助金の存否を決定するためのものではないと

---

76 Ibid. para. 114.
77 Ibid.
78 Ibid., para. 9.115
79 Ibid.
80 Ibid.
81 Ibid., para.9.116.
82 Ibid.

明示した[83]。

以上のように小委員会は、カナダの援用した法規定が財政負担説を裏付ける文脈的根拠になる可能性を全面的に否定した。

(4) SCM 協定の目的と意図

小委員会は、SCM 協定にはその目的と意図を明文化する規定はないため、目的と意図に過度な重要性を求めることは賢明ではないと指摘した上で、政府財政負担を回避することは SCM 協定の補助金に対する国際的規律の目的でないと解釈した[84]。さらに、SCM 協定の目的と意図は、政府介入が国際貿易を歪曲するかあるいは歪曲する恐れがあるという前提に立脚していると補足した[85]。

以上のように、小委員会は、カナダが一貫して主張した"benefit"について政府の財政負担説で解釈する根拠を全て否定した上で、次のように結論的に解釈した[86]。

被交付企業（recipient）に対し、政府の資金面での貢献が適切な市場基準と比較して利益を供与し、すなわち、被交付企業が市場において取得可能なものよりも有利な条件で利益を供与した場合、政府または公的機関による「資金面での貢献」が「利益」を供与したことになり、したがって SCM 協定第 1 条 1 項の意味する「補助金」を構成すると判断される[87]。

6. 上級委員会報告の分析

本件では、小委員会報告が公布されたあと、カナダが小委員会の認定を不服として上級委員会に申し立てたため、紛争解決機構（DSB）が上級委員会報告を採択する段階を経て最終的決着が得られた。上級委員会に申し立てられた小委員会が行った法的認定及び解釈論のほとんどが "benefit"の意味と適用に関するものであった[88]。

---

83 Ibid., para.9.117.
84 Ibid., para.9.119.
85 Ibid.
86 Ibid., para.9.120.
87 Ibid.
英文による原文は次のとおりである。a "financial contribution" by a government or public body confers a "benefit", and therefore constitutes a "subsidy" within the meaning of Article 1 of SCM Agreement, when it confers an advantage on the recipient relative to applicable commercial benchmarks, i.e., when it is provided on terms that are more advantageous than would be available to the recipient in the market.
88 WTO AB Report (DS70), para.148.

(1) “benefit”の解釈

(a) “benefit”の通常の意味

上級委員会は、“benefit”の辞書の意味は “advantage”、 “good”、 “gift”、 “profit”、あるいはもっと一般的に “a favorable or helpful factor or circumstance”を意味する用語であり、これらの用語と語句は“benefit”概念の趣旨と本質を知る上で重要な機能を果たすと述べて、小委員会の解釈を支持した[89]。

(b) “benefit”の実在性

上級委員会は、“benefit”は抽象的に存在するものでなく、必ず受益者あるいは受取人によって享受されるべきものだと示し、理論的には、ある主体（法人であるか自然人であるか）が実際になにかを受け取ったときにはじめて “benefit”が存在すると考えられる、と解釈した上で、“benefit”概念はその背後に必ず受取人（補助金の場合は被交付企業、筆者注）が存在することを示唆すると補足した[90]。

さらに、第１条１項(b)の着目点は受取人（受益者）に置かれており、その反対である交付者（政府）ではないことは法規定の文脈から明らかであり、“confer”という用語の通常の意味はこの点を裏付けていると指摘した[91]。“confer”の意味は “give”、“grant”、“bestow”であり、“thereby”という用語を受けて、“conferred”を受身的に表現しているため、なにかが受取人にもたらされたことを問題にしている、ということが自然に理解できると説明した[92]。カナダの主張する “cost to government”は “benefit”を考える一つの方法であるという見方は第１条１項(b)の通常の意味と相容れないとして退けた。

(2) 文脈的根拠

上級委員会は、the guidelines set forth in Article 14 apply to the calculation of the “benefit to *the recipient* conferred *pursuant to paragraph 1 of Article 1*”と強調して、SCM 協定第１条１項 (b) 及び第 14 条における “benefit”概念は共通する意味を有すると判断した[93]。

(a) 第１条１項の全体的構造

上級委員会は、第１条１項は二つの独立的要素で構成され、第１条１項(a)は政府の資金

---

89 Ibid., para.153.
90 Ibid.
91 Ibid.
92 Ibid.
93 Ibid.,para.155. SCM 協定第 14 条の内容も参照。

面での貢献を、第1条1項(b)は資金面での貢献が被交付企業に利益をもたらしたか否かを、それぞれ規定し、「政府の財政負担は第1条1項(b)の規定する利益の存否と関連性を有する」というカナダの解釈は第1条1項の全体的構造を無視していると批判し、小委員会の解釈に賛成した[94]。

(b) "benefit"の比較的意味合い

上級委員会は、"benefit"は比較的な意味合いを含むという小委員会の解釈を支持して、市場が"benefit"存否を判断するための妥当な比較の基準を与えると述べて、政府の資金面での貢献が有する貿易歪曲可能性は、被交付企業が市場において入手可能な利益よりも有利な条件で「資金面での貢献」を受けたかどうかを検証することによって判断されると明確に解釈した[95]。最後に、上級委員会は、附属書IVも"benefit"の問題と無関係であるという小委員会の解釈を支持して、小委員会の行った、SCM協定第1条1項(b)の"benefit"という用語の解釈は誤っていないと判断した[96]。

7. 小結

本件は補助金定義が明文化された直後の判例であり、長期的に対立してきた財政負担説と受益者利益説との確執を決着させたため、補助金の定義を解釈する上で重要な先例を残した。

カナダは、財政負担説を主張するために、「利益」が「資金面での貢献」の財政負担と等しくなるときに始めて認められるという議論を展開して、文脈的な根拠を提示したが、小委員会に認められたものはなかった。政府の財政負担（財政収入の損失）を発生させる「資金面での貢献」は、改めて立証する必要もなく、かかる資金面での貢献を受ける企業に必ず市場条件を超過する「利益」をもたらすため、カナダの「資金面での貢献」と「利益」とが等しくなるとき「利益」が認められるという議論は同義反復に過ぎないと批判されよう。

カナダの主張は、補助金の定義を「補助金は資金面での貢献である」と定義しても解決できたはずの問題である。したがって、ウルグァイ・ラウンド交渉において、アメリカ等は「利益」という用語を補助金の定義に挿入しただけでも受益者利益説をほぼ確立させる

---

94 Ibid., para.156.
95 Ibid., para.157.
96 Ibid., para.161.

ことができたと言える。財政損失を蒙らせる「資金面での貢献」からは必ず利益が生じるため、「利益」という用語をわざわざ挿入する必要はないからである。「利益」という用語を挿入した限りでは、財政負担以上の源（資金面での貢献）から発生する「利益」を要求したと解釈するための理論的基盤が構築されたことになる。

「資金面での貢献」が被交付企業に「利益」をもたらしたか否かについて、被交付企業がかかる貢献を受けなかった状況、つまり市場条件をスタンダードにして「貢献」を検証し、市場スタンダードを超えたなら「利益」ありと決定し、市場スタンダードと同様あるいはそれ以下の場合だったら「利益」の発生を否定する、という小委員会の解釈は適切な判断であると評価できる。法的根拠として第 14 条を援用したことも疑問をいれる余地は全くないと思われる。上級委員会が展開した解釈の最大の貢献は「利益」を受ける対象を法人か自然人かであるということを明確にした点である。

本件における補助金の定義の受益者利益説による解釈論の確立によって、完全返却論の確立にも道が開かれたことになるが、法解釈論の先例的価値の具体的援用について第 6 章で詳しく議論する。

第6章　WTOと補助金残留問題

1995年1月WTOの発足後、アメリカは民営化企業に補助金残留論を適用する政策に固執し続けた。第3章第3節で考察したとおり、1996年、商務省は民営化及び民営化企業だけではなく、民間企業同士の財産売買取引にまで部分残留論の適用を拡大した。

第4章で見たとおり、1994年特殊鋼相殺関税事件で1947年GATTと1979年補助金協定を法的根拠に、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性が争われたが、辛うじて部分残留論を違法と認定した小委員会報告もアメリカによってブロックされたため、問題の法的解決は不可能であった。

第5章で述べたとおり、ウルグァイ・ラウンドにおける補助金・相殺関税交渉の結果成立したSCM協定は、補助金と輸出補助金のような重要概念明文化、及び相殺関税の手続的要件の精緻化を実現したことにより、補助金・相殺関税の国際的規律が大幅に強化された。

補助金の法的定義の重要な構成要素となる「利益」概念の解釈もカナダ航空機補助金事件で明確化された結果、歴史的懸案となっていた補助金の定義をめぐる財政負担説と受益者利益説との対立も基本的に解消され、受益者利益説の地位が確立された。また、GATTとは対照的に、ネガティブ・コンセンサス方式の導入による決定手続における自動性の向上などWTOの紛争処理制度も大幅に強化、改善された。

本章では、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性をめぐる紛争を解決したWTOの2つの判例を研究する。一つは、ECは、GATTのもとで解決されなかった1994年特殊鋼相殺関税事件の争点となった部分残留論を改めてWTOの紛争解決機関に提訴した。本件を1999年特殊鋼相殺関税事件と呼ぶ。本件は、部分残留論の法的妥当性をSCM協定の規定を根拠に争った初の判例である。本件では、民営化と民営化企業といった事実的な側面は1994年特殊鋼相殺関税事件とほぼ変わらないが、しかし、部分残留論の適法性を判断する法的根拠が大きく変化している。もう一つは、1999年特殊鋼相殺関税事件の終結後4ヶ月経過した2000年11月10日、ECは、EC加盟国6カ国の民営化企業に相殺関税を賦課していた商務省の決定をWTOに申し立てていた。2002年7月31日、WTO紛争解決小委員会の報告が発表された。これをEC鉄鋼産品相殺関税事件と呼ぶ。この2件は、民営化企業に賦課する相殺関税の問題を解決したWTOの判例として先駆的ものであり、今後、

類似の問題を解決して行く上でその先例的価値が注目される。

第1節　1999年特殊鋼相殺関税事件

1. 前提的諸問題

(1)　国有企業BSCと民営化企業BS plc

本件の事実関係について、第2、第3、第4章で詳しく説明したため、ここでは簡潔に触れることにする。1986年、イギリス国有鉄鋼企業BSCは、特殊鋼生産施設を分割して現物出資を行い、他の民間企業GKN と共同出資するかたちで合弁企業UESを設立した。1988年9月、イギリス政府はさらにBSCを株式会社化（BSplc）し、同年12月、BSplcの株式を公開売却することによってBSCの完全民営化（私有化）を実現した。1995年3月21日、BSplcがGKNの所有するUESの株式を完全買収した結果、UESがBSplcの完全子会社となり、UESの商号もBritish Steel Engineering Steels （BSES）に変更された。

本件で相殺関税の調査対象とされたのは民営化企業BSplcとその子会社BSESである。相殺関税調査の対象産品は同じく特殊鋼であった。BSCの受けた原補助金と民営化の方法などについては、第3章、第4章ですでに述べたとおりである。

(2) 部分残留論の継続的適用

1994年特殊鋼相殺関税事件で、1993年1月の民営化企業UESに相殺関税を賦課する商務省の原始的行政決定[1]が GATT に申立てられた。本件は、かかる原始的相殺関税決定に関する年次見直し決定の法的妥当性を争ったものである。

1993年1月のUESの特殊鋼産品に相殺関税を賦課する原始的行政決定が行われたあと、商務省、UESとBSplc（BSES）が生産、輸出する特殊鋼の相殺関税率を決定した6件の年次見直しを行った。

1回目の年次見直しは、1994年4月15日に開始されたため（SCM協定発効以前）、本件で申立ての対象とされなかった。

5回目の年次見直し[2]は、1998年4月24日に開始され、小委員会設置要請以後の1999

1　*Carbon Steel Products from the United Kingdom*　(1993) .

2　*Administrative Review : Carbon Steel Products from the United Kingdom (1999)* .

年 10 月 11 日に終結したため、本件の申立ての対象にはならなかった。同じく 6 回目の年次見直しも、1999 年 4 月 30 日に開始され、小委員会設置要請以後公布されたため、申立ての対象とされなかった。

本件で申し立てられたのは 2 回目、3 回目と 4 回目の年次見直し決定であり、それぞれ 1995 年、1996 年、1997 年に開始された。UES と BSES はこれらの年次見直しの被調査企業であった。

1995 年の年次見直しは、暦年 1994 年の輸入を調査対象とし、1995 年 4 月 14 日に開始され、1996 年 11 月 14 日に終結された。この見直し決定の中で商務省は、UES が生産した特殊鋼産品の補助金率を 1.69%と決定した[3]。

1996 年の年次見直しは、暦年 1995 年の輸入を調査対象とし、1996 年 4 月 25 日に開始され、1997 年 10 月 14 日に終結した[4]。この見直し決定の中で、商務省は、見直しの期間に UES 自体が BSES に変更した事実を考慮して、それぞれ異なる二つの補助金比率を決定した。1995 年 1 月 1 日から 1995 年 3 月 20 日までに UES の生産した特殊鋼産品の補助金率を 2.40%と決定し、1995 年 3 月 21 日から 1995 年 12 月 31 日の間における BSES が生産した特殊鋼産品の補助金率を 7.35%と決定した。

1997 年の年次見直しは、暦年 1996 年の輸入を調査対象とし、1997 年 4 月 29 日から開始され、1998 年 4 月 15 日に終結した[5]。この見直し決定の中で、商務省は BSES の生産した特殊鋼製品の補助金率を 5.28%と決定した。

(3) 紛争処理の経過

1998 年 6 月 12 日、EC は、アメリカが 3 年連続する年次見直しの中で、民営化企業 UES と BSES の特殊鋼産品に相殺関税を賦課すると決定したことについて、協議要請（DSU 第 4 条、1994 年 GATT 第 22 条 1 項、SCM 協定第 30 条の規定により）を申し入れた[6]。1998 年 7 月 29 日、EC とアメリカは協議を行ったが、両国とも満足する結果が得られず、協議は失敗に終わった。

1999 年 1 月 14 日、EC は DSU の第 4 条と第 6 条、1994 年 GATT 第 23 条、SCM 協定第 30 条に依拠し、上記係争事項を解決する小委員会の設置を要請した[7]。1999 年 2 月

---

3 *Administrative Review : Carbon Steel Products from the United Kingdom (1996).*
4 *Administrative Review : Carbon Steel Products from the United Kingdom (1997).*
5 *Administrative Review : Carbon Steel Products from the United Kingdom (1998).*
6 WTO document WT/DS138/1.
7 WTO documents WT/DS138/3 and WT/DS138/3/Corr.1.

17 日、紛争解決機関（DSB）が会議を開き、小委員を設置することを決定した。この会議で、紛争当事国は小委員会に標準的な付託事項を与えることに同意した。

1999 年 3 月 16 日、小委員会の構成が決定された。ブラジルとメキシコは、第三国として紛争処理に参加することを決めた。

1999 年 10 月 6 日、小委員会は、紛争当事国に中間報告を提出した。1999 年 11 月 22 日、小委員会は最終報告書を紛争当事国に提出した。1999 年 12 月 23 日、小委員会報告[8]が公布されたが、アメリカは小委員会報告の認定と法解釈を不服として、上級員会に上訴した。2000 年 5 月 10 日、上級委員会報告[9]が公布され、6 月 7 日、小委員会報告と上級委員会報告が採択されて、本件は最終的に決着された。

2. SCM 協定と完全返却論

(1) 主要法的論点

第 4 章で述べたとおり、1994 年特殊鋼相殺関税事件において、EC が 1947 年 GATT と 1979 年補助金協定を根拠に部分残留論を批判して、完全返却論を論証することは（相殺関税の手続的要件及び実体的要件のいずれの側面からも）かなり困難であった。当時の小委員会が EC の援用した法的根拠を一つも認めなかったこともこの点を裏付けている。本件でも EC の完全返却論の立場は過去と変らなかった[10]。問題は、SCM 協定のもとで EC が確実な法的根拠を援用して完全返却論を確立させることができるかどうかである。

EC の法的議論は次の三つの論点に集約される[11]。第 1 に、商務省の部分残留論は SCM 協定第 10 条に違反する、第 2 に、部分残留論の適用結果、補助金の額を超えた相殺関税の賦課は SCM 協定第 19 条 4 項に違反する、第 3 に、部分残留論は SCM 協定の目的と主旨に反する。

EC の法的議論の核心的な内容は第 1 に集約されている。第 1 の論点は第 2、第 3 の論点といかなる関係を持つかはさておき、第 1 の法的根拠となる SCM 協定第 10 条の規定を

---

8 WTO panel report（DS138）.

9 WTO AB report（DS138）.

10 EC の法的議論は主に以下の文書にまとめられている。ATTACHMENT 1.1；ATTACHMENT 1.2；ATTACHMENT 1.3；ATTACHMENT 1.4；ATTACHMENT 1.5；ATTACHMENT 1.6 ATTACHMENT 1.7．この中で、ATTACHMENT 1.1 は核心的な文書であり、他は ATTACHMENT 1.1 を補完するものである。

11 ATTACHMENT 1.1, para.81, 99, 101.

分析する。

SCM 協定第十条　1994 年の GATT の第六条の規定の適用

加盟国は、いずれかの加盟国の領域の産品であって他の加盟国の領域に輸入されるものに対する相殺関税が 1994 年の GATT 第六条の規定及びこの規定に定める条件に適合して課されることを確保するため、必要なすべての措置をとる。(本論文と関連性のない規定は省略した)

以上のとおり、SCM 協定第 10 条は、相殺関税を賦課する加盟国に包括的な義務を課した規定である[12]。輸入国の賦課する相殺関税が第 10 条違反を構成するか否かを、第 10 条自体を根拠に判断できないことは明らかである。問題となる相殺関税が第 10 条違反を構成するかどうかを判断するには、相殺関税が「1994 年 GATT 第 6 条の規定」及び「この協定 (SCM 協定、筆者注)」に規定する条件に適合して課されることを確保するため、必要な全ての措置をとる義務を、相殺関税を賦課する加盟国が履行したかどうかにつき確認することが前提となっている (強調は筆者)。

第 10 条の規定から二つの法的論点が生まれる。まず、「1994 年ガット第 6 条の規定」と SCM 協定は、相殺関税の法的要件としてどのような「条件」を要求したのか。次に、要求された法的「条件」に相殺関税を適合させるために加盟国がとるべき「必要な全ての措置」とは何を意味するのか。相殺関税の法的要件となる「条件」が充たされていれば、「必要な全ての措置」がとられたと認められる可能性は高い。問題は相殺関税の必要な法的「条件」の適合性が疑問視される場合、「必要な全ての措置」という文言はどのような機能を発揮するかである。

ある加盟国の相殺関税が第 10 条違反を構成すると主張する加盟国は、問題となる相手国の相殺関税につき、「1994 年 GATT 第 6 条の規定」あるいは SCM 協定の要求する「条件」に適合性のないかたちで賦課されたと主張しなければならない。相殺関税賦課国も同じ「条件」を援用してディフェンスするだろう。したがって、第 10 条違反を論証するには、相殺関税の法的要件を定める「1994 年 GATT 第 6 条の規定」と SCM 協定の規定の検討が先決的である。

明らかに、「1994 年 GATT 第 6 条の規定」は 1947 年 GATT の第 6 条[13] を継承したも

12　SCM 協定第 10 条のこの文言は 1979 年補助金協定第 1 条の文言を逐語的に継承している。参照、第 4 章第 1 節 2。

13　1947 年 GATT 第 6 条 3 項の第 1 文を 1979 年補助金協定の第 4 条 2 項が、第 2 文を第

のである。したがって、1994年GATT第6条を根拠に部分残留論の違法性を検討しても、1994年特殊鋼相殺関税事件の議論を重複することに過ぎない。本件でECは、完全返却論の合法性を論証し、部分残留論の違法性を主張する根拠として1994年GATT第6条を援用しなかったため、問題となる相殺関税の当規定適法性の問題も付託事項に含まれなかった。したがって、法的議論はSCM協定を中心に展開されることになり、問題は、1947年GATTと1979年補助金協定とは対照的に、SCM協定が相殺関税の法的要件をどの程度整備したかである。この問題自体は第5章で論じられたが、本章の目的は、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を論議する上で、SCM協定の関連規定は具体的にどのように適用解釈されるのかを検討することである。

(2) SCM協定における補助金存否の立証義務

相殺関税の手続的法的要件として、相殺関税当局には補助金の存在、国内産業の実質的損害の発生、補助金付き輸入と損害発生両者間の因果関係の成立を立証し決定する義務が要求される。1947年GATTはこの手続的要件を明確に規定しなかったが、1979年補助金協定には間接的に反映された。手続的要件について、SCM協定は明確な規定を盛り込んだ。

手続的要件の中でも、補助金の存在の立証と決定は他の要件（損害・因果関係）より先決的であると序章で述べた。ECは、相殺関税の第10条適合性を確保するための手続的要件として、加盟国の相殺関税当局は必ず相殺関税被調査企業（民営化企業）について補助金の存否を立証しなければならないと主張し、SCM協定第19条1項の規定を根拠に挙げた。

SCM協定第十九条　相殺関税の賦課及び徴収

19.1　加盟国は、協議を完結させるために妥当な努力を払った後、補助金の存在及び額につき並びに当該補助金の交付を受けた産品の輸入が当該補助金の及ぼす影響により損害を与えていることにつき最終的な決定を行った場合には、当該補助金が廃止されない限り、この条の規定により相殺関税を課することができる。（強調は筆者）

第19条1項の内容は、「協議努力」と「補助金廃止」という用語を除いて、相殺関税の手続的要件（立証責任と立証内容）を明確に規定している。つまり、第1に、補助金の存

1条の注4が、それぞれ逐語的に継承している。1994年特殊鋼事件に援用された主な法規定はこの二つの条文であった。参照、第4章第2節。

在（額の計算も含めて）、第 2 に、国内産業の実質的損害の発生、第 3 に、補助金付き輸入と損害両者間の因果関係の成立、といった 3 点の立証と決定である。

相殺関税の手続的要件として、民営化企業を主体として扱わない部分残留論を批判する上で、相殺関税当局に補助金存否の立証義務を明確に要求した第 19 条 1 項の規定は EC にどのぐらい法的利益をもたらしたかを考察する必要がある。

EC は、第 19 条 1 項のもとで、加盟国は相殺関税被調査企業について補助金の存否及び補助金の額に関する立証と決定を行って始めて相殺関税を賦課することができると解釈した[14]。EC によれば、補助金存否の立証義務を履行することは相殺関税賦課の先決的条件であり、補助金の存否について立証と決定を行わずに相殺関税を課することは、第 19 条 1 項の規定に違反する結果を招くことになる[15]。アメリカも補助金の存否を立証し、決定することを行わずに相殺関税は賦課できるとは主張していない。つまり、補助金存否の立証義務を拒否していない。したがって、この点について異議がないと考えられる。

第 19 条 1 項に基づく EC の主張のポイントは、アメリカは民営化企業と無関係な国有企業に補助金が存在したことを立証したことのみをもって、原補助金の存在を根拠に民営化企業に補助金が残留すると推定したことは違法であること、つまり、相殺関税被調査企業（民営化企業）と無関係な実体（国有企業）について行った補助金存否の立証は、現在の被調査企業（民営化企業）について補助金の存否を立証する義務を否定する根拠にはならないという点である[16]。

EC の主張を本件に即して説明すれば次のようになる。商務省が部分残留論を適用して BSplc/BSES と UES の産品を対象に相殺関税調査を行う際、BSplc/BSES と UES が補助金の利益を実際に受けたかどうかを立証せず、BSC の受けた資金面での貢献と利益が BSplc/BSES と UES に残留すると不当に推定していることである。

第 19 条 1 項は、相殺関税当局に補助金の存否の立証及び決定作業を必ず相殺関税調査を受けた企業に着目して行うことを要求していることは当然である。しかし、第 19 条 1 項は補助金の存否を立証する際、どのような立証方法なら妥当であるかまで規定していないし、推定を禁止する規定でもない。推定自体は違法ではなく、推定の結果得られた結論が問題とされるべきである。

---

14 ATTACHMENT 1.1, para. 99.
15 Ibid., paras. 100-101.
16 Ibid., para. 101.

問題は、何を根拠にして民営化企業を国有企業と無関係な独立した企業（法人）だと判断できるのか。これは第 19 条 1 項にカバーされる問題ではない。アメリカは民営化企業を無視する客観的根拠を提示できれば、原補助金の存在を理由に、EC の主張する第 19 条 1 項違反という結論を退けることも可能である。この点はアメリカの主張する国有企業は民営化企業と本質的に同じであるというディフェンスとつながっているため、アメリカの主張を検討する際に詳しく論じる。

民営化企業が国有企業の財産を市場価格で買収したことは、第 19 条 1 項の規定する「既に存在すると立証された補助金が廃止されたこと」に相当し、相殺関税賦課の停止を請求できる理由になると、EC が主張したことは、民営化企業について補助金の存否を立証せずに相殺関税を賦課したという EC 自らの主張と矛盾する。

第 19 条 1 項は、あくまでも相殺関税被調査企業について補助金の存在が決定された状況において、補助金が廃止されれば相殺関税の賦課を停止するとの旨を要求した規定である。例えば、国有企業について補助金が存在すると決定された後、当国有企業に交付された補助金が廃止されれば、当企業に賦課する相殺関税も停止させるべきである。

EC は、民営化企業について補助金の存否を立証せずに相殺関税を賦課したと批判しているため、そもそも廃止されるべき補助金も存在しないはずであり、ここで補助金廃止論を展開することは、逆に民営化企業について一度補助金の存在が決定されたことを認めてしまうことになろう。

国有企業と民営化企業の同一性の問題はさておき、EC の民営化企業独立論が成立するという前提に立って議論を進める。相殺関税調査当局が第 19 条 1 項の手続的義務を履行して補助金の存否の立証作業を行うには、補助金の法的定義に基づくことになる。補助金の定義については、第 5 章第 2 節において一般的法解釈論として詳細に論じたが、EC は民営化及び民営化企業という特別な状況を、補助金の定義の解釈論とどのように結び付けたのかについて、考察しなければならない。

(3) 補助金存否の判断基準

(a) BSC の「資金面での貢献」と BSplc の「利益」

1994 年特殊鋼相殺関税事件の時、EC が直面した苦しい立場と対照的[17]に、本件におい

---

17 補助金の定義を主張するために 1979 年補助金協定第 4 条 2 項の解釈を無理に行って小委員会に否定されたことを想起せよ。

て、EC は、原補助金が民営化企業に残留するのか、それとも政府（あるいは国有企業）に返却されのるかを、SCM 協定第 1 条 1 項の規定する補助金の定義を根拠に判断するべきだと明確に主張することができた[18]。

第 5 章で詳細に論じたとおり、SCM 協定第 1 条 1 項のもとで、政府による「資金面での貢献」がなされた結果、被交付企業に「利益」がもたらされるのであれば、補助金は存在すると法的に判断することができる[19]。また、利益の存否は「資金面での貢献」が提供された条件を市場条件と比較考慮することによって判断される。この点に関してはアメリカも賛成する。問題は国有企業の「資金面での貢献」と民営化企業の受けた利益との関係を処理する上で、受益者利益説の適用は許されるかどうかである[20]。

EC は、イギリス政府が BSC に資金面での貢献を与え、また、過去の資金面での貢献が BSC に利益をもたらし、BSC にとって補助金が存在することを否定していない。第 3 章と第 4 章で述べたとおり、EC は、国有企業の受けた「資金面での貢献」によって国有企業の財産を買収した民間企業に「利益」をもたらしたと推定することに反対し、国有企業の財産に浸透した利益は売却者である国有企業(あるいは政府に)に完全に返却された、と主張してきた[21]。

このような独立当事者間取引により市場価格が支払われたという事実を根拠にして、国有企業の受けた「資金面での貢献」による「利益」が民営化企業に残留すること否定する

---

18 ATTACHMENT 1.1, para.102.

19 Ibid., para.103. 詳細な議論は第 5 章参照。

20 SCM 協定の規定した補助金の法的定義の構成要素となる「資金面での貢献」と「利益」の関係に即して、民営化企業に対する相殺関税措置を通常の相殺関税措置と比較すれば次のような特徴が見られる。後者の場合、例えば A 国政府が国有企業 B に「資金面での貢献」を与えたとする。B にとって補助金が存在するか否かを決定する際、A 国政府の「資金面での貢献」が市場基準を超えたか否かを検討するだけで済む。前者の場合、例えば a 国政府が国有企業 b に「利益」をもたらす「資金面での貢献」を与え、その後、b を民営化して民営化企業 d が設立されたとする。b の受けた「資金面での貢献」が b に「利益」をもたらしたことは認められる。問題は、b に与えた「資金面での貢献」が d に「利益」をもたらしたかどうかである。

以上の例に即して EC の立場を説明すれば、政府の「資金面での貢献」が b に利益をもたらしたかどうかを判断する基準、すなわち市場スタンダードを、d が利益を受けたかどうかを判断するときにも適用すべきであるということである。つまり、受益者利益説の民営化企業における適用である。「資金面での貢献」がすでに存在すると認められているため、民営化企業の側面から補助金存否を議論する際、もはや頑なに「資金面での貢献」の要件に拘る必要もなく、直接利益の存否だけを検討すれば済むのではないかという議論も提起しうるが、この点については上級委員会報告を検討する第 5 節で取り上げることにする。

21 ATTACHMENT 1.1, paras.111-116.

立場は、民営化企業に賦課する相殺関税問題の発生当初からECが守ってきた立場であり、新しい論点ではない。要するに、市場価格を支払って国有企業の財産を買収した事実を、民営化企業内の補助金残留の否定、換言すれば、原補助金の完全返却を主張する法的根拠と結び付けることができるかどうかが問題である。

(b) 「利益」存否の判断基準と原補助金の返却

本件において、「資金面での貢献」の存在に関して異議がないため、ECにとっては、民営化企業が国有企業の受けた「資金面での貢献」による「利益」を間接的に受けたか否かを立証する作業だけが必要となる。

ECは、政府の「資金面での貢献」による「利益」の存否の判断の基準は市場条件（唯一の根拠）であるとするカナダ航空機補助金事件の小委員会と上級委員会の解釈[22]を法的根拠として引用した[23]。「利益」の法的解釈を提示したあと、ECにとっては、国有企業の民営化の結果、民営化企業は補助金定義の要求する利益、つまり、市場条件を超える利益を得ていないことを論証することが重要な作業となった。

第3章と第4章で詳細に論じたとおり、ECの民営化企業が市場条件を超える利益を得ていないこと、つまり公正な市場価格を支払った上で設立された（あるいは民営化に参加した）ことを主張する根拠は、民営化の達成方法となる独立当事者間取引である。

本件のおいても、ECはBSCとGKNの共同出資によるUESの設立、BSCの株式会社化とBSplcの設立は独立当事者間取引によって達成された点を繰り返して強調するのは当然であった。具体的に次のような内容をECが主張した[24]。

まず、市場条件と比較して見れば、市場価格で国有企業の財産を買収した民間企業は、いかなる意味においても有利な条件に恵まれたことはない。次に、政府から補助金を受けた企業の財産と、補助金を受けなかった企業の財産とが同じ市場価格で売却されるなら、企業財産の買収者にとって、いずれの企業の財産を買収しても合理的だと考えられる。さらに、企業財産の売却者が入札者を不公正に優遇するなど、企業財産の市場価格より安い価格で買収した事実があると立証されない限りは、民営化企業に補助金の法的定義に要求

---

22 参照、第5章第2節。資金面での貢献がなかった場合、（補助金の）被交付者の置かれる条件を決定できる唯一の論理的根拠を提供できるのは市場である。したがって、資金面での貢献が、被交付者の市場における利用可能な条件より更に有利な条件で提供された限りにおいて、「利益」を提供しているとみなされる。

23 ATTACHMENT 1.1, para.109.

24 Ibid., para. 110.

される「利益」がもたらされたと考えられない。

以上のECの展開した議論は次のようにまとめることができる。つまり、BSCの民営化によって、民営化企業UESとBSplcは補助金を得ていない。その法的根拠は、民営化が独立当事者間取引で達成されたため、原補助金は市場価格に反映されるかたちで返却される結果、民営化企業にとってSCM協定第1条1項(b)の規定する補助金（市場条件を超えた利益）はあり得ないということである。つまり、民営化は独立当事者間取引で達成されたという客観的証拠を、補助金の法的定義の「利益」要素と結び付けたのである。

(4) 相殺関税の目的と第19条4項違反

なぜ、ECは相殺関税の目的及び第19条4項違反の問題を第10条違反と別に項目を立てて議論したのかについては意味不明である[25]。10条の「…この規定に定める条件」という文言は第19条4項の規定を包含したはずであり、したがって第19条4項違反の主張も第10条違反の論証過程に取り入れて行うべきである。

SCM協定第10条の注36（1947年GATT第6条第2文を継承）及び1994年GATT協定第6条3項（実は第2文）を根拠に、相殺関税の目的は補助金を相殺しあるいは無力化（中和）するという解釈は通説となっており、これに反対する意見はない。

民営化企業が原補助金による利益を受けなかったこと（返却）を説得的に論証できれば、部分残留論による民営化企業に賦課する相殺関税は「相殺」という目的違反を構成するという結論が自然に導かれるので、さらに第19条4項違反の問題を議論することが不要となる。そもそも、「相殺」とは、一定の補助金の額があって初めて「相殺」が成り立つと解釈されるのであるから、補助金がゼロなのに相殺関税を賦課したことは補助金の額を超えた相殺関税賦課を構成する、という議論はナンセンスである。つまり、補助金が1であるのに1.5の相殺関税を賦課したことは違法であるという議論は、補助金の限度を超えた違法な相殺関税の問題として成立するが、補助金が0であるのに1の相殺関税を賦課したことを、補助金額を超えた相殺関税の問題と同一視することはできない、ということである。前者は、確認された補助金の額を超えた相殺関税の賦課という「量」の問題であるのに、後者は補助金が存在しない状況下で相殺関税を賦課したという「質」的な問題である。

第19条4項は1947年GATT第6条の第3項第1文を継承した条文であり、相殺関税当局は決定した補助金額以内に相殺関税を賦課する限りでは、違法とはされない。先にも

---

25 Ibid., paras.19-29.

見たとおり、EC は部分残留論を批判するとき、民営化企業について補助金存否の決定を行わずに相殺関税を賦課していると論議をしているにもかかわらず、同時に認定した額以上の相殺関税を賦課したと批判することは、逆に、商務省が補助金認定を行ったことを承認することになりかねない。

相殺関税の量的制限(1994 年 GATT 第 6 条 3 項第 1 文)及び相殺関税の目的的制限(1994 年 GATT 第 6 条 3 項第 2 文) の関係も検討を必要とする。「相殺」という用語の意味に照らして考えれば、決定した補助金額を超えて相殺関税を賦課しない限り相殺関税の「相殺」という目的違反を構成しないと解釈できる。換言すれば、相殺関税の相殺という目的を守っている限りでは、認定された額以内に相殺関税を制限したと解釈できるなら、両者は同義反復になり、別々に項目を立てて議論する必要は全くないと言えるだろう。

以上の EC の行った第 10 条違反を論証する過程において、決定的な論点は部分残留論の SCM 協定第 1 条違反を明確に主張した点である。その中でも、「利益」の解釈、つまり、利益の存否を判断する市場スタンダードを民営化 (本件の場合は国有企業 BSC の特殊鋼生産施設の売却) と結び付けて、UES が市場価格を支払ったうえで、取引対象物たる生産施設を買収したことは市場スタンダードに合致し、法概念としての補助金の意味する「利益」が UES にもたらされていない、という結論を導いた部分が重要である。したがって、EC の完全返却論が SCM 協定のもとで妥当に評価されるか否かを決定する上で、「利益」判断の市場スタンダードの確立並びに民営化取引の市場スタンダードの満足が決定的であった。

3. SCM 協定と部分残留論

本件でアメリカの展開した論点も、第 4 章と比較して変りはなかった。完全返却論を直接批判するのではなく (例えば、受益者利益説の解釈論と民営化取引の独立当事者間取引的性格の承認)、部分残留論を立てる議論に集中した[26]。問題は、SCM 協定から具体的規定を援用して、部分残留論の妥当性を擁護する各論点を正当化させることができるかどうかである。

---

26 アメリカの主張は以下の文書に反映される。ATTACHMENT 2.1 ; ATTACHMENT 2.2 ; ATTACHMENT 2.3 ; ATTACHMENT 2.4 ; ATTACHMENT 2.5 ; ATTACHMENT 2.6 ; ATTACHMENT 2.7 ; ATTACHMENT 2.8. この中で、ATTACHMENT2.1 は核心的なものであり他は ATTACHMENT2. 1 を補足するものである。

(1) 補助金存在決定の時間的標準

アメリカは、SCM 協定第 1 条 1 項は補助金の存否を判断する法的基準であること、つまり、相殺関税当局の行った補助金認定の法的妥当性を第 1 条 1 項の規定を根拠に判断されることには異議はないと明確に表明した[27]。しかし、民営化企業に賦課する相殺関税の SCM 協定適合性を主張するために、アメリカは第 1 条 1 項を部分残留論に有利な方向で解釈した。

アメリカは、相殺関税調査当局が SCM 協定第 1 条 1 項に基づいて補助金の存在を決定する（本件では特に補助金決定の先決的要件となる「利益」存在の決定）にあたって、補助金が交付された（資金面での貢献がなされた）時点を基準に、補助金存否の決定を一度だけ行えば十分であると、アメリカは繰り返して強調してきた[28]。

補助金存在一回決定論は、民営化企業に賦課する相殺関税の問題が表面化した当初からアメリカが主張してきた古い論点であるが、1947 年 GATT と 1979 年補助金協定の中から、アメリカはこの論点を裏付けるような法規定を発見できなかった[29]。

本件では、アメリカは、SCM 協定の実定法上の根拠として、第 1 条 1 項の条文が現在形で書かれていることに着目し、民営化企業について補助金を立証する（アメリカに言わせれば不要な 2 回目の決定になるだろうが）義務を拒否する一回決定論を確立させたかったのである[30]。アメリカは重要な法的根拠として取り挙げたのは、SCM 協定第 1 条 1 項(a)(1)と(a)(2)の *"there is..."*、と(b) a benefit *is* thereby conferred の *"is.....conferred"* であった。

アメリカはさらに、補助金額の計算を扱う第 14 条の規定も同じ根拠を提供できると主張した[31]。アメリカによれば、第 14 条は、相殺関税当局が補助金の存否を立証したあと、それぞれの政府の行為（資金面での貢献）が行われた時の市場条件を尺度に補助金の額を

---

27 ATTACHMENT 2.1 para.5. 特に「利益」の解釈について「受益者利益説」の創始者であるアメリカとしてはこれを正面から否定するわけにはいかなかった。第 5 章で議論したカナダ航空機補助金事件のアメリカの第三国としての立場を想起せよう。

28 Ibid.,paras. 9,19, 109, 118. この他にも、商務省は補助金は交付された時から額が固定さる、あるいはいったん決定した補助金を改めて立証する必要がない、と主張したが、いずれも新しい議論ではない。

29 1994 年特殊鋼相殺関税事件当時、1947 年 GATT と 1979 年補助金協定に補助金の定義に関する規定がなかったことは、アメリカが補助金存在決定の時間的標準を根拠づける規定を援用できなかい原因だったことは明らかである。

30 ATTACHMENT 2.1, para. 108.

31 Ibid., para.125.

計算することを要求している[32]。

補助金決定時間的標準理論の要旨を次のようにまとめることができる。補助金の存否の決定は資金面での貢献がなされた当時[33]の政府行為と市場基準との対照によって行われる。商務省は、国有企業に交付された原補助金の存否の立証作業を当時の政府行為が発生した時間的標準（例えば、本件の国有企業 BSC の場合、資金面での貢献が行われたのは 1986 年以前）で行った以上、民営化企業について原補助金の存否を立証することはもはや不要である。

時間的標準理論の核心は、原補助金の立証と決定を理由に、民営化企業について要求される補助金存否の立証手続を省略して、部分残留論による推定のために妥当の余地を残すという点にある。国有企業に交付されたとすでに立証された原補助金から民営化企業が補助金を得たかどうかを立証することは、同じ原補助金の存在を 2 回にわたって立証しているように見えるが、問題は、2 回目の補助金存否の決定が国有企業ではなく、民営化企業について要求されている点にある。つまり、BSC に補助金が存在することを 2 回も行うという議論とは異質なものである。この議論も結局、民営化企業を国有企業から独立した主体として扱えるかどうかという議論に帰着する。

(2) SCM 協定第 27 条 13 項

アメリカは、部分残留論をディフェンスする法的根拠として SCM 協定の中で唯一民営化に言及した第 27 条 3 項を援用した[34]。第 27 条 3 項は、アメリカが SCM 協定第 1 条 1 項と第 14 条以外に発見したもう一つの文脈的根拠である。第 27 条 3 項は、相殺関税の手続（第五部で規定される）に関するものではなく、SCM 協定第三部の下で補助金を申し立てる（WTO の紛争処理機構を利用して問題解決を図る救済規定）問題を扱う規定である。

アメリカは、第 27 条 13 項は、原補助金は依然として対応（相殺関税の賦課と WTO 紛

---

32 Ibid., paras.126, 167.

33 本件の事実に即して言えば、1986/1987 年以前の国有企業 BSC に交付された原補助金の立証作業を 1995 年、1996 年あるいは 1997 年の時点で改めて行う必要がないということである。

34 SCM 協定 27.13 は次のように規定する。

債務の直接的な免除及び社会費用を負担するための補助金の交付（形態のいかんを問わず、政府収入の放棄その他債務の移転を含む）が開発途上加盟国の民営化計画と直接結びついている場合には、第三部の規定は、当該補助金については適用しない。ただし、当該民営化計画及び当該補助金の双方が限られた期間に適用され、かつ、委員会に通報されていること並びに当該民営化計画が最終的に関係企業の民営化をもたらすものであることを条件とする。

争解決制度による救済）可能であり、また国有企業の民営化以降の民営化企業にも原補助金が配分可能であるという一般的規則を強く示唆した規定である、と主張した[35]。

第27条13項について、国有企業の原補助金を意識して原補助金の時間的配分と相殺可能性を示唆したという解釈が成立したとしても、具体的案件における相殺関税賦課の直接的な根拠にはならない。アメリカの解釈の妥当性は第27条13項の主旨を確認して初めて認められるべきである。

(3) 補助金の受益者：企業説と施設（産品）説

民営化が相殺関税の法的要件に与えたインパクトから見て、国有企業の生産施設が民営化後も継承されることとは対照的に、最大の変化となるのは企業の変更（本件でアメリカは認めないが）、つまり民営化企業の設立である。ECが相殺関税調査の対象企業（民営化企業）が補助金の受益者と位置付けられるべきだと主張したのに対して、アメリカは、SCM協定のもとで相殺関税当局が相殺関税を賦課する際、被調査企業が補助金の受益者であることを決定する義務はないと主張して、次のように反論した。

アメリカによれば、民営化により企業の所有者が変わっただけで、補助金が浸透した生産施設には変化が生じないため、改めて被調査企業について「利益」を決定する必要はないという[36]。

アメリカは、補助金の受益者として、企業と生産施設のどれが決定的要素になれるかについて、明確な法規定はないが、決定的要素と考慮されるのは所有者ではなく、生産施設であると主張した[37]。更に、国有企業を継承した民営化企業は補助金受取企業（国有企業）と実際上変わらないため、所有権変更後は二回目の「利益」決定を行う必要はない、とアメリカは捕捉した[38]。

補助金の受益者が生産施設であると主張した上で、アメリカは、相殺関税の基本的要件として、第1に、補助金が必ず産品の製造、生産、輸出に関して与えられていること[39]、第2に、SCM協定の規定する補助金付き輸入産品によって国内産業が蒙る損害の発生、

---

35 ATTACHMENT 2.1, para.151-160.
36 Ibid., para.181.
37 Ibid.
38 Ibid.
39 アメリカは、法的根拠としてSCM協定第10条、第19条4項、1994年GATT第6条3項を挙げている。

を挙げた[40]。アメリカはさらに、第1の要件が着目しているのは受取企業ではなく、産品であることを法規定が裏付けるとして、1994年GATT6.3条[41]、SCM協定10条[42]、SCM協定19.4[43]を挙げた。

アメリカは、これらの規定はいずれも相殺関税の対象産品に焦点をあてており、相殺関税は補助金の受益者ではなく、産品に課されるべきことを示唆し、被調査企業となる産品の生産者と輸出者が補助金の原始的受取人であるか否かを問題にしていないと主張した[44]。

(4) 補助金の時間的配分と補助金決定後の後発的事項

この論点も部分残留論の発生当時から主張されてきたものである。アメリカはSCM協定の規定からこの観点を直接支持できる規定を援用できなかったにもかかわらず、一つの重要な論点として位置付けた。

アメリカは、民営化企業に原補助金による「利益」がもたらされなくても相殺関税は賦課可能だとは主張していない。民営化取引を考慮しないアメリカの本意は、国有企業に交付された原補助金の時間的配分[45]の有効性を守ることにある。補助金の時間的配分のSCM協定適合性を堅持することはアメリカにとっては重要であった。しかし、補助金の時間的配分の問題については、1947年GATTと1979年補助金協定並びにSCM協定のいずれにも

---

40 ATTACHMENT 2.1, para.189.

41 No countervailing duty shall be levied *on any product* of the territory of any Member imported into the territory of another Member in excess of the amount equal to the estimated bounty or subsidy determined to have been granted, directly or indirectly, *on the manufacture, production or export of such product* in the country of origin or exportation. The term "countervailing duty" shall be understood to mean a special duty levied for the purpose of offsetting any subsidy bestowed directly or indirectly upon *the manufacture production or export of any merchandise*. (イタリック体でアメリカが強調)

42 Members shall take all necessary steps to ensure that the imposition of a countervailing duty *on any product* of the territory of any Member imported into the territory of another Member is in accordance with the provisions of Article VI of GATT 1994 and the terms of this Agreement. (イタリック体でアメリカが強調)
In an accompanying footnote, it adds:
The term "countervailing duty" shall be understood to mean a special duty levied for the purpose of offsetting any subsidy bestowed directly or indirectly *upon the manufacture production or export of any merchandise*, as provided for in paragraph 3 of Article VI of GATT 1994.

43 No countervailing duty shall be levied *on any imported product* in excess of the amount of the subsidy found to exist, calculated in terms of subsidization per unit of the subsidized and exported product. (イタリック体でアメリカが強調)

44 ATTACHMENT 2.1, para.196.

45 ATTACHMENT 2.1, paras.140-141 and 144-146. 時間的配分の説明について序章の

明確な規定がないにもかかわらず、これに反対する意見はほとんど見られない。問題は、商務省が時間的配分論を根拠に民営化企業にも補助金利益が配分されるべきだと主張する際、民営化を無視できる理由を説明することが必要とされる。

アメリカは、民営化を単なる「補助金決定後の後発的事項」と位置付けて、これを考慮しないことは SCM 協定に違反しないと主張した[46]。この点について、アメリカの国内司法審査の *Delverde III* の判決において、CAFC は、民営化を原補助金決定後の後発的事項であると見るのではなく、むしろ民営化企業に着目して、民営化は民営化企業にとって第一次的出来事と位置付け、商務省の主張を退けたが、この問題について小委員会がどのような判断をするかが注目される。

それでは、SCM 協定のもとで展開された完全返却論と部分残留論の議論について、紛争処理機関がどのような認定を行ったかを次に検討する。

4. 小委員会報告の分析

小委員会は、標準的付託事項を受けて、商務省の行政見直し決定によって賦課された相殺関税の SCM 協定第 10 条と第 19 条 4 項の適合性について法的認定を行う前に、主要参照条文となる第 10 条の関連規定を確認した[47]。

小委員会は、SCM 協定第 10 条は、加盟国の賦課する相殺関税につき、1994 年 GATT 第 6 条と SCM 協定に定める条件に適合させることを確保するために必要な全ての措置を取ることを要求する規定であり、相殺関税が 1994 年 GATT と SCM 協定に定める条件に適合しない場合は第 10 条違反を構成する、解釈した[48]。以下、小委員会が行った相殺関税の第 10 条適合性に関する解釈と認定を考察する。

(1) 補助金存否の立証義務

EC は第 19 条 1 項と 4 項に基づき、アメリカが UES と BSplc/BSES の生産した特殊鋼産品に相殺関税を賦課する前に、当該産品の生産に直接又は間接に補助金が交付されたことを決定する義務を負うと主張してきた。このため、小委員会は第 19 条 1 項の解釈を行う必要があった[49]。

第 1 節及び第 2 章の第 2 節を参照。

46 ATTACHMENT 2.1, paras.109, 127.

47 以下、小委員会の解釈と認定の出典を WTO Panel Report(DS138)と引用する。

48 Ibid., paras.6.45, 647.

49 本件は、WTO 発足以降の民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を争った最初の判例

SCM 協定第 19 条 1 項の規定について、小委員会は、相殺関税賦課の前提条件として、第 1 に、輸入産品の生産に関して補助金の存否とその額について必ず最終決定を行わなくてはならず、第 2 に、補助金付き輸入による国内産業の損害発生並びに因果関係の立証が不可欠であると解釈した[50]。本件にとって損害・因果関係の問題は争点とならないため、小委員会の認定は補助金の存否の立証問題に集中された。

小委員会は、第 19 条 1 項以外にも、SCM 協定第 19 条 4 項、1994 年 GATT 第 6 条 3 項、SCM 協定第 21 条 1 項[51]、第 10 条注 1（SCM 協定英文原文では Footnote36）などの規定を取り上げて、これらの規定は全て補助金が存在しない限り相殺関税が賦課されるべきではないという前提に立脚していると解釈した[52]。相殺関税の賦課を手続的に拘束する基本的要件を解釈した上で、小委員会は、アメリカは相殺関税を賦課する際、輸入産品の生産について直接的または間接的に補助金が交付されたことを立証する義務を負っていると確認した[53]。

1994 年、1995 年、1996 年の特殊鋼に賦課する相殺関税決定の見直し決定が以上の基本的要件に適合するか否かを、補助金存否の判断基準に照らして検討することが必要であると小委員会は判断し、実体的要件の検討に移った[54]。

であるが、民営化問題を考慮せずに一般的な観点から見ても、相殺関税の判例として先駆的と位置付けられるものである。WTO 発足後、相殺関税の賦課件数（特にアメリカの 1980 年以降発動した相殺関税措置を念頭において）は GATT 時代と比較して急激に減少した。例えば、アメリカの相殺関税調査件数だけを見ても、1985 年 1 月から 1995 年 6 月までに 206 件（農産品 24 件を含む）あったが、1995 年 7 月から 2000 年 6 月までは 40 件（農産品 5 件を含む）であった。

1995 年 1 月から 2002 年 7 月現在、相殺関税の適法性をめぐる紛争案件は 9 件に上るが、この中で紛争処理が終了したのは 2 件だけである。ブラジルの乾燥ココナッツ相殺関税事件と本件である。相殺関税措置の被申立国から見ると、ココナッツ事件と小麦グルテン事件以外は全てアメリカが被申立国となっている。

相殺関税の対象産品から見るとココナッツ、小麦グルテン、木材と鉄鋼産品となるが、9 件の中で 6 件が鉄鋼産品に賦課する相殺関税案件に占められている。鉄鋼産品の相殺関税 6 件の中でも 5 件が民営化企業に対するものである。参照、不公正貿易報告書（2001）、111 頁と、不公正貿易報告書（2002）、562 - 585 頁。

50 WTO Panel Report (DS138), para. 6.50.

51 第 21 条 1 項は次のように規定する。

相殺関税は、損害を与えている補助金に対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有する。

52 WTO Panel Report (DS138), paras.65.1-65.6.

53 Ibid., para. 65.7. 小委員会はアメリカもこの義務を認めたことを確認している。WTO Panel Report (DS138)脚注 68 参照。

54 Ibid., para. 6.57.

(2) 補助金存否の判断基準

小委員会は、補助金存否の判断基準がSCM協定第1条に規定されていることを確認し、第1条1項の規定をa subsidy exists if a "financial contribution" by a government or public body confers a "benefit"と簡潔に要約した[55]。つまり、補助金の存否は、「資金面での貢献」による「利益」の存否を根拠に判断される。EC の申立ての核心は、商務省が国有企業BSCに与えられた「資金面での貢献」から民営化企業UESとBSplc/BSESとが「利益」を得たか否かについて立証をせずに、原補助金の残留を推定するだけで相殺関税を賦課したことは違法であるとした点に置かれている。

(a) 資金面での貢献

民営化の影響を受けない通常の相殺関税問題[56]と異なって、本件では、ECの申立てから「資金面での貢献」の存否は争点にならないことが明らかにされた。したがって、本件の争点は国有企業BSCに直接与えた「資金面での貢献」からUES と BSplc/BSESとが間接的に「利益」を得たか否かに集約された。具体的に、小委員会は、1994、1995、1996年にアメリカに輸入されたUESとBSplc/BSESの産品に補助金が交付されたという商務省の認定が法的妥当性を有するかについて集中的に検討した。

(b)「利益」存否の判断基準とWTOの先例

小委員会は、問題解決にとって「利益」概念の妥当な解釈が決定的要素であると強調し、SCM協定第1条1項の「利益」用語に関するカナダ航空機補助金事件の小委員会の解釈[57]、

---

55 Ibid. 6.58.

56 通常の相殺関税問題の場合、「資金面での貢献」の存否が先決的に重要である。補助金の存否はあくまでも「資金面での貢献」による「利益」の存否に基づいて判断されるため、補助金の源となる政府行為を構成する「資金面での貢献」が発生しない限り、「利益」の存在はありえないからである。

57 小委員会はカナダ航空機補助金事件の小委員会報告から特に次のような解釈を引用した。The ordinary meaning of "benefit" clearly encompasses some form of advantage. In order to determine whether a financial contribution (in the sense of Article 1.1(a)(i)) confers a "benefit", *i.e.*, an advantage, it is necessary to determine whether the financial contribution places the recipient in a more advantageous position than would have been the case but for the financial contribution. In our view, the only logical basis for determining the position the recipient would have been in absent the financial contribution is the market. Accordingly, a financial contribution will only confer a "benefit", i.e., an advantage, if it is provided on terms that are more advantageous than those (terms) that would have been available to the recipient on the market." WTO Panel Report (DS138) , para. 6.64.

小委員会の解釈に賛成した上級委員会の意見[58]を引用した。

小委員会は、カナダ事件の小委員会報告と上級委員会報告は「先例拘束性」を有しないことを認めると同時に、紛争案件の先例的解釈は「WTO 加盟国間の正当な期待を創造し、他の紛争と関連性を持つ場合には考慮されるべき」と述べて日本酒税事件小委員会報告を引用した[59]。

小委員会は、上記 WTO の先例の解釈に賛成すると述べた上で、利益存否の決定は、受領者あるいは受益者（論理的には必ず法人かそれとも自然人、あるいは person の集団である）が、市場における潜在的な受領者と受益者（市場競争の相手、筆者）から見て取得可能な条件より有利な条件で「資金面での貢献」を受けたか否かによって決定されるべきだと解釈した[60]。

さらに、小委員会は、上記の補助金（利益）の解釈論を相殺関税の特別な文脈に適用して、相殺関税は産品の生産に与えられた補助金（利益）を相殺するものであると解釈した[61]。したがって、産品の生産に「利益」が与えられたか否かを判断する前提が産品の生産者が取得可能な市場条件によって「資金面での貢献」を受けたか否かを判断することである。

小委員会は、1994 年、1995 年、1996 年に、アメリカに輸入された UES と BSplc/BSES の特殊鋼産品の生産に利益が与えられたか否かを決定するためには、UES と BSplc/BSES(被調査産品特殊鋼の生産者)にそれぞれ利益が与えられたか否かを決定することが必要であると強調した[62]。つまり、企業に利益があることを決定した上でその生産

---

58 小委員会はカナダ航空機補助金事件の上級員会報告から特に次のような解釈を引用した。 A 'benefit' does not exist in the abstract, but must be received and enjoyed by a *beneficiary or a recipient.* Logically, a "benefit" can be said to arise only if a person, natural or legal, or a group of persons, has in fact received something. The term 'benefit', therefore, implies that there must be a recipient.

We also believe that the word 'benefit', as used in Article 1.1(b), implies some kind of comparison. This must be so, for there can be no 'benefit' to the recipient unless the 'financial contribution' makes the recipient 'better off' than it would otherwise have been, absent that contribution. In our view, the marketplace provides an appropriate basis for comparison in determining whether a 'benefit' has been 'conferred', because the trade-distorting potential of a 'financial contribution' can be identified by determining whether the recipient has received a 'financial contribution' on terms more favorable than those available to the recipient in the market. Ibid.para.6.65.

59 Ibid., footnote78, Japan-Taxes on Alcoholic Beverages,WT/DS8/AB/R, WT/DS10/AB/R, WT/DS11/AB/R, 4 October 1996, p.14.

60 WTO Panel Report（DS138）, para.6.66.

61 Ibid., paras. 66.7 - 66.8.

62 Ibid., para.6.69.

と産品に利益が浸透することを推測できるという論旨である。小委員会は、補助金存否を判断する上で企業が主体的、第一次的要素であることを明確にし、生産施設と産品が補助金の受益者であるという解釈はあくまでも補助金の存在が決定された後に可能になると指摘した[63]。

(3) 企業活動の継続性と補助金認定義務

アメリカは、民営化企業（UES と BSplc/BSES）について利益の存否を立証する義務を拒否する理由として、UES と BSplc/BSES の生産活動は BSC の生産活動[64]と本質的に同一であり、BSC と UES 及び BSplc/BSES も企業としては全く同じであるため、UES と BSplc/BSES に利益が付与されたかどうかを改めて認定する必要がないと、一貫して主張してきた。

小委員会は、利益の存否を決定する上で、BSC と UES 及び BSplc/BSES を明確に区別して扱うことは極めて重要であると示し、その理由は、UES と BSplc/BSES の設立をもたらした民営化取引において、民営化企業が BSC の生産施設の市場価格を支払って買収したことにあると強調した[65]。

小委員会は、BSC が生産施設を無代価[66]（政府が提供した市場基準に反する「資金面での貢献」により、筆者注）で入手したことを根拠に商務省が利益の認定を合法的に行ったとしても、UES と BSplc/BSES がそれぞれ生産施設を公正な市場価格を支払って買収した事実により、原始的決定は UES と BSplc/BSES にとってもはや効力を失うことになる

---

63 Ibid.

64 第 3 章第 4 節で議論したとおり、2000 年 2 月、CAFC の判決（*Delverde III*）が発表されたことを受けて、商務省は改めて部分残留論を適用した相殺関税決定に対する見直しを行い、企業の事業活動同一論の代わりに、他の理由を挙げて国有企業（あるいは財産を売却した企業）は民営化企業と実質的に同一であるという実体（企業）同一論を展開して更にディフェンスした。

65 WTO Panel Report (DS138), para.6.70.

66 この点について小委員会はさらに次のように補足した。
The term "benefit" effectively represents the portion of a "financial contribution" that, by reference to a market benchmark, the recipient gets for "free". This is the portion of a "financial contribution" that, by reference to a market benchmarks, the recipient has not "paid for". In the case of "benefit" conferred by untied, non-recurring "financial contributions", the United States presumes that such "benefit" is used to benefit future production through investment in productive assets. In this sense, the beneficiary of untied, non-recurring "financial contributions" is deemed to have acquired productive assets for "free". The European Communities has not disputed this approach in respect of "benefit" to BSC. WTO Panel Report(DS138)の脚注 80 参照。

と補足した[67]。

小委員会は、UES と BSplc/BSES の設立並びに企業資産の所有権変更という事実は、商務省に対し、BSC ではなく UES と BSplc/BSES の生産した特殊鋼に補助金が存在するか否かを改めて検討する義務を発生させ、特に、1985/1986 以前の BSC に与えられた資金面での貢献から、利益が継続して存在しているか否かをアメリカ商務省が検討すべきであり、BSC の側面からではなく、UES と BSplc/BSES の側面から立証する必要があると強調した[68]。

(4) untied, 非反復的（non-recurring）補助金の反証不可能性

アメリカが民営化企業について改めて利益の存否を立証する必要性を否定してきたもう一つの根拠は、企業所有権の変更と関係なく、untied, non-recurring 「資金面での貢献」から継続的に利益が発生するという反証不可能な推定である。この点に対して、EC は、このような推定は反証不可能であるものではないと対立してきた[69]。

小委員会は、明確に EC の立場を支持し、untied, non-recurring「 資金面での貢献」から継続的に利益が発生するという推定は UES と BSplc/BSES の設立をもたらした所有権変更の事実によって退けられ、民営化が達成された状況の下で UES と BSplc/BSES にそれぞれ継続的利益が存在するかどうかを立証する必要が生じると判断した[70]。

(5) 補助金決定の時間的標準

小委員会は、アメリカが民営化企業について補助金（利益）認定を拒否することを正当化するために「SCM 協定第 1 条 1 項(b)の下で、「資金面での貢献」がなされた時点での利益の決定が要求されるにとどまる[71]」と解釈したことに対して、この解釈は SCM 協定第 1 条 1 項(b)の妥当な解釈に反すると退けた[72]。

小委員会は、現在形が使われたことにつき、これは単に相殺関税当局が実施する調査と見直しの関連期間において「資金面での貢献」と「利益」の要件が必ず存在することを意味するだけであると解釈した[73]。小委員会は更に、現在形は、補助金の存在の問題につい

---

67 Ibid., para. 6.60.
68 Ibid., para. 6.70.
69 Ibid., para. 6.71.
70 Ibid.
71 アメリカの詳細な議論について、第 3 節 1 参照。
72 WTO Panel Report (DS138), para. 672.
73 小委員会は更に次のように補足した。Only then will that investigating authority be able to conclude, to the satisfaction of Article 1.1 (and Article 21), that there *is* a

て、これを「資金面での貢献」がなされた時点を基準に決定するか否かの問題ではなく、また、「資金面での貢献」と「利益」に関する原始的決定をその後改めて見直す[74]必要がある否かに関するものでもないと述べて、時間的標準論を退けた[75]。アメリカが SCM 協定第 14 条を根拠に、補助金利益決定の時間的標準論（一回決定論）を補強した議論も小委員会に退けられた[76]。

(6) SCM 協定第 27 条 13 項の解釈

アメリカは、原始的「資金面での貢献」がなされた後の一定の時点で民営化のような事情の変更が生じた場合、補助金による「利益」を改めて認定計算する必要があるという EC の主張に反論するために、第 27 条 13 項は「民営化前の補助金は依然と対応可能であり、後続する民営化企業の産品に配分することは可能という一般的ルールを示唆する」と主張した[77]。

小委員会は、第 27 条 13 項は SCM 協定第三部の適用範囲から開発途上加盟国の民営化計画の下で行われかつ当該民営化計画と直接結びついている補助金を除外するための規定であるとした上で、第 27 条 13 項の適用範囲が限定されているため、当規定を「資金面での貢献」による「利益」の供与（本件では、明らかに開発途上加盟国の民営化計画の枠組みの下で行われておらず、かつ、当該民営化計画と直接結びついていない）に関して、これを一般的結論を下すための文脈的根拠として援用することは無理であると述べた[78]。

小委員会は、「利益」に関する自らの解釈について、いかなる意味においても、企業所有権変更以前の「資金面での貢献」を必然的に non - actionable にするものではなく、一定の企業所有権変更に関して、所有権変更以降、妥当な「利益」決定を行えば、所有権変更以前の「資金面での貢献」は依然として対応可能であることを意味するにすぎない、と解釈した[79]。

"financial contribution", and that a "benefit" *is* thereby conferred（強調は小委員会）. Ibid., para. 6.73.

74 小委員会は、相殺関税賦課決定後の見直しに関する規定は SCM 協定第 21 条 1 項、2 項、3 項に規定されていると指摘した。WTO Panel Report (DS138)脚注 83。

75 Ibid., para. 6.73

76 Ibid., para. 6.74

77 Ibid., para. 6.75. 詳細な議論は第 3 節 3 を参照。

78 Ibid., para. 6.76.

79 Ibid.

(7) 補助金の受益対象

アメリカは「利益」の受益者が特定の法人格又は自然人に制限されないことを根拠に、改めて国有企業の「利益」存在の決定を検討する必要性を否定し、UES と BSplc/BSES について「利益」が存在することを特に決定する義務はないと主張した[80]。

小委員会は、「利益」という用語に関するカナダ補助金事件の上級委員会報告 "benefit' does not exist in the abstract, but must be received and enjoyed by a beneficiary or a recipient"を引用して、主体（the persons）が産品を製造、生産並びに輸出するという事実を考慮せずに、補助金を産品の製造、生産と輸出に与えられているものと解釈することに反対し、特に、アメリカが主張する「第1条1項自体としては誰がまたは何が補助金利益の受益者であるかについて言及していない」という主張は誤りであると批判した[81]。小委員会は更に、アメリカの「利益」を決定する方法（approach）は極端に抽象的であり、製造、生産と輸出自体に与えられた資金面での貢献が、製造、生産と輸出自体が市場において取得可能な条件より有利な条件で与えられたか否かを決定することは不可能であると指摘した[82]。

結論として、小委員会は、「資金面での貢献」が行われた以降のある時点において企業の所有権変更（民営化）が発生したという状況下で、UES と BSplc/BSES の側面から「利益」が継続して存在するかどうかを立証する義務を拒否するというアメリカの主張を否定した[83]。

(8) 原補助金と UES と BSplc/BSES の「利益」

以上のように、小委員会は本件で補助金存否の判断基準の中でも最も重要な争点となる「利益」の解釈を展開した上で、民営化のような事情の変更があったにもかかわらず、民営化企業について原補助金の利益の存否を論証することを拒否するためにアメリカが提示した一連の根拠を次々と批判し、これらを完全に退けた。続いて、小委員会は民営化の事実的側面に「利益」の解釈を適用して特殊鋼の生産者である民営化企業に実際に利益がもたらされたかどうかを検討した。

---

80 Ibid., para. 6.77. 詳細な議論は第3節4を参照。
81 Ibid.
82 Ibid., para.6.78.
83 Ibid., para.6.79.

(a) 民営化企業の利益存否の判断基準

小委員会は、以上の「利益」に関して展開した解釈論に基づいて、UES と BSplc/BSES について「利益」の認定を行う場合も市場を基準にすることを強調し、特に、UES と BSplc/BSES は市場条件より有利な条件で「資金面での貢献」を与えられたか否かを決定する必要があると述べた[84]。

小委員会は、本件の法的争点を決定する基本的事実を次のように改めて確認した。第 1 に、1986 年、BSC が特製鋼生産施設を UES に市場価格で売却したこと、1988 年 12 月の BSC の完全民営化（株式会社 BSplc の設立）も商業的考慮に反しないことを商務省が認めていること。第 2 に、相殺関税調査期間（暦年 1994 年、1995 年、1996 年）にアメリカに輸入された特製鋼を生産した生産施設を UES と BSplc/BSES は市場価格を支払って入手したこと。小委員会は、以上の基本的事実を根拠に、1985/1986 以前の BSC に与えられた「資金面での貢献」は、関連する調査期間において、UES と BSplc/BSES に「利益」をもたらしていないと判断した。

(b) 直接的「資金面での貢献」と間接的「資金面での貢献」

小委員会は、1985/1986 年までに BSC の受けた「資金面での貢献」は、特殊鋼の生産企業 UES と BSplc/BSES の補助金を決定する問題と無関係ではなく、国有企業に与えられた untied, non-recurring 「資金面での貢献」が、民営化企業にとって間接的な「資金面での貢献」を構成しうることを認めた[85]。

小委員会は、国有企業に与えられた untied, 非反復的（non-recurring）「資金面での貢献」がなぜ民営化企業の間接的な「資金面での貢献」になり得るのかにつき、次のように解釈した[86]。第 1 に、untied, 非反復的（non-recurring）「資金面での貢献」がその企業の生産施設に具体化された（設備投資）と考えられる。第 2 に、民営化企業が生産施設を獲得した時、民営化企業は入手した生産施設に浸透していた「資金面での貢献」を間接的に獲得したことになる。

小委員会は、BSC が直接受けた「資金面での貢献」は、UES と BSplc/BSES との間接的「資金面での貢献」を構成する、と推定可能だと認めたが、しかし、この事実だけでは、1985/1986 年以前 BSC に付与された untied,非反復的（ non-recurring）「資金面での貢

---

84 Ibid., para. 6.80.
85 Ibid., para. 6.81.
86 Ibid.

献」が必然的にUES と BSplc/BSESの「利益」を構成するとは解釈できない、と判断した[87]。

小委員会は、国有企業に付与された「資金面での貢献」につき、UES と BSplc/BSES が市場条件より有利な条件で獲得したと認定しない限り、「利益」の存在はあり得ないとした上で、UES と BSplc/BSES が、公正な市場価格を支払わないで BSC の生産施設を獲得した場合、利益存在の認定は可能である指摘した[88]。小委員会は、生産施設の公正な市場価格を支払った以上、UES と BSplc/BSES に間接的に交付された untied, 非反復的（non-recurring）「資金面での貢献」が、これらの実体（民営化企業 UES と BSplc/BSES）に「利益」を付与したとは考えられないと結論した[89]。

(c) 会社所有者の出資と企業の財産

売却された生産施設の公正な市場価格を UES と BSplc/BSES の新所有者ではなく、民営化企業の資金で支払うことが必要であるとアメリカは主張したが、小委員会は、アメリカの論拠は無意味でしかも形式主義的であり、公正な市場価格を反映する独立当事者間民営化取引の文脈において企業とその所有者を区別して扱うことは、「利益」の存否を確認する上で不要であると批判した[90]。

アメリカの主張を退けるために小委員会は更に次のように述べた[91]。商業原則と適合しかつ公正な市場価格を反映する独立当事者間取引によって民営化が達成された場合、民営化企業の所有者（投資者、筆者注）は最大利益の追求者であり、民営化企業は利益をあげることによって投資収益を投資家に還元しなければならない。かかる状況の下で、企業所有者が支払った（企業買収）価格は民営化企業自体が支払ったことにはならないという主張は誤りである[92]。小委員会は、企業を所有者（出資者）と区別する方法は商務省自体の立場と矛盾すると指摘し、商務省の過去の認定を援用して反論した[93]。企業と所有者を区別しない過去の方法をなぜ本件で適用しないかという小委員会からの質問を受けたとき、アメリカはほとんど理由を提示できなかった[94]。

---

87 Ibid.
88 Ibid.
89 Ibid.
90 Ibid., paras.6.82.
91 Ibid.
92 Ibid.
93 Ibid., para. 6.83.
94 Ibid., para. 6.84.

(9) 小委員会報告の結論と勧告

以上の検討を経て小委員会は次の結論を得た。商務省が、1985/1986 以前イギリス政府が BSC に与えた「資金面での貢献」による「利益」は、UES と BSplc/BSES に残留し、引き続き利益を供与していると認定（推定）したことは、SCM 協定第 1 条 1 項(b)の「利益」に関する誤った解釈によるものである[95]。商務省は UES と BSplc/BSES について利益の存否を十分論証できておらず、UES と BSplc/BSES による特殊鋼生産に補助金が交付されたと認定することを怠った[96]。

小委員会は、SCM 協定 19.1、19.4、21.1 と、10 条注（1）に規定する協定の目的と趣旨を確認した上で、補助金の存在を決定することは相殺関税賦課の先決条件であり、輸入産品の生産に補助金が交付されたことを決定せずに相殺関税を賦課してはならないと強調した[97]。

小委員会は、アメリカは三つの行政見直し決定において、1994 年、1995 年、1996 年アメリカに輸入された特殊鋼産品の生産に直接又は間接的に補助金が交付されたことを立証せずに当該産品に相殺関税を賦課したことは、SCM 協定第 19 条 1 項、第 19 条 4 項、第 21 条 1 項と、第 10 条注（1）に規定する協定の目的と趣旨と適合するものではない、商務省の賦課した相殺関税は SCM 協定 10 条違反を構成すると結論した[98]。最後に、小委員会は、商務省が 10 条の規定を遵守し、上記の措置を SCM 協定に適合させることを勧告した。

5. 上級委員会報告の分析

1999 年 12 月 23 日、本件の小委員会報告が提出された。2000 年 1 月 27 日、アメリカは小委員会の認定と解釈を上級委員会に申し立てる意思を DSB に伝えた。2000 年 3 月 13、上級委員会の審理が正式に開始され、2000 年 5 月 10 日、上級委員会報告[99]が提出された。同年 6 月 7 日、上級委員会報告が採択されて本件は一応終了した。

(1) アメリカの上訴意見

(a) 小委員会認定の違法性

---

95 Ibid., para.6.85.
96 Ibid.
97 Ibid.
98 Ibid., paras.6.86 , 7.1.
99 WTO AB report (DS138).

アメリカは、小委員会の法的解釈と認定の中から主に２点について不服を申し立てた[100]。一つは、相殺関税の手続的要件として、民営化企業 UES と BSplc/BSES に継続的に利益が存在するかどうかを改めて立証する義務を商務省が負うとする小委員会の認定は違法である。もう一つは、実体的要件として、UES と BSplc/BSES は BSC の原補助金から利益を得ていないと認定したことは違法である。

(b) アメリカの法的根拠

アメリカの、小委員会報告に対する批判、及び上級委員会に提示した法的根拠は新しいものではなかった[101]。主に、第１条１項と第 14 条を根拠とする補助金利益の存在決定の時間的標準（資金面での貢献と補助金交付がなされた時間）、SCM 協定第 27 条 13 項の文脈的根拠による原補助金の相殺可能性、原補助金の存在の決定を民営化後再検討する義務の拒否、補助金の受益者は企業ではなく生産施設（産品）であることなど、いずれも小委員会審理段階で展開したディフェンスを繰り返しただけである。

(2) EC の意見

EC は、アメリカが民営化の客観的事実を無視し、相殺関税調査の対象となる民営化企業に補助金が残留することは反証不可能であると推定したことは SCM 協定に違反すると主張し、小委員会の行った法解釈と法的認定とを支持するよう上級委員会に求めた[102]。

(3) 上級委員会の認定

(a) 争点の確認

上級委員会は、アメリカの上訴意見に基づいて法的争点を次のように集約した[103]。

第１に、所有権変更によって UES と BSplc/BSES が利益を得たか否かを商務省が行政見直しの中で検討する義務を負うと小委員会が認定したことは SCM 協定に適合するかどうか。

第２に、BSC の「資金面での貢献」から、UES と BSplc/BSES が利益を得ていないと小委員会が認定したことは SCM 協定に適合するかどうか。

(b) 行政見直しと第 21 条

上級委員会は、本件で申し立てられた商務省の相殺関税決定は最終決定ではなく行政見

---

100 Ibid., para.11.
101 Ibid., paras.12-19.
102 Ibid., paras. 22-29.
103 Ibid., para. 43.

直し決定であると示したうえで、行政見直しを規律するのはSCM協定第21条であると解釈した[104]。

第二十一条　相殺関税及び約束に係る期間及び見直し

21.2　当局は相殺関税の賦課を継続することの必要性につき、正当な理由がある場合には、自己の発意に基づいて又は、確定的な相殺関税の賦課の日から合理的な期間が経過しているときは、見直しの必要性を裏付ける実証的な情報を提供する利害関係を有する者の要請に基づいて、見直しを行う。利害関係を有する者は、相殺関税の賦課を継続することが補助金を相殺するために必要であるかないか若しくは再発する可能性があるかないか又はこれらの双方について検討することを当局に要請する権利を有する。当局は、この21.1の規定に基づく見直しの結果、相殺関税を維持する正当な理由がないと決定する場合には、直ちに相殺関税を撤廃する。

上級委員会は、この規定を根拠に、相殺関税を継続して賦課するときに見直しを行う義務を相殺関税当局が負うと解釈し、見直しの主要内容は補助金が継続的に存在するか否かにあるとし、補助金の継続的存在が相殺関税の継続的賦課を必要とする前提条件であると位置付けた[105]。上級委員会は、見直し義務につき、これを第21条1項の規定する「相殺関税は、損害を与えている補助金に対処するために必要な期間及び限度においてのみ効力を有する」という基本精神を保証する手続的メカニズムと位置付けた。

(c)　補助金の立証義務を拒否する根拠

アメリカは、民営化企業に原補助金が残留することを推定するだけで、民営化事実に基づいて原補助金の存否を検討する手続的義務を一貫して拒否してきた。上級委員会は以下のようにアメリカの主張を検討した。

第1に、利益の受益対象の問題について、上級委員会は、アメリカが主張するように第10条脚注1と1994年GATT第6条3項は、確かに「産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に交付される補助金」と規定していると認めた上で、しかし、これらの規定はSCM協定第1条1項(b)の要求する「利益」は生産活動に与えられていると解釈する

104　相殺関税の手続的要件として、最初の決定に適用される第19条1項ではなく、行政見直しを規定する第21条2項を適用すべきであると指摘したことは上級委員会の審理が小委員会と異なる点であるが、しかし、上級委員会は、第19条1項を適用したことは特に問題ではないという立場を採っている。

105　WTO AB Report (DS138), para. 53.

ことを許すものではないと明確に表明し、小委員会の認定を支持した[106]。更に、この点を補強する有力な根拠として、第 14 条の規定とカナダ補助金事件の上級委員会報告の認定を援用した[107]。

第 2 に、補助金存在決定の時間的標準について、アメリカが、SCM 協定第 1 条 1 項、第 14 条、第 27 条 13 項を引用して、an investigating authority must demonstrate the existence of "benefit" *only at the time* the "financial contribution" was made と主張したことに対して、上級委員会は次のように述べた。まず、第 1 条 1 項は資金面での貢献が行われる時間を扱う規定ではなく、第 14 条、第 27 条 13 項もアメリカの主張の文脈的根拠にはならないと述べて、小委員会の立場をそのまま繰り返した[108]。次に、第 21 条 1 項と第 21 条 2 項のもとで、相殺関税当局は最初の相殺関税決定の見直し義務を負うことを挙げた。

上級委員会は、第 21 条 2 項の下で見直しを要求する利害関係者が補助金の返却、または撤廃、更に補助金がもはや存在しないといった情報を提供したとき、相殺関税当局にはこれを無視する裁量権はなく、検討する義務を負うと解釈した[109]。

更に、上級委員会は、untied, non-recurring "financial contribution" から利益が継続的に存在すると推定することは可能であるが、しかし反証不可能な推定はあり得ないと述べた[110]。本件の場合、民営化の結果、民営化企業 UES と BSplc/BSEC が設立されたため、相殺関税当局は、民営化に関する情報に基づいて「利益」が発生したか否かを検討する義務を負うべきという小委員会の立場を支持した[111]。

上級委員会は、小委員会の認定について一つの論点[112]を支持しなかった。第 21 条 2 項

---

106 Ibid., paras. 57.58.

107 「利益」は抽象的に存在するものではなく、必ず受益者又は受取人に受取られるかあるいは享受される。論理的に、自然人または法人（person）、あるいはこれらのグループが実際に何かを得たとき、「利益」がもたらされたと言える。したがって、「利益」という用語は必ず受益者が存在することを示唆する。第 5 章第 2 節参照。

108 WTO AB Report（DS138）, para. 60.

109 Ibid., paras. 62.

110 Ibid.

111 Ibid.

112 小委員会は次のように認定している。相殺関税調査あるいは見直しを行う際、調査当局は必ず対象調査と見直しの関係期間において「資金面での貢献」と「利益」が存在することを立証しなければならない。相殺関税調査当局が「資金面での貢献」の存在とそれによる「利益」の発生を決定して始めて SCM 協定第 1 条 1 項の要件を充たしたと結論できる。WTO Panel Report (DS138), para. 6.73.

のもとで相殺関税決定の行政見直しを行う場合も、常に原始的相殺関税調査と同様に、「資金面での貢献」とそれによる「利益」の存在を決定するべきだとする小委員会の解釈である[113]。相殺関税の賦課をもたらした原始的相殺関税調査と行政見直しを区別することは重要であるとしたうえで、上級委員会は、原始的相殺関税調査を行う場合、調査当局はSCM協定の規定した相殺関税の全ての条件が充たされたと立証しなければならないが、行政見直しの場合、必ず利害関係者が提出した問題を検討し、あるいは自己の発意に基づいて見直しを行う場合は正当な理由を検討するべきだと補足した[114]。

(d) 民営化企業の利益

アメリカが、UES と BSplc/BSES が利益を受けたことを否定した小委員会の認定を訴えたことにつき、上級委員会は、アメリカも問題となる民営化が独立当事者間取引によって達成されたこと、及び民営化企業の投資家が生産施設の公正な市場価格を支払ったという事実を認めたことを挙げて、小委員会の認定を全面的に支持した[115]。

(e) 上級委員会の結論

以上の検討を経て上級委員会は次のように結論を下した[116]。

1995、1996、1997 年の年次見直しの中で、民営化によって UES と BSplc/BSES が利益を受けたか否かをアメリカ商務省が検討するべきだとする小委員会の認定を支持する。

本件の事実に基づいて、BSC に与えられた「資金面での貢献」から民営化企業 UES と BSplc/BSES は利益を得ていないとする小委員会の認定を支持する。最後に、上級委員会は、DSB に対して、アメリカが本報告が賛成する小委員会の認定を受けた措置を SCM 協定の義務に適合させるように要請することを勧告した。

6. 小結

本件は、WTO の紛争処理機関に申立てられた、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を争った初めての案件である。長期的に対立してきた EC（完全返却論）とアメリカ（補助金残留論）は、SCM 協定を説得的に解釈し、各自の主張を正当化する有力な法的根拠を引き出せるかどうかが注目された。以下、SCM 協定の規定する相殺関税の法的要件（手

---

113 Ibid., para.63.
114 Ibid.
115 Ibid., paras. 64-67.
116 Ibid.

続的、実体的）の解釈論を中心に、EC、アメリカと WTO の紛争処理機関が、それぞれ展開した議論を批判的に検討して見たい。

本件では民営化の事実的側面についてほとんど争う余地はなかった。民営化の内容は、第 1 章第 2 節で論じた最も単純な国有企業の財産の売却（生産施設による現物出資）であった。その原因は、本件で商務省の相殺関税調査の対象にされたのが特殊鋼産品だけであったことにある。1988 年の BSC の完全民営化は係争事項に含まれなかった。

民営化の方法について、EC の主張する BSC と GKN による合弁企業 UES の設立は独立当事者間取引によって達成され、したがって、民営化の取引対象物の市場価格を買収者が支払ったという論点に対して、アメリカは正面から対立しなかったため、完全返却論の客観的証拠は容易に確立された。残る議論はほとんど法的論点をめぐって展開されることになった。

(1) EC の完全返却論

相殺関税の手続的要件について、SCM 協定の第 19 条 1 項は、相殺関税調査当局が被調査企業について補助金の存否を立証する義務を負うと明文化したため、EC は、アメリカの提示した根拠に一々反論することなく、SCM 協定の第 19 条 1 項を直接援用して、アメリカが民営化企業について、補助金の存否を立証する義務を負うべきだと直接主張した。国有企業の民営化という特別な事情のもとで、第 19 条 1 項の規定する補助金存否の立証責任を回避することが可能かどうかについて論証する責任をアメリカ側に負わせた。実際上、アメリカの展開した議論のほとんどが立証責任を逃避するためのものであった。

実体的要件に関しては、民営化企業が補助金を受けたか否かについて、EC は、国有企業 BSC の受けた過去の「資金面での貢献」を認めたため、あとは「利益」が存在しないことを立証するだけで済むことになった。EC は、民営化の独立当事者間取引による達成並びに取引対象物の市場価格の支払いといった客観的証拠を利益存否の判断基準と直接結び付けること（カナダ補助金事件の受益者利益説の援用）によって、民営化企業が民営化により補助金の法的定義の意味する「利益」を得ていないこと（返却）を容易に論証できた。

皮肉にも受益者利益説の宿敵であった EC は、本件では SCM 協定の補助金定義、及びカナダ補助金事件で確立された受益者利益説の最大の「受益者」となった。市場スタンダードによる利益存否の判断基準が確立されたことは、EC の完全返却論が成り立つ決定的根拠となった。

(2) アメリカの補助金残留論

本件において、アメリカは新しい論拠を一つも展開できなかった。古い論拠を補強するために取り上げたSCM協定第1条1項の法文の現在形、及び第27条13項が規定する原補助金の民営化後相殺可能性のような一見新しく見えた法的根拠も説得力を有するものではなかった。これ以外は従来の論拠の繰り返しにとどまった。原補助金の存在をECが認めているため、アメリカの展開した補助金決定の時間的標準論、補助金決定後の後発事項無視論、補助金受益対象企業生産（財産）論、国有企業と民営化企業営業同一論は、いずれも、民営化企業について行うべき補助金存否の立証義務を拒否し、また、同時に民営化企業に原補助金が残留すると推定する「一石二鳥」を狙うものであった。アメリカはSCM協定から法的根拠を一つも発見できなかった。補助金の定義が確立された状況下でECの主張に反論することはほぼ不可能であった。本件において、受益者利益説の最も熱心な提唱者であったアメリカがSCM協定から得たメリットは皆無と言える。

(3) 小委員会と上級委員会の解釈と認定

小委員会は、民営化企業を主体的に扱うECの立場を支持し、SCM協定第19条1項は補助金存否の立証責任を規定すると解釈したため、立証責任の拒否、補助金の残留の推定というアメリカの立場を批判する作業を、容易に展開することができた。原補助金の立証結果を民営化企業に適用して補助金残留を推定するというアメリカの立場を退ける主な根拠として、民営化が独立当事者間取引によって達成されたという事実だけに着目した。小委員会は、アメリカの提示した各論拠を徹底的に分析するべきであった。

小委員会にとって、民営化企業に補助金が残留しないというECの立場を支持することは非常に簡単であった。BSCの財産売却が独立当事者間取引によって達成されたという客観的証拠を、「利益」存否に関するカナダ補助金事件の解釈論と結び付けるだけで十分であった。

上級委員会報告は次の2点について小委員会報告を修正した。一つは、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を検討する場合、「資金面での貢献」の要件を一々検証することは不要であること、もう一つは、本件は相殺関税の見直し決定を申立てたため、第19条1項ではなく、見直し義務を規定する第21条を法的根拠にアメリカの立証義務を追及することであった。

民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を検討する場合は、「資金面での貢献」の要件を一々検証することは不要であるという論点について、意見が分かれると考えられる。補助

金が民営化企業に残留したか否を立証する上で、民営化事実を第一次的事項と位置付ける以上、民営化事実が現行法の規定する「資金面での貢献」の一つにあたることを説明してはじめて補助金の立証が可能となる。つまり、政府による企業の売却、国有企業の資産分割、政府保有株式の売却を直接「資金面での貢献」と位置付けて、かかる「資金面での貢献」から民営化企業が「利益」を得ているか否かを立証すれば済むことになる。小委員会は、過去の「資金面での貢献」から現在の民営化企業に「利益」がもたらされていないという議論を展開したが、過去の資金面での貢献に拘泥しすぎている。しかし、問題となる所有権変更が民営化ではなく、民間企業同士の取引になる場合、上級委員会の意見は妥当すると考えられる。

相殺関税決定の見直し決定の適法性を追及するとき、第 21 条に基づくべきだという上級委員会の修正意見は形式論的で説得力を欠けていると批判されよう。第 21 条はあくまでも補助金の存否など相殺関税の法的要件が確立された相殺関税決定の見直しを要求するための法的規定である。本件では、形式的に見て、申立てられた相殺関税決定が確かに相殺関税の見直し決定であったが、しかし、これらの見直し決定は民営化企業については、補助金が存在するか否かを争っている性格のものであり（つまり、1993 年の原始的決定の適法性を認めて見直しを要求していない)、民営化企業から見れば原始的相殺関税決定に相当すると考えられなければならない。上級委員会の修正意見は本件の決着にとってほとんど無意味なものであったと言えよう。これ以外に、上級委員会は小委員会の解釈と認定を完全に支持した。本件では、受益者利益説の価値は、補助金残留論を退ける根拠とされたのではなく、完全返却論を支持するために重要な機能を発揮した。

第 2 節　EC の鉄鋼産品相殺関税事件

1999 年から、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性問題を解決する動きは活発化するようになる。2000 年 2 月 2 日、8 年近く適用された商務省の部分残留論を全面的に否定した CAFC の判決(*Delverde III*)が公布された[117]。それから 9 カ月経過した同年 11 月 10 日、

117　国際的に見て、1999 年 12 月 23 日、WTO の紛争解決小委員会は 1999 年特殊鋼相殺関税事件の最終報告を発表した。2000 年 5 月 10 日、同事件の上級委員会報告も提出されて、6 月 7 日、両報告とも紛争解決機関によって採択されている。この判例の最大な貢献は部分残留論の SCM 協定違反を明確に判明したことにある。

EC 加盟国 6 カ国の民営化企業が生産、輸出する鉄鋼産品に相殺関税を賦課していた 14 件の商務省決定の適法性を追及するために、EC はアメリカに協議要請を申し入れた[118]。2001 年 4 月までに、EC とアメリカとの間で 2 回にわたる協議が行われたが、双方とも満足できる結果は得られなかった。同年 8 月 8 日、EC は WTO の紛争解決機関に小委員会設置を要請し、9 月 10 日、小委員会が設置され、標準的付託事項が付与された。2002 年 7 月 31 日、小委員会の報告が公布された[119]。現時点で本件は、民営化企業に賦課する相殺関税問題に関する WTO の最新判例となる。

1. 民営化の事実

本件を 1999 年特殊鋼産品相殺関税事件と比較する限りでは、それよりはるかに複雑なものであった。EC が WTO の紛争解決機関に申し立てた商務省の相殺関税決定は 12 件に上る[120]。この中で、6 件が原始的相殺関税最終決定[121]、2 件が行政見直し決定[122]、4 件がサンセット・レビュウ決定[123]であった。12 件の商務省決定は、6 ヶ国の民営化企業 10 社と 7 品目の鉄鋼産品をカバーしている。ここで、輸出国と相殺関税の対象産品及び民営化企業に基づいて整理する。

(1) フランスの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定[124]

---

118 協議要請の段階で、EC は 14 件の商務省相殺関税決定を取り上げていたが、14 件の中で一つが中止され、もう一つが反復的（recurring）補助金に関するものであったため、その後、小委員会の付託事項から除外された。したがって、小委員会の付託事項の対象とされたのは 12 件の相殺関税決定であった。参照、WTO Panel Report(DS212)、脚注 3。

119 WTO Panel Report (DS212).

120 12 件で問題となる民営化の共通の特徴は、いずれも政府は国有企業及びその所有権を完全に売却していること、つまり、完全民営化である。参照、WTO Panel Report(DS212), para.2.3.

121 6 件の原始的相殺関税最終決定は次のとおりである。*Stainless Sheet and Strip in Coil from France (1999)*; *Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate from France (1999)*; *Stainless Steel Wire Rod from Italy (1998)*; *Stainless Steel Plate in Coils from Italy (1999)*; *Stainless Sheet and Strip in Coil from Italy (1999)*; *Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate from Italy (1999)*.

122 2 件の相殺関税見直し決定は、*Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Sweden (1997)*、と *Grain Oriented Electrical Steel from Italy (2000)* であった。

123 4 件のサンセット・レビュウ決定は次のとおりである。*Cut-to-Length Carbon Steel Plate from the United Kingdom (2000)*; *Corrosion-resistant Carbon Steel Flat Products from France (2000)*; *Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Germany (2000)*; *Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Spain (2000)*.

124 フランスの民営化企業を対象とする商務省の相殺関税決定は 3 件あった。その中で、*Stainless Sheet and Strip in Coil from France (1999)* と *Cut-to-Length Carbon Quality*

相殺関税対象産品 Stainless Sheet and Strip in Coil の生産と輸出企業は、Usinor-Sacilor S.A（Usinor）の完全子会社 Ugine S.A.であった。認定された Ugine S.A. の補助金率は 5.38%であった[125]。

Usinor の民営化について、第 3 章第 4 節でも説明したが、ここで小委員会の認定した事実を簡潔にまとめることにする[126]。 1995 年、フランス政府は国有企業 Usinor の民営化に着手する。Usinor（その株式も含めて）の価値を評価するために、独立機関となるフランス民営化委員会（FPE）が設置された。フランス民営化委員会は、民営化の対象企業を評価するにあたって、次の方法を採用した。①民営化の対象となる会社の株式価格を他の欧州鉄鋼企業の株式価格と比較する、②流動資産の保有状況（liquidity flows）の評価、③会社の再評価純財産価値の見積り、となる。民営化委員会の評価意見に基づいて、経済金融大臣が出資者に売却する株価を設定した。と同時に、Usinor は新株を発行して増資を図った。1995 年、発行株式の公開売却のあとフランス政府は 9.8%の Usinor 株式を保有した。1996 年、1997 年も Usinor の民営化が続行され、1998 年になると、フランス政府は全ての保有株式を手放しした。

問題となった非反復的（non-recurring）補助金は、1980 年代に Usinor Sacilor（Usinor）に交付されたものであった。商務省は、相殺関税調査期間の 1997 年に原補助金が依然 Usinor に残留すると主張し、部分残留論を適用して Usinor の補助金率を 5.38%と決定していた。民営化企業 Usinor は、1995 年から公正な市場価格を反映する独立当事者間取引による株式の公開売却（arm's length, fair market value sale of shares）によって（国有企業）Usinor の民営化が達成された、と主張した。

2000 年 10 月 1 日、Usinor は、商務省の相殺関税最終決定を CIT に提訴した。訴訟進行の途中、商務省は案件の差戻しを CIT に要求し、*Delverde III* の CAFC 判決の影響を考慮した上で改めて差戻し決定[127]を CIT に提出した。商務省は部分残留論を撤回して代わりに実体同一論のディフェンスを展開したが、2002 年 1 月 4 日、CIT は実体同一論を退

Steel Plate from France (1999) の 2 件は、原始的相殺関税最終決定であり、*Corrosion-resistant Carbon Steel Flat Products from France (2000)* は、サンセット・レビュウ決定であった。

125 WTO Panel Report (DS212), para.2.5.

126 Ibid., paras. 2.5-2.14.

127 Allegheny Redetermination (2000).

ける判決を下している[128]。

相殺関税対象産品 Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate[129]の生産企業は Usinor と GTS Industries S.A.(GTS)となるが、Usinor の民営化についてすでに見てきたので、ここでは GTS の民営化を説明する。Usinor が民営化される時点で、GTS は、Dillinger に 100%所有される株式会社であった。と同時に、Usinor は Dillinger の親会社 DHS の株式を 70%所有していた。1995 年 7 月、フランス政府は、Usinor の株式を 90.2%公開売却した後、1996 年 4 月、Usinor は DHS の株式保有を 70%から 48.75%に減らした。商務省は、GTS が Usinor の経営支配を脱したことを認めたが、原補助金はそのまま GTS に残留すると主張した。

2000 年 4 月 7 日、GTS は商務省の相殺関税決定を CIT に提訴したが、8 月 24 日、CIT は商務省の相殺関税決定を差戻し、商務省に *Delverde III* の判決の本案件に与える影響を検討することを指示した。商務省は、差戻し決定の中で実体同一論を展開し、民営化企業 Usinor の新しい株主が独立当事者間取引によって会社（国有企業 Usinor）の公正な市場価格を支払ったことは原補助金に如何なる影響ももたらすことはないと主張した。商務省は民営化前後の Usinor は同じ法主体（person）であると主張した。2002 年 1 月 24 日、CIT は、実体同一論が URAA に違反すると判示した[130]。

相殺関税対象産品 Corrosion-resistant Carbon Steel Flat Products の生産者は同じく民営化企業 Usinor であるため、民営化の事実について重複して説明しないことにする。当産品に対する補助金率も 15.13%であった。

(2) イタリアの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定

本件で取り上げられたイタリアの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定は 5 件あった[131]。

相殺関税対照産品 Stainless Steel Wire Rod の生産と輸出企業は CAS である。商務省

---

128 Allegheny Ludlum (2002).

129 当鉄鋼産品の相殺関税調査期間は 1998 年であり、問題となる原補助金は 1980 年代 Usinor グループ（GTS は当グループの一員）に交付されたものであり、商務省の認定した補助金率は、それぞれ、Usinor の 5.56%と、GTS の 6.86%であった。

130 GTS (2002).

131 この中で、*Stainless Steel Wire Rod from Italy (1998)*、*Stainless Steel Plate in Coils from Italy (1999)*、*Stainless Sheet and Strip in Coils from Italy (1999)*、*Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate from Italy (1999)* の 4 件が原始的相殺関税最終決定であり、*Grain Oriented Electrical Steel (2000)* は相殺関税見直し決定であっ

はCASの補助金率を22.22%と認定した。問題となった補助金は、国有企業ILVAグループに交付されたものであった。CASは当グループの一員であった。

1990年代の初期までに、CAS(Cogne Acciai Speciali S.r.l.)は国家持株会社IRI(Istituto per la Ricostruzione Industriale)に所有され、その後、IRIのsubholding companyとなる、Finsider S.p.A 、Deltasider S.p.A 、ILVA S.p.Aに所有されていた。1992年12月31日、CASの株式は国有企業Cogne S.p.Aに100%所有された。この日からCASはCogne S.p.Aの生産施設を引き受けた。CASの株主の公開募集が行われたが、10社がCASの株式を買収することに興味を示した。1993年12月27日、Cogne S.p.AとGE.VAL. S.p.Aとの間に、CASの株式を100%売買する契約が結ばれた。株式の売却価格は、1992年の独立的専門機構が評価したCASの株式の価格よりも高くついた。

相殺関税対象産品Stainless Steel Plate in Coilsの生産者と輸出企業はAST (Acciai Speciali Terni S.p.A.)であり、ASTの補助金率が15.16%と認定された。1993年9月、IRIはILVAグループの核心的営業部門の民営化計画を承認し、ILVAの特殊鋼生産部門を独立させて株式会社ASTを設立し、株式の100%をIRIが所有した。AST株式を公開売却する情報開示とASTの財産評価が行われた後、IRIは19社の買収申請を受けたが、1994年7月14日、IRIと持株会社KAIとの間で、ASTの株式を100%買収する契約が結ばれた。本件の基本的事実について、ASTとイタリア政府及びECは、会社の民営化は1994年公正な市場価格を反映する独立当事者間取引で達成された、と主張した[132]。

1999年6月10日、ASTは商務省の相殺関税決定をCITに提訴したが、2000年8月14日、CITは案件を商務省に差し戻し、*Delverde III*の判決の影響を考えることを指示したことを受けて、商務省はCITに提出する差戻し決定の中で実体同一論を展開した。ASTは、実体同一論を主張した商務省の決定[133]を引き続き提訴した結果、2002年2月1日、CITは商務省の決定を退けた[134]。

相殺関税対象産品Stainless Sheet and Strip in Coilsの生産と輸出企業はASTであり、補助金率は12.22%と認定された。本件で問題となった補助金の一部はILVAグループに交付されたもの、一部はTAS/Terniに交付されたもの、残りはASTの民営化過程におい

た。

132 取引の内容が企業そのものの売却なのか、それとも株式だけの売却なのか、不明である。

133 AST Reditermionation (2000).

134 AST (2002).

て行われた債務免除であった。AST の民営化について、すでに見てきたとおりである。本件も、Stainless Steel Plate in Coils に対する相殺関税決定と同じく、CIT の審査を受けている。

相殺関税対象産品 Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate の生産者と輸出者は ILVA（ILVA S.p.A）である。ILVA（ILP）の輸出産品の補助金率は 26.12%と認定された。1993 年、ILVA の炭素鋼生産部門が独立した株式会社（ILP S.p.A.）として設立され、その株式が IRI に 100%所有された。ILP 株式の公開売却が行われる際、11 社の民間機関投資家から買い注文があったが、1995 年 3 月 16 日、IRI と Piva Acciaio との間で、LIP の株式を売却する契約が結ばれた。本件も CIT において係争されている。

上記 6 件の相殺関税決定の適法性について、商務省は、民営化前後の企業実体が同一であるかどうかを十分検討せずに部分残留論を適用した限りでは WTO 協定と適合性を有しないことを認めた[135]。つまり、商務省は部分残留論自体の違法性を認めたが、実体同一論を適用すればこれらの相殺関税決定は必ずしも WTO 協定に違反すると言えない、と主張した。

相殺関税（行政見直し決定）の対象産品 Grain Oriented Electrical Steel の生産と輸出企業は AST（Acciai Speciali Terni S.p.A.）であり、補助金率が 14.25%と認定された。AST の民営化はすでに見たとおりである。問題となった原補助金の一部が ILVA グループ（AST がその一員）に交付されたもの、一部が TAS/Terni に与えられ、一部が民営化段階で債務免除として AST に直接交付されたものである。当行政見直し決定は、*Delverde III* の判決以降、実体同一論が形成された後行われたため、直接実体同一論が適用された。この決定も CIT の審査を受けている。

(3) スウェーデンの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定

相殺関税（行政見直し決定）対象産品 Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate の生産と輸出企業は SSAB（SSAB Svenskt Stal AB）であり、問題となった補助金は国有鉄鋼企業 SSBA が民営化される以前に交付されたものである。SSAB の補助金率は 1.91%と認定されていた。

SSBA の民営化は 1987 年から開始され、1994 年に完成された。SSBA の民営化は 3 段階（1987 年、1989 年、1994 年）に分かれて進められた。1987 年、スウェーデン政府は

---

135 WTO Panel Report (DS212) para.2.29

保有するSSBA株式の3分の1を、6社の機関投資家（institutional investors）に売却した。1989年、スウェーデン政府はSSBAの株式を引き続き売却し、株式保有を47.8%までに減らした。その直後、SSBAの株式は株式市場に公開された。1994年2月16日までに、スウェーデン政府はSSABの株式を完全売却した。民営化後のSSBAの株式は30000以上の分散株主に所有された。

(4) イギリスの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定

相殺関税（サンセットレビュウの肯定的決定）対象産品Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plateの生産と輸出企業はBSplc（British Steel plc）であり、認定された補助金率は12%であった。BSplcは、1988年国有鉄鋼企業BSCの民営化（公共体国有企業の株式会社化及び政府保有株式の売却）後の民営化企業であり、問題となった補助金は民営化以前にBSCに交付されたものであった[136]。

(5) ドイツの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定

相殺関税（サンセットレビュウの肯定的決定）対象産品Cut-to-Length Carbon Steel Plateの生産と輸出企業はDillinger社であり、認定された補助金率は14.84%であった。サンセットレビュウの対象となった原始的相殺関税最終決定は1993年に行われたものである。Dillingerの民営化問題について、第3章第1節で説明したとおり、ここでは繰り返さないことにする。

(6) スペインの民営化企業に相殺関税を賦課する商務省の決定

相殺関税対象産品Cut-to-Length Carbon Steel Plateの生産と輸出企業はAceralia AS社であり、認定された補助金率は38.86%であった。サンセットレビュウの対象となった原始的相殺関税最終決定は1993年に行われたものであった[137]。問題となった補助金はCSI（Aceralia ASがその一員）に交付されたものであった。CSIの所有者は国有企業のAIE（Agencia Industrial del Estado）であった。CSIの民営化の第1段階として30%の株式が売却され、第2段階として、さらに10 - 25%の株式が売却され、第3段階として1998年までに、残りの株式が全て民間投資家に売却された。

---

136 本論文では、BSCの民営化問題をすでに取り上げたため、ここで詳しく見ないことにする。参照、第3章第2節、第4章第2節、第6章第1節。

137 *Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Spain（1993）*.

2. 紛争当事国の主張

前述のとおり、本件で問題となった 12 件の商務省相殺関税決定の 7 件が 2000 年 2 月（*Delverde III* の判決が公布される）以前に発表されたため、当然、部分残留論が適用されていた。2000 年 2 月以降発表された 4 件の相殺関税決定も、商務省の実体同一論が正式に披露される[138]以前のものであったため、部分残留論が適用されていた。したがって、実体同一論が直接適用されたのは、2001 年 1 月に発表された 1 件の相殺関税行政見直し決定だけである[139]。

アメリカは、部分残留論の WTO 協定（SCM 協定）違反を事実上認めた[140]ため、紛争の争点は実体同一論[141]の SCM 協定適法性に当てられることになる。本件は、WTO の紛争処理の場で商務省の実体同一論の適法性が問われた初めての判例である。

本件で EC が展開した論拠を一言でまとめれば、目新しいものがなかったということである。EC は、新しい経済実体[142]（new economic entity）について、補助金の存否を立証

---

138 Delverde Reditermionation (2000)は、2000 年 12 月 4 日に CIT に提出された。

139 *Grain Oriented Electrical Steel from Italy (2001).*

140 先にも見たとおり、アメリカは、民営化前後の企業の同一性を実体同一論に基づいて判断することなく部分残留論を適用した限りでは、部分残留論は WTO 協定違反を構成すると、WTO の紛争処理の場で部分残留論の違法性を明確に認めた。したがって、アメリカのディフェンスの重心が実体同一論の適法性を論証することに置かれることになる。参照、WTO Panel Report (DS212), paras. 2.29, 2.30, 2.56, 3.6.

141 ここで、実体同一論の要旨を簡潔に整理する。補助金は法主体（Legal person）に内在するものである。民営化は単なる会社の所有者の変更に過ぎず、民営化後の生産者（post-privatization producer）が民営化以前の生産者と比較されて、新しい異なる法主体に変更していない限り、国有企業について最初に行った原補助金が存在するという立証結果は民営化によって変更されることはない。輸入国は、国有企業に交付された非反復的補助金（non-recurring subsidies）の未償却分を民営化企業（privatized producer）に配分して相殺することは妥当である。民営化が公正な市場価格を反映する独立当事者間取引によって達成されたという証拠から必然的に民営化企業に（原補助金による）利益が残留しない（返却）という結論が導かれるものではない。民営化前後における生産者の法主体性の同一性を判断する実体同一論の根拠が重要な論点となるが、商務省は、①一般的営業活動、②生産施設、③財産と債務、④人員など 4 要素の同一性を根拠に判断すると主張した。今までのところ、実体同一論のもとで、補助金返却の認定が得られたケースは見られない。本件の注目に値する点は、アメリカは実体（会社）同一性を判断する 4 要素理論をほとんど展開することなく、会社と所有者は異なる別々な存在であることに力点を置き、会社の所有者つまり所有権の変更はそれ自体として必ずしも自動的に生産者の法主体性（Legal personality）に変更をもたらすものではないという論拠を前面に出してきた点である。

142 post-transaction entity とも言われるが、EC は、民営化（企業所有権変更）以降新しく誕生した民営化企業とその所有者（民営化企業の投資家）の両方を含めるものと考えている。

するにあたって、所有権変更（民営化）の条件[143]を調査した上で決定するべきであり、商務省の実体同一論も部分残留論と同じく、所有権変更の条件を無視したものであり、民営化企業について補助金が残留すると決定したことはSCM協定第1条、第10条、第14条、第19条、第21条に違反する、と主張した[144]。

以下、ECとアメリカがそれぞれ展開した法的主張について、両者の間に存在する主要対立点に絞って整理する。

(1) 民営化と補助金存否の立証義務

ECは、民営化は国有企業にとって根本的な変化であり、民営化企業について補助金の存否を改めて立証する必要性を引き起こす事実であると述べた上で、補助金存否を立証するにあたって、新しい企業実体の法主体的性格の同一性ではなく、民営化が独立当事者間取引によって達成されたか否かを検討するべきであると、強調した[145]。

アメリカは、民営化事実が民営化企業について補助金存否を改めて立証する義務を引き起こすというECの主張に反対しなかったものの、しかし、現在の生産者（民営化企業）が所有権変更前の原補助金を交付された国有企業と同様な企業実体（legal entity）と判断されれば、改めて要求される立証責任は果たされたことになる、と反論した[146]。

(2) 民営化ケースにおける「利益」の受益者(recipient)

(a) SCM協定における「利益」の意味

ECは、「利益」の意味について、改めてカナダ航空機補助金事件の解釈を繰り返しただ

---

143 ECは、問題となる民営化の事実的側面を調査するにあたって、民営化の達成方法となる独立当事者間取引だけを把握すればよいと考えている。したがって、民営化が公正な市場価格を反映する独立当事者間取引によって達成されたことを立証さえすれば、民営化事実の調査として十分であると理解される。ECは、原補助金が民営化企業に残留したことを主張する唯一の方法は、補助金で具体化された財産の市場価格が支払われなかったことを立証することである、と強調している。

144 これ以外に、ECは、1999年特殊鋼相殺関税事件の小委員会報告と上級委員会報告の先例を引用しながら、アメリカはこれらの報告の精神に反して、国有企業に交付された補助金は常に民営化後の企業実体（post-privatization economic entity）に残留するという新たな反証不可能な推定を作り出しており、部分残留論と同じくWTO違反を構成する、と批判している。参照、WTO Panel Report (DS212), paras. 4.2, 4.3.

145 ECは、民営化企業について補助金存否を立証するにあたって、公正な市場価格を反映する独立当事者間取引の証拠を調査する必要性の法的根拠は、補助金存否の判断基準を規定するSCM協定第1条と第14条であると主張する。参照、WTO Panel Report (DS212), paras. 4.3, 4.4.

146 WTO Panel Report (DS212), para. 4.5.

けである[147]。しかし、所有権変更の原補助金に与える影響の評価について、EC は、非反復的（non-recurring）補助金から発生する利益の存否を自然人あるいは法人に着目して考えるべきであり、「利益」は生産施設に帰属するものではないと主張した上で、輸出産品が補助金を交付された自然人あるいは法人によって生産されなくなったとき、現在の生産者が原補助金の利益を受けているか否を改めて調査する必要が生じる、と強調した[148]。改めて要求される利益存否の立証は必ず SCM 協定の規定する市場基準に基づいて行われるべきである、と 1999 年特殊鋼相殺関税事件の上級委員会報告を引用している。新しい所有者[149]に補助金が残留するという結論を裏付ける唯一の根拠は、全ての生産施設の市場価格を支払わなかったという証拠を提示することである、と主張した[150]。

アメリカは、「利益」は自然人あるいは法人（会社）に与えられたものであると EC の解釈を歓迎した。アメリカは、企業の所有権変更によって原補助金が返却可能であることを否定しないが、補助金被交付企業の所有権変更が公正な市場価格を反映する形で達成されても、補助金が自動的に返却されたと結論できる根拠は SCM 協定には存在しないと指摘した上で、ある会社が補助金を交付されたあと、会社の所有者が変更されたとしても会社そのものが変化しておらず、当会社はもはや原補助金から利益を得ていないことを意味するものではい、と主張した[151]。 アメリカも 1999 年特殊鋼相殺関税事件の上級委員会の報告から有利な解釈を引用して、実体同一論を補強している[152]。

---

147 EC は、カナダ航空機補助金事件の上級委員会が SCM 協定第 1 条 1 項(b)の「利益」の意味について、その着眼点は補助金交付者である政府ではなく、受益者（recipient）に置かれていること、「利益」の受益者になるのは自然人、法人、あるいは団体（group of person）であると解釈したことを引用している。参照、WTO Panel Report (DS212), para. 4.6,4.8.

148 WTO Panel Report (DS212), para 4.8.

149 EC は補助金の受益者は、自然人と法人であると言及しながら、新しい所有者という概念を併用していることは、会社とその所有者を区別しないという立場の現れである。

150 WTO Panel Report (DS212), paras. 4.8, 4.11.

151 アメリカは、補助金被交付会社（国有企業）の新しい所有者が公正な市場価格を支払ったことによって、なぜ会社自体の補助金も抜き取られる（extracts）結果になるのかを EC が説得的に論証していないと指摘している。アメリカは、民営化（所有権変更）後必ず考慮しなければならないのは、民営化によって相殺関税対象産品の新しい生産者が生まれたかどうかという問題である、と強調する。参照、WTO Panel Report (DS212), paras. 4.10, 4.12, 4.15.

152 アメリカは、補助金は法人（legal person）に与えられたものであるという上級委員会の解釈を引用し、補助金は法人（会社）から抜き出されるか、あるいは法人自体が消滅しない限り、それを交付された法人に残留することを意味すると主張する。参照、WTO Panel Report (DS212), para 4.13.

ECは、アメリカの主張する補助金が法人から抜き出される（extract）か、取り上げられる(take out)ことがない限り返却にはならないという観点は、補助金をそれによって具体化された生産施設から抜き出すことを意味し、これ自体先例の意味する補助金の受益者（recipient）は法人であると言う解釈に反すると、反論した[153]。

(b) アメリカの「異なる法主体（distinct legal person）概念」

アメリカは、1999 年特殊鋼相殺関税事件の上級委員会の解釈[154]を引用しながら、上級委員会が小委員会の行った補助金返却認定を支持した理由は民営化という特定の事実によってBSCと完全異なる会社UESが誕生したことに注目した結果であり、所有権変更及び公正な市場価格の支払を重要な根拠にしていないと主張し、補助金は必ず相殺関税の対象産品を生産及び輸出する自然人あるいは法人に与えられたものであり、法人の同一性を重要視する実体同一論はSCM協定に適合するという立場をさらに補強した[155]。

さらに、アメリカは、会社の所有権変更は自動的に異なる新しい法人（legal person）を作り出すことはできないし、所有権変更が行われた後、現在の生産者が原補助金から利益を受けているか否か、所有権変更が新しい法主体を作りだし、補助金を停止させたかどうかを、利害関係者の提示した証拠に基づいて判断する、と補足した[156]。

EC は、所有権変更と言う事実こそ民営化企業について補助金の存否を改めて立証する必要を生じさせた主要原因であると主張した上で、アメリカは「所有権変更」をそれと全く異なる「新しい法主体の」の創造という概念と混同しており、上級委員会の先例は利益を受ける自然人と法人を相殺関税調査の対象となる輸出産品の生産者と同一視していないと、反論した[157]。

(c) SCM協定の解釈適用における国内会社法の原則

アメリカは、会社と所有者との区別は現実的であり、無視されるべきではないとした上で、民営化企業の株主が国有企業を買収するために政府に支払った（国有企業の）市場価格は、国有企業に交付された補助金を返却するものではないと主張する[158]。会社と会社所

---

153 Ibid., para 4.14.

154 カナダ航空機補助金事件の上級委員会解釈の先例を踏襲して補助金は必ず相殺関税の対象産品を生産する自然人あるいは法人に受取られるという解釈。参照、WTO Panel Report (DS212), para. 4.16.

155 Ibid., paras 4.16, 4.17,4.20.

156 Ibid., para. 4.22.

157 Ibid., paras. 418,4.23.

158 アメリカは、SCM 協定の交渉参加者は会社と所有者が異なるという事実を意識して

有者を区別する会社法の原則に基づいて、会社所有者ではなく、補助金を交付された会社が自ら補助金を返却しない限り、補助金の返却は認められないというアメリカの観点に対して、EC は、相殺関税は会社法における会社と所有者との区別の原則と関係なく賦課できるものであり、その理由として、利益の受益者となるのは経済実体（economic entity）であり、相殺関税の調査対象とされる輸出産品の生産者ではないことを挙げた[159]。

(d) "same person" 対 "same activity"

EC は、"same person"という用語は偽装された "same activity"を意味するものであり、実体同一論は民営化の条件（terms of sale）を無視する点で部分残留論と同じである、と非難している[160]。

EC は、実体同一論は相殺関税調査の対象となる生産者について補助金存否の立証を行うことを避けて、民営化取引前後の会社の財産と営業活動の同一性に着目していると指摘した上で、実体同一論のもとで、所有権変更後の企業（post-transaction entity）が全財産を処分し、他の商標を使用し、他の労働者を雇用して、他の産品を生産しない限り、相殺関税から逃れることはできないと批判した[161]。

アメリカは、補助金が財産に内在し、財産そのものを売却しない限り補助金は返却されないという EC の理解は実体同一論を歪曲しており、補助金は法主体（legal person）に内在し、財産の売却と株式の売却の補助金に与える影響は完全に異なると反論した（強調は筆者）[162]。

(3) 19U.S.C.1677(5)(F)の WTO 協定適合性

EC は、1677(5)(F)[163]の規定は、商務省が利益の存否を市場基準で判断するという SCM

いたこと、1999 年特殊鋼相殺関税事件の上級委員会は補助金の被交付者は法主体（legal person）であり、法主体の所有者、経済的実体（economic）ではないという解釈は確立していることを強調する。さらに、会社が相殺関税を賦課されることを国内法の不法行為から生じる責任と対比して、相殺関税に対する会社の責任は国内法上の不法行為の責任に類似していると補足している。WTO Panel Report (DS212), paras. 4.24, 4.27, 4.30, 4.32, 4.38.

159 Ibid., paras. 4.25, 4.28, 4.31, 4.33.

160 Ibid., para. 4.40.

161 Ibid., paras. 4.40, 4.42, 4.44.

162 アメリカは会社と所有者との相違を主張する議論を展開するにあたって、紛争処理の全過程において終始、法人とその所有者という一般的的概念に固執し、より具体的な概念である「株式及び株主」に言及することは非常に稀であった。Ibid., 4.43.

163 URAA 19U.S.C.1677(5)(F)の解釈論に関する詳細な議論は第 3 章第 3 節で展開されたため、ここで繰り返さないことにする。

協定の基本原則に基づいて、公正な市場価格を反映する独立当事者間取引によって民営化が達成された場合、民営化以前国有企業に交付された補助金が民営化企業に残留しないと結論することを妨げるものであるため、1677(5)(F)自体はSCM協定第1条1項(b)、第14条、及びWTO協定第16条4項に違反すると主張した[164]。これに対して、アメリカは、原補助金は民営化企業に利益をもたらすかどうかの問題について、1677(5)(F)は具体的な解決の方法を命令する性格のものではなく、当規定は商務省に民営化問題を解決する裁量権を与えただけであり、民営化のような所有権変更はそれ自体原補助金は相殺不可能であること、あるいは相殺可能であることを指示するものではないと、反論している[165]。

3. 小委員会報告

(1) 主要問題と審査内容

小委員会は、本件の主要問題は、SCM協定のもとで国有企業の民営化に関する法的評価、さらに正確に言えば、12件の国有企業の完全民営化とかかわる相殺関税決定の法的評価であると示した[166]。具体的に本件の争点は、公正な市場価格を反映する独立当事者間取引による民営化の達成は、非反復的（non-recurring）補助金の未償却を返却（extinguish）することができるかどうかにある、と設定した[167]。

小委員会は審査の内容として、相殺関税の目的と法的要件、民営化による所有権変更という状況下でSCM協定の意味する「利益」の存否を決定することである、と述べた上で、「利益」を受ける対象（to whom the benefit accrues）の決定、「会社の所有者にもたらす利益」と「会社自体にもたらす利益」とを区別して扱う理由、民営化が達成された状況下の利益の存在を確立させる根拠、といった問題を検討することにした[168]。

(2) SCM協定における相殺関税賦課の目的と条件

小委員会は、相殺関税賦課の目的について、補助金の影響を相殺するものであり、補助金による資源の非効率的な配分及び市場歪曲に対応するものではないと明示した[169]。相殺関税の法的要件について、小委員会は、補助金の存在、損害の発生、因果関係の成立とい

---

164 WTO Panel Report (DS212), paras. 4.73,4.74.
165 Ibid.,para.4.75.
166 Ibid.,para.7.39.
167 Ibid., para.7.39.
168 Ibid., para.7.40.
169 Ibid., paras. 7.41,7.42.

った基本的前提に触れただけである[170]。

(3) 「利益」存在の意味

小委員会は、「利益」について SCM 協定は定義をしていないが、「利益」は抽象的に存在するものではなく、必ず自然人、法人のような受益者（beneficiary or recipient）に受取られ、必ず受取主体（recipient）があることを意味するという上級委員会の解釈を引用した[171]。さらに、1994 年 GATT 第 6 条 3 項、SCM 協定第 10 条脚注 36 の規定する「補助金は産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に交付されたもの」という内容を認めるが、この規定から SCM 協定第 1 条 1 項(b)の意味する「利益」は必ずしも生産施設に与えられたものと解釈することはできない、と補足した[172]。

(a) 所有権変更（民営化）状況における利益の受益者（recipient）

小委員会は、民営化（所有権変更）と絡む相殺関税をめぐる紛争において、利益の受益者（recipient of benefit）を決定するために関連実体（relevant entity）を確定することは重要な問題であるとしたうえで、補助金は法的主体（legal person）である会社に交付されたものであり、会社の所有者あるいは株主自体に直接与えられたものではないという商務省の解釈を認めると明示している[173]。

小委員会は、民営化の状況における利益存否及び利益の受益者の決定と関連する主体を確定する上で、商務省の採る立場を改めて整理した[174]上で、SCM 協定の文脈において、会社とその所有者を区別することは妥当ではない、と明確に示した[175]。小委員会の提示した根拠は、SCM 協定は利益の存否を決定する問題に言及するにあたって、会社とその株

---

170 Ibid., para.7.43.

171 Ibid., para.7.45.

172 小委員会は、「利益」は会社の生産施設に内在するという観点を否定した 1999 年特殊鋼相殺関税事件の上級委員会の解釈を引用している。参照、Ibid., para.7.46

173 Ibid., para.7.48.

174 商務省の観点は次のとおりである。会社自体とその所有者（株主）を異なるものとして扱う。利益（補助金）は法主体（会社）に内在するものであり、会社の所有者が変更されても依然とその会社に残る。民営化は会社の所有者を変更させることがあっても、自動的に生産者の法主体性に変更をもたらすものではない。国有企業と民営化企業は同じ法主体（legal person）である限りでは、国有企業に内在する利益は引き続き民間所有者（shareholders）に所有される法主体（民営化された生産者）に残留し、したがって、民営化は会社に存在すると立証された補助金に影響を与えることはない。会社の所有者のポケットから出された資金を会社の支払ったものと見るべきではない。参照、Ibid., para.7.49.

175 小委員会は WTO 加盟国の国内会社法の観点から、会社とその株主が区別されていることを認める。参照、Ibid., para. 7.50.

主を区別して扱うことに触れていないという[176]。

小委員会は、さらに、SCM 協定 1 条、10 条、14 条は、“recipient” あるいは “benefit to recipient” 、“producer”と言及するだけであり、SCM 協定の「利益」概念は国内商法に基づいて確立された営業の法的構造（legal business structure、つまり、会社と所有者の関係、筆者注）から独立した無関係なものであり、その根拠は SCM 協定の関心は補助金交付の同種産品を生産する国内企業に与える悪影響を特定する問題に置かれている、と説明する[177]。

会社とその所有者（株主）との不可分性について、小委員会は、産品の生産と輸出は生産者（会社）が所有者（株主）の経済的利益を追求する目的のために行われるものであり、補助金は生産者の生産と輸出能力を改善すれば必然的に利益率に影響を与え、株主に配分される利益を大きくする、と述べている[178]。

小委員会はこの立場を補強するために、次のように補足している。会社の価値は株主のために利益を作り出す能力によって決められる[179]。補助金交付によって会社の利益創出能力が増強されるなら、補助金の価値が会社の全体的市場価格に反映される[180]。投資家が会社を市場価格で買収した特、買収価格に会社に交付された利益（補助金）が含まれる[181]。市場基準に基づいて利益の存否を決定するにあたって、会社にもたらす利益と会社の所有者（株主）にもたらされる利益を区別して扱う必要はない[182]。

小委員会は会社とその所有者を区別して扱わない先例として、1999 年特殊鋼相殺関税事件の小委員会報告を引用した[183]。さらに、小委員会は商務省自ら会社とその所有者を区別して扱わないと主張していたことを援用して反論した[184]。

以上の議論を展開した上で、小委員会は次のように結論する。SCM 協定の利益存否の決定という文脈において、会社とその所有者を区別して扱う必要はなく、会社と所有者は結合して、利益の受益者（recipient）たる法主体（legal person）、すなわち生産者を構成

---

176 Ibid., para. 7.50.
177 Ibid.
178 Ibid.
179 Ibid., para. 7.51.
180 Ibid.
181 Ibid.
182 Ibid.
183 Ibid., para 7.52.
184 1993 年部分残留論の妥当性を主張して国内鉄鋼産業の立場（会社と所有者を区別する）を批判するとき、商務省は同様な論拠を展開したことがある。参照、Ibid., para. 7.53.

する[185]。商務省の観点は会社とその所有者の関連性を無視することになり、民営化によって変るのはまさにこの関連性である、と小委員会は強調する。小委員会によれば、SCM 協定は利益の受益者（recipient of benefit）と言及するとき、相殺関税調査の対象産品の生産者と輸出者となる会社とその所有者の結合状態を意味することになる[186]。

小委員会は、商務省が民営化前後の企業実体の同一性を判断するために挙げた 4 点の要素は全て関係企業の生産施設に関連するものであり、明らかに利益を生産活動及び財産と結び付けており、投資家に利益を還元するという生産活動の基本的目的を軽視していると批判する[187]。最後に、小委員会は、相殺関税調査は、SCM 協定に基づいて誰が受益者であるかを特定するにあたって、補助金付きと非難される産品を輸出する生産者（会社と所有者）に着目するべきである、と明確に示した[188]。

(b) 利益の存否の判断基準

小委員会は、利益は市場条件という判断基準から見て、受益者（recipient）が代価を払わずに手に入れた資金面での利益という先例の解釈を引用している[189]。この点に限って、紛争当事国間に争いもないため、詳しい議論は不要であった。

(4) 民営化の特別な事情

小委員会は民営化の特別な事情について、以下の 3 点から検討している。

(a) 特別な所有権変更

小委員会は、民営化企業の新しい所有者（投資家）の投下資本の回収及び営利目的の達成は、企業自体の営業成績と不可分の関係にあること、民営化企業は所有者に投資利益を返報する義務を負うことを強調しただけである[190]。

(b) 民営化は SCM 協定の適用条件の再検討義務を発生させる根拠になれるか

小委員会は、民営化は民営化企業について補助金存否を改めて立証する義務を引き起こすことについて紛争当事国はともに同意しているが、しかし、立証内容の面で意見が分かれることを確認している[191]。

---

185 Ibid., para. 7.54.
186 Ibid., para. 7.54.
187 小委員会は、利益は生産活動ではなく、法主体（会社とその所有者の両方を合わせて）にもたらしたものと解釈した先例を引用している。参照、Ibid., para. 7.55.
188 Ibid., para. 7.56.
189 Ibid., paras. 7.58, 7.59, 7.60.
190 Ibid., para. 7.60, 7.61, 7.62.
191 EC は、民営化の独立当事者間取引による達成と市場価格の支払を立証すればよいと

小委員会は、民営化は国有企業の財産と株式のための支払を含むと合理的に仮定することができるとした上で、かかる支払は必然的に民営化企業は無代価で何かを得ることは不可能であることを意味する、と述べている[192]。さらに、小委員会は、1999 年特殊鋼相殺関税事件の上級委員会は商務省が主張するとおり、民営化前後の主体の相違と生産活動の相違を根拠に民営化企業について立証義務を要求していないと、商務省の観点と異なる先例の読み方を示している[193]。

(c) 民営化生産者は原補助金から「利益」を得たか否か

小委員会は、政府が国有会社（生産者）に補助金を交付すると、補助金による利益は民営化される国有企業の公正な市場価格（売却）に反映される、したがって、民営化によって国有企業が有する全ての生産施設及び財産（goodwill）などの公正な市場価格が支払われたなら、原補助金は必ず返却されたと推測すべきであり、原補助金が引き続き全ての株式と財産（補助金で具体化されたものも含めて）の公正な市場価格を支払った民営化企業（会社とその所有者を含めて）に利益をもたらしていると認定できない、と補助金残留論があり得る余地を否定している[194]。さらに、小委員会は、民営化企業（生産者）は、市場取引（民営化）を通して全ての財産を入手し、もはや代価を払わずに得ているものは存在しないので、補助金の意味する利益を受けていると言えない、と補足する[195]。

上記の理由を示した上で、小委員会は、実体同一論の主張する会社と所有者（株主）の区別、株主が利益を得なかったとしても、民営化前後の会社実体が本質的に同一である限り、国有企業に交付された補助金はそのまま民営化企業に残留するという観点に同意できないと、明確に示した。

結論的に、小委員会は、実体同一論は SCM 協定に違反する根拠としてまず、民営化の条件（the condition of privatization）を検討しないこと[196]、次に、民営化が独立当事者

主張するのに対して、アメリカは所有権変更後の民営化企業は国有企業より異なる法主体（legal person）に変化したかどうかを立証するだけで済むと確執する。参照、Ibid., para. 7.63.

192 小委員会はさらに、かかる支払が独立当事者間取引による公正な市場価格を反映するなら、民営化企業は利益を得ていないことを意味する、と補足している。参照、Ibid., para. 7.65.

193 Ibid., paras. 7.67, 7.68, 7.69, 7.70.

194 Ibid.,

195 Ibid., paras. 7.72, 7.76; 7.77,7.78.

196 Ibid., para. 7.18. 小委員会のいう民営化の条件は主に民営化の達成方法を意味する。例えば、小委員会は次のように述べている。In failing to examine *the condition of the*

間取引で達成されても、民営化前後の企業実体が同一である限り原補助金が残留するという反証不可能な推定を覆して、民営化企業は補助金を受けることなく、補助金は返却されたという結論が得られない、といった点を挙げている[197]。

以上の議論を踏まえて、小委員会は、民営化問題に直面した場合、民営化企業（会社と所有者）が原補助金から利益を得ているか否かを決定するために、輸入国は必ず民営化の条件を検証し、しかもこの検証作業は民営化前後の企業の同一性（民営化企業が国有企業と異なるか否かを要求する）と無関係に行わなければならない、と述べている[198]。その上で、小委員会は、独立当事者間取引による民営化の達成という事実によって、民営化企業（会社と株主）は入手したものの市場価格を支払い、したがって、国有企業に与えられ過去の資金面での貢献からいかなる利益（市場条件を超える）も受けていないという結論が必然的に導かれなければならない、と結論する。小委員会によれば、原補助金からの利益が民営化企業に残留しうるという反証可能な推定を覆す上では、民営化の独立当事者間取引による達成という証拠を提示しさえすれば十分である、ということになる。

以上のとおり、商務省の原始的相殺関税最終決定の適法性について小委員会の行った認定と法解釈を見てきたが、行政見直決定とサンッセトレビュウ決定についても同じ議論が展開されたため、ここで繰り返さないことにする[199]。

(5) URAA1677(5)(F)の WTO 協定適合性問題

先にも見たとおり、EC は、1677(5)(F)は商務省が民営化と所有権変更後、補助金の存否を立証することなく相殺関税を賦課することを許容している限り、WTO 協定に違反する、と主張した[200]。これに対して、アメリカは、1677(5)(F)は原補助金が民営化企業に利益を与えるか否かについて如何なる指示（命令）あるいは方法を示唆するものではないと反論

---

concerned privatization, namely whether they occurred at arm's length and for fair market value, the United Sates had not first determined whether the privatized producers had received any benefit, pursuant to the SCM Agreement, from the prior financial contribution(subsidization).強調は筆者、参照 para.7.86.

197 Ibid.

198 Ibid.

199 行政見直決定とサンセットレビュウの SCM 協定適法性についても、小委員会は、利害関係者が民営化の独立当事者間取引による達成という証拠を提示した場合、アメリカは民営化企業（生産者）はもはや利益をもたらされていないと結論をする義務を負い、民営化の条件を検討する義務を拒否することは SCM 協定第 21 条 1 項、2 項、3 項違反を構成すると判断した。参照、Ibid., para. 7.98, 7.114.

200 Ibid., para. 7.118.

した[201]。この問題について、小委員会は次のように分析している。

小委員会は、まず、商務省が 1677(5)(F)を WTO に適合する形で適用することが実際に可能なのかどうか、という問題設定をした[202]あと、国有企業の買収者（会社と民営化生産者の株主）が公正な市場価格を支払った以上、原補助金による利益は当然支払価格に含まれることになり、民営化企業は SCM 協定の意味する補助金を受けていないと結論しなければならない、と公正な市場価格の支払という証拠を絶対化させて置く[203]。つまり、小委員会は、民営化が独立当事者間取引によって達成され、公正な市場価格を反映したなら、輸入国（の相殺関税当局）は、原補助金が民営化企業に残留することなく、完全に政府に返却されたという結論に達しなければならない、と要求する[204]。

小委員会は、1677(5)(F)の読み方として、この規定は取引対象物の公正な市場価格を反映する独立当事者間取引を、補助金存否を判断する決定的要素と位置付けていない[205]ため、商務省に実体同一論を選択できる余地を残している、と認識している[206]。小委員会は、商務省は行政裁量権を WTO 協定に適合する形で運用できるなら、公正な市場価格を反映した独立当事者間取引による民営化の達成という証拠が提示される限り、民営化企業は国有企業に交付された補助金から如何なる利益も得ていないとシステマテックな結論（systematic conclusions）に達しなければならない、と独立当事者間取引の証拠力を強調している[207]。

さらに、小委員会は、1677(5)(F)立法史[208]、SAA の解釈[209]、法規定の目的[210]、司法解釈[211]を考察して、次のような結論を得た。1677(5)(F)は事実上、商務省が公正な市場価格を

---

201 Ibid.

202 つまり、小委員会は、公正な市場価格を反映する独立当事者間取引による民営化の達成という証拠が提示された状況下で、1677(5)(F)を WTO 協定に違反しない形で適用できる余地はありうるのかどうかを検討することにした。また、小委員会は、公正な市場価格を反映する独立当事者間取引による民営化の達成という事情のもとで、1677 (5)(F)の適用は必然的に SCM 協定に違反すると言えるかどうか、と言い方を変えて強調している。Ibid., para. 7.137.

203 Ibid., para. 7.129.

204 Ibid.

205 Ibid., para. 7.134.

206 Ibid.

207 Ibid., paras. 7.138.

208 Ibid., paras. 7.14 - 7.142.

209 Ibid., paras. 7.143 - 7.144.

210 Ibid., paras. 7.145 - 7.146.

211 Ibid., paras. 7.147 - 7.154.

反映する独立当事者間取引によって達成された場合においても国有企業に交付された補助金が民営化企業に残留することなく政府に返却されるという結論に達することを禁止する規定であり、つまり、商務省は当規定に従う限り、WTO 協定（SCM 協定）に違反しない形で行政裁量権を行使することは不可能という[212]。つまり、問題となる民営化がいかに独立当事者間取引で達成されようと、民営化取引の価格がいかに公正な市場価格であろうと、商務省は常に国有企業に交付された補助金が民営化企業に残留すると認定するしかない、と断言している[213]。

以上の事実認定と法解釈を経て、小委員会は次の結論を下した。6 件の原始的相殺関税決定について部分残留論（gamma methodology）を適用したため、原補助金から民営化企業が利益を受けたか否かを立証することを怠ったことになり、SCM 協定第 14 条、第 19 条 1 項、第 19 条 4 項、第 10 条違反を構成する[214]。2 件（1 件が部分残留論を適用し、他の 1 件が実体同一論を適用した）の行政見直し決定について、相殺関税決定後発生した民営化が独立当事者間取引によって達成されて公正な市場価格を反映したかどうかを検討しなかったため、民営化企業について補助金存否を立証できおらず、相殺関税を継続して賦課する法的要件を規定する第 21 条 1 項と第 21 条 2 項に違反する。4 件のサンセットレビュウ（4 件とも部分残留論を適用）について、民営化の事実（独立当事者間取引）を検討しなかったため、相殺関税の撤廃が補助金及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があるかどうかについて立証することを怠ったことになり、SCM 協定第 21 条 1 項、第 21 条 3 項違反を構成する。結局、本件で申立てられた商務省の相殺関税決定は全て違法とされたのである。

4．主要論点の検討

(1) 民営化事実に関する認識

本論文は、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性問題を処理した重要判例（アメリカの国内司法機関の判例と GATT・WTO 紛争解決機関の判例）を網羅的に研究してきた。問題となる民営化の事実関係に着目してすでに研究した判例と比較すると、本件の有する

---

212 Ibid., para.7.55, 7.156.
213 Ibid.
214 Ibid., para. 8.1.

最大の特徴は今まで問題となった民営化のケースをほとんど内包していることである[215]。国有企業に交付された補助金の民営化後の行方を判明する上で、民営化の内容（売却対象）と達成方法（独立当事者間取引）を分けて考えるという本論文の一貫した立場から言えば、本件で問題となる民営化（輸出国 6 カ国、民営化企業 10 社）の複雑性が、紛争当事国と WTO の小委員会にどの程度注目されて、如何なる議論が交わされるかは興味深いことであった。残念ながら、これだけ複雑な民営化の具体的ケースが羅列されながら、法的議論の中で民営化事実の分析はほとんどされていない。法的論点の批判的検討をする前に、相殺関税の賦課対象となった民営化企業を単位に、問題となった民営化を図[216]で表現し、その特徴を示す作業が必要となろう。

1. Ugine S.A

フランス政府 → Usinor → Ugine S.A

2. GTS

フランス政府 → Usinor → DUS → Dillinger → GTS

3. Usinor

フランス政府 → Usinor

4. CAS

イタリア政府 → IRI[217] → ILVA[218] → Cogne S.p.A → CAS

5. AST

イタリア政府 → IRI → AST（ILVA グループから独立）

6. ILP

イタリア政府 → IRI → ILP（ILVA グループから独立）

7. SSBA

スウェーデン政府 → SSBA

---

215 本論文第 3 章で研究したイタリア Delverde 社のパスタ生産設備の売却は民間企業同士の取引であり、*Delverde III* によって問題解決されている。第 2 章で研究したメキシコ国有企業 Sonocal の民営化問題も 1989 年の時点で解決されている。この 2 件は本件にカバーされていない。

216 矢印は会社と所有者の関係を表している。文字による説明は本節 1 参照。

217 国家持株会社、つまり事業を展開する株式会社形態国有企業の株式を保有し、経営支配を行うだけで、自ら具体的事業を展開しない会社である。

218 企業グループである。

8. BSC

9. Dillinger

10. Aceralia AS

以下、1999年特殊鋼相殺関税事件（以下、特殊鋼事件とする）の民営化の内容と比較しながら、本件の民営化の内容的特徴を説明する。民営化の内容（売却の対象）から見て、特殊鋼事件はかなり単純なケースであったと言える。BSC と GKN は共同出資して株式会社 UES を設立する際、BSC の特殊鋼生産部門が現物出資の形で UES に投下された。特殊鋼生産施設の一部が原補助金で具体化されたものであるという事実について異議がなかったため、特殊鋼生産施設の公正な市場価格が評価される代わりに BSC が UES の株式を保有したことを明らかにするだけで、UES は市場条件を超える利益を受けなかったと容易に説明することができた。問題となる補助金が取引対象物（特殊鋼生産施設）と一体化されていたからである。

しかし、本件の事実関係はかなり複雑化している。問題となった民営化のほとんどが株式の売却と言う事実を含めており、いずれも単純な資産の売却にとどまるものではない。民営化の事実がほとんど株式の売却から始まっていることを考えれば、遠山教授が研究したとおり、公共体形態国有企業を採用したイギリスと異なって、欧州大陸の国有企業は早くから株式会社形態を採用していたことは事実である。単純な資産の売却と比較して、株式会社形態国有企業の政府保有株式の売却による民営化の有する最大な特徴は、取引対象物（株式）と補助金で具体化された財産が一体化していないことにある。この点は、法的議論を複雑化させた最大な原因であろう。

(2) 民営化のケースにおける「利益」の受益者

カナダ航空機補助金事件で、「利益」存否の判断基準が問題とされて、利益は「資金面での貢献」の市場基準を超えた分であることは明らかにされたが、本件では、利益の付着主体、つまり、誰が利益の受益者になるのかと言う問題は大きな争点となった。

---

219 企業グループである。

アメリカは、「利益」の受益者、つまり利益が付着する主体を法人（会社）であると主張したことは、法人である会社とそれを設立者（投資家）である所有者を区別し、所有者の変更しかもたらさない民営化を、会社に内在する補助金の行方の考察と無関係な事項と位置付けて、補助金残留論を論証する上で必要な解釈論であった。

SCM 協定において「利益」が定義されていないため、カナダ航空機補助金事件の上級委員会が「利益」について、「自然人または法人に与えられたものである」と解釈したことはアメリカの都合に合う先例となった。補助金は企業の財産の一部を構成して初めて企業の費用構造に影響を与えることを考えれば、補助金は会社所有者が出資義務を履行した後の会社に付着するというアメリカの考え方は正確なものと評価される。アメリカによれば、会社に内在する補助金は、会社から抜き出されない限り返却にはならないこととなる。しかし、アメリカのいう「抜き出す」という用語は、会社の財産に具体化されてしまった補助金を物理的に取り上げるという意味ではなく、会社に内在する市場条件を超える利益の消滅という点に置かれていたと考えるべきである。

EC も先例による「利益」の明確な解釈を容認せざるを得なかったため、アメリカは利益の受益者を会社であると考えているのではなく、利益は会社財産に付着するものと主張していると誤解し、補助金は財産に付与されたものではないという 1999 年相殺関税事件の議論を繰り返す以外はディフェンスできなかった。

小委員会は先例を意識してアメリカの「利益」に関する解釈に同意しながら、民営化のケースにおいて利益を法人に付着したものと考えるアメリカの立場を否定できる有力な根拠を提示できなった。

(3) 相殺関税における会社と所有者間関係の処理

先にも見たとおり、アメリカは、「利益」を法人（会社）に付着したものと捉え、利益はその法人（会社）に出資した所有者の変更と無関係な存在であると主張した意図は、株式の売却のような民営化の場合、会社の所有者が変わるだけで、補助金が付着しているとされる会社自体にいかなる変更も生じないため、補助金はそのまま会社に残留することを論証することであった。

ところで、アメリカの論証はかなり抽象的で、しかも形式論的になっている。例えば、アメリカは、1999 年特殊鋼事件の上級委員会が BSC と UES は完全異なる企業であると判断したことを反対解釈して、民営化前後の会社が同じであれば補助金は民営化企業に残留すると安易に先例を援用している。具体的に、相殺関税の被賦課対象を特定する上で、

なぜ利益を会社に付着すると解釈し、会社と所有者は区別して扱わなければならないのか、なぜ民営化によって会社の所有者だけが変更したと主張できるのか、会社の所有者だけが変更したことは立証されたとしても、必然的に所有権変更前後の会社の同一性が維持されると結論できる理由は何なのか[220]。また、会社の同一性が維持されていることから補助金残留論が必然的に導かれると言えるのだろうか。アメリカはほとんど説得的な根拠を挙げていない。したがって、会社に交付された補助金は会社所有者と無関係であるという主張に対して、小委員会は、会社は所有者（投資家）のために生産をしているのに、なぜ無関係のなかと反論している。

会社に付着した補助金が会社の所有者の変更と無関係に会社自体に残留するというアメリカの論拠が説得力を欠くことはさておき、SCM 協定の相殺関税問題の文脈において、会社とその所有者を区別して扱う必要がなく、両者を一体化させて考えるべきという小委員会の観点の根拠もかなり脆弱になっている。例えば、会社は所有者の経済的利益を追及するために輸出をしていると言う議論はそうである。問題は、会社と所有者は利害的に無関係であることを証明できる証拠もいくらでもある。例えば、相殺関税を株主に賦課することはできないこと、会社債務を株主に向かって直接請求できないこと、株主に交付された補助金は会社に無代価で流れる[221]ことはありえないこと、などである。

相殺関税の文脈において会社と所有者を区別して考慮することは不要であるという観点を補強するために、小委員会は、SCM 協定の問題関心は補助金付き産品と同種産品を生産する競合企業に与える悪影響に置かれており、相殺関税調査は補助金付きと非難される産品の生産者（会社とその所有者）に着目するべきだと述べているが、損害を発生させる主体は補助金交付を受けた生産活動の担い手となる会社であり、補助金を利用して生産費用を抑えて本来設定すべき価格より低価格を設定するのはまさに会社内部で行われるという経済学の基本的事実を忘れている。

以上見てきたとおり、アメリカの展開した会社と所有者相異論は実体同一性の 4 要素理

220　アメリカは実体同一論を最初打ち出したとき、民営化前後の会社実体の同一性を 4 要素で判断し、ほとんどの場合実体同一論の結果が得られ、したがって、補助金残留論が導かれると主張していたが、本件では 4 要素の論拠をほとんど提示することなく、会社と所有者の相異点に力点を置いて議論している。

221　親子会社について会社と株主の関係であると考えられるが、かかる場合、子会社の事業はもはや親会社の事業と統合されている状況（同じ会社実体）にあり、一般的に論じる会社と所有者の関係の例外であると言えよう。

論より進歩していると評価されるが、補助金残留論を裏付ける根拠として綿密さは欠けており説得力を有しない。それに反対するECと小委員会の議論も同じく説得力を欠けている。

(4) 公正な市場価格を反映する独立当事者間取引の証拠力

本件において、EC と小委員会の立場は驚くほど一致していることは明らかである。いずれも民営化と錯綜する相殺関税の問題が発生すれば、輸入国は必ず民営化の条件、つまり公正な市場価格を反映する独立当事者間取引を調査することを力説している。民営化を取引内容（売買対象）と達成方法に分けて考慮する限り、補助金が取引対象物の中に完全に含まれている場合（例えば、会社自体の売却、会社財産の売却）、EC と小委員会の議論は当然成り立つ[222]。しかし、原補助金で具体化された財産など本来取引対象物に含まれる形で行われる民営化取引以外に、民営化の目的を実現する取引（株式だけの売買）がありうるというアメリカの問題提起の前で小委員会は麻痺しているように思われる。その最大な証拠は、独立当事者間取引を事実調査の唯一の内容であると断定している点に現れる。補助金で具体化された財産の公正な市場価格による売却が行われた場合（財産の代金を企業が支払ったか、企業の所有者が支払ったかを問う意味はない）、完全返却論的な結論が導きかれることをアメリカも明確に認めている。

本来本件で争点として、すでに 1999 年特殊鋼相殺関税事件の先例において明確化された論点を繰り返すのではなく、民営化の複雑な内容に着目した具体的な分析が要求されたはずだが、残念ながら、アメリカは法人と所有者の分離のような抽象論に終始し、株式会社形態国有企業の政府保有株式の売却といった明確な議論を展開しなかった。

本件で問題となる民営化が原補助金の行方に与えうる影響について、筆者なりに次のように整理する。フランス国有株式会社 Usinor の政府保有株式の売却の結果、補助金が返却されたと結論することはかなり苦しいと考えられる。特に、GTS の場合、GTS の親会社 Dillinger の親会社が DHS となっており、さらに DHS の親会社が Usinor となっている。フランス政府が Usinor の株式を売却することで、GTS の補助金が返却されるとは到底考えられない話しである。

---

222 補助金は企業の価値の増加に貢献し、補助金で具体化された財産を含む企業（あるいはその一部財産）が公正な市場価格で売却された場合、買収者に補助金は残留しないという結論は 1999 年特殊鋼相殺関税事件で完全解決された課題であり、もはや繰り返す必要もないと言える。要するに、本件で問題となる民営化の複雑性から見て、それが補助金を

イタリアの国家持株会社 IRI の経営支配を受ける多数の事業会社の民営化について、CAS を GE.VAL 一社に売却しているが、売買取引の対象は CAS そのものなのか、株式の売却だけなのか、さらに調査する必要がある。AST と ILP はグループの事業を独立させた上で売却しているが、ILVA グループに対する補助金交付の後で株式会社が設立されているなら、そもそも補助金があったかどうかをさらに調査する必要があるであろう。

SSBA と Aceralia AS の民営化は文句なく政府保有株式の売却であり、小委員会のまとめた事実以上の証拠が提示されない限り、完全残留論は妥当であろう[223]。BSC は公共体形態国有企業を株式会社化した後の政府保有株式の売却になるため、同じく株式の売却と言って、安易に完全残留論の結論を下せない。Dillinger は新設される会社に現物投下されたため、市場価格が成立している以上、完全返却論が妥当であろう。

含めた企業の公正な市場価値の反映と安易に言えるかどうかである。

223 本論文第 2 章で研究したとおり、商務省は過去完全残留論的結論を出した先例がある。

終章　民営化企業に賦課する相殺関税の適法性

本論文は、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を究明することを研究課題に設定し、国有企業の民営化と交錯する相殺関税の問題が初めて表面化した 1989 年のメキシコ石灰産品相殺関税事件から、2002 年 7 月 31 日、EC 鉄鋼産品相殺関税事件の WTO 紛争処理小委員会報告が発表されるまで、10 数年間に蓄積された重要判例を網羅的に研究し、補助金残留論（アメリカ）と完全返却論（EC）とがそれぞれ主張する法的論拠を考察してきた。

以下、現行法（URAA の相殺関税法規定と SCM 協定）の規定する相殺関税の法的要件及び民営化事実の双方を意識しながら、補助金残留論と完全返却論とがそれぞれ有するメリットと欠点を総括的に分析、評価した上で、民営化企業に賦課する相殺関税をめぐる紛争の解決方向を示し、論文を締め括ることにする。

第 1 節　補助金残留論の総括的評価

序章で論じたとおり、GATT・WTO による相殺関税の国際的規律の基本的方法は、次のプロセスを必要とする。まず、相殺関税の法的要件を厳密に規定しておくことである。次に、相殺関税の賦課をめぐって紛争が発生したとき、法的要件に基づいて問題となる具体的相殺関税の適法性を判断し、違法性が確認された場合、輸入国にこれを廃止することを要求する。相殺関税の国際的規律の実効性を確保する上では、相殺関税の法的要件を厳密化することが常に重要な課題となる。

理論的に相殺関税の法的要件は、手続的要件として、補助金の存否、国内産業の蒙る実質的損害の発生、補助金と実質的損害両者間の因果関係の成立といった客観的内容の立証責任と、実体的要件として、上記立証内容（補助金、損害・因果関係）を判断する具体的法的根拠を必要とする。民営化企業に賦課する相殺関税の適法性も、適用可能な法律の規定する法的要件に基づいて判断されなければならない[1]。

EC が完全返却論を確立させる上で、相殺関税の法的要件の核心となる補助金存否の判

1　しかし、本論文の課題は特に補助金存否の判断基準と立証責任に集中され、損害・因果関係要件の問題は本研究の範囲から除外される。

断基準(URAA と SCM 協定における受益者利益説を反映した補助金の法的定義)は決定的機能を発揮したにもかかわらず、アメリカはあえて補助金の法的定義に関する受益者利益説による解釈論を正面から争うことなく、むしろ、受益者利益説を反映した補助金の定義は商務省の長期的な慣行を法典化したものに過ぎない、と認めている[2]。したがって、原補助金が民営化企業に残留するのか、それとも政府（国有企業）に返却されるのかという結果論をめぐるアメリカと EC の対立は、核心的な法的論点（補助金存否の判断基準）以外に様々な論点を内包する形で複雑化して行った。

以下、アメリカが補助金残留論を主張するために提示した様々な論拠に関する法的評価をまとめる。

1. 非反復的（non - recurring）補助金の時間的配分論

序章で詳細に説明したとおり、民営化後、それ以前に国有企業に交付された補助金が民営化企業に残留すると主張して相殺関税問題を提起し得る事実的根拠は、非反復的（non - recurring）補助金で具体化された生産施設など固定資産の耐用年数の長期化とそれに伴う減価償却期間の長期化に相応して、相殺関税賦課可能な期間も長期化することにある。この事実的根拠に限ってはアメリカと EC は対立していない。

国有企業が補助金を交付された後、独立当事者間取引による民営化の達成のような後発的事情の変更が生じない通常の場合、相殺関税被調査側が補助金の返却を裏付ける有力な証拠を提示できない限り、非反復的（non - recurring）補助金で具体化された生産施設の耐用年数が切れるまで、補助金を時間配賦する形で被交付企業の産品に相殺関税を賦課する慣行は認められよう。現在の SCM 協定と URAA においても、この問題に関する具体的な規定がないにもかかわらず、この慣行自体に反対する意見は見られないし、今後も黙認された慣行として援用されよう。したがって、補助金残留論と完全返却論の双方にとっては、この論拠自体は法的に有利になることもなければ、不利になることもない。

2　アメリカは、民営化と錯綜する相殺関税の問題が表面化した当初から、民営化の事実に基づいて受益者利益説による補助金存否の判断基準を適用することを拒否したのではなく、1993 年、部分残留論を導入してから、これを拒否するようになる。参照、第 2 章第 1 節、第 3 章第 4 節、第 5 章第 2 節。

2. 補助金決定後の後発的事項無視論

アメリカは、国有企業について原補助金の存否を正確に立証して、相殺関税決定を行った後、民営化のような後発的事項を考慮に入れて改めてすでに決定した補助金の額を評価する義務を負わないと一貫して主張した。つまり、国有企業の原補助金の存否を立証さえすれば、後は原補助金を民営化企業の産品に配分するだけで相殺関税を賦課できる、という主張である。

第 3 章第 1 節で論じたとおり、EC は、補助金の額を改めて計算することを求めてもいなければ、立証された補助金額を超えた金額を相殺したと非難しているわけではない[3]。EC は、むしろ民営化企業（相殺関税の被調査対象とされる）について補助金の存否を問題にしているため、理論的にも後発事項無視論は的を外している。

後発事項無視論の有するもう一つの欠点は、後発事項を無視するのに、なぜ民営化取引対象物の価格のような事項を参照して一部返却を認めるのかという、部分残留論の抱える自己矛盾である。法的に見て、URAA と SCM 協定（第 21 条）は、いずれも補助金決定後の見直し義務を明確に要求するため、後発的事項を無視することを容認するというよりも、むしろ補助金決定後の事情の変更によって補助金が消滅あるいは減少する可能性を示唆しており、後発事項無視論を退ける有力な法的根拠となっている。

民営化が補助金決定後の後発的事項になるかどうかの問題に戻るならば、例えば、1986 年以前に補助金を交付された国有企業が 1988 年に民営化され、その後、1993 年以降に補助金の存否を立証しているのに、なぜ民営化を補助金存在の決定後の後発的事項だと位置付けることができるのか。正確に言うなら、アメリカは補助金交付後の後発事項を無視できると議論しなければならないが、補助金交付後の事項を無視して補助金の存否を立証できるという法的根拠はほとんど論証されていない。

この問題はさておき、さらに、相殺関税調査の対象とならない国有企業から見れば、民営化の客観的事実が後発的事項になることは確かであるが、しかし、民営化企業（現実に相殺関税調査の対象となる企業）について考えれば、民営化は後発的、二次的ではなくむ

---

3 アメリカは部分残留論を適用したとき、国有企業について立証した原補助金の額を超えて相殺したのではなく、一部の返却を認めたため、より少ない金額を相殺したと論じている。ここのポイントは、相殺関税賦課の対象は国有企業なのか、それとも民営化企業なのかである。国有企業に着目して考えるなら、部分残留論の結果、決定した原補助金の額より相殺される金額は少ないと言えるかもしれないが、民営化企業に着目した場合、補助金の存否が立証されていないのに相殺関税を賦課したことになる。

しろ第一次的事項である。この問題について、民営化のケースではないが、同じ部分残留論の適法性を争ったDelverde事件のCAFC判決（*Delverde III*）は、民間企業同士の財産売買取引は財産を買収した企業にとって後発的ではなく、第一次的事項であると明確に判断した[4]。この理論を民営化に適用すれば、民営化自体が民営化企業について補助金の存否を判断する上で第一次的事項と位置付けられなければならない。したがって、民営化企業の補助金存否を民営化の事実に基づいて立証する義務は避けられなくなる。CIT、CAFC、GATT・WTOの紛争処理機関のいずれもこの論拠を退けてきたが、理論的に有力な批判を展開することなく、民営化の独立当事者間取引による達成を主な根拠としている[5]。

3. 補助金の存在決定の時間的標準論

この論拠は後発事項無視論とリンクされるかたちで展開されていた。後発事項無視論の力点は、民営化企業に補助金が残留すると推定するために民営化という事実を無視する点に置かれているが、時間的標準論は国有企業について行った原補助金存否の立証結果の法的有効性を強調している。

この論拠の要旨は、原補助金の存否について補助金交付当時の市場基準を参照して立証しさえすればその後は改めて立証する必要はない、という意味である。換言すれば、問題となる補助金の存否を一度決定すれば、それ以上立証する必要がないという考え方である。補助金を交付当時の市場標準で決定するという議論自体に問題があると思えない。例えば、1986年の政府が行った「資金面での貢献」による長期貸付（金利は1%とする）が補助金を構成するかどうかを判断する際、当然ながら1986年当時の市場基準（例えば市中金利を2%とすると、2%－1%＝１％×融資総額は補助金）に照らして判断する。しかし、補助金交付時あるいは「資金面での貢献」の発生時ではなく、相殺関税の賦課する時点（例えば1995年の市中金利）で補助金の存否を判断することになると、市中金利が変動していれば重大な誤差が生じうる[6]。この意味で、アメリカの主張する時間的標準論はむしろ積極的に評価されてもよい。

しかし、問題は、民営化という事情の変更があったにもかかわらず、原補助金の行方（民

4　参照、第3章第3節。

5　参照、第3章第1節、第3節、第4章第2節、第6章第4節、第5節。

6 例えば、市中金利が変動して2%から3%になったとすると、補助金は3%－1%＝2%になり、市中金利が下がって1%になったとすると、1%－1%＝0になって補助金は存在しないことになる。

営化企業に残留するのか、それとも政府に返却されるのか）を論証する上で、時間的標準論が依然として妥当するかどうかである。民営化は民営化企業にとって第一次的事項であることを考えれば、当然ながら、民営化が行われた時点で民営化企業が補助金を受けたかどうか（残留か返却か）を判断しなければならない。つまり、国有企業の補助金存否の時間的標準は民営化企業にそのまま適用できると一律に言えないのである。したがって、1999年特殊鋼事件の小委員会及び上級委員会が、時間的標準論のために提示された法規定の文脈的根拠（SCM協定第1条、第14条の現在文による表現）を退けたことは適切であったと評価できる[7]。

4. 補助金存在決定後の補助金の使用と効果無視論

民営化企業に賦課する相殺関税の適法性をめぐる紛争の中で、アメリカが繰り返して強調したのは、補助金の存在を立証した後、補助金が被交付企業に競争優位を実際に与えたかどうかを立証する義務を負うことなく相殺関税を賦課できる、という論拠であった。URAAの相殺関税規定、1979年補助金協定及びSCM協定のいずれも、直接にこの問題を扱う規定はないが、相殺関税の基本的要件（補助金の存否、損害発生、因果関係の成立）以上に、相殺関税当局に加重要件を課さないという慣行が確立している。しかし、アメリカは原補助金が民営化企業に競争優位をもたらしたかどうか（実際は補助金の存否の問題であるが）の議論を、補助金の使用と効果の問題（国有企業に交付された原補助金に着目して論じる場合一応筋が通るが）と混同している。

原補助金の行方の問題を民営化企業のほうから見れば、むしろ補助金の存否を問うことであり、基本的要件が成立した上で加重要件を排除するための補助金の使用と効果の立証責任の問題にはならない。民営化企業について補助金の存否が立証されれば、当然ながら補助金が民営化企業に実際に競争優位をもたらしたかどうかを立証する必要もなく、相殺関税を賦課することができる。

5. 補助金の受益対象企業生産（施設）論

アメリカは、民営化のような企業の所有権変更が発生した場合においても、補助金の受益者が企業の生産（財産）であり、民営化以前補助金で具体化された生産施設は民営化以

---

7 参照、第6章第4節、第5節。

降も継続して生産活動に活用されるため、企業の生産に与えられた補助金を相殺することは当然成立すると主張してきた[8]。

カナダ航空機補助金事件で、上級委員会報告は、補助金は企業の生産ではなく、企業（法人）自体にもたらした利益であると明確に解釈した。したがって、民営化企業に相殺関税を賦課する場合、民営化企業について補助金の存否を立証することができれば、民営化企業の生産に補助金が与えられたことも当然に推測できる。

相殺関税は生産に与えられた補助金を相殺する特別な関税であると解釈すること自体は問題ではないが、まず生産の主体たる企業について補助金存否の立証を行うことが必要となる。アメリカは国有企業を主体的に扱って原補助金の存否を立証したように、民営化企業を主体として扱わなければならない。補助金残留論の挙げた法規定の文脈的根拠をWTOの紛争処理機関が否定したことは積極的に評価されよう[9]。

以上の5点の論拠は、1993年7月から2000年12月までに、アメリカ（具体的に商務省）は民営化問題に対応する基本理論として位置付けてきた、いわゆる部分残留論を支える具体的根拠であった。この他に、補助金残留を推定できる法的根拠として、URAAからは19U.S.C.§1677(5)(F)[10]を、SCM協定からは第27条13項[11]を、それぞれ直接引用した

8　引用した実定法の根拠は、1947年GATT第6条3項の第2文、1979年補助金協定第1条の注4及びSCM協定第10条の注36の規定である。逐語的にこれらの条文の内容は共通しており、次のように規定する。「相殺関税」とは、産品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に交付される補助金を相殺する目的で課する特別の関税をいう。先にも見たとおり、民営化企業に賦課する相殺関税問題を可能した基本的原因は、補助金で具体化された鉄鋼産業の耐用年数の長期化にあることについて、アメリカとECはともに認めている。したがって、補助金を生産施設に浸透し、生産活動を優遇するものと理解すること自体は問題ないと思われる。しかし、補助金が生産施設に浸透するため、民営化企業が補助金で具体化された生産施設で操業している以上、補助金も残留すると主張することは、補助金が内在する生産施設の市場価格を支払うことによって、補助金が金銭的形で返却される可能性を否定したことになる。したがって、補助金は生産施設に内在するという議論は、補助金存否の法的判断の根拠として不十分である。

9　参照、第6章第4節、第5節。

10　URAA 19U.S.C.§1677(5)(F)は、民営化など所有権変更問題を専門的に扱う規定であるが、最初に商務省はこの規定を根拠に独立当事者間取引を無視して補助金残留を推定できる権限を主張した。CITとCAFCは、19U.S.C.§1677(5)(F)の立法目的はむしろper se ruleの適用を牽制することにあると解釈して商務省の主張を退けている。参照、第3章第3節、第4節。

11　SCM協定第27条13項は、開発途上国の民営化の枠組みのもとで行われる補助金の交付を対応可能な補助金から除外する規定である。アメリカはこの規定を反対解釈して、原補助金は一般的に相殺可能という根拠を引き出したかったが、WTOの紛争処理機関に退けられている。参照、第6章第4節、第5節。

が、いずれも失敗している。

以上のとおり、アメリカが部分残留論をディフェンスするために工夫した各論拠はいずれも、国有企業の原補助金の存在に関する正確な立証結果を法的根拠にしながら、民営化の事実（内容と達成方法の両方）に基づいて、民営化企業について補助金の存否を立証する義務を拒否し、原補助金の民営化企業内の残留を反証不能と推定するものであった[12]。

2000年1月のCAFCの判決（*Delverde III*）と2000年6月に採択されたWTO紛争解決小委員会（上級委員会も含めて）報告は、部分残留論のもとで提示された様々な根拠が原補助金の民営化企業内残留を裏付ける有力な根拠になることを完全に否定した[13]ことを受けて、アメリカも部分残留論のSCM協定違反を認めざるを得なかった。部分残留論はもはや自然消滅したため、今後の類似の紛争解決の方向を模索する上で参考価値はほとんどないと言ってよい。したがって、補助金残留論を評価する上で、部分残留論消滅以降の紛争の焦点及び新しく登場する理論に注目することは重要となってくる。

6. 実体同一論(same person methodology)

第6章の第2節で考察したとおり、アメリカは部分残留論を無条件で放棄したわけではない。アメリカは、民営化（所有権変更）前後の企業[14]（会社、法人）の同一性を検証せずに部分残留論を適用した限りでは、部分残留論はWTO協定(SCM協定)違反を構成することを認めて、実体同一論の根拠を提示すれば、部分残留論を適用した相殺関税決定はSCM協定に適合すると結論できる、と主張した。

部分残留論に代わって新しいディフェンスとして登場したのは、実体同一論（same person methodology）である。その要旨は、民営化前後の企業の同一性を、①企業の生産施設の継続性、②営業活動の継続性、③財産と債務の継続性、④人員の継続性、といった4要素で判断し、民営化前後の企業実体、つまり、民営化企業と国有企業は本質的に同一企業実体(法人)であると判断されたとき、国有企業に補助金が交付されたという立証結果

12　民営化の事実を考慮に入れて部分残留論（取引対象の市場価格と関係なく原補助金の残留額を計算する）を導入したというアメリカのディフェンスも、民営化取引の対象となる国有企業並びにその財産の市場価格を客観的に評価するものではなく、主観的に補助金の残留額を計算したため、民営化事実を無視するための偽装に過ぎないものであった。

13　注意を必要とする点は、補助金決定後の後発的事項無視論を除いて、WTOの紛争処理委員会とアメリカの司法機関（CITとCAFC）のいずれも、こられの論拠そのものを否定していないことである。

14　民営化前の国有企業と民営化後の民営化企業。

を、民営化企業にそのまま適用して相殺関税を賦課する、という理論である[15]。

実体同一論の根拠として提示された、企業財産、営業活動、生産施設と債務、人員といった4要素理論は原補助金で具体化された企業財産の物理的同一性に着眼したものであり、民営化取引の対象物を単位に民営化前後の企業実体を考える以上、如何なる民営化であろうと実体同一論が成立し、補助金が残留する結論が導かれる[16]。4 要素理論は、民営化の内容を無視する点で本質的に部分残留論と同じく、民営化企業の投資家が取引対象物の市場価格を支払ったという事実をクリアできる論拠ではない。2002 年になると、実体同一論の 4 要素理論は、ほとんどの CIT の判決によって退けられている[17]。

第 6 章第 2 節で取り上げた EC 鉄鋼産品相殺関税事件でアメリカの実体同一論をディフェンスする根拠が変わってきた点は注目に値する。当事件で、民営化前後（所有権変更）の企業（会社）実体の同一性を論証するとき、アメリカは、4 要素理論にほとんど触れることはなかった[18]。

アメリカは、補助金の受益者（付着主体）が法人（会社）であると主張した上で、会社と所有者は異なる性格の存在という事実を強調し、単なる所有権の変更は会社自体に変更をもたらすことなく、したがって、会社に内在する補助金も会社所有権変更後の会社にそのまま残留するという、会社と所有者相異論を展開している。したがって、補助金残留論に対する法的評価も、実体同一論をディフェンスする会社と所有者相異論に焦点を絞って展開されなければならない。

アメリカの会社と所有者相異論は 2 つの論点から構成される。まず、補助金の受益者（会社）の特定である。つまり、補助金の受益者は会社であり、補助金は会社に内在することを強調する。次に、会社と所有者は異なる存在であることを強調する。会社と所有者は異

15　参照、第 3 章第 4 節。

16　本質的には、4 要素理論は部分残留論の根拠の一つとして挙げられた補助金受益対象企業生産（財産）論と変るものではない。

17　注意を必要とする点は、4 要素理論は補助金残留論を裏付ける説得性を欠けるということは必ずしも実体同一論自体が成立たたないという結論の十分条件になれないことである。参照、第 3 章第 4 節。

18　アメリカは明確な形ではいないが、4 要素理論も静かに放棄されたと判断される。なぜなら、4 要素理論で民営化前後の企業実体の同一性を文句なく判断できる状況下で、会社と所有者相異論をわざわざ持ち出すことは全く余分としか言えないからである。アメリカは 4 要素理論で民営化前後の企業実体同一性を論証できたとしても、民営化企業に補助金が残留することを説得的に説明する自信がなかったため、他の根拠を探したと理解されよう。

なることを主張する意図は、所有者の変更（民営化）という事実から、補助金の行方の問題を切り離すことである。つまり、会社（法人）の所有者が変っても、会社所有者と無関係な存在である会社に内在する補助金は如何なる影響も受けないという理論である。会社と所有者相異論の最大の欠点は、補助金の残留を論証する上で形式論的であること、また、この理論を具体的民営化の内容に即して実証していないことである[19]。

第2節　完全返却論の総括的評価

補助金残留論の様々な論拠の有する欠陥、あるいはメリットはともかくとして、補助金が民営化企業に残留するという推定の結果に対して、補助金が民営化企業に残留しない、あるいは存在しない（返却された）という反論を相殺関税被賦課側が行わなければならない。以下、EC の提示した主要論拠に即して完全返却論を総括する。

1. 補助金存否の判断基準と補助金の定義

EC は、補助金残留論が主張する民営化企業に原補助金が残留するという推定的結論を覆すには、補助金存否の判断基準となる補助金の法的定義に依拠して議論を展開した。民営化企業に補助金が存在しないこと（返却）を主張する EC の論証過程は、補助金が存在するという問題に反証するかたちで行われた。補助金の存否はその法的定義によって判断されるため、EC は補助金の定義（受益者利益説）に基づいて、アメリカの原補助金の民営化企業内残留という結論に反論し、完全返却論を論証したことは法律論として非常に的確であった。

ところで、補助金の法的定義の明文化は、GATT・WTO による補助金・相殺関税の国際的規律が直面した最も困難な課題であった。この点は補助金の法的定義をめぐる二つの理論の対立に現れている。つまり、受益者利益説と財政負担説との対立である。EC は財政

19　注目に値することは、問題となる民営化の内容が企業財産の売却ではなく、政府保有株式の売却である場合、アメリカは部分残留論の論拠に触れることもなく、株式の売却は補助金の行方と無関係な事項であり、原補助金は完全に民営化企業に残留すると過去の判例において主張したことがある。アメリカは、政府保有株式の売却による民営化の場合、なぜ補助金は民営化企業に残留可能なのかについて、まとまった論拠をほとんど示していない。しかし、これはあくまでも論証の厳密程度の問題にとどまり、補助金残留論が成立する余地は全くないと結論する根拠にはならない。参照、第2章で議論したスウェーデン鉄鋼事件、第3章第2節で論じた BSC の民営化問題。

負担説の最も熱心な提唱者であったにもかかわらず、補助金の返却を論証するときに受益者利益説に依拠した[20]。したがって、補助金の定義に関する受益者利益説による解釈論の確立は法律論の核心的な論点となった。

2. 受益者利益説の法典化と解釈論

受益者利益説は法律論として完全返却論を確立させる上で決定的に重要であったが、しかし、補助金の法的定義の明文化及び受益者利益説の解釈論の確立はあまりにも遅かった。WTO と URAA が発効する以前、受益者利益説の法典化と解釈論が確立されていなかったため、EC が補助金の完全返却を法的に論証する上で極めて困難であったことは、受益者利益説の重要性を反面から裏付けている[21]。

SCM 協定第 1 条は補助金の法的定義を明文化したが、補助金概念を支える二つの重要構成要素、つまり、「資金面での貢献」と「利益」は不明確なままであった。SCM 協定において「資金面での貢献」の定義は規定されていないが、具体的項目が列挙されたため、一応の判断基準が認められる。したがって、「利益」存否の判断基準は補助金の定義の解釈を明確化させる上で鍵を握る課題となった。

幸にして、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性をめぐる紛争が WTO の紛争解決機関に持ち込まれる前に、カナダ航空機補助金事件で補助金の定義の解釈論が重要な争点と

---

20 財政負担説は、政府の財政収入の損失分（間違いなく被交付企業の利益になる）だけを補助金と認める考え方である。EC は、財政負担説で補助金の政府への返却を説明しようとすれば、「政府の蒙った財政損失（国有企業の受けた補助金）が取り戻された」という反対解釈をするしかないだろう。しかし、「取り戻された」という返却のプロセスを如何にして説明するかが問題となる。イギリスを始めとする欧州各国の政府は民営化を市場メカニズム、つまり売却という手段を通して行った以上、EC には、「返却」という結論を「売却」というプロセスと結び付ける工夫が必要であった。EC が財政負担説をとる立場に徹底して、原補助金の存在を否定することは可能であっただろうか。第 1 章で論じたとおり、1986 年以前に国有企業に交付された補助金は、財政負担説で判断したとしても補助金を構成することには問題はなかった。例えば、倒産寸前に陥って立ち直る見通しがほとんどない企業に投資した資金は贈与と同然のもので、政府が財政損失を蒙ることが明らかであったからである。

21 1994 年特殊鋼相殺関税事件は、1947 年 GATT と 1979 年補助金協定における補助金の法的定義の欠如状況下で発生したものである。EC は SCM 協定の発効を待つことなく、1979 年補助金協定のもとでさえ受益者利益説を主張した。しかし、1979 年補助金協定のもとでは明確な法的根拠がなかったため、完全返却論の確立は困難であった。アメリカの国内司法審査を見ても、受益者利益説を法典化した URAA 以前の相殺関税法規定が曖昧不明なため、CIT と CAFC は補助金残留論を退けて、完全返却論を是認することはできず、URAA の発効を待って初めて明確な法的判断を下すことができた。

して取り上げられ、歴史的懸案となっていた受益者利益説と財政負担説の対立に決着が付けられていた。カナダ航空機補助金事件の最大の貢献は、補助金の存否は政府の行う「資金面での貢献」を市場基準で判断し、企業がかかる「資金面での貢献」によって市場基準を超過した利益を得ているなら補助金は存在すると判断され、逆に市場条件を超過した利益を得ていなければ補助金の存在は認められない、と明確な形で受益者利益説を確立したことである[22]。1999 年特殊鋼相殺関税事件で、EC は、受益者利益説の解釈論を的確に援用し、原補助金の民営化企業内残留を否定すると同時に完全返却論の論証に成功した。問題となる民営化の内容が国有企業の財産の売却である限り、1999 年特殊鋼相殺関税事件の先例的地位は確立されたと考えられる。

しかし、国有企業経営の深刻化及び民営化の潮流が到来以前に、財政負担説に確執して補助金政策を運用してきた EC が受益者利益説を選択したことは、過去の補助金政策から脱却するものと評価されると同時に、民営化企業の利益の保護という一時的、現実的な打算に過ぎないと疑われる側面を残した[23]。今後、民営化に伴う補助金残留問題だけではなく、補助金の国際的規律全般において、EC は受益者利益説を正面から受容しなければならない。

3. 受益者利益説と完全返却論

受益者利益説とは、補助金の源となる政府行為たる「資金面での貢献」が政府に財政負担（財政収入の流出）をもたらしたかどうかとは関係なく、かかる「資金面での貢献」を市場スタンダードで判断し、資金面での貢献によって、これを受け取った企業が市場において入手可能なもの以上の利益を得たか否かを基準に補助金の存否を決定するという考え

---

22 参照、第 5 章第 2 節。

23 EC の受益者利益説の選択が利己主義に誘導されたものと疑われる理由は、EC は自己利益にかなうときに限って受益者利益説を選択的に利用した点である。例えば、第 5 章で説明したとおり、カナダ補助金事件のときでさえ、EC はカナダと共同戦線を組んで財政負担説を側面から支持していた。なぜ EC がカナダの立場を支持したのか。その理由は、EC にとってブラジルを敗北させることが実益的であったからである。ブラジルの短距離輸送用民間航空機の主力企業である Embraer の市場占有率の飛躍的拡大（1995 年から）と同時に、イギリスの生産する同種の飛行機の販売が続落していた。カナダ補助金事件と 1999 年特殊鋼相殺関税事件の紛争処理は同時進行しなかったとはいえ、前後に大きな時間的ずれがないにもかかわらず、特殊鋼相殺関税事件で受益者利益説を主張した EC は、矛盾した立場で「両面作戦」を展開していたといえる。皮肉にも Embraer も民営化企業であった。参照、Stehmann（1999）, pp. 98 - 100.

方である。

受益者利益説は財政負担による市場基準を超えた利益の発生を当然に認めるほか、財政負担を発生させない一部の政府行為（資金面での貢献）から企業に市場基準を超過した利益をもたらすことを問題にしている。したがって、受益利益説にとって本質的に重要なのは、企業にもたらされる利益の存否を市場基準で判断することである。市場条件以上の利益の存在が決定されさえすれば補助金存在の判断は自然に導かれる。

EC は、受益者利益説を法的根拠に補助金返却論を展開する過程で、民営化企業に賦課する相殺関税の背景にある補助金被交付国有企業の民営化という複雑化な事実を尊重した。補助金残留論が常に民営化事実を迂回するという消極的な姿勢と比較して、EC は、原補助金は民営化企業に残留しないことを論証する上で、民営化を第一次的客観的事実として捉え、民営化が民営化企業に市場条件を超過した利益をもたらしていないこと、つまり、民営化によって原補助金が返却されたことを論証した方法論は支持されるべきである。

4. 独立当事者間取引と完全返却論

EC は、民営化が民営化企業に市場条件以上の利益をもたらしていないこと、つまり、民営化企業に補助金が存在しないことを論証する上で、民営化が公正な市場価格を反映する独立当事者間取引によって達成されたという客観的事実を決定的証拠にしたことは批判される余地はほとんどない。

独立当事者間取引の要旨と法的意義について簡潔に振り返ると、独立当事者間取引は無関係な主体同士が自己利益を最大化する目的で取引に参加したことを意味し、その法的な意義は、売買の当事者間で取引対象物の市場価格が成立し、買収者が売却者に公正な市場価格を支払って、取引対象物を入手したことが法的に認められる、という点である。

EC は、独立当事者間取引は取引対象物の公正な市場価格を反映するという国内法の原則を民営化と錯綜する相殺関税問題に適用し、政府と民間投資家との間で国有企業の財産、政府保有株式などを対象とする売買取引が成立した結果、民間投資家が政府に取引対象物の公正な市場価格を支払ったことを、説得的に論証した。つまり、民営化企業の投資家（所有者）は政府に市場価格を支払って取引対象物（企業の財産、政府保有株式）を買収したこと、市場価格を基準に判断する以上、民営化企業（民間投資家含めて）は市場条件を超過する利益を受けていないと明快に説明している。

アメリカは、独立当事者間取引は取引対象物の市場価格を反映するという国内法上の一

般原則を認めており、また、ほとんどの具体的事件において、問題となる民営化が独立当事者間取引によって達成されたという事実を争わなかった。CIT、CAFC 及び WTO の紛争解決機関のいずれも、公正な市場価格を反映する独立当事者間取引が完全返却論を裏付ける有力な証拠となることを支持した。今後の補助金残留問題をめぐる紛争の法的解決にとって、この証拠は補助金残留論を覆す上で重要な機能を発揮し続けるであろう[24]。

5．民営化の内容と独立当事者間取引の証拠力

本論文で研究した全ての判例において、民営化の内容が如何なるものであろうと、EC は一貫して民営化が独立当事者間取引によって達成された以上、補助金返却と言う結論は必ず導かれなければならないと主張してきた[25]。しかし、アメリカは、民営化企業に賦課する相殺関税問題の最新動向を反映する EC 鉄鋼産品相殺関税事件で、会社とその所有者は完全に異なる存在であり、補助金は法主体である会社に交付されたものであるため、民営化によって国有企業の所有者だけが変更された場合、新しい民間所有者が公正な市場価格を支払って会社の所有権を獲得したとしても、会社に内在する補助金に如何なる影響ももたらすことなく、補助金は民営化企業に残留する、という会社と所有者相異論を展開した。当理論は、民営化自体を補助金と無関係な事項と見なし、民営化取引対象物に補助金が含まれないとしたことは、それまでと全く異なる性格のディフェンスである。これに対して、EC は、相殺関税問題の文脈において会社と所有者を分離する必要はなく、両者を結合させて考えるべきという反論を展開したが、本論文はこれをディフェンスとしてほとんど成立しない、と批判した[26]。

本論文は、民営化と錯綜する相殺関税の法的問題を解決する上で、独立当事者間取引の証拠力を民営化取引の対象物に補助金が含まれるケースに限定すべきだと考えてきた。つまり、補助金で具体化された国有企業の財産が売却されたとき、独立当事者間取引の証拠

24　しかし、CIT と CAFC は、問題となる所有権変更が独立当事者間取引で達成されたかどうかを判断するとき、国有企業の民営化は民間企業同士の取引と同一視できない側面がありうると指摘していることから考えれば、アメリカの国内司法審査の場で民営化に伴う補助金残留問題を解決するとき、完全返却論者が更なる厳密な立証責任を要求されることが予想される。

25　特に、第 6 章第 2 節で取り上げた EC 鉄鋼産品相殺関税事件で、EC の独立当事者間取引の証拠力に対する過信が極端な程度に達した。簡単に言えば、補助金返却論の最大な欠点は、民営化の内容を分析せずに独立当時者間取引の証拠力を絶対化していることにある。

26　参照、第 6 章第 2 節。

が提示される以上、完全返却論の成立を認める。今日では、アメリカもこの点を明確に承認している。問題は、補助金の行方と無関係な民営化、つまり、アメリカの会社と所有者相異論を裏付できる具体的民営化が存在するかどうかである。本論文は、民営化が政府保有株式の売却によって達成された場合、株式の売却と国有企業の財産に内在する補助金とはそもそも無関係であり、かかる民営化の場合、独立当事者間取引は補助金返却を裏付ける証拠力を有しないと主張する。

第3節　補助金残留問題の解決方向

民営化企業に賦課する相殺関税の適法性をめぐる紛争は、法律論の核心的論点となる補助金の法的定義の受益者利益説による解釈論が明確な形で確立された後も依然と膠着の泥沼を脱出できない状態にある。その主要な原因について、EC は、民営化を具体的に分析することなく、民営化の独立当事者間取引による達成という証拠を絶対化し、あらゆる民営化の状況下で補助金返却論を主張する。他方、アメリカは、部分残留論が WTO 紛争処理機関[27]とアメリカ国内司法機関[28]の両方によって否定されたあと、実体同一論をディフェンスする４要素理論を撤回したが、その代わりに、会社と所有者相異論という形式論に終始し、依然民営化の具体的内容に即した補助金残留論を展開できていないため、完全返却論を説得させることに成功していない。したがって、民営化企業に賦課する相殺関税をめぐる紛争の当事者は、いずれも問題解決の糸口を見出していない。

さらに不思議なのは、WTO の紛争処理機関[29]と一部の CIT 判決[30]も、独立当事者間取引の証拠力を過信して、民営化の内容に全く目を向けない形で補助金残留論を退けて補助金返却論を支持している。

本論文は、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を究明するにあたって、国有企業の経営形態にまで踏込んだ上で、民営化を内容と方法[31]とに分けて分析する。さらに、民営

27　1999 年 12 月の小委員会報告の提出、2000 年 5 月の上級委員会報告の提出、及び 2000 年 6 月の両報告の採択。

28　CIT は早くも 1995 年の段階（Saarstahl 事件、BSC 事件）で部分残留論を否定している。CAFC は、2000 年 2 月 *Delverde III* の時始めて部分残留論を退ける。

29　WTO Panel Report (DS123).

30　2002 年 1 月から 3 月までの CIT 判決。

31　本論文では、民営化の独立当事者間取引による達成を民営化の方法と捉えている。補助金返却論は民営化の内容（本論文では売却の対象と捉えている）を分析せずに、達成方

化の内容の中から補助金の行方と関連するものと、そうではないものを識別する作業を行った上で法律論[32]と証拠論[33]を展開し、原補助金の行方を判断するアプローチこそが問題解決の方向である、と一貫して主張してきた。

民営化直前の国有企業の標準的経営形態は法人体企業であった[34]ことは事実であり、法人体企業はさらに公共体形態国有企業[35]と株式会社形態国有企業[36]と具体的に分かれていたことも事実である。今日では、国有企業の経営形態と関係なく、国有企業財産の売却による民営化の場合、原補助金は完全返却されるという結論に異議を挟むものはもはや存在しない。したがって、紛争解決の方向を模索する作業も、政府が国有企業の所有権を民間投資家に譲る場合の原補助金の行方を検討することに絞られるべきであると考える。

国有企業の民営化後の理想的な経営形態が基本的に民間所有を主導とした株式会社になることは紛れもない事実である。この意味で、株式会社形態国有企業の民営化は公共体形態国有企業の民営化より、手続的作業が一部省かれることになる[37]。すなわち、政府保有株式を売却するだけで民営化が達成されうる。

しかし、公共体形態国有企業の民営化は公法によって設立されたため、これを民営化するには私法（商法）に基づいて株式会社に転換することは不可欠な一歩となる。完全民営化を実現するには、さらに政府保有株式を民間投資家に売却することが必要とされる。政府保有株式の売却という事実だけに着目した場合、両者は全く同じであるが、国有企業の原補助金の行方に関する判断は簡単ではない。結論を先に述べれば、株式会社形態国有企業の民営化の結果は補助金残留論になるが、公共体形態国有企業の民営化の場合、補助金返却論が導かれる余地が残っている、ということである。

それでは、まず、なぜ株式会社形態国有企業の政府保有株式の売却による民営化の場合は、補助金残留論という結論が導かれるのか。以下の概念を分析しながら理論的に説明す

法（条件と言っているが）だけに着目して議論を進めている。

32　補助金の定義に関する受益者利益説による解釈論。

33　民営化の独立当事者間取引による達成という証拠の有効性。

34　参照、第１章第１節。

35　典型はイギリスである。

36　典型はフランス、イタリア、ドイツなどである。

37　政府は株式会社形態国有企業を解散して、改めて最初から株式会社を設立することも理論的に可能であるが、それを行ったとしても、事実上会社設立作業の重複に過ぎないことなる。

る[38]。

株式会社形態国有企業と民間株式会社は、同じ商法の規定する株式会社の法的要件を充たして設立されたものである以上、本質的に同じであると考えられる。異なるのは、株式の所有者が政府なのか、民間投資家なのかという点だけである。

株式会社とは、出資者（社員、株主、投資家とも言う）が所有しようとする株式の引受価額（投資家が約束した投資金額）を限度とする出資義務を負う[39]にとどまり、会社の債権者に対して直接返済責任を負わない会社である。補助金問題を考える上で、株式会社を理解するポイントは次のとおりである。

まず、株主の有限責任の意味合いである。有限責任とは、株主が約束した出資金額を実際に会社に払い込めば、会社が倒産してもすでに出資した金額以上の資金を犠牲にしてまで、会社債権者を救済する義務を負わなくてもよいということである[40]。つまり、引受価額を限度として責任を負うということである。逆に考えれば、会社が倒産して出資金額が回収不能になっても、法律上回収不能となった出資金額を取り戻す権利を主張する余地はなく、投下資本の回収を諦めなければならないということである[41]。この原則によって、株式会社（財産が基本になる）が株主から完全に独立した人格（法人格）を有することになる。会社の立場から考えれば、会社財産は会社所有者（株主）から完全に独立されたものとなる。補助金はこの法主体（会社）の有する独立財産に内在するものである。

次に、株式会社を理解する上で、株式という概念を理論的に理解することが決定的に重要である。簡単に言えば、株式はそれを所有する株主（社員、投資家、つまり会社にお金を出した人）の会社に対してもつ法律上の地位[42]のことである。有限責任という概念の重

38　株式会社と株式という基本概念に関する理解は商法学だけではなく、経営学、経済学の理解も一致している。参照、足立（1998）、3 頁。阪野（1996）、61 - 63 頁。小椋（1998）、75 - 77 頁。

39　約束とおり実際にお金（引受価額）を出す義務。参照、加藤（1994）、112 - 122 頁。白川（1991）、28 - 37 頁。貞松（1994）、1 - 3 頁。

40　会社債権者の担保となるのは株主が払い込んだ資金をベースとする財産である。参照、

41　株式会社に投資するものはこの点を覚悟した上で意思決定をしているはず。参照、坂田（1999）、104 頁。竹内（2001）、88 頁。河本（1994）、35 頁。

42 この地位（権利義務の融合体）は、株主が会社に出資したことを代価に得たものであり、この地位を有する最大の意味を単純化すれば、会社に対して利益（配当）を請求できることである。株式（この地位を具体的に表現するのが株券である）を会社に返却して最初に投資したお金を払い戻してもらうことは法律上許されないため、この地位を止めたかったら、株主はこの地位（株式）をほしがる他のものに売るしかない。参照、脚注 39、40、42 の文献。

みは株主と会社とを分離するほうに置かれているが、株式という概念の主旨は会社と株主の繋がりを強調する。株式という株主の地位は均等に細分化された[43]割合的単位[44]で表されている。以上の分析から、株式会社そのものと株主は、完全に別々な存在[45]であることが理解できる[46]。

それでは、補助金と株式会社の株主の地位（株式）とどのような関係にあるのかを考察しよう。株主が出資義務を履行したあと、払い込まれた資金によって会社の財産的基盤が確立するであろう。鉄鋼産業の場合、会社に機関（取締役会など）の指揮監督のもとで、経営者は株主の支払った資金を利用して、製鉄施設、工場、原材料を購入し、さらに会社の雇った労働者を管理して操業を始めるであろう。経営者と労働者のような会社の人的要素を取り除いた後、会社に財産だけが残ることは明らかである。

政府の補助金交付の目的を考えると、補助金は基本的に会社の財産を構成することになる。例えば、会社の生産施設の技術能力の増強を図るために交付された補助金は、高性能の機械設備の購入に使用されるであろう。ここで、会社に交付される補助金は会社の財産的基盤の一部を構成することになる。民営化企業に賦課する相殺関税の是非をめぐる紛争

43　例えば、1株は500円を出資したことを意味すると決定すれば、発行した株式を一律に500円にするだろう。1株500円の株式と1株600円の株式が同時に存在すると、同じ1の株式から発生する権利（地位の強さ）は紛らわしくなるだろう。

44　1株は1議決権を意味し、利益配当、（会社解散、清算時の）残余財産も株の数に応じて分配される。株主の持っている株式の数によって権利の割合が決められるので、株主の会社に対する割合的地位と言われる。例えば、10万株を発行した株式会社の株を1株しか持っていない株主は、10万分の1の割合で会社の利益分配を請求できることを意味する。

45　別々な存在とは、あくまでも会社と株主の権利義務が分離された領域があることを意味し、会社（法人）と株主との関係は完全に切断されたという絶対化した意味ではない。例えば、株式会社と株主とが関連性を有する側面として、会社の収益性と株主の利益の一致がある。必ず分離される領域として、例えば、会社の納税義務、会社の債務は、会社の株主に及ばない。税務署は株主の株式収益によって支払うべき所得税を、会社に請求できないであろう。相殺関税の相殺対象となるのは会社である。株式会社の株主ではない。株主の変更は相殺関税から逃れる理由にならないであろう。

46　ちなみに、株式会社形態国有企業の貸借対照表（バランスシート）から見る株式と補助金の関係次のとおりである。資産＝調達資金、補助金はコスト払わずに取得した財産。

資　産	調達資金
建　物	銀行借入金（負債）
機械設	社債（負債）
原材料	株主の出資（自己資本）＝株式（株主政府が所有）
事務用設備	資本準備金（自己資本）
郵便貯金と金庫	利益準備金（自己資本）
補助金	

において、補助金残留論が主張する国有企業の鉄鋼施設の耐用年数の理論そのものに対して補助金返却論が異議を挟まないこともこの点を裏付けている。

会社は機械施設を購入する資金を民間投資家から調達[47]しようとすれば、資本コストを資金提供者に支払う約束をしなければならない。政府が補助金（返済を求めない資金）を企業に交付する形で、機械施設を購入する目的が達成された場合、会社は資本コストを払わずに操業することになる。このような状況下で、会社とは別人格である株主が、株式の売買によって交替したとしても、会社の財務構造に如何なる変更（財産の増減など）ももたらすことなく、会社は操業を続けることができよう。株主の変更は、すでに株式を有する株主が他のものに株主の地位を譲ることを意味する。つまり、株式を手に入れた代価（引受価額）を、株式を買う相手（新株主）から回収することになる。この場合、株式の売買価格は会社の収益性に左右されるが、補助金まで含めて返却する効果を有すると考えることはできない。株式会社の補助金が株式の売買の際、好材料となってそれなりに株価が高く付くから、補助金は新株主によって元の株主に返却されるという発想はあくまでも仮説にすぎないといえよう。補助金交付と会社の収益性は必然的に正比例に連動するものではないし、株価の評価の主要指標となる会社の収益性を影響する要素は他にも多く存在するからである。言うまでもなく、新株主は補助金交付された会社の株主になることによって、補助金の恩恵を間接的に受けていると考えられるが、また逆も可能である。例えば、補助金交付を受けた会社の株式を購入することによって、会社が相殺関税を賦課されることが株式の価格に悪影響を与えるなら、株式の価格が下落するであろう[48]。

株式会社形態国有企業も株式会社である限り、株式の売買と補助金の関係を考える上で、以上のように理解することは無難であるといえよう。民間投資家（個人と機関を訪わず）が株式を保有するのと対照的に、政府が株式を完全に持っているという面で異なるだけである。国有企業の経営形態として株式会社制度が導入された理由は、株式会社の有する株主（政府）と会社（国有企業）との権利義務の完全分離を図って、企業に自主性（株主である政府の管理からの脱却）を持たせて、経営を立て直すことにあったであろう。

ところで、なぜ公共体形態国有企業を株式会社化した上で、政府保有株式を売却する場合は、株式形態国有企業の政府保有株式の売却が原補助金にほとんど影響を与えないとい

47　色々な資金調達のルートがありうる。銀行からの借入、社債発行、新株発行など。
48　ここで議論する補助金と株価の関係は純粋に推測的なものである。

う結論（残留）と反対の結論が得られるであろうか。その理論的根拠を説明しなければならない。

公共体形態国有企業を株式会社化するということは、国有企業の財産を基盤（現物出資）に株式会社を設立するということを意味する。株式会社の設立は少なくとも二つのことを意味する。一つは、法的に要求される様々な手続をこなして法人格を形成する過程である[49]。もう一つは、株式会社の営業活動を遂行する上で必須の財産的基盤（会社債権者に対して唯一引当となるもの）を構成する出資を、株主が確実に履行することである。

ゼロから資金を調達して設立される株式会社の設立と比較して、公共体国有企業を株式会社化することの有する特徴は、会社設立に必要な出資：民営化を待つ国有企業の財産（現物）が用意されており、ただ財産評価と株式発行の手続を履行するだけで済むことである。補助金の行方を考える上で、決定的に重要なのは、国有企業の財産の一部を構成する補助金による財産を発行する株式に反映させたかどうかである。

国有企業の財産＋補助金で具体化された財産＝国有企業の全財産という式が成立することを前提とすれば、国有企業の全財産を評価対象とする発行[50]株式数は、必ず補助金で具体化された財産を株式評価対象から除いた財産を評価対象として発行した株式数より多くなる。例えば、国有企業の財産が 10000 円あるとし、さらに補助金で具体化された財産が 2000 円あるとする。12000 円を評価対象に発行する株の数は必ず 10000 円を評価対象に発行した株式の数より多くなるはずである[51]。公共体国有企業の全財産を評価してそれに相当する株式が発行される形で株式会社の設立が完了した後、そもそも原補助金による財産が直接に株式と交換されたため補助金はもはや存在しないこととなり、政府が保有する株式（政府は補助金で具体化された財産を会社に支払うことを代価に入手した）を民間投資家に市場価格で売却したことは、元来の投資を新株主から回収することになる。

会社の側面から見れば、会社の財産となる株主の投資（国有企業の財産）を得るために、株式を政府に渡したため、補助金を得ていないことになる。しかし、政府が株式会社設立

49　例えば会社の定款の作成、商号の選定、会社登録など、会社の財産と直接関連しない手続的作業。

50　会社が政府の財産を引き受けて代わりに株式を渡すことを意味する。

51　株式の均等に細分化されるという性格を守る以上、1 株の発行価額をどのように設定しようとこの結論が得られる。例えば、1 株を 100 円で発行したとすると、12000 円では 120 株発行できるのに、10000 では 100 株しか発行できない。政府が補助金で具体化された財産を株式発行の対象に含めたなら 20 株を多く売ることによって、補助金を回収したことになる。

の際、原補助金で具体化された財産を株式発行の対象に組み入れず、現物を会社に渡すかわりにそれに相当する株式を求めなかったならば、補助金が残留することになるであろう。

補助金残留論は、現物（国有企業の財産）の公正な市場価格による評価及び評価対象に原補助金による財産の部分を組み入れたことを覆す証拠を提示しない限り、完全返却論を認めなければならないであろう。同じ理論的根拠に基づいて、株式会社形態国有企業の民営化の場合でも、原補助金で具体化された財産[52]を基盤に新たな株式を発行して、他の民間投資家に売却し、これによって回収される資金が民営化企業[53]ではなく政府に支払われたならば、補助金返却論の結論が得られることになる。本論文では、株式会社国有企業の政府保有株式だけを売却するかたちで民営化が達成された場合、完全残留論的結論が妥当であると主張している。

以上の分析を踏まえて、今後の民営化企業に賦課する相殺関税をめぐる貿易紛争を解決して行く上で参考となる基本的指針を示して見よう。

第1に、原補助金の行方（政府への返却かそれとも民営化企業内の残留）を判断する法的根拠として、アメリカの国内司法審査及びWTOの紛争処理の判例において受益者利益説による補助金の法的定義（URAAの補助金の定義とSCM協定の補助金定義は逐語的に同文化している）の解釈論が確立されているため、民営化企業に相殺関税を賦課する輸入国の相殺関税当局は、民営化取引をめぐる事実を厳密に検証し、民営化企業が民営化によって市場条件を超えた利益を得ているか否かを立証しなければならない。したがって、法律解釈論的に見て、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を判断する上で、これから解決を必要とする課題は基本的に存在しないと言える。

第2に、相殺関税被賦課側にとって、民営化企業が市場条件を超過した利益を得ていない、つまり、原補助金は返却されたと結論する上で、民営化が独立当事者間取引によって達成されたという証拠は依然重要であるが、しかし、原補助金で具体化された財産が民営化取引の対象に含まれない民営化もあるという事実（政府保有株式の売却）を素直に認めて、独立当事者間取引万能論を撤回しなければならない。

第3に、民営化前の国有企業の経営形態と無関係に、民営化の内容が単純な国有企業の

52　原補助金で具体化された財産の価額を商務省が知っているはず、しかも補助金返却論も認めている。

53　原補助金で具体化された財産を対象に発行した株式を売却して得た収入を会社が受取ったら、補助金が再び会社に戻ったことになるであろう。

財産の売却、あるいは企業の全財産の売却が行われた場合、輸入国の相殺関税当局が相殺関税被賦課側の行う独立当事者間取引による民営化の達成という立証結果を覆すことができない限り、民営化企業に相殺関税を賦課することは違法とされよう。

第4に、本来株式会社組織を有する国有企業の政府保有株式だけが売却され、株式を買取る新しい株主から政府が出資した資本を回収して、国有企業の所有権を譲るかたちで民営化が達成された場合、企業の財産の一部を構成する補助金の行方はそもそも企業の株式の売却並びに株主の変更と無関係であるため、原補助金は民営化企業に完全に残留することになり、相殺関税の賦課が法的に認められよう。かかる場合、独立当事者間取引の証拠は不要であり、なぜ政府保有株式の売却は補助金と無関係なのかについては相殺関税当局が立証責任を負う。アメリカは、会社と所有者相異論のような抽象的な議論ではなく、本論文で提示した株式会社に着目した具体的なディフェンスを展開するべきである。

第5に、公共体形態国有企業は補助金で具体化された財産を含めた企業の全財産を基盤に株式会社化（財産の評価と株式発行）された上で民営化が達成された場合、そもそも補助金が存在しない会社の民営化と同じく、民営化後の会社に補助金が残留するという問題はありえないだろう。しかし、注意すべき点は、株式会社化された国有企業の株式を個人投資家ではなく、機関投資家（企業）が買収した場合、株式売買の公正な市場価格が成立したか、否かは問題とされる。国有企業の株式を市場価格以下で買収した場合、買収企業は補助金を交付されたことになる。

第6に、株式会社組織を有する国有企業の民営化の場合であっても、発行済み株式と同時に、原補助金で具体化された企業の財産に基づいて新しい株式を発行した上で民営化を達成したならば、上記公共体形態国有企業の民営化と同じ結論が得られよう。

現在、欧州諸国の国有企業の民営化はかなり進んでいるが、展開開発途上国と市場経済移行国の民営化はこれから本格化を迎える段階にある。補助金残留問題をめぐる貿易紛争は、欧米間対立という単純な構図からさらに開発途上国と市場経済移行国を巻き込んだ複雑な構図に発展してきていることは事実である。今後の補助金残留問題をめぐる紛争の未然の防止、及び類似の紛争の同様な論点を一々重複議論することを避けて、確立した先例の価値を十分生かして問題の迅速な解決を図るために、現在進行中の WTO の貿易自由化交渉を利用して、SCM 協定を改善し、精緻化作業の一環として本論文で得た結論を明文化することを提案する。

付言

本論文の完成後も、WTO の紛争解決機関とアメリカの国内司法機関の両方において、民営化企業に賦課する相殺関税の適法性を解決する活動が続行している。とくに、本年9月末以降、CIT の司法審査のケースにおいて、問題となる民営化が株式会社形態国有企業の政府保有株式の売却によって達成された場合、商務省の会社と所有者相異論を支持する判例がみられ、本論文の提示した問題解決の方向に即した動向であると思われる。

参考文献

論文・単行本（日本語）

足立（1998）：足立辰雄・伊東健市『現代企業の基本問題』税務経理協会、1998 年
阿部（1997）：阿部克則「補助金規律と損害・因果関係要件」『国際関係論研究』第 11 号、1 - 37 頁、1997 年 3 月
石瀬（1988）：石瀬隆・広瀬一彦・結城栄三訳（M.B. クラス著）『新保護主義の本質 - 福祉国家と国際貿易』文真堂、1988 年
一瀬（1987）：一瀬智司・大島国雄・肥後和夫『公共企業論』有斐閣双書、1987 年
岩沢（1995）：岩沢雄司『WTO の紛争処理』三省堂、1995 年
尾上（1987）：尾上久雄・廣岡治哉・新田俊三編訳（Theo Thiemeyer and Guy Quaden 著）『民営化の世界的潮流』御茶の水書房、1987 年
小椋（1998）：小椋康宏・柿崎洋一『企業論』学文社、1998 年
小宮（1990）：小宮隆太郎・横堀恵一・中田哲夫『世界貿易体制』東洋経済新報社、1990 年
柿澤（1999）：柿澤昭宣『株式会社と現代資本主義の変貌』晃洋書房、1999 年
角野（1995）：角野信夫・生駒道弘編『現代株式会社と経営財務』文真堂、1995 年
加藤（1994）：加藤良三・池田尚志・吉田直『株式会社法の理論・1』中央経済社、1994 年
加美（1998）：加美和照『新訂会社法』勁倉書房、1998 年
川本（1998）：川本明『規制改革－競争と協調－』中公新書、1998 年
河本（1994）：河本一郎『現代会社法』商事法務研究会、1994 年
岸田（1994）：岸田雅雄『ゼミナール会社法』日本経済評論社、1994 年
岸田（2000）：岸田雅雄『会社法入門』日本経済新聞社、2000 年
許（1999）：許海株『中国国有企業改革の戦略的転換』晃洋書房、1999 年
国弘（1987）：国弘員人『企業形態論』泉文堂、1987 年
倉沢（1995）：倉沢康一郎・奥島孝康編『商法キーワード』有斐閣、1995 年
国際金融情報センター（1990）：国際金融情報センター『中南米諸国における産業民営化の動向』国際金融情報センター、1990 年
国際金融情報センター(1996)：国際金融情報センター『アフリカ諸国の構造調整と民営化』国際金融情報センター、1996 年
国際金融情報センター（1995）：国際金融情報センター『ラテンアメリカの国営・公営企業の民営化』国際金融情報センター、1995 年
国際法学会（1995）：国際法学会『国際関係法辞典』三省堂、1995 年
児玉（1998）：児玉克治「相殺関税・補助金条項」福島栄一監修『解説米国ウルグァイ・ラウンド協定法』貿易振興会、1998 年

小島（1994）：小島清『応用国際経済学－自由貿易体制－』文真堂、1994 年
小寺（1994）：小寺彰「補助金の基本的規律」松下満雄編『日本の補助金相殺関税制度に関する改正の検討』公正貿易センター、1994 年
小松（2000）：小松章『企業形態論』新世社、2000 年
佐竹（1990）：佐竹正夫「補助金の経済分析と GATT」『関税と貿易』1990.4、54 - 62 頁
佐竹（1991）：佐竹正夫「補助金と相殺関税の経済分析－完全競争モデル－」『商学討究』1991 年、第 41 巻第 4 号
阪野（1996）：阪野峯彦『現代企業総論』税務経理協会、1996 年
坂田（1999）：坂田桂三『現代会社法』中央経済社、1999 年
坂本（1995）：坂本左・安間昭雄『実例耐用年数総覧』税務研究会出版局、1995 年
貞松（1994）：貞松茂『株式会社支配の研究』ミネルヴァ書房、1994 年
佐藤（1985）：佐藤信吉『総合減価償却論』東洋経済、1985 年
佐藤（1992）：佐藤英夫訳（ジェームズ・ボバード著）『アメリカ貿易は公正か－知られざる保護主義の全貌－』日本経済新聞社、1992 年
白川（1991）：白川清『現代株式会社経済論』亜紀書房、1991 年
スティグリッツ（1997）：スティグリッツ『ミクロ経済学』東洋経済新報社、1997 年
高木（1997）：高木泰典『財務会計論』税務経理協会、1997 年
竹内（2001）：竹内昭夫著・弥永真生補訂『株式会社法講義』有斐閣、2001 年
田中（1998）：田中晋『西アフリカ主要国の民営化進捗状況と仏・マレーシア政府・企業のアプローチ実態調査』日本貿易振興会、1998 年
玉村（1982）：玉村博巳『現代の公企業と国有化』昭和堂、1982 年
玉村（1994）：玉村博己『民営化の国際比較』八千代出版、1994 年
玉村（1997）：玉村博己『転換期の民営化政策-フランスは成功したか?』晃洋書房、1997 年
津久井（1987）：津久井茂充訳（Robert E. Hudec 著）「米国内法におけるガットの地位」『関税と貿易』1987 年、3、4、5、6、7
津久井（1997）：津久井茂充『WTO とガット』日本関税協会、1997 年
辻（1981）：辻和夫『公共企業概論』昭和堂、1981 年
通商関係法研究会（1990）：通商関係法研究会『アメリカ EC 通商関係法実務必携』第一法規、1990 年
ティヴィー（1980）：遠山嘉博訳（Leonard J. Tivey 著）『イギリス産業の国有化』ミネルヴァ書房、1980 年
東条（1998）：東条吉純「相殺関税制度における対象補助金概念の範囲（上）（下）」『立教法学』49 号（1998 年）、91 - 123 頁、52 号（1999 年）、186 - 226 頁
遠山（1987）：遠山嘉博『現代公企業総論』東洋経済新聞社、1987 年
永井（2001）：永井和之『会社法』有斐閣、2001 年
中川（2001）：中川淳司「国内裁判所による国際法適用の限界－GATT/ WTO 協定の場合－」

『国際法外交雑誌』第 100 巻第 2 号、平成 13 年、91 - 124 頁
中村（1991）：中村太和『現代イギリス公企業論－国有化と民営化の対抗－』白桃書房、1991 年
中村（1996）：中村太和『民営化の政治経済学』日本経済評論社、1996 年
長尾（1989）：長尾悟・信田智人訳（I.M.デスラー・ジョン・S・オデル著）『反「保護主議」勢力』ジャパン タイムズ、1989 年
長浜（1994）：長浜洋一『株式会社法』有斐閣、1994 年
日本貿易振興会（1986）：日本貿易振興会『ブラジルの国営企業の民営化の状況』日本貿易振興会海外経済情報センター、1986 年
日本貿易振興会（1986）：日本貿易振興会『メキシコ、アルゼンチン、チリにおける国営企業の民営化の状況』日本貿易振興会海外経済情報センター、1986 年
野林（1988）：野林健『保護貿易の政治力学 - アメリカ鉄鋼業の事例研究 - 』勁草書房、1988 年
野林（1996）：野林健『管理貿易の政治経済学－米国の鉄鋼輸入レジーム：1959-1995 年－』有斐閣、1996 年
野村（1993）：野村宗訓『民営化政策と市場経済－イギリスにおける競争促進と政府介入』税務経理協会、1993 年
白（2001）：白巴根「SCM 協定における補助金の定義と輸出補助金の法的要件 - カナダの民間航空機輸出補助金事件を中心に - 」『国際政治経済学研究』第 7 号、2001 年 3 月、109 - 132 頁
橋本（2000）：橋本寿朗・中川淳司『規制緩和の政治経済学』有斐閣、2000 年
福島（1998）：福島栄一『解説米国ウルグァイ・ラウンド協定法』日本貿易振興会、1998 年
不公正貿易報告書（2000）：通商産業省通商政策局編『不公正貿易報告書－WTO 協定から見た主要国の貿易政策－』通商産業調査会、2000 年
不公正貿易報告書（2001）：経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書－WTO 協定から見た主要国の貿易政策－』経済産業調査会、2001 年
不公正貿易報告書(2002)：経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書－WTO 協定から見た主要国の貿易政策－』経済産業調査会、2002 年
法律用語辞典（1996）：『図解による法律用語辞典』自由国民者、1996 年
堀口（1997）：堀口亘『新会社法概論』三省堂、1997 年
堀坂（1998）：堀坂浩太郎・細野昭雄・長銀総合研究所編『ラテンアメリカの民営化論－先駆的経験と企業社会の変貌』日本評論社、1998 年
前田(2000)：前田庸『会社法入門』有斐閣、2000 年
増地（2000）増地昭男『企業形態研究』千倉書房、2000 年
松井（1994）：松井映孝「補助金額の計算方法」『日本の補助金相殺関税制度に関する改正の検討』国際貿易投資研究所、1994 年

松下（1989）：松下満雄監訳（トーマス・V・ヴェーカリックス他共著）『アメリカ通商法の解説』商事法務研究会、1989 年
松下（1990）：松下満雄監訳（ジョン・H・ジャクソン著）『世界貿易機構－ガット体制を再構築する－』東洋経済新聞社、1990 年
松下（2000）：松下満雄・清水章雄・中川淳司『ケースブック ガット・WTO 法』有斐閣、2000 年
松下（2001）松下満雄「米国の英国製鉄鋼製品に対する相殺関税措置」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査報告書 XI』公正貿易センター、2001 年
マンキュー（2000）：足立英之他訳（N. Gregory Mankiw 著）『マンキュー経済学 I ミクロ編』東洋経済新報社、2000 年
溝端(1995)：溝端佐登史『ロシア経済・経営システム研究』法律文化社、1995 年
宮里（1987）：宮里政玄訳（I.M.デスラー著）『貿易摩擦とアメリカ議会』日本経済新聞社、1987 年
森（1998）：森彰夫『ハンガリーにおける民営化の政治経済学』彩流社、1998 年
百済（1993）：百済勇『ドイツの民営化』共同通信社、1993 年
弥永（2000）：弥永真生『リーガルマインド会社法』有斐閣、2000 年
山岡（1998）：山岡洋一『国家対市場（上下）』日本経済新聞社、1998 年
山本（1995）：山本哲三『市場か政府か』日本経済評論社、1995 年
山本（2001）：山本哲三・山田弘監訳（OECD 編）『世界の規制改革』日本経済評論社、2001 年
山本（1995）：山本政一『公企業要論』千倉書房、1995 年
山本（1986）：山本秀雄『公企業論』日本評論社、1986 年
柳（1994）柳赫秀『ガット 19 条と国際通商法の機能』東京大学出版会、1994 年
柳（1990）：柳赫秀「国際通商法における「公正・不公正貿易の区分」レゾン・デートル（一）（二）」『エコノミア』第 40 巻第 4 号（1990 年）、35 - 45 頁、第 41 巻第 2 号（1990 年）、38 - 52 頁
龍谷大学（1994）：龍谷大学社会科学研究所市場経済研究会『旧東ドイツ地域の市場経済化・民営化の現状』、社会科学研究年報別冊シリーズ第 5 号、1994 年 3 月
ロシア・東欧・中国経済研究会（1992）：ロシア・東欧・中国経済研究会『旧ソ連，東欧，中国：市場経済化と民営化問題』日本貿易振興会海外経済情報センター、1992 年
ロシア東欧経済研究所（1995）：ロシア東欧経済研究所『ロシア・東欧諸国と民営化と私企業の台頭』ロシア東欧貿易会、1995 年
林（1999）：林毅夫『中国の国有企業の改革－市場原理によるコーポレート・ガバナンスの構築』日本評論社、1999 年

単行本（中国語）

劉（1998）：劉小玄『中国企業的民営化』中国経済出版社、1998 年

董（1997）：董輔祁主編『国有企業的路在何方－五十位経済学家論国有企業改革』経済科学出版社、1997 年

陳（1999）：陳佳貴主編『中国国有企業改革与発展研究』経済管理出版社、1999 年

論文・単行本(英語)

Alexander (1989) : Pieter Matthijs Alexander, "The Specificity Test Under U.S. Countervailing Duty Law" *Michigan Journal of International Law* v. 10 (1989) pp. 807-848

Appel (1998) : Hilary Beth Appel, *Mass Privatization in Post-Communist States: Ideas, Interests and Economic Regime Change* (University Microfilms International, 1998)

Bucholtz (1995) : Barbara Bucholtz, "Sawing off the Third Branch: Precluding Judicial Review of Antidumping and Countervailing Duty Assessments Under Free Trade Agreements" *Maryland Journal of International Law and Trade* v. 19 (1995) pp. 175-224

Broadman(1998) : Harry G. Broadman, *Case-by-Case Privatization in The Russian Federation: Lessons From International Experience* (World Bank, 1998)

Birch (2000) : Melissa H. Birch and Jerry Haar, *The Impact of Privatization in The Americas* (North-South Center Press, University of Miami, 2000)

Bello (1990) : Judith H. Bello, Alan F. Holmer and Barbara E. Tillman, "U.S. Trade Law and Policy Series No. 15. Anticircumvention Measures: Shifting the Gears of the Antidumping and Countervailing Duty Laws? " *The International Lawyer* v. 24 (1990) pp. 207-224

Bello (1992) : Judith H. Bello, Alan F. Holmer and Jeremy O. Preiss, "Searching for 'Bubbles of Capitalism': Application of the U.S. Antidumping and Countervailing Duty Laws to Reforming Nonmarket Economies" *The George Washington Journal of International Law and Economics* v. 25 (1992) pp. 665-719

Barshefsky(1988) : Charlene Barshefsky and Nancy B. Zucker, "Amendments to the Antidumping and Countervailing Duty Laws Under the Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988" *The North Carolina Journal of International Law and Commercial Regulation* v. 13 (1988) pp. 251-305

Cameron(1989) : Donald B. Cameron and Susan M. Crawford, "An Overview of the Antidumping and Countervailing Duty Amendments: a New Protectionism?" *Law and Policy in International Business* v. 20 (1989) pp. 471-499

Cannon(1991) : James R. Cannon, "Material Injury and the Business Cycle in Antidumping and Countervailing Duty Cases" *Boston College International and*

Comparative Law Review v. 14 (1991) pp. 53-75
Cass(1990) : Ronald A. Cass, "Recent Antidumping and Countervailing Duty Cases Involving the Republic of China: a Harbinger of Things to Come? "*Loyola of Los Angeles International and Comparative Law Journal* v. 13 (1990) pp. 10-26
Celasun (2001) : Merih Celasun, *State-Owned Enterprises in The Middle East and North Africa: Privatization, Performance and Reform* (Routledge, 2001)
Cornell(1994) : David S. DA Silva Cornell, "Maybe You Can Take It With You, After All: Subsidies and Privatization Under U.S. Countervailing Duty Law" *Law and Policy in International Business* v. 25 (1994), pp.1309–1334
Codevilla (1995) : David A. Codevilla, "Discouraging The Practice of What We Preach: Saarstahl I, Inland Steel and The Implementation of the Uruguay Round of GATT 1994" *George Mason Law Revive* v.3 (1995) pp. 435-472
Chen(2000) : Hong Yi Chen, *Institutional Transition of China's Township and Village Enterprises: Market Liberalization, Contractual Form Innovation and Privatization* (Ashgate, 2000)
Cunningham (2000) : Richard O. Cunningham, "Commentary on the First Five Years of the WTO Antidumping Agreement and Agreement on Subsidies and Countervailing Measures" *Law and Policy in International Business* v. 31 no3 (2000) pp. 897-905
Diamond (1989) : Richard Diamond, "Economic Foundation of Countervailing Duty Law" *Virginia Journal of International Law* v. 29 (1989 pp.767-812
Diamond (1990) : Richard Diamond, "A Search For Economic and Financial Principles in the Administration of United States Countervailing Duty Law" *Law and Policy in International Business*, v. 21 (1990) pp. 507-607
Dininio(1999) : Phyllis Dininio, *The Political Economy of East German Privatization* (Praeger, 1999)
Dunne (2001) : Julie Dunne, "Note and Comment: Delverde and The WTO'S British Steel Decision Foreshadow More Conflict Where The WTO Subsidies Agreement, Privatization, and United States Countervailing Duty Law Intersect" *American University International Law Review* v17 (2001), pp.79-130
Davey(1992) : William J Davey and John H. Jackson, "Reform of the Administrative Procedures Used in U.S. Antidumping and Countervailing Duty Cases" *Administrative Law Journal of the American University* v. 6 (1992) pp. 399-458
Eskridge(1990) : William N. Eskridge, "Dynamic Interpretation of Economic Regulatory Legislation Countervailing duty law" *Law and Policy in International Business* v. 21 (1990) pp. 663-698
Gastle(1994) : Charles M. Gastle and Jean-Gabriel Castel, "Should the North American

Free Trade Agreement Dispute Settlement Mechanism in Antidumping and Countervailing Duty Cases be Reformed in the light of Softwood Lumber III" *Law and Policy in International Business* v. 26 (1995) pp. 823-896

Giesze (1994) : Craig R. Giesze "Mexico's New Antidumping and Countervailing Duty System: Policy and Legal Implications, as well as Practical Business Risks and Realities, for United States Exporters to Mexico in the Era of the North American Free Trade Agreement" *St. Mary's Law Journal* v. 25 ('94) p. 885-1040

Goetz (1986) : Charles J. Goetz, Lloyd Granet and Warren F. Schwartz, "The Meaning of 'Subsidy' and 'Injury' in The Countervailing Duty Law" *International Review of Law and Economics*, v.6 (1986), pp.17-32

Goldberg(1992) : M. Roy. Goldberg, " When Unimportant is Interesting: the Negligible Import Exception to Cumulation in Antidumping and Countervailing Duty Investigations" *The George Washington Journal of International Law and Economics* v.25 (1992) pp. 721-736

Hoekman (2001) : Bernard M. Hoekman and Michel M. Kostecki *The political economy of the world trading system: the WTO and beyond* (Oxford University Press, 2001)

Holmer (1990) : Alan F. Holmer, Judith H. Bello and Patricia A. Zinski, "Closing the loopholes: 1988 Trade Act Amendments to the Antidumping and Countervailing Duty Laws" *Syracuse Journal of International Law and Commerce* v. 16 (1990) pp. 207-234

Hufbauer and Erb (1984) : Gary Clyde Hufbauer and Joanna Shelton Erb, *Subsidies in International Trade* (MIT Press,1984)

Horlick(1988) : Gary N. Horlick and Amanda F. DeBusk, "Commerce Procedures Under Existing and Proposed Antidumping Countervailing Duty Regulations" *The International Lawyer* v. 22 (1988) pp. 99-120

Jackson (1969) : John H. Jackson, *World trade and the law of GATT: A Legal Analysis of the General Agreement on Tariffs and Trade* (The Bobbs-Merrill, 1969)

Jackson(1997) : John H. Jackson, *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relation* (MIT Press, 1997)

Jackson (2000) : John H. Jackson, *The jurisprudence of GATT and the WTO: Insights on Treaty Law and Economic Relations* (Cambridge University Press, 2000)

Kagami (2000) : Mitsuhiro Kagami and Masatsugu Tsuji, *Privatization, Deregulation and Economic Efficiency: a Comparative Analysis of Asia, Europe and the Americas* (Edward Elgar, 2000)

Kaplan(1989) : Gilbert B. Kaplan, Susan Haggerty Kuhbach and Ronald K. Lorentzen, "Antidumping, Countervailing Duty, and National Security Provisions in the 1988 Trade Act" *The George Washington Journal of International Law and Economics* v. 22

(1989) pp. 553-637
Kennedy(1989) : Kevin C. Kennedy, " The Canadian and U.S. Responses to Subsidization of International Trade: Toward a Harmonized Countervailing Duty Legal Regime" *Law and Policy in International Business* v. 20 (1989) pp. 683-764
Knoll(1989) : Michael S. Knoll, "An Economic Approach to the Determination of Injury Under United States Antidumping and Countervailing Duty Law" *New York University Journal of International Law and Politics* v. 22 (1989) pp. 37-116
Krueger (1998) : Anne O. Krueger with the assistance of Chonira Aturupane , *The WTO as an International Organization* (University of Chicago Press, 1998)
Langbein(2000) : Stanley I. Langbein, "Income tax--U.S. foreign Sales Corporation Tax Practices--GATT Agreement on Subsidies and Countervailing Measures--GATT Agreement on Agriculture--Effect on Appeal of Failure to Raise Issue Before WTO Dispute Resolution Panel" *American Journal of International Law* v. 94 no 3 (2000) pp. 546- 5 55
Longley(1992) : Neil Longley, Terry Wu, " Mexican and U.S. Antidumping and Countervailing Duty Policies: Issues in the Free Trade Negotiations" *Law and Policy in International Business* v. 23 (1992) pp. 891-912
Lantz(1995) : Robert H. Lantz, "the Search for Consistency: Treatment of Nonmarket Economies in Transition Under United States Antidumping and Countervailing Duty Laws" *The American University Journal of International Law and Policy* v. 10 (1995) pp. 993-1073
Mabile(1992) : Michael P. Mabile "Regional Industry Analysis in Antidumping and Countervailing Duty Proceedings: the International Trade Commission's Evolving Approach" *Virginia Journal of International Law* v. 32 (1992) pp. 625-679
Mabile(1991) : Michael P. Mabile, "Import Relief--the U.S. Antidumping and Countervailing Duty Laws" *The Florida Bar Journal* v. 65 (1991) pp. 13-18
Madaj(1990) : Edwin J. Madaj, "Agency Investigation: Adjudication or Rulemaking? The ITC's Material Injury Determinations Under the Antidumping and Countervailing Duty Laws" *The North Carolina Journal of International Law and Commercial Regulation* v. 15 (1990) pp. 441-485
Madaj(1991) : Edwin J. Madaj and Charles H. Nalls, "Bifurcation Without Direction: the United States International Trade Commission and the Question of Petitioner Standing in Antidumping and Countervailing Duty Cases" *Law and Policy in International Business* v. 22 (1991) pp. 673-688
Major (1999) : Ivan Major, *Privatization and Economic Performance in Central and Eastern Europe: Lessons to be Learnt From Western Europe* (Edward Elgar, 1999)

Manzetti (2000) : Luigi Manzetti, *Regulatory Policy in Latin America: Post-Privatization Realities* (North South Center Press at the University of Miami, 2000)

Manzetti (1999) : Luigi Manzetti, *Privatization South American Style* (Oxford University Press, 1999)

Manganiello(1993) : Alexander Manganiello, "The Roles of the International Trade Administration and the International Trade" *Suffolk Transnational Law Journal* v. 16 (1993) pp. 571-592

Manganiello(1991) : Alexander Manganiello, "International Trade--Countervailing Duties--General Availability does not End Specificity Inquiry in Countervailing Duty Determinations--PPG Industries, Inc. v. United States, 928 F.2d 1568 (1991)" *Suffolk Transnational Law Journal* v. 16 (1992) pp. 319-332

McPherson(1993) : David M. McPherson, "Is the North American Free Trade Agreement Entitled to an Economically Rational Countervailing Duty Scheme?" *Boston University Law Review v.* 73 (1993) pp. 47-69

McDonough (1993) : Patrick J. McDonough, "Subsidies and Countervailing Measures" in *The GATT Uruguay Round: A Negotiating History 1986-1992* (Terence P. Stewart ed.1993) pp. 806-958

McLaughlin(1992) : Peter F. McLaughlin, " Mexico's Antidumping and Countervailing Duty Laws: Amenable to a Free Trade Agreement?" *Law and Policy in International Business* v. 23 (1992) pp. 1009-1044

Melnbrencis(1999) : Velta A. Melnbrencis, "Jurisdiction in Antidumping and Countervailing Duty Matters" *Federal Circuit Bar Journal* v. 9 no2 (1999) pp. 185-202

Moyer(1990) : Homer E. Moyer and Catherine Curtiss, "Solutions to U.S. Antidumping and Countervailing Duty Actions Against Latin American Companies" *The University of Miami Inter-American Law Review* v. 21 (1989/1990) pp. 473-493

Nellis (1999) : John Nellis, *Time to Rethink Privatization in Transition Economies?* (World Bank, 1999)

Oquendo(1995) : Angel R. Oquendo, "NAFTA's Procedural Narrow-mindedness: the Panel Review of Antidumping and Countervailing Duty Determinations Under Chapter Nineteen" *Connecticut Journal of International Law* v. 11 (1995) pp. 61-110

Petersmann (1997) : Ernst-Ulrich Petersmann *International Trade Law and the GATT/WTO Dispute Settlement System* (Kluwer Law International, 1997)

Powell(1996) : Stephen J. Powell and Elizabeth C. Seastrum, "Straight Talk about a Complex Issue: the U.S. Standard of Judicial Review of Antidumping and Countervailing Duty Determinations: an Important Challenge for NAFTA Panels" *Fordham International Law Journal* v. 19 (1996) pp. 1451-1463

Polevoy (1998) : Pamela L. Polevoy, "Privatization in Vietnam: The Next Step in Vietnam's Transition From a Nonmarket to a Market Economy" *Brook. J. INT'L L.* v.23 (1998), pp.887-894

Pirie (1988) : M. Pirie, *Privatization: Theory, Practice and Choice* (Hampshire, Wildwood House, 1988)

Palmeter(1993) : David. Palmeter and Gregory J. Spak, "Resolving Antidumping and Countervailing Duty Disputes: Defining GATT's Role in an Era of Increasing Conflict" *Law and Policy in International Business* v. 24 (1993) pp. 1145-1166

Powell(1990) : Stephen J. Powell, Craig R. Giesse, and Craig L. Jackson, "Current Administration of U.S. Antidumping and Countervailing Duty Laws: Implications for Prospective U.S.-Mexico Free Trade Talks" *Northwestern Journal of international law & Business* v. 11 (1990) pp. 177-256

Reif(1993) : Timothy M. Reif, "Coming of Age in Geneva: Guiding the GATT Dispute Settlement System on Review of Antidumping and Countervailing Duty Proceedings" *Law and Policy in International Business* v. 24 (1993) pp. 1185-1199

Rushford (1999) : David Rushford, "Subsidies and Privatization: Protectionism's Integral Role in United States Trade Law" *University of California, Davis*, v.32 (1999)pp.485-511

Redwood (1982) : J. Redwood and J. Hatch, *Controlling Public Industries* (Oxford, 1982)

Romero (1999) : Alicia Cebada Romero, "Antidumping, Countervailing Duties, and Safeguard Measures: Comparison Between the Agreements of the European Community and European Eastern Countries" *Arizona Journal of International and Comparative Law* v. 16 no2 (Spring 1999) pp. 437-479

Ragosta(1994) : John A. Ragosta and Howard M. Shanker, "Specificity of subsidy benefits in U.S. Department of Commerce countervailing duty determinations" *Law and Policy in International Business* v. 25 (1994) pp. 639-683

Shorin(1993) : Gregory D. Shorin, "Recent Court Decisions Concerning the Antidumping and Countervailing Duty Laws: a Forum for Debate" *Law and Policy in International Business* v. 25 (1993) pp. 131-146

Stewart(1999) : Terence P. Stewart, "Japan Economic Disputes: the Role of Antidumping and Countervailing Duty Laws" *Arizona Journal of International and Comparative Law* v. 16 no3 (1999) pp. 689-750

Simoneti (1999) : Marko Simoneti, Saul Estrin and Andreja Bohm, *The Governance of Privatization Funds: Experiences of the Czech Republic, Poland and Slovenia* (Edward Elgar, 1999)

Sykes (1989) : Alan O. Sykes, "Countervailing Duty Law: an Economic Perspective" *Columbia Law Review* v. 89 (1989) pp. 199-263

Sykes(1990) : Alan O. Sykes, "Second-best Countervailing Duty Policy: a Critique of the Entitlement Approach" *Law and Policy in International Business* v. 21 (1990) pp. 699-721

Sykes (1996) : Alan O. Sykes, "The Economics of Injury in Antidumping and Countervailing Duty Cases" *International Review of Law and Economics* v. 16 (1996) pp. 5-26

Seastrum (1995) : Elizabeth C. Seastrum and Priya. Alagiri, "Recent Developments in Antidumping and Countervailing Duty Cases" *Brooklyn Journal of International Law* v.20 (1995) pp. 503-528

Trebilcock(1990) : M. J. Trebilcock, "Is the Game Worth the Candle? Comments on A Search for Economic and Financial Principles in the Administration of U.S. Countervailing duty law" *Law and Policy in International Business* v. 21 (1990) pp. 723-737

Thuesen (2001) : Steven L. Thuesen, "Sustainable Production Agriculture in the Face of Foreign Commodity Dumping: Achieving Effective Antidumping and Countervailing Duty Determinations" *North Dakota Law Review* v. 77 no3 (2001) pp. 453-489

Verrill (1989) : Charles Owen, Jr. Verrill, John A. Hodges and Alan H. Price, "Analysis of the Dumping and Countervailing Duty Provisions in the Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988" *Brigham Young University Law Review* v. (1989) pp. 459-467

WTO(2000) : WTO Secretariat, *From GATT to the WTO : the multilateral trading system in the new millennium* , Kluwer Law International, 2000

White (1998) : Oliver Campbell White and Anita Bhatia, *Privatization in Africa* (World Bank, 1998)

4. アメリカ商務省の相殺関税決定

Lime From Mexico (1984) : *Lime From Mexico: Final Determination of Countervailing Duty*, 49 Fed. Reg.35672 (Dep't Commerce 1984)

Carbon Steel from Sweden (1985) : *Certain Carbon Steel Products from Sweden: Final Results of Countervailing Duty Determination*, 50 Fed. Reg. 41547 (Dep't Commerce 1985)

Lime From Mexico(1989) : *Lime From Mexico: Preliminary Results of Changed Circumstances Countervailing Duty Administrative Review*, 54 Fed. Reg. 1753(Dep't Commerce 1989) (no final determination made)

Carbon Steel Products from Sweden (1991) : *Certain Carbon Steel Products from Sweden: Preliminary Results of Countervailing Duty Administrative review*, 56 Fed. Reg. 19091(Dep't Commerce 1991)

Carbon Steel from Sweden (1991) : *Certain Carbon Steel Products from Sweden; Final Results of Countervailing Duty Administrative review*, 56 Fed. Reg. 47185 (Dep't Commerce 1991)

Steel Products from The United Kingdom (1992): *Certain Steel Products from The United Kingdom : Preliminary Affirmative Countervailing Duty Determination*, 57 Fed. Reg. 57735(Dep't Commerce 1992)

Carbon Steel Products From Brazil, France, Germany, and the United Kingdom (1992) : *Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products From Brazil, France, Germany, and the United Kingdom: Countervailing Duty Iinitiation Notice*, 57 Fed. Reg. 19884 (Dep't Commerce 1992)

Carbon Steel Products From Germany(1992): *Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products From Germany: Preliminary Affirmative Countervailing Duty Determination*, 57 Fed. Reg. 27914 (Dep't Commerce 1992)

Carbon Steel From The United Kingdom(1993): *Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products From The United Kingdom : Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 6237(Dep't Commerce 1993)

Carbon Steel From France (1993): *Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from France: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 6211(Dep't Commerce 1993)

Carbon Steel From Germany (1993) : *Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from Germany: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 6233 (Dep't Commerce 1993)

Steel Products From Austria(1993): *Certain Steel Products From Austria: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37217 (Dep't Commerce 1993)

Steel Products From Belgium (1993) : *Certain Steel Products from Belgium: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37237(Dep't Commerce 1993)

Steel Products from Brazil (1993) : *Certain Steel Products from Brazil: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37295(Dep't Commerce 1993)

Steel Products From Franc (1993) : *Certain Steel Products from Franc: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37304(Dep't Commerce

1993)
Steel Products from Germany(1993) : *Certain Steel Products from Germany: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37315(Dep't Commerce 1993)
Steel Products From Italy (1993) : *Certain Steel Products from Italy : Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37328(Dep't Commerce 1993)
Steel Products From Korea(1993): *Certain Steel Products from Korea: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37338(Dep't Commerce 1993)
Steel Products from Mexico (1993) : *Certain Steel Products from Mexico: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg.37352 (Dep't Commerce 1993)
Steel Products from New Zealand (1993) : *Certain Steel Flat Products from New Zealand: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37366(Dep't Commerce 1993)
Steel Products from Sweden (1993) : *Certain Steel Products from Sweden: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37385(Dep't Commerce 1993)
Steel Products From Spain (1993) : *Certain Steel Products from Spain: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37374(Dep't Commerce 1993)
Steel Products from the United Kingdom (1993) : *Certain Steel Products from The United Kingdom: Final Affirmative Countervailing Duty Determination*, 58 Fed. Reg. 37393(Dep't Commerce 1993)
Remand Determination (1993): Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from France: Remand Determination (Dep't Commerce 1993)
Remand Determination (1993): Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from Germany: Remand Determination (Dep't Commerce 1993)
Remand determination (1993) : *Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from the United Kingdom : Remand Determination* (Dep't Commerce 1993)
Countervailing Duty Order (1993): Certain Hot Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products From Germany, 58 Fed. Reg. 15325 (1993)
Pasta From Italy(1995) : *Certain Pasta From Italy : Preliminary Affirmative Countervailing Duty Determination*, 60 Fed. Reg.53741 (1995)
Pasta From Italy (1996) : *Certain Pasta From Italy: Final Affirmative countervailing Duty Determination*, 61 Fed. Reg. 30288 (June 14. 1996)
Carbon Steel Products from the United Kingdom(1996): *Final Results of Countervailing*

Duty Administrative Review: Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from the United Kingdom, 61 Fed. Reg. 58377(14 November 1996)

Carbon Steel Products from the United Kingdom(1997): *Results of Countervailing Duty Administrative Review: Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from the United Kingdom*, 62 Fed. Reg, 53306 (14 October 1997)

Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Sweden(1997): *Final Results of Countervailing Duty Administrative Review: Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Sweden*, Fed. Reg. 16551(7 April 1997)

Carbon Steel Products from the United Kingdom(1998): *Final Results of Countervailing Duty Administrative Review: Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from the United Kingdom*, 63 Fed. Reg. 18367 (15 April 1998)

Delverde Redetermination (1998): *Final Results of Redetermination Pursuant to Court Remand*, Delverde, SrL v. United States, Consol. Ct. 96-08-01997, Slip Op. 97-163(CIT Dec. 2, 1997)

Stainless Steel from France Italy and republic of Korea (1998): *Initiation of Countervailing Duty Investigation: Stainless Steel Sheet and Strip in Coils from France Italy and republic of Korea, 63 Fed. Reg. 37539 (July 13, 1998)*

Stainless Steel from France(1998): *Preliminary Affirmative Countervailing Duty Determination and Alignment of Final Countervailing Duty Determination With Final Antidumping Duty Determination*: Stainless Steel Sheet and Strip in Coils from France, *63 Fed. Reg. 63876 (November 17, 1998)*

Stain Less Steel from Belgium Italy the Republic of Korea and Republic of South Africa(1998): *Initiation of Countervailing Duty Investigation : Stain Less Steel from Belgium, Italy, the Republic of Korea ,and Republic of South Africa*,63 Fed. Reg. 23272(1998)

Stainless Steel in Plate Coils from Italy(1998) : *Preliminary Affirmative Countervailing Duty Determination and Alignment of Final Countervailing Duty Determination With Final Antidumping Duty Determination : Stainless Steel in Plate Coils From Italy*,63 Fed. Reg. 47246(1998)

Stainless Steel Wire Rod from Italy (1998) : Final Affirmative Countervailing Duty Determination : Stainless Steel Wire Rod from Italy, Fed. Reg.40474 (29 July 1998)

Stainless Steel from Sheet and Strip in Coils France (1999): *Final Affirmative Countervailing Duty Determination* : *Stainless Steel Sheet and Strip in Coils from France*, 64 Fed. Reg. 30774(1999)

Cut-to-length Steel from France Indonesia Italy and the Republic of Korea(1999): *Initiation of Countervailing Duty Investigation: Cut-to-length Steel from France,*

Indonesia ,Italy, and the Republic of Korea, 64 Fed. Reg. 12996(March 16, 1999)
Cut-to-length Steel Carbon-Quality Steel from France (1999) : Final Affirmative Countervailing Duty Determination : Cut-to-length Carbon-Quality Steel from France, 64 Fed. Reg. 73277(1999)
Stainless Steel Plate in Coils from Italy(1999) : Final Affirmative Countervailing Duty Determination : Stainless Steel Plate in Coils From Italy, 64 Fed. Reg, 15508(1999)
*Stainless Sheet and Strip in Coil from France (1999) : Final Affirmative Countervailing Duty Determination : Stainless Sheet and Strip in Coil from France,*64 Fed. Reg.30774 (8 June 1999)
*Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate from France (1999) : Final Affirmative Countervailing Duty Determination : Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate from France,*64 Fed. Reg.37277 (29 December 1999)
Stainless Sheet and Strip in Coil from Italy (1999) : Final Affirmative Countervailing Duty Determination : Stainless Sheet and Strip in Coil from Italy, Fed. Reg. 30624 (8 June 1999)
Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate from Italy (1999) : Final Affirmative Countervailing Duty Determination : Cut-to-Length Carbon Quality Steel Plate from Italy, 64 Fed. Reg. 37244 (29 December 1999)
Cut-to-Length Carbon Steel Products from the United Kingdom (1999) : Final Results of Countervailing Duty Administrative Review: Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products from the United Kingdom, 64 Fed. Reg. 46375(11 August 1999)
*Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Spain(2000) : Final Results of Countervailing Duty Administrative Review : Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Spain,*65 Fed. Reg.18307(April 2000)
Delverde Redetermination (2000) : Final Results of Redetermination Pursuant to Court Remand, Delverde, SrL v. United States Court No 96-08-01997 Remand Order (Ct. Int'l Trade September 27, 2000)
ILVA Redetermination (2000) : Final Results of Redetermination Pursuant to Court Remand, Ilva Lamtere E Tubi S.R.L. and Ilva S.P.A., v. . United StatesCourt No 00-03-00127 Remand Order (Ct. Int'l Trade August 30, 2000)
Allegheny Redetermination (2000) : Final Results of Redetermination Pursuant to Court Remand, Allegheny Ludlum Corp., ET AL., v. United States Court No 99-09-00566 Remand Order (Ct. Int'l Trade August 15 , 2000)
AST Redetermination (2000) : Final Results of Redetermination Pursuant to Court Remand, Acciai Speciali Terni S. p.A. v. . United States Court No 99-06-00364 Remand Order (Ct. Int'l Trade August 14, 2000)

GTS Redetermination(2000) : *Final Results of Redetermination Pursuant to Court Remand,* Allegheny Ludlum Corp., ET AL., v. United States Court No 99-09-00566 Remand Order (Ct. Int'l Trade August 24, 2000)

Grain Oriented Electrical Steel from Italy(2000) : *Final Results of Countervailing Duty Administrative Review: Grain Oriented Electrical Steel from Italy,* 65 Fed. Reg.41950 (7 July 2000)

Cut-to-Length Carbon Steel Plate from the United Kingdom (2000) : *Final Results Definitive of Sunset Review: Cut-to-Length Carbon Steel Plate from the United Kingdom,* 65 Fed. Reg. 18309(7April 2000)

Corrosion-resistant Carbon Steel Flat Products from France(2000) : *Final Results Definitive of Sunset Review: Corrosion-resistant Carbon Steel Flat Products from France,* 65 Fed. Reg.18307 (7 April 2000)

Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Germany(2000) : *Final Definitive Results of Sunset Review: Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Germany,* 65 Fed. Reg.47407 (2 August 2000)

Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Spain (2000) : *Final Definitive Results of Sunset Review: Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Spain,* 65 Fed. Reg.18307 (7 April 2000).

5. CIT・CAFC の判決

Saarstahl I : Saarstahl, AG v. United States, 858 F. Supp.187. (Ct. Int'l Trade June 7, 1994).

Inland Steel I: Inland Steel Bar CO, v. United States, 18 C.I.T. 536; 858 F. Supp. 179(Ct. Intl. Trade 1994)

British Steel I : British Steel PLC v. United States, 19 C.I.T. 176; 879 F. Supp. 1254(Ct. Intl Trade 1995)

Saarstahl II : United States Court of Appeals for the Federal Circuit: Saarstahl AG, v. United States, 78F. 3d 1539(Ct. Intl. Trade March 12, 1996)

British Steel II : British Steel PLC, v. United States, 20 C.I.T. 394, 924 F. Supp. 139 (Ct. Intl. Trade 1996)

British Steel III : British Steel PLC, v. United States, 127 F. 3d 1471(United States Court of Appeals for the Federal Circuit)(October 24, 1997)

Delvrede I : Delverde, SrL v. United States, C.I.T.1294; 989 F. Supp. 218 (Ct. Int'l trade 1997)

Delverde II : Delverde, SrL v. United States, 24F.Supp.2d 314(Ct. Int'l trade 1998)

Delverde III: Court of Appeals for the Federal Circuit: Delverde, SRL and Delverde USA,

INC., v. United States, 202 F. 3d 1360; 2000 U.S. App. (February 2, 2000)

Allegheny (2002): Allegheny Ludlum Corp., ET AL., v. United States (Ct. Int'l Trade Jan 4, 2002) Court No 99-09-00566

GTS (2002): GTS Industies S.A., v. United States (Ct. Int'l Trade Jan 4, 2002) Court No 00-03-00118

AST I (2002): Acciai Speciali Terni S. p.A. v. . United States (Ct. Int'l Trade Feb 1, 2002) Court No 99-06-00364

Ilva(2002): Ilva Lamtere E Tubi S.R.L. and Ilva S.P.A., v. United States (Ct. Int'l Trade Mar 29, 2002) Court No 00-03-00127

AST(2002): Acciali Speciali Terni S.p.A.,et al., v. United States (Ct. Int'l Trade Jun 4,2002) Court No 01-00051

6. GATT・WTO 紛争解決機関の報告

GATT Panel Report(SCM185): Committee on Subsidies and Countervailing Measures, United States-Imposition of Countervailing Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in France, Germany and The United Kingdom , Report of Panel, SCM/185, 15 November 1994

/WTO Panel Report(DS22): World Trade Organization, Brazil - Measures Affecting Desiccated Coconut , Report of Panel, WT/DS22/R, 17 October 1996

WTO AB Report (DS22): World Trade Organization, Brazil - Measures Affecting Desiccated Coconut , Report of the Appellate Body, WT/DS22AB/R, February 1997

WTO Panel Report (DS46): World Trade organization, Brazil - Export Financing Programme For Aircraft, Report of the Appellate Body, WT/DS46/R 14 April 1999

WTO AB Report(DS46): World Trade Organization, Brazil- Export Financing Programme For Aircraft, Report of the Appellate Body,WT/DS46/AB/R, 2 August 1999

WTO Panel Report (DS54,55,59,64): World Trade Organization, Indonesia - Certain Measures Affecting The Automobile Industry, Report Of The Panel, WT/DS54/R, WT/DS55/R, WT/DS59/R WT/DS64/R, 2 July 1998

WTO Panel Report(DS70): World Trade Organization, Canada-Measures Affecting The Export of Civilian Aircraft, Report of the Panel, WT/DS70/R, 14 April 1999

WTO AB Report (DS70): World Trade Organization, Canada-Measures Affecting The Export Of Civilian Aircraft, Repot of the Appellate Body, WT/DS70/AB/R, 2 August 1999

WTO Panel Report(DS103,113): World Trade Organization, Canada - Measures Affecting the Importation of Milk and the Exportation of Dairy Products, Report of the Panel, WT/DS103/R, WT/DS113/R,17 May 1999

WTO Panel Report (DS108): World Trade Organization, United States- Tax Treatment

For "Foreign Sales Corporations", Report of The Panel, WT/DS108/R,8 October 1999
WTO AB Report (DS108) : World Trade Organization, United States- Tax Treatment For "Foreign Sales Corporations", Report of the Appellate Body, WT/DS108/AB/R, 24 February 2000
WTO AB Report (DS113) : World Trade Organization, Canada-Measures Affecting The Importation Of Milk And The Exportation of Dairy Products, Report of the Appellate Body , WT/DS103/AB/R, WT/DS113/AB/R, 13 October 1999
WTO Panel Report (DS126) : World Trade Organization, Australia- Subsidies Provided To Producers And Exporters Of Automotive Leather, Report Of The Panel, WT/DS126/R, 25 May 1999
WTO Panel Report(DS138) : World Trade Organization, United States-Imposition of Countervailing Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in The United Kingdom , Report of Panel, WT/DS138/R, 23 December 1999
WTO AB Report (DS138) : World Trade Organization, United States-Imposition of Countervailing Duties on Certain Hot-Rolled Lead and Bismuth Carbon Steel Products Originating in The United Kingdom, Report of the Appellate Body, WT/DS138/AB/R, 10 May 2000
WTO AB Report (DS142) : Canada – Certain Measures Affecting The Automotive Industry, Report of the Appellate Body, WT/DS142/AB/R 31 May 2000
WTO Panel Report (DS139,142) : World Trade Organization, Canada- Certain Measures Affecting The Automotive Industry, Report of the Appellate Body,WT/DS139/AB/R, WT/DS142/AB/R, 31 May 2000
WTO Panel Report(DS194) : World Trade Organization, United States – Measures Treating Exports Restraints As Subsidies, Report of the Panel, WT/DS194/R, 2 August 2001
WTO Panel Report(DS212) : United States - Countervailing Measures Concerning Certain Products from the European Communities, Report of the Panel, WT/DS212/R, 31 July 2002
WTO Panel Report(DS222) : World Trade Organization, Canada- Export Credits And Loan Guarantees For Regional Aircraft, Report of the Panel WT/DS212/R,28 January 2002